

令和6年第1回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 工藤夕介

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	3
○欠席委員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局出席職員の職氏名	3

1日目 令和6年3月13日（水）

開会	4
開議・審査方法	4
○長谷川章悦委員（自民クラブ）	4
1 花岡プラザの工事について	4
2 浪岡地区A I デマンド交通運行実証実験の事業内容及び 今後のスケジュールについて	6
3 青森市浪岡細野山の家について	7
4 地域おこし協力隊について	9
5 合併処理浄化槽設置促進事業について	10
6 スポーツ振興について	11
○万徳なお子委員（日本共産党）	13
1 十和田深持風力発電事業と観光事業について	13
2 青森開港400年について	16
3 1人1台端末について	18
4 特別養護老人ホームなどの入所待機者の現状について	20
5 健康保険証廃止後の資格確認書の交付について	21
6 セントラルパーク内の公募対象公園施設について	25
休憩	27
再開	28
○小倉尚裕委員（創青会）	28
1 スマート農業について	28
2 デマンド交通について	33
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	42
1 歳入（諸収入）について	42
2 急病センターについて	43
3 市街地再開発について	44
○工藤夕介委員（公明党）	45

1	漁港整備事業について	45
2	漁業災害経営資金融資に対する利子補給について	46
○	小熊ひと美委員（立憲民主・社民）	47
1	地球温暖化対策推進事業について	47
2	町会活動支援事業について	48
3	民生委員児童委員活動事業について	49
4	ほのぼのコミュニティ21推進事業について	51
5	猫の不妊・去勢手術費補助事業及び犬・猫等一時預かり ボランティア事業について	52
休憩		55
再開		55
○	赤平勇人委員（日本共産党）	55
1	廃校の利用について	55
2	鳥獣対策について	58
3	防災（流域治水・学校避難所）について	61
4	子育て支援について	64
5	広報あおもりについて	69
散会		72
2日目 令和6年3月14日(木)		
開議		73
○	舘山義也委員（創青会）	73
1	スポーツ施設機能整備事業について	74
2	スイミング支援事業について	75
3	青森ねぶた祭活性化事業について	77
○	竹山美虎委員（市民クラブ）	82
1	新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業について	82
2	福祉館改築事業について	84
3	除排雪対策事業について	85
4	庁舎等整備事業について	86
○	軽米智雅子委員（公明党）	87
1	道路補修について	87
2	子育て支援について	90
3	介護予防について	92
4	生涯学習支援について	95
休憩		98
再開		98
○	藤田誠委員（立憲民主・社民）	98

1	森林博物館改修事業について	98
2	青森市清掃工場火災対策整備事業について	100
3	ごみの収集運搬に係る清掃委託料について	106
4	道路整備事業について	107
5	つくり育てる漁業推進事業について	108
○	大矢保委員（自民クラブ）	112
1	除排雪について	112
2	少子化対策について	116
3	青森公立大学について	117
4	バス事業について	119
○	木村淳司委員（創青会）	121
1	駐車場事業特別会計予算について	121
2	上下水道の予算について	123
3	地域林政アドバイザー事業について	129
	休憩	134
	再開	134
	会議時間の延長	134
○	工藤健委員（市民クラブ）	135
1	移住促進事業について	135
2	エアコン設置とクーリングシェルターについて	140
3	森林火災について	142
4	バス交通について	143
5	宅配ボックスについて	148
6	新青森駅の駐車場について	150
	散会	152
3日目	令和6年3月15日(金)	
	開議	153
○	山本武朝委員（公明党）	153
1	児童手当支給事業について	153
2	交通安全施設整備事業について	156
3	信号機のない横断歩道における車両の一時停止率向上について	158
4	A I型ドリル教材について	161
5	学校給食について	165
○	小豆畑緑委員（自民クラブ）	170
1	認知症総合支援事業について	170
2	職員の定年引上げについて	174
3	小・中学校における教員業務支援員について	176

4	ねぶたラッセランドについて	180
休憩		182
再開		182
○	天内慎也委員（日本共産党）	182
1	除排雪事業について	182
2	青森市浪岡細野山の家について	183
3	地域医療について	187
4	浪岡地区の教育環境について	192
5	教育環境について	194
○	澁谷洋子委員（自民クラブ）	196
1	一般廃棄物収集運搬業の作業基準について	196
2	子育て支援について	197
3	指定管理施設（経済部所管及び市民センター）の指定管理料 について	201
○	柿崎孝治委員（自民クラブ）	204
1	地域おこし協力隊について	205
2	青函ツインシティ35周年記念事業について	207
3	保育所等での安全対策について	208
4	AOPASS、バスロケーションシステムの研修について	209
採決		212
閉会		214

- 1 開催日時** 令和6年3月13日（水曜日）午前10時～午後4時14分
令和6年3月14日（木曜日）午前10時～午後4時49分
令和6年3月15日（金曜日）午前10時～午後3時7分

- 2 開催場所** 第3・第4委員会室

3 審査案件

- 議案第3号 令和6年度青森市一般会計予算
議案第4号 令和6年度青森市競輪事業特別会計予算
議案第5号 令和6年度青森市国民健康保険事業特別会計予算
議案第6号 令和6年度青森市卸売市場事業特別会計予算
議案第7号 令和6年度青森市介護保険事業特別会計予算
議案第8号 令和6年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
議案第9号 令和6年度青森市後期高齢者医療特別会計予算
議案第10号 令和6年度青森市駐車場事業特別会計予算
議案第11号 令和6年度青森市病院事業会計予算
議案第12号 令和6年度青森市水道事業会計予算
議案第13号 令和6年度青森市自動車運送事業会計予算
議案第14号 令和6年度青森市下水道事業会計予算
議案第15号 令和6年度青森市農業集落排水事業会計予算
議案第16号 令和6年度青森市深沢第一財産区特別会計予算
議案第17号 令和6年度青森市八重菊第一財産区特別会計予算
議案第18号 令和6年度青森市八重菊第二財産区特別会計予算
議案第19号 令和6年度青森市新城財産区特別会計予算
議案第20号 令和6年度青森市野内財産区特別会計予算
議案第21号 令和6年度青森市土橋財産区特別会計予算
議案第22号 令和6年度青森市大平財産区特別会計予算
議案第23号 令和6年度青森市孫内財産区特別会計予算
議案第24号 令和6年度青森市大字高田財産区特別会計予算
議案第25号 令和6年度青森市大字石江財産区特別会計予算
議案第26号 令和6年度青森市安田財産区特別会計予算
議案第27号 令和6年度青森市大別内財産区特別会計予算
議案第28号 令和6年度青森市七ヶ大字財産区特別会計予算
議案第29号 令和6年度青森市大字野沢財産区特別会計予算
議案第30号 令和6年度青森市金浜財産区特別会計予算
議案第31号 令和6年度青森市深沢第二財産区特別会計予算
議案第32号 令和6年度青森市大字荒川財産区特別会計予算

- 議案第33号 令和6年度青森市八ツ役財産区特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度青森市上野財産区特別会計予算
- 議案第35号 令和6年度青森市野木財産区特別会計予算
- 議案第36号 令和6年度青森市岩渡財産区特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度青森市前田財産区特別会計予算
- 議案第38号 令和6年度青森市幸畑財産区特別会計予算
- 議案第39号 令和6年度青森市小館財産区特別会計予算
- 議案第40号 令和6年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区特別会計予算
- 議案第41号 令和6年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区特別会計予算
- 議案第42号 令和6年度青森市清水財産区特別会計予算
- 議案第43号 令和6年度青森市桐沢財産区特別会計予算
- 議案第44号 令和6年度青森市大字六枚橋財産区特別会計予算
- 議案第45号 令和6年度青森市大字岡町財産区特別会計予算
- 議案第46号 令和6年度青森市横内財産区特別会計予算
- 議案第47号 令和6年度青森市大字滝沢財産区特別会計予算
- 議案第48号 令和6年度青森市浪岡財産区特別会計予算
- 議案第49号 令和6年度青森市細野財産区特別会計予算
- 議案第50号 令和6年度青森市女鹿沢財産区特別会計予算
- 議案第51号 令和6年度青森市本郷財産区特別会計予算
- 議案第52号 令和6年度青森市大字野尻財産区特別会計予算
- 議案第53号 令和6年度青森市郷山前財産区特別会計予算
- 議案第54号 令和6年度青森市浅虫財産区特別会計予算
- 議案第55号 令和5年度青森市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第56号 令和5年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和5年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和5年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和5年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第60号 令和5年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 令和5年度青森市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和5年度青森市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和5年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和5年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 令和6年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて

○出席委員

委員 長 村 川 みどり
副委員長 工 藤 タ 介
委員 小 熊 ひと美
委員 奈 良 祥 孝
委員 万 徳 なお子
委員 赤 平 勇 人
委員 木 村 淳 司
委員 竹 山 美 虎
委員 軽 米 智雅子
委員 柿 崎 孝 治

委員 澁 谷 洋 子
委員 天 内 慎 也
委員 藤 田 誠 也
委員 館 山 善 也
委員 工 藤 健 朝
委員 山 本 武 朝
委員 小豆畑 緑 悦
委員 長谷川 章 裕
委員 小 倉 尚 裕
委員 大 矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副 市 長 赤 坂 寛
副 市 長 横 山 英 大
教 育 長 工 藤 裕 司
企 業 局 長 鈴 木 裕 司
代表監査委員 出 町 文 孝
総 務 部 長 館 山 新
総 務 部 理 事 佐 藤 芳 之
企 画 部 長 織 田 知 裕
企 画 部 理 事 長 内 哲 史
税 務 部 長 横 内 修
市 民 部 長 佐 藤 秀 彦
環 境 部 長 佐々木 浩 文

福 祉 部 長 岸 田 耕 司
保 健 部 長 千 葉 康 伸
経 済 部 長 横 内 信 満
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
都 市 整 備 部 長 清 水 明 彦
都 市 整 備 理 事 土 岐 政 温
浪 岡 振 興 部 長 館 山 公
市 民 病 院 事 務 局 長 奈 良 英 文
会 計 管 理 者 山 谷 直 大
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 小 野 正 貴
水 道 部 長 三 浦 大 延
交 通 部 長 佐々木 淳

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 佐々木 正 幸
議事調査課長 山 田 法 人
議事調査課主査 岩 間 憲 仁
議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主査 北 山 賢 臣
議事調査課主査 柿 崎 良 輔
議事調査課主事 笹 雄 貴

1日目 令和6年3月13日（水曜日）午前10時開会

○村川みどり委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、私から御報告いたします。柿崎孝治委員より、所用のため遅れるとの報告を受けております。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第3号「令和6年度青森市一般会計予算」から議案第64号「令和5年度青森市下水道事業会計補正予算」まで及び議案第86号「令和6年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」の計63件を一括議題として審査いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、3月8日に開催された本委員会の組織会の終了後に、質疑者は19人と確認されております。

また、委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第3号から議案第64号まで及び議案第86号の計63件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
自民クラブの長谷川章悦でございます。

通告に従って、質疑に入りたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、最初に、花岡プラザの工事についてであります。

3款民生費1項社会福祉費10目保養センター費でありますけれども、今回、花岡

プラザ温泉改修事業の概要と工事の内容をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 花岡プラザ温泉改修事業についての御質疑にお答えいたします。

健康の森花岡プラザは、浪岡地域の有する豊かな自然環境の下で、市民の保養及び健康づくりの推進を図るとともに、温泉の利用を通じた市民の交流を促進するための健康増進施設として、平成27年4月に供用を開始しております。

当該施設の温泉井戸であります。旧花岡荘時代の昭和59年に掘削したものをそのまま活用してきましたことから、一般的な耐用年数であります20年を大きく超える39年が経過しております。このため、経年劣化に伴う井戸内部のパイプのゆがみや腐食が進行したことによる温度の低下、スケール、いわゆる湯花と言われるものなどの不純物であります。このスケールの付着により、温泉くみ上げ用の水中ポンプの引上げ点検及び清掃が困難な状況となっており、専門業者でも改修は不可能であることが判明したため、新たな温泉井戸を掘削することとしたものであります。

工事の具体的な内容であります。現在の温泉井戸の近くに深さ1000メートルの新たな温泉井戸を掘削し、その内側に温泉成分によるスケールや腐食から保護するためのケーシングパイプを挿入するという工事のほか、温泉をくみ上げるための新たな水中ポンプの設置、既存の電気設備や配管などと新しい管を接続する工事などを行う予定としております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

花岡プラザについては、皆さんも御存じのとおり、非常に市民からも評判がよくて、これまでも健康の森として、言わば健康の拠点として、ずっときた経緯がありました。

合併によって、新しいプラザができましたけれども、キャンプ場も、最近、満杯になるぐらいで、キャンプ場に行ってから、お風呂に入るとか、あるいは、私の青森の友達は、夫婦で来て、西山一帯をずっとウオーキングして、その後、温泉に入っていくということで、非常に喜んでもらっています。さらに、湿生花園も、今、あそこのキャンプ場もすごいですよね。

そういう形の利用では、非常に花岡プラザは利用されているのかなという感じがいたします。

ただ、役所の施設なものですから、結局、年末年始は、12月29日から1月3日まで、休みということで、市民の意見からも、冬場に帰省したりしている人が、お風呂に入りたいと言うけれども、お休みだと。12月30日ぐらいまでやってもらえないものかなという意見も聞いております。まあ、なかなか、これは条例で決まっているものですから、致し方ないのかなと思いますけれども、できるだけ、この施設

だけではありませんけれども、スポーツ施設でもそうでありますけれども、指定管理者の配慮でやっていけるような、そういうことは考えてもいいのかなと思いました。

ですので、そういう、せつかくある施設ですので、大いに利用してもらって、利用料金制度でもありますし、稼がなければ駄目ですから、まあ、そういうことで、今後、検討してもらえればなということで、ひとつ、花岡プラザについては、以上で終わります。ありがとうございました。

次に、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、浪岡地区A I デマンド交通運行実証実験についてであります。

4500万円ほど計上されておりますけれども、そのA I デマンド交通運行実証実験事業の概要と今後のスケジュールについて、お示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 浪岡地区A I デマンド交通についての御質疑にお答えいたします。

今定例会に予算を上程しております浪岡地区A I デマンド交通運行実証実験事業につきましましては、浪岡地区における公共交通空白地区の解消と高齢者等の交通弱者が利用しやすい公共交通サービスの提供を図ることを目的に、これまで運行してまいりました浪岡地区コミュニティバスに替えて、利用者が事前に予約し、乗り合い運行するA I デマンド交通を導入し、令和6年度の実証実験を経て、令和7年度からの本格運行を目指すものであります。

令和6年度は、日曜日を除く全ての曜日で、午前8時から午後5時まで、車両は10人乗りワゴン車3台で、ドア・ツー・ドア型の運行を予定しており、予約方法や運行形態、料金体系など、利用者のモニタリングなども行いながら、通年で実証実験を行うこととしております。

今後のスケジュールにつきましては、まず、A I デマンド交通導入のお知らせを今月の回覧板とSNSで周知するほか、コミュニティバスの利用者へのチラシ配布、バス停への掲示などを行います。

また、今月26日には、住民向け説明会を開催するほか、町内会や婦人会等への個別の説明会も予定しております。その後、準備ができ次第、予約方法や乗車の仕方に関するリーフレットを作成し、地区内全世帯に配布しますとともに、浪岡庁舎、浪岡病院、公民館等、主要な施設に設置することとしております。

4月1日以降、運行事業者、システム事業者と委託契約を締結し、2週間程度の走行テストやシステムへの情報登録・動作確認などを経まして、4月15日から運行を開始する予定としております。

本市といたしましては、年内に来年度以降の運行の在り方について検証し、令和7年度の事業計画や予算案に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

これまでのコミュニティバスも、ほとんど二、三人で、空気を運んでいるような状況を私は見ておりましたけれども、これは、時代の趨勢で致し方ないのかなと思います。今、全国でも、こういう方向に向かっておりますので、いいのかなと思います。

浪岡地区は、これまでも、健康づくりのモデル事業や、あるいはバドミントンによる移住学生支援事業とか、あるいは、今、定住・移住の事業もモデルとして始まろうとしていますので、ひとつ、他へのモデルになれるように、しっかりとした取組をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次、浪岡細野山の家について。10款教育費 5 項社会教育費 1 目社会教育総務費であります。浪岡細野山の家についてであります。

本来であれば、これまでどおり、細野地区の住民の協議会とかが、運営できればいいのですが、いろいろ地元の事情があって、どうしても無理だということで、今回の公募となったのだと思いますけれども、この浪岡細野山を指定管理者候補者の概要をお示しいただきたいと思っております。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）青森市浪岡細野山を指定管理者候補者についての御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡細野山の家は、昭和57年度に廃校となりました旧細野小学校の建物を活用いたしまして、青少年の研修及び細野地域の振興を図ることを目的に設置されました社会教育施設でありまして、昭和60年4月に開館しております。

当該施設におきましては、農業体験やスポーツ体験などの青少年の体験学習や野外活動、生活指導等の講座を開催いたしますとともに、地域のコミュニティーづくりを推進するため、木工教室や手芸教室など、地域住民を対象とした講座を開催しております。

お尋ねの当該施設の指定管理者候補者であります株式会社サンアメニティは、東京都北区王子に本社を持ちます施設管理を主事業とした企業であります。昭和53年に建物清掃事業から起業いたしまして、総合建物管理事業へと事業規模を拡大して、全国展開いたしまして、平成11年には青森支社を設置しております。また、平成20年度には指定管理部門を新設いたしまして、当時発足されました指定管理者協議会、現在の一般社団法人指定管理者協会の会員となりまして、知識、技術、ノウハウを高め、公共サービスの発展に寄与しております。

指定管理業務の実績といたしましては、令和5年度現在、全国で71か所、青森県内では、道の駅「みさわ」、道の駅「いまべつ」、平内いきいき健康館、佐井村森林

体験館など、計7か所の公的施設の指定管理業務を行っております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 本当は地元の人にやってもらいたかったんですけども、当初、私も細野町内会の人たちとお話して、どうしても駄目だということで、いや、何とかやらないと、みんなから笑われるよ。もう1回、考えてみてと言って、話をしたんですけども、やっぱり、どうしても駄目だと。そうしているうちに再公募して決定してしまったということで、非常に残念ですけども、今、聞けば、それなりの企業ですので、何とか頑張ってもらえるかなと思いますので、ひとつ、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、浪岡細野山の家に関連してでありますけれども、隣に細野山の湯があります。今、閉館しておりますけれども、この企業を見れば、立派な企業でもありますし、かなり、いろいろ手がけているみたいでありますので、今後、会社に働きかけて、利活用していただきたいということも必要ではないかと思っておりますけれども、山の湯の今の現状、また、その新たな指定管理者に山の湯の利用の働きかけについて、その考えをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 山の湯の現状と利活用についての御質疑にお答えいたします。

まず、山の湯の現状であります。青森市浪岡細野山の家隣接しております「細野相沢温泉 山の湯」は、地元住民で組織する細野相沢温泉管理組合が敷地を市から借り受け、平成15年8月に建設・開業した日帰り温泉施設であります。

入浴客数は、開業2年目である平成16年度の4万477人をピークに、徐々に減少してきており、特に平成26年度以降は、冬季間休業といたしましたことから、年間1万人前後で推移してきたところであります。

こうした中、同組合では、役員の高齢化や利用者の低迷により、温泉の経営が厳しくなっていたことに加え、令和4年度の営業開始直前に施設の一部が故障したことを機に、営業の休止を決定し、再開しないまま現在に至っているものであります。

山の湯は、地元の方々のみならず、青森地区や市外からのお客様にも人気の温泉でありますことから、本市といたしましても、民間活力による温泉の再生が望ましいものと考えており、隣接する浪岡細野山の家指定管理を請け負った事業者が山の湯を継承する、もしくは温泉管理組合と共同で管理運営することなども含め、利活用に向けた提案をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございました。

浪岡細野山の家そのものは、研修施設として、これまできたという――スポーツ

合宿でも随分使われている。私も2回ほど使ったことがありますけれども、当時は宿泊もできていたけれども、今、消防法の関係で宿泊できなくなりましたので、なかなか利用価値が少なくなったことは確かであります。

そういう浪岡細野山の家が付随した山の湯、これもまた、非常に、市外の人からも、いつオープンするんですかとよく尋ねられるんです。それだけ、非常に人気のある山の湯ですから、もちろん、山の湯、浪岡細野山の家も含めて、ここは、また、細野地区の活性化の拠点にもなっているところだし、そういう意味では、ぜひ、そういうのを続けてやっていただきたいなということと、本当に人も少なくなつて、限界集落までとは言っていないけれども、やはり、今、浪岡で取り組む移住・定住、このことも考えて展開していくためにも、こういう浪岡細野山の家とか、山の湯も必要不可欠な施設となっていくのではないかなと思いますので、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

次に、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関して、地域おこし協力隊について。

令和6年度の地域おこし協力隊活動支援事業について、隊員の業務内容と人員配置についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 地域おこし協力隊活動支援事業についての御質疑にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組であります。

令和6年度は7名の隊員を配置する予定であり、1つに、リモートワーカーやクリエイター、フリーランス等の人材を首都圏等の都市から誘致する活動のほか、地域と交流する移住体験やワーケーション体験の企画・調整、SNSを活用した情報発信、移住・定住の促進に係るPRなどを担当する隊員として、連携推進課に配置する隊員が3名、また、起業・創業や経営に関する相談サポート、セミナー・ワークショップ・交流会等のイベントの運営などを担当する隊員として、「AOMORI STARTUP CENTER」で活動する隊員が2名、また、八甲田牛の飼育技術や牧場管理技術の習得、商品開発や各種プロモーション等に参画し、企画から加工・販売等、6次産業化について学ぶなど、八甲田牛消費拡大協議会及び八甲田牛生産者協会の事務局員として活動する隊員が1名、また、浪岡地区に整備を予定しております移住・ワーケーション体験施設の管理運営や、同施設を利用する移住体験者等の地域案内・相談対応のほか、空き家などの物件等の紹介、地域住民とのコミュニケーション機会の創出、首都圏等で開催される移住関連イベントでの浪岡地区のPRや移住体験者等の誘致などを担当する隊員として、浪岡振興部総務課に配

置する隊員が1名となっております。

○村川みどり委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

地域おこし協力隊については、これまでも何度か、かなり前は、一般質問とか、委員会で質疑してきた経緯があります。以前の浪岡の地域おこし協力隊というのは、非常に身近で、町内のイベントでも、町のイベントでも参加して、非常にコミュニケーションを図って、なかなかいいなという思いで、ずっときましたけれども、最近、何か、何をやっているんだか分かんないというような状況がありましたので、せっかくの事業ですので、大いに活用してやるべきだと思います。

そして、できるだけ青森市に住んでもらえるような、今、浪岡に住んでパン屋をやっている人もいますけれども、ああいう人が、またどんどん増えていけばいいのかなと。市民の協力も得ながらという、やっぱり地域住民とのコミュニケーションが大事ですので、そういうことで、ひとつ、今後、地域おこし協力隊については、きちっとした形でやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費でありますけれども、合併処理浄化槽設置促進事業についてでありますけれども、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度の概要と令和4年度までの過去5年間の実績をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度の概要と過去5年間の実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、生活排水によります公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備区域以外の区域におきまして、新たに合併処理浄化槽を設置する方に対し、青森市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付しております。

補助金制度の概要につきましては、既存の単独処理浄化槽及びくみ取りトイレから合併処理浄化槽への転換設置費用に対し補助するものでありまして、補助金額につきましては、合併処理浄化槽の容量ごとに、5人槽が39万円、6人から7人槽が47万4000円、8人から10人槽が66万円を限度額として、交付しております。

また、平成26年度の汚水処理施設整備構想の見直しに伴い、下水道計画区域及び農業集落排水施設区域から個別処理に変更になった区域につきましては、指定区域として位置づけておりまして、平成27年度から10年間、建て替えによります新築も補助対象として、補助金額についても、5人槽が45万8000円、6人から7人槽が55万8000円、8人から10人槽が77万2000円に限度額を増額し、交付しております。

次に、令和4年度までの過去5年間の補助実績につきましては、平成30年度が11基、令和元年度が14基、令和2年度が11基、令和3年度が5基、令和4年度が11基となっております、今年度につきましては現時点で10基となっております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 その割に、随分、少なくなってきましたね。

今後、公共下水道や農業集落排水施設による整備の区域を、一部、合併浄化槽にするというふうなことで変更をするというふうになっていると思いますけれども、今後、そういう形で、また整備を推進していくと思うんですけれども、十分、住民に周知して進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後、スポーツ振興についてです。10款教育費 6 項保健体育費 1 目保健体育総務費であります。

今、スポーツ施設の機能整備事業においては、令和 8 年度に本県で開催される国民スポーツ大会に向けて、各スポーツ施設の改修を行うこととしています。今後、市として、どのようにスポーツ振興に取り組んでいくのかが大事ではないかと思えます。

それで、本市のスポーツ推進計画の内容と主な取組を、まず第 1 点として、お示してください。

次に、今後は、国民スポーツ大会で市民のスポーツ活動の機運が高まることが期待されます。それを継続させるためには、どのようにスポーツ振興の推進に取り組んでいくのかが重要だと思えます。

国民スポーツ大会を契機とした本市のスポーツの振興に対する考えをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員からの 2 点の質疑に順次お答えをいたします。

初めに、市のスポーツ振興計画の内容と主な取組についてお答えをいたします。

スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項におきまして、国のスポーツ政策の方向性を示すスポーツ基本計画を参酌して、地方自治体が策定に努めることとされております。

本市におきましては、青森市総合計画・前期基本計画に掲げた政策でありますスポーツの推進をスポーツ振興推進計画として位置づけております。

同政策には 3 つの政策を掲げておりまして、具体的には、施策 1 のスポーツ人口の拡大につきましては、市民誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めることとし、卓球やバドミントンをはじめとする各種競技や体力測定を行う市民体育祭のほか、親子キッズビクスなど、市民ニーズに応じたスポーツ教室を関係団体と連携して開催しております。次に、施策 2 のスポーツによる地域活性化につきましては、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ることとし、全国から強豪チームが集まる青森ユースサッカーフェスティバルの開催支援や、大学のバスケットボール部や陸上

競技部の合宿誘致などに取り組んでおります。続いて、施策3の競技力の向上につきましては、選手の育成と指導者の確保を図ることとし、スポーツ少年団の活動やジュニア層を対象としたスポーツ大会のほか、国民体育大会等に対する選手派遣の支援や、指導者等を対象としたスポーツ医科学講座などを実施しております。

なお、今後のスポーツ振興の方向性につきましては、これまで同様、現在、策定を進めております新たな総合計画のスポーツ関連施策をスポーツ推進計画として位置づける方向で考えておりました、具体的な施策等につきましては、国スポ・障スポ大会のレガシー継承などの観点も踏まえ、総合計画の策定作業の中で検討を進めることとしております。

次に、国スポを契機としたスポーツ振興についてお答えをいたします。

昭和52年のあすなろ国体以来、49年ぶりに本県で開催されます第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」は、県内最多の14競技が本市で行われることとなっております。

現在、大会開催に向けまして、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会が中心となりまして、市民の機運醸成のほか、競技運営や施設整備等につきまして、県や関係団体と連携を図りながら、準備を進めております。具体的には、施設整備に関しまして、卓球会場の青森市総合体育館が7月に供用開始となるほか、軟式野球の会場となりますダイシンベースボールスタジアムのリニューアルや、新青森県総合運動公園の屋内50メートルプールが4月に供用されることとなっております。

また、大会開催を通じまして、各競技団体との連携強化をはじめ、指導者のスキルアップや、ボランティア人材の確保・育成、市民のスポーツへの関心の高まりなど、ハード・ソフト両面におきまして、本市を取り巻くスポーツ環境の充実が見込まれます。

今後は、各種大会や合宿の誘致、優秀な指導者の活用と育成をはじめ、スポーツの体験教室やイベントのほか、スポーツボランティアの活性化など、国スポ・障スポ大会のレガシー継承といった観点も踏まえまして、新たな総合計画の策定過程におきまして、青森市のスポーツ振興策について検討してまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 せっかくの国スポですので、あとは、来るか来ないか分からないというような状況で、やっぱり昭和52年の国体のときも、結局、それを契機として、スポーツの強化を図ったりする。特に浪岡だけは顕著で、バドミントンがそうだろうし、そういう形で来ている経緯もありますし、大会が終わったら、後は終わりだということではなくして、そのこともしっかりと考えながらやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次に、再質疑、ほかの自治体でもそうでありますけれども、職員の採

用試験にスポーツ枠を設けているところもあると思います。スポーツ経験者を職員として採用することにより、多様な人材が確保できると思いますし、また、ひいてはスポーツ振興等にも寄与するものと思います。

そこで、本市でも職員採用試験にスポーツ枠を導入するべきと思うが、市の考えをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 職員採用試験へのスポーツ枠の導入についての再度の御質疑にお答えいたします。

他自治体におけます職員採用試験のスポーツ枠につきましては、スポーツ競技において、オリンピックや世界選手権等の世界レベルの大会へ日本代表として出場した人や、国民スポーツ大会や全日本選手権大会等の全国レベルの大会へ出場した人などが対象となっております。

スポーツ枠の趣旨といたしましては、主に、スポーツに取り組む中で培われたコミュニケーション能力・精神力・忍耐力などの能力に着目した人物評価による採用を行うためのものであります。

このため、スポーツ枠で採用された職員は、スポーツに特化した専門職としてではなく、一般枠で採用された職員と同様に、広く様々な業務において、その能力を生かして活躍していただくことが期待されているものであります。

本市におけます職員採用試験へのスポーツ枠の導入につきましては、多様な人材を獲得するための1つの方法として、他自治体の事例等を参考としながら、研究してまいりたいというふうにして考えております。

○村川みどり委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうも、2人とも、ありがとうございました。

今、スポーツ庁では、第3期の基本計画の中で、スポーツによる健康増進で、医療・介護とスポーツの連携を推進すると。それから、スポーツによる地方創生でまちづくりを前面に出し、スポーツと健康づくりに取り組む。そういう自治体を2026年度末までに40%とするという施策目標も掲げています。これからは、観光も含めて、やっぱり、いかにスポーツの果たす役割が大きいかということだと思います。

また、スポーツ枠についてでありますけれども、スポーツ強化には、まず指導者の確保及び養成が必要であります。今後、スポーツ振興のみならず、職場で能力を發揮できる体制づくり、さらには、今、部活動の地域移行に伴うスポーツの指導者が、なかなか大変な状況にあると。そういう活用も考えると、スポーツ枠も、今後、考えていく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○村川みどり委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、7款商工費1項商工費3目観光費及び6款農林水産業費2項林業費1目

林業総務費、(仮称)十和田深持風力発電事業についてお尋ねします。

令和6年3月2日の地元紙に記事が出ていました(仮称)十和田深持風力発電事業は、3月15日金曜日に十和田市で、16日土曜日に七戸町で住民説明会を行うとあります。七戸町八幡岳に既に建っている8基の風車は、又兵衛の茶屋からばっちり見えます。この威圧感にショックを受けたという声を聞いています。

私も美しい稜線にそそり立つ人造物を見ると、そのたびに気分をそがれてしまうわけですが、このたびの事業は、八甲田観光に訪れた人たちに見えてしまう風力発電の風車がさらに増えることになるのではないかと心配しています。また、ここが追加されると、他の事業者の計画も加速されるのでしょうか。(仮称)みちのく風力発電事業は数も高さも大きかったのですが、今回のように3基から4基と建てられることが続くと、結果的に(仮称)みちのく風力発電事業と同様の影響となりかねません。まさに青森市の問題として、御答弁をお願いします。

本事業により、計画地に風力発電設備を設置することで、八甲田地区が観光資源としての魅力が低下して本市の観光誘客に影響を及ぼすのではないかとと思うのですが、市の見解をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 万徳委員からの風力発電設備の設置に係る観光誘客の影響についてお答えをいたします。

(仮称)十和田深持風力発電事業は「K A W i n d 深持合同会社」が十和田市及び七戸町の2自治体にまたがります約128ヘクタールの事業構想区域に3基から4基の発電機を設置することによって、最大約1万2000キロワットを発電する事業でありまして、令和10年度の供用運転開始を目指して計画が進められているものと承知をしております。

当該事業による八甲田地区の景観への影響につきまして、事業者の環境影響評価方法書によりますと、風車が視野角1度以上で視認される可能性がある眺望点といたしまして、北八甲田の雛岳と田代平高原の1店舗が示されておりますが、現時点におきまして、当該事業によって景観がどの程度変化するか不明でありますことから、観光資源の魅力や観光誘客への影響につきまして、把握することは困難であるものと考えております。

当該事業の推進に当たりましては、今後、県の環境影響評価条例に基づきまして、県による広域的な視点に立った景観をはじめとする意見や立地自治体などの意見を踏まえまして、手続きが進められていくものと認識しており、本市としては、環境影響評価の制度上、意見等を申し述べる立場にはありませんが、当該事業の進捗を注視して、県や関係機関と連携を図り、適切に対応してまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 しっかり注視していただきたいです。十和田市や七戸町の問題

ではない、青森市の問題だということ指摘したいと思うんです。

それで、既に建っている8基の風車のブレードなど、その部材を運搬するために、県道の木の樹冠、枝の部分を両側をばっさり切ってしまった。このことは一般質問でも私は取り上げたことがあるんですが、事業者は当初、枝払いということで県に申請を出したが、実際はもう樹冠をばっさり切っているからこれは伐採だと、申請した内容と違うということで、県の担当課から事業者に対して厳重注意があったと聞きました。

それで、どこの運搬経路を通るにしても、木の枝をどうやって運ぶかにもよるんでしょうけれども、やっぱりカーブの多い山を——ユーチューブで見ましたら起立式の運搬するのは大体45度ぐらい立てた格好で重機が動くんです。そうするとやはりどうしたって道路に覆いかぶさっている木の枝が邪魔になるというふうに、事業者は考えるでしょう。それで二十数キロメートルにわたってばっさり切ってしまうと、緑のトンネルが台なしになってしまったと。皆さん、御覧になってますよね。これを繰り返したくないと思うんです。

それで、農林水産部としては、この緑のトンネルの問題をどのように捉えてらっしゃるでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 森林における樹木の伐採についての再度の御質問にお答えいたします。

(仮称)十和田深持風力発電事業を計画しております「K A W i n d 深持合同会社」のホームページ等におきまして、環境影響評価方法書を確認させていただきますと、沖館埠頭から国道4号及び県道青森田代十和田線を経由して、十和田市へ向かう運搬ルート、六戸町・七戸町から十和田市へ向かう運搬ルートが計画されております。

このうち、県道青森田代十和田線沿いに国有林及び民有林があるほか、保安林指定されている森林があります。これらの森林の伐採に当たりまして、ただいま委員から伐採の手続についてのお話がありましたが、国有林につきましては、森林管理署との協議及びその同意が必要となってまいります。また、民有林につきましては、市町村への伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要になってまいります。また、森林法第25条及び第25条の2に基づく保安林につきましては、森林法第34条の規定に基づき、青森県の許可を受けなければならないとされております。

このような手続を経まして、提出された内容を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ぜひ説明会へお出かけください。今週金曜日、土曜日にあります。

方法書によりますと、このブレードのてっぺんのところまでが最大135メートル超

えだと。真ん中の軸の部分までが85メートルだっということ結構大きい風車です。なので、緑のトンネルがまた無残な格好にならないように、ぜひできる範囲で、できることをやっていただきたいと思います。

続きまして、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費及び8款土木費3項港湾費1目港湾費、みなとまち・あおもり誕生400年の取組についてお聞きします。

400年という歴史を契機とした取組ですから、歴史にしっかり着目して成功させていただきたいと思います。あおもり北のまほろば歴史館は古い船など貴重な資料を保存・展示しており、企画展も大変興味深いです。以前、北前船の復元が展示してあって、今は野辺地町の海に隣接する公園に置かれている、みちのく丸と言うそうです。

まずは、このあおもり北のまほろば歴史館の入館者数、直近の数字をお示ください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 万徳委員のあおもり北のまほろば歴史館の来館者数についての御質疑にお答えいたします。

あおもり北のまほろば歴史館の来館者数につきましては、令和元年度は1万7646人、令和2年度は3675人、令和3年度は3944人、令和4年度は5169人、令和5年度は令和6年2月29日現在で1万3387人となっております。令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、来館者数は減少いたしましたものの、令和5年度は増加に転じているところであります。

以上です。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 多くの市民や観光客にぜひとも行っていただきたい施設です。

私は富山県に住んでいたことがありまして、富山市には森家という北前船で財を築いた船の持ち主の住宅、いわゆる船主の住宅が公開され、観光スポットとして人気がありました。北海道の小樽市も北前船の船主たちが営業倉庫を設立した歴史を観光に生かしているわけです。

それで先日、3月3日に野辺地町教育委員会主催のフォーラムがありまして、青森市で開催されたので行ってきました。会場いっぱいの参加者で盛況でした。柿崎委員もいらっしゃっていたんですが、北前船と青森港の関わりについてお示ください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 北前船と青森港の関わりについての再質疑にお答えいたします。

青森港は、寛永2年——1625年に幕府から津軽—江戸間の廻船の就航が認められましたことが開港の契機となりました。青森港での取引につきましては、当時の記録からは、1650年代以降、確認されておりまして、北前船を含みます日本海、瀬戸

内海沿岸地域等の商人船との取引もその頃から始まったと見られます。市内には、北前船を経営いたします北前船主が神社に奉納した狛犬や手水石が現在も残っております。その中でも、本市入内にございます小金山神社の狛犬は、現在の福井県福井市足羽山の笏谷石で作られたものでありまして、北前船によって運ばれ寛文5年——1665年に当該神社に寄進されたものでありまして、昭和47年に本市の有形文化財に指定されております。このように、本市におけます北前船主の活動は、古文書のほか、市内に残る石造物などから確認することができます。

なお、北前船と青森港の関わりにつきましては、今後機会を捉えまして、市民講座やSNS等により、市民の皆様に周知してまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 3月17日には、みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会主催のイベントがあります。教育委員会の職員も講師を務められるということで、大変楽しみです。

それで、先ほど紹介した3月3日の日本遺産「北前船寄港地」パネル展・あおもり港町フォーラム、これは日本遺産に選ばれた鱒ヶ沢町、深浦町、野辺地町の港巡りってことですがけれども、ぜひ青森市が選ばれ、4つの自治体で連携した取組にならないものかと思うんですけれども、日本遺産の制度概要をお願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 日本遺産の事業概要についての再質疑にお答えいたします。

日本遺産とは、日本各地に所在いたします有形・無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用して、国内外へ戦略的に発信していくことによりまして、地域の活性化を図ることを目的として、文化庁におきまして平成27年度に創設された事業であります。

文化庁におきましては、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化や伝統を語るストーリーを日本遺産として認定するものとしております。日本遺産として認定されるストーリーには、1つに、歴史的経緯や地域の風習に根差し、世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたものであること、2つに、ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根差して継承・保存がなされている文化財にまつわるものを据えること、3つに、単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと、4つに、その地域や文化財に関する専門的知識を持たない人も、興味や関心を持てるものとするものの4点を踏まえた内容であることが求められております。また、ストーリーには、単一の市町村内でストーリーが完結する地域型、複数の市町村にまたがってストーリーを展開するシリアル型の2つがあります。現在、日本遺産にはシリアル型であります「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間

～北前船寄港地・船主集落～」を含みます104件が認定されております。

以上です。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 3月3日のフォーラムでも、講師の方は、文化と歴史を生かしたまちづくりは、今こそ大事だと繰り返しおっしゃってました。本当にそうだと思います。

青森港開港400年の取組の中で、北前船は位置づけられるでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 青森開港400年記念事業についての質疑にお答えをいたします。

青森開港400年に関連した記念事業等につきましては、現在、市長を実行委員長に、国、県、市及び民間団体や関係機関で構成する官民一体の組織、みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会が中心となって検討を進めております。具体的には、同実行委員会が策定いたしましたアクションプランにおきまして、令和7年度を青森開港400年、令和8年度を青森まちづくり400年に位置づけるとともに、令和6年度をプレ期間として、青森港エリアの魅力発信や式典などの記念事業を検討・実施することとしております。

青森港の発展には幕府から許可された江戸への米の輸送船の就航のほか、当時の青森町の商人たちによる、日本海・瀬戸内海域の北前船主や諸商人との取引が一定程度貢献した背景がありますことから、去る3月3日に本市で開催されました、北前船を主なテーマとするあおもり港町フォーラムに、同実行委員会も後援をしております。

委員お尋ねの北前船に関連した取組を400年記念事業に取り入れることにつきましては、これまで同様、同実行委員会を中心に、青森港の発展の歴史等を踏まえ、各種事業が検討されていく過程で意見交換されていくものと認識しております。

以上です。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 実行委員長は市長でしたよね。ですので、市長が発言力があるって言ったらおかしいですけども、実行委員会の中でやっぱり言うていただくことがポイントじゃないかと思っておりますので、ぜひ予算特別委員会でこういう話があったと言っていたらと思います。

続きまして、10款教育費1項教育総務費2目指導研修費、GIGAスクール構想における1人1台端末についてお尋ねします。

以前も山田委員が修理に出している端末の台数を、令和5年6月の予算特別委員会で質疑したところ、145台という答弁でした。直近の故障状況をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 万徳委員の直近の1人1台端末の状況に

ついでの御質疑にお答えいたします。

本市では、G I G Aスクール構想の実現のため、小・中学校における1人1台端末の整備を令和2年度から段階的に行い、令和4年度に全ての児童・生徒への端末配備が完了いたしました。令和5年度におきまして、1人1台端末の台数は小学校1年生から中学校3年生までと、教職員分で計1万9573台となっております。同年度におきます故障状況につきましては、2月末現在で763台、このうち656台について修理を完了しております。

なお、端末が修理中の児童・生徒につきましては、代替機や授業で使用していない教員用端末を使用させるなど、当該児童・生徒が困らないように、各学校で工夫しながら対応を行っているところであります。

以上です。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 保護者からの声ですが、学校に何台もクロームブックが修理に回されることで、積まれているところを見たとか、あと極端な場合は2人で1台というケースもあるらしいと聞きました。

私はかつて一般質問で、この端末の更新はどうするんですかって聞いたところ、国の動向を注視するという答弁だったんですが、機械はいつか壊れます。ましてやG I G Aスクールでの使用頻度はすごい高いので、寿命が早いですよね。

そこで、更新について国から方針が示されているでしょうか、お示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 1人1台端末の更新についての再質疑にお答えいたします。

国におきましては、G I G Aスクール構想第2期を念頭に、公立学校におけます1人1台端末を今後5年程度かけて着実に更新するため、公立学校情報機器整備事業費補助金といたしまして、市町村の端末更新に係る費用に対しまして補助金を交付することとし、令和5年度補正予算に計上しております。

当該補助金につきましては、補助基準額が1台当たり5万5000円であることや、補助率が3分の2であることなどの内容とともに、調達に当たりましては、計画的・効率的な端末整備を推進するため、原則といたしまして、都道府県を中心とした共同調達によることなどが示されたところでありまして、現在、県においてその方法等について検討を行っているところであります。

1人1台端末の更新につきましては、国が端末のバッテリーの耐用年数を4年から5年程度と示しておりますことから、教育委員会では、児童・生徒が使用している端末の状況や、県によります共同調達の内容などを踏まえまして、更新時期等について検討してまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 国として更新するということでの予算も取り、県としてのその取組のシステムを今検討中だということで、一安心なんですけれども、ただ、早くこの体制を取って、市での学校現場での更新に着手できるように催促していただきたいんですよ。早く早くって。だって既にもう足りなくなっている現場もあると聞いているわけです。その3分の1は自治体が出さなきゃいけないんですよ。例えば、さっき言った763台の端末を替えるって、もう1000万円前後かかってしまうわけです。ちょっと目途がつかないんですけれども、どうするのかなって。これは今後の課題ですけれども、ぜひ早く更新できるように、県とも連携して進めていただきたいということを要望します。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費、特別養護老人ホームなどの入所待機者数の現状についてお尋ねします。

入所の申込みをしているんだけど、なかなか入れないという相談を受けるんです。それで、私の父もそうです。3か月前に申込み済みですが、まだ回ってきません。直近の特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護の入所待機者数をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 万徳委員からの特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護の入所待機者数についての御質疑にお答えいたします。

特別養護老人ホームは、要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とし、身体上、精神上著しい障害があるため、常時介護が必要で、在宅介護が困難な要介護者を対象とした施設です。この特別養護老人ホームは、入所定員30人以上の広域型特別養護老人ホームと、入所定員29人以下で本市に住所を有する者が入所する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆるミニ特養があり、いずれも原則要介護3以上の要介護者を入所対象としています。

認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームは、要支援2以上の認知症の高齢者に対して、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする施設であり、本市に住所を有する者を入居対象としています。

令和6年3月1日現在、市内の特別養護老人ホームの施設数及び入所定員数は、広域型特別養護老人ホームが13施設844人、ミニ特養が6施設159人となっており、広域型と地域密着型を合わせた施設数は19施設1003人となっています。また、市内のグループホームの施設数は61施設で入所定員数は1087人となっています。令和5年5月1日現在ですが、特別養護老人ホームに入所を申し込んでいる在宅の待機者数は172人となっており、グループホームに入所を申し込んでいる待機者数は176人となっています。この待機者の解消に向け、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画

第9期計画においては、ミニ特養は4施設、グループホームは2施設の整備を計画しています。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 一般質問で村川委員も取り上げていました、施設を増やす計画はあるということですが、順番待ちの人たちは待てと言われても家族のライフスタイルで誰かに無理がかかるとか、御本人もつらい思いをされていると思います。こうした方々に、市としての相談体制はどのように取っていらっしゃるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

介護保険施設に入所を希望する場合の相談体制、窓口についてです。介護サービスを利用していない高齢者が施設入所を希望する場合は、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターの介護支援専門員等に相談することになります。また、既に介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員が相談窓口になります。介護保険課においても、居宅介護支援事業所や介護保険施設の一覧の情報、介護保険の利用方法などの相談は受け付けております。

なお、介護支援専門員は、本人等の意向を確認し、本人の状態に適した施設の情報を提供し、その情報を基に本人または家族が施設を訪問するなどにより、施設を選択することになります。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 やはり、これは国が抜本的に予算を増やして地方に任せ、介護保険に責任を持つ体制を取るべきだということをあらゆる機会に、言っていただくと、そうしないとなかなか解決しません。

そのことを申し述べて、続きまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、健康保険証廃止後の資格確認書の交付等についてお尋ねします。

国はようやく12月2日から切り替えると、マイナンバーカードに健康保険証をリンクさせていない人には、プッシュ型で資格確認書を送付するとしています。しかし、その実務はそれぞれの保険者が行うわけですが、国保でいうと青森市の御担当、市職員の皆さんが入っている共済保険はその事務所がやる。様々やるわけですが、実際どのように実務を行うか、国から詳細連絡が来たかどうかについてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 健康保険証廃止後の資格確認書の交付についての御質疑にお答えいたします。

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は廃止となりますが、経過措置が設けられており、その時点で有効な健康保険証は、最長1年間使用することができることとなっております。令和6年12月2日以降、健康保険証の有効期限が到来した場合や、転職、転居等により、保険者の異動があった場合には、マイナンバーカード健

康保険証へ移行することとなります。その際、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードを健康保険証として利用しない方には、資格確認書を当面の間、職権により交付することとされております。

資格確認書の職権交付に当たりましては、オンライン資格確認の実施機関から提供されますマイナンバーカードの健康保険証利用登録や有効期限データを基に対象者を把握することとなります。

なお、マイナンバーカード健康保険証を紛失した方につきましては、申請をしていただいた上で資格確認書を交付することとなります。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 正確な名簿が来るのかどうかって、まずそこが心配なんですけれども、それは置いといて、資格確認書の交付に端末の入替えとか、システム改修は必要なのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 資格確認書の交付に係るシステム改修についての御質疑にお答えいたします。

資格確認書の交付に係るシステム改修について、国の通知によりますと、1つに、資格確認書を出力などするための機能、2つに、資格確認書の交付対象者、交付状況を管理するための機能、3つに、資格確認書の職権交付を行うための機能の追加が必要となるとされております。

なお、このシステム改修に伴う端末入替えの必要はありません。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁を確認したいんですけれども、そうすると事業者に発注をかける部分もあるんですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今申し上げましたとおり、システム改修は必要ですので、現在使っているシステムの業者にその改修を委託することとなります。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それ、お金がかかりますよね。国から来るんですね。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 システム改修に関します国の財源手当についての御質疑にお答えいたします。

このシステム改修に要する費用につきましては、国から財源手当がなされる見込みとなっております。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 財源は確保できそうだと。心配なのはマンパワーですよね。保険者の実務がどれだけ大変になるかというのは、いろんなところでいろんな人が

言っています。

ただ、こればかりは今想定できない部分もあるんでしょうけれども、もう少し近くなったら体制を取っていらっしゃるかどうか確認させていただきたいと思うんですが、今指摘されているのは、マイナ保険証を病院に持っていても、いわゆるオンライン資格確認のカードリーダーを設置していない医療機関があると聞きますが、市内ではどのぐらいあるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 カードリーダー未設置施設の割合についてお答えいたします。

令和6年2月11日時点で市内にある医療機関等480施設のうち、オンライン資格確認のカードリーダーが設置されていない施設は34施設、全体の約7%となっております。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そうすると、その約7%のところに、受診しようと思ってマイナ保険証を持っていったらどうなるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 カードリーダー未設置施設でマイナンバーカードを持っていった場合の取扱いであります。

カードリーダーを設置していない医療機関等での資格確認方法といたしましては、受診時点で有効な健康保険証であれば、まずそれでは可能ということになります。また、マイナンバーカードとスマートフォンでマイナポータルへのログインにより表示等される資格情報画面を提示することによっても確認は可能ということになります。さらに、資格情報のお知らせとマイナンバーカードの提示でも可能ということになります。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁は、スマホで自分が保険に入っているというのを見ればオーケーだということですし、資格情報のお知らせという紙ベースのものをも持っていけばいいと。なので、もしかしたらそこもトラブルがあるんじゃないかなと心配されるんですが、今、マイナンバーカードを保険証にリンクが終わった人は、半分ぐらいいらっしゃると思いますが、それでも利用率が低いということが報道でも聞かれます。そうすると、猶予期間があるとはいえ、むしろマイナ保険証を持っている人が、タンスのどっかにしまい込んでしまって、今までの保険証を持って行って、これじゃ駄目ですよって言われてしまって、えっ、という話になるのではないかと、むしろそっちのほうが心配です。持ってない人のところにはプッシュ型で資格確認書が送られるわけですから、当面、これで病院に行けばいいんだなってなるんですけれども、マイナ保険証を持っている御本人や家族、お父さん、お母さん、お子さんたちもマイナ保険証で受診しなければ駄目なところを、12月2日、あるいは猶予期間があったとして来年の12月ですか、対応しなきゃいけないと。ちゃ

んと前の保険証を持って、病院に行かないといけないということです。

それです、利用率についてお尋ねしたいんですが、青森市の国保でマイナンバーカードを健康保険証として利用している方々の割合を示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 青森市国民健康保険におけるマイナンバーカード健康保険証の利用率についてお答えいたします。

令和6年2月に厚生労働省から各医療保険者等に提供されたデータによりますと、本市の国民健康保険被保険者のマイナンバーカード健康保険証の利用状況は、例えば、令和5年11月分の実績で、延べ3371人となっており、外来レセプト7万8720枚に対して、利用率は4.28%となっております。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 やはり利用率が低いということで、河野大臣も躍起になってるみたいなんですが、共済保険のほうをお願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 青森県市町村職員共済組合の利用率についてお答えいたします。

青森県市町村職員共済組合にお伺いいたしましたところ、マイナンバーカード健康保険証の利用状況は、こちらも令和5年11月分の実績となりますが、延べ2139人となっており、外来レセプト5万3075枚に対して、利用率は4.03%となっております。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 申し訳ないのですが、市の職員の皆さんが入っている共済保険の利用率も、なかなか皆さんは時間が大変だから、病院に行く機会がないと思います。むしろ御家族のお父さん、お母さんやお子さんたちがその保険証を使う。今は従来の保険証で病院にかかれるわけですけども、共済保険は、前の保険証を切り替えなきゃいけないのは今年の12月2日ですか。すみません、お願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 市町村共済組合のマイナンバーカード健康保険証への移行時期ということでありました。

有効期限の設定のない被用者保険、共済組合もそうですが、健康保険証につきましては、経過措置期間である令和7年12月1日まで有効ということになります。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 まだ、時間はあるとはいえ周知が大事ですし、そもそも本当にこれやっていいのかなってというのは、かねがね質疑で取り上げさせてもらっています。

このマイナンバーカードを保険証にすると、要はプラスチックのカードで、これでデジタル化と言えるのかっていうところに疑問があって、スウェーデンとかでは、

スマホそのものとか、スマートウォッチそのものにリンクをさせていると。むしろ、デジタルを有効に使うとしたらもっと先に——でもそうすると、今、日本の現状では、なかなか年配の方々はスマホを操作するってことが難しいわけですね。ぎりぎり私の世代ぐらいだと思いますけれども、そういう意味では、本当にこのマイナンバーカードの保険証を促進するためだということで、健康保険証をストップするやり方は、デジタル社会を阻害するものだと言わざるを得ないので、ぜひ皆さんの声も生かして、声を上げていってほしいと思います。

最後に、8款土木費4項都市計画費4目公園費、セントラルパーク内の公募対象公園施設について質疑します。

本年7月にオープンする公募対象公園施設の一つに、24時間営業のスポーツジムとして入る事業者名が発表されました。かなり格安として知られるところです。

私は以前一般質問で、今の市民体育館内にある、その都度払いのスポーツ施設を新しいところにも設けるべきと求めたんですけども、当時の答弁は、民間事業者の営業に差し障るから考えていないというものでした。それで、数ある事業者から、このたびの公募対象公園施設に決まったのが、総合体育館を建設・運営する新会社を構成する会社の一つだと知りました。

市内でも次々と新しいスポーツジムができて久しくなっており、サービスや価格競争が激化しているようです。全国的には、低価格競争やコロナ禍などで倒産が目立ち、2022年は過去最多、全国で27件倒産しちゃったということです。

今回のセントラルパーク内にできるスポーツジムは、24時間営業だということですが、防犯対策をまずお尋ねしたいです。

本体の体育館のほうは電気が消えたら、ちょっとひっそりして怖いと思います。防犯対策はどのようになっているのでしょうか、お示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 万徳委員のセントラルパーク内にできる公募対象公園施設、スポーツクラブにおける防犯対策についての御質疑にお答えいたします。

青い森セントラルパーク内に整備を進めておりますスポーツクラブ「F I T 365青森青い森セントラルパーク店」につきましては、(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業におきまして、事業者である青森ひと創りサポート株式会社がP a r k - P F Iを活用して設置管理する民間施設の公募対象公園施設となっております。

F I T 365青森青い森セントラルパーク店は、事業者が防犯対策や安全対策を含めた運営方針や規則、経営戦略等について、自らのルールにのっとり維持管理運営を行うこととなります。本市としましては、(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業の中で行っている事業であることから、青い森セントラルパークや青森市総合体育館など、他公園施設との維持管理運営方法と大きな乖離が生じないように、運営方法等について協議を進めています。

F I T 365青森青い森セントラルパーク店の運営についてであります。事業者からの提案として、委員からも御紹介がありました。多様なニーズへの対応として、24時間365日営業を行うことと聞いておりました。特に、防犯安全対策に対する設備等についての配慮がされております。具体的な防犯安全対策としまして、1つに、不特定多数の入退場をなくすため、入り口にICカードやQRコード認証による管理機器を設置すること、2つに、死角をなくすため、防犯カメラを多数設置すること、3つに、緊急時に即座に対応するため、ペンダント型の緊急通報ボタンを備え付けること、4つに、緊急時に、いつでも対応可能とするため、警備保障会社による警備を導入すること、そして5つに、救命措置を施すためのAEDを設置することなどの防犯安全対策を行うことを確認しています。

今後、青森市総合体育館と同じく7月1日よりF I T 365青森青い森セントラルパーク店の運営が開始される予定でありますことから、今後も引き続き、防犯安全対策について協議や確認を続けてまいります。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私も別の24時間営業のスポーツクラブの会員だったことがあって、夜はスタッフがいなくなって、自分たちで何とかしろということなんです。ここはどうなってるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 スポーツクラブの運営についての再質疑にお答えいたします。

F I T 365青森青い森セントラルパーク店でのスタッフの常駐につきましては、青森市総合体育館の閉館時間でありまして22時から翌9時までの間、スタッフが不在の時間となると聞いております。

以上です。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ペンダント型の緊急通報ボタン、これを一人一人がぶら下げるってことなんですね。

ペンダント型という、走っているときもそういうペンダントをぶら下げて、何かあればぐっと押すんでしょうけれども、恐らく警備会社が駆けつけるのでしょ。時間がかかるんですよ。それは他の24時間のスポーツジムも同じこととはいえず、大事になったら本当に大変なことだなって心配しているわけです。

私もコンビニで朝にバイトをしたことがあるんですけども、やたらトラブルがありますよね。レジの前で客同士がけんかしちゃって、もう胸ぐらつかんだりとか、毎日毎日いろんなことがありますよ。だから、全国的にはこの事業者のその事故は報告されていないと聞きますけれども、警察沙汰になってないかもしれませんがトラブルはあるんだろうと思うんです。それを利用者が自分たちで何とかしなければならぬ。そういう施設が入るんだということを、私たちもちゃんと分かってお

なきや。もう入っちゃうんですからね、今さら止めろとか言っても仕方ないでしょうけれども、やっぱり市としては、防犯対策をしっかりと見てほしいんです。

それで、P a r k - P F Iというのは、事業者から売上げの一部が市に還元されるというふうに聞いてたんですけれども、どのような負担軽減になるのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 P a r k - P F Iに基づく事業費の負担軽減についての再質疑にお答えいたします。

P a r k - P F Iと申しあげました公募設置管理制度とありますが、こちらにつきましては、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財源負担の軽減、あるいは都市公園の質の向上、公園利用者の利便性向上を図ることを目的に、平成29年の都市公園法改正により創設された制度であります。現在、青い森セントラルパークで進めております事業においても活用しております。

本制度を活用して事業を実施する事業者については、公募によって選定されまして、飲食店や売店など、公園利用者の利便性の向上に資する民間施設であります公募対象公園施設及びその周辺の広場や園路など、一般公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体で行うとともに、特定公園施設の整備費に対して、事業の中で得られる収益の一部を充当することとなります。

事業者が充当する財源としましては、公募対象公園施設の維持管理運営から得られる収益のほか、広場などの特定公園施設の整備や改修費用のうち、事業者のノウハウによってコスト縮減されて生じた収益などが挙げられます。

なお、事業者が特定公園施設に充当する財源につきましては、事業者の経営上のノウハウが含まれておりますので、本市では内容を把握してないことから、お示しすることはできないところであります。

○村川みどり委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私が勝手に解釈したのかもしれませんが、民間が入ることで売上げの1割が市に還元されるというシステムなんだろうと思ったらそうじゃないとおっしゃるんですよ。しかもその民間の経営のことですから、分かりませんって。幾ら戻ってきたとかそういうことも示せませんということだったので、ちょっと何か、あれ、そういう話だったのかなって。今さらのように思っているわけですよ。今後もこのようなP a r k - P F Iの手法を取るかもしれませんが、そういうときにも、やはり同様のやり方になるかもしれませんが、どうしてもやっぱり改善が必要だなと、納得がいかないなということを申しあげて私の質疑を終わります。

○村川みどり委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前 11 時 33 分休憩

午後 0 時 50 分再開

○村川みどり委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 創青会の小倉尚裕です。

2点質疑します。スマート農業について、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費。そして、もう1点が、デマンド交通について、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費であります。

それでは、1点目、スマート農業についてお尋ねします。

スマート農業の根幹となる自動操舵システム技術等を搭載したトラクターやコンバインなどのスマート農業機械に不可欠な位置情報をより高い精度で提供し、スマート農業機械の導入効果を最大限に引き出すとともに、一層の導入促進・普及促進を図るため、精度の高い位置情報、このために不可欠であるRTK-GNSS測位、これが今、求められています。

まず、このスマート農業について、今の現状、そして、今回の予算についてお尋ねをします。今回の主要事業において、青森市GNSS基地局整備事業が拡充事業として記載されています。令和6年度の事業内容についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 小倉委員のGNSS基地局整備事業の令和6年度の取組内容についての御質疑にお答えいたします。

スマート農業につきましては、ロボット技術やICTなどの情報通信技術等の先進技術を活用し、農作業の軽労化・省力化や労働力不足の軽減・解消、さらには生産性の向上が期待できるとして全国で導入が進んでおります。

本市におきましても、スマート農業機械や技術を、直接、体験できる実演会やスマート農業フェアを開催し、生産者にスマート農業を身近に感じていただく機会の提供に努めますとともに、スマート農業の有効性や導入可能性を検証するための実証実験、さらには市内生産者のスマート農業機械の導入を支援するための青森市スマート農業チャレンジ事業を実施するなどし、スマート農業の普及の促進に取り組んできたところであります。

こうした中、トラクターや田植機などにおいて、人工衛星からの位置情報を活用した自動操舵システムの開発・普及が進み、これらの操縦においては、高い精度の位置情報が求められ、GPS以外の補正情報も取得できる全地球測位衛星システム、いわゆるGNSSの活用が進んでいるところであります。

G N S Sは、センチメートル単位での誤差で、より高精度な位置情報を取得できるものであり、このシステムの運用に不可欠となりますのがG N S S基地局となっております。

G N S Sを活用し、高精度な位置情報を常に把握できることで、農業用機械の操縦や作業の経験のない初心者でも、効率的な農業ができるとされ、農作業の省力化と時間短縮につながることから、年々、関心が高まっております。

このため本市におきましては、青森県が国の事業を活用して実施する農地耕作条件改善事業を活用しながら、令和5年度におきましては、青森地区では荒川市民センター屋上に、浪岡地区では野沢公民館敷地内にそれぞれ1基ずつG N S S基地局を整備したところであります。

この基地局を拠点に、半径5キロメートル圏内で高精度な位置情報の取得が可能となり、これにより、青森地区では主に荒川・高田・大野エリアで、また、浪岡地区では主に野沢・吉野田・女鹿沢エリアでの利用が可能となるもので、本年4月1日から供用を開始することとしております。

また、令和6年度におきましては、青森地区では主に後潟・奥内エリアを対象に、また、浪岡地区では主に大杉・五郷エリアを対象として、青森・浪岡地区にそれぞれ1基ずつG N S S基地局を整備する予定としております。国による事業採択後、電波調査等を踏まえ、本格的な整備に着手してまいりたいと考えております。

市としては、より多くの生産者によるG N S S基地局の活用に向け、関係機関や農機具メーカーと連携しながら、周知に努めるなどし、引き続き、スマート農業の普及促進を図ってまいります。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ただいま農林水産部長から答弁がありました。

これは、令和2年前後から青森県内においても進めてまいりました。中心が三八上北地区であり、津軽地区は、いわゆるドローンのアンテナです。ドローンのアンテナ、これは設置がなかった。ようやく、昨年度、農林水産部長といろいろお話をし、それで、この窓口が、今回は、農林水産省の中でも、土地改良区が中心であると。そういうふうな情報を、いろいろとお話をしながら、昨年度から、ようやく東青地区でも、このアンテナの設置となりました。

ちょうどアンテナも、アンテナの足場を作ってやるよりも、既存の建物に併設する形であれば、かなり工事費も安価な価格でできる。そして、エリアをどういう形で、これで補完するかと。今、ほとんど、特に稲作においては、このような、50町歩・60町歩の大規模農家では、ほとんどメーカーとタイアップしながら、ロボット化による作業を今現在行っています。当然、水の管理も全て、このドローンで、そして、暗渠においても、例えば、10町歩単位の田んぼであれば、真ん中に水路等を配置するなどして、ほとんど、このドローン中心の作業になっている。それを考えれば、本市がようやくこの形で進めるというのは、私は非常に評価をするものであ

ります。

津軽地区は、まだ進んでいないというのが現状です。当初、県では、例えば、津軽地区のリンゴ等では、ドローンを使っただけの作業というのはそんなにはないのではないか。そして、県南のほうの畑作——ナガイモであり、ゴボウであり、野菜等を含め、このような畑作、野菜が中心であるならば、やはり県南が中心であると。

でも、南部町であり、そして旧名川町であり、サクランボ、そして果物、果樹がたくさんあります。そういう中で、なぜ南部だけが中心であったのかと非常に不思議に思っていました。それがちょうど、農林水産部長——去年、青森地区は2か所、例えば浪岡地区、そして荒川地区、そして本年度も、引き続き、やっぱり、これは1回予算を獲得して、そして通り道をつければ、このように拡充というのが非常にやりやすくなってきます。

それで、今年度も、先ほど、浪岡地区は浪岡庁舎を予定しているとの話を聞いています。5キロメートルの範囲というのであれば、本郷・吉内・吉野田地区だけではなくて、近隣の黒石市であり、そして藤崎町、常盤地区であり、これも、田んぼ等が、このアンテナの範囲になってまいります。やはり、稲作であり、例えば、リンゴであり、これは、ここが青森だ、ここが藤崎だ、ここが黒石だと、そういうふうな境はないです。水路も、全て皆つながっている。したがって、こういうことこそ、広域でやっていくべきであり、今回、浪岡庁舎に、このアンテナを設置するのは、これは非常にいい事業だなと思っています。

そこで、質疑ですけれども、この対象エリアについて、改めて、浪岡地区における整備の対象エリアについてお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 浪岡地区におきます整備対象エリアについての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区におきましては、令和5年度は主に野沢・吉野田・女鹿沢エリアを対象に整備をいたしました。令和6年度におきましては、主に大杉・五郷エリアを対象に整備する予定としております。これら、2基の基地局整備により、浪岡地区全体が電波利用可能エリアに含まれることとなります。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 なぜ、今まで、東青地区でこのような事業が、獲得ができていないのか。それは、土地改良区がないからです。やはり、このような事業というのは、国の土地改良区の事業、これが中心で計画され、そして窓口はこの土地改良区になってきます。

青森市のこの土地改良区は、浪岡は浪岡川土地改良区という、やはり河川があって、そして岩木川水系であり、全て、これにつながる事業として、事業を組んでいきます。青森は、残念ながら、この土地改良区というのが、河川がありますけれども、そういう形で、今まで全て整理されていない。浪岡地区は、全て土地改良区と

いう形で、このような田んぼであり、こういうふうな政策は窓口があります。したがって、青森市も、浪岡と一緒に初めて、このような事業の恩恵を受けていると私は思います。

今まで、特にこの農業関係においては、果樹であり、そして、このような稲作であり、ほとんど国の直轄の事業であり、補助金を獲得するというのが、やはり、今まではなかったのではないのかと。それは、予算規模を見れば、1300億円を超える予算の中で、この農林水産、特に農業関係は8億円前後であると。これは、浪岡地区でも、以前から、100億円の予算の中でこの農業関係は8億円でした。これは、土木費とほぼ同等の割合でした。それが、基幹産業が農業であると。したがって、例えば、農業関係の補助金であり、制度であり、それを活用するというのは、浪岡地区が行ってきたと。したがって、今回の大久保農林水産部長の、このアンテナというのは非常に大きい、これを一つやっていけば、これから、まだまだつながっていきます。ぜひ、それを活用していただきたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、6次産業化の取組についてお尋ねをします。

この6次産業の今までの経緯をお話してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 6次産業化に関わる再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、市産農水産品の高付加価値化を図りますとともに、生産者等の経営の多角化による所得向上及び地産地消の一層の推進を目的に、1次産業者、2次産業者及び3次産業者との総合的かつ一体的な推進を図る6次産業化を支援してまいりました。

具体的には、平成28年度から、青森県と連携しながら、生産者等が6次産業化に取り組む際の機器・施設の整備や新商品開発等の取組に対し、支援を行ってまいりました。また、令和3年度からは、本市が有する様々な市産農水産品の高付加価値化及び他地域との差別化による優位性の確保に向けた取組を推進するため、ふるさと納税制度における、市産農水産品を活用した商品開発や既存商品のブラッシュアップ、生産者等と加工事業者等とのマッチング等の取組を支援する、ふるさと納税進呈品導入支援事業に取り組んできたところであります。

令和6年度におきましては、これまで実施してまいりました6次産業化に向けて取組を持続的に発展させ、あおりり産品ブランド価値向上推進事業を立ち上げ、特産品開発等を目指す生産者や事業者等を引き続き支援するほか、専門的知識を持ったアドバイザーによるスキルアップ講座及び相談会を実施するなど、あおりり産品のブランド価値向上をさらに推進するための支援を実施してまいります。当該事業に係る予算案につきましては、本定例会に提案させていただいているところであります。

また、青森市農水産品の販売促進に関しましては、来週3月20日から3月26日ま

での7日間、埼玉県さいたま市のそごう大宮店で青森市浪岡産リンゴ特産品フェアを開催し、浪岡リンゴの高付加価値化に向けた新たなセールス等を行うこととしております。令和6年度におきましても、新たな販売ルートの開拓等に取り組んでまいります。

6次産業化につきましては、加工品等の商品開発や販路の確保・開拓等を含め、1次産業者のみならず、2次産業者及び3次産産業者との一層の連携を図ることで、その成果を効果的に享受できるものと考えており、今後におきましても、これらを念頭に、あおもり製品のブランド力の向上を図ってまいります。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、この6次産業を、国もいろいろ進めてまいりました。そして、生産者も、やはり、例えば、米であり、リンゴであり、野菜であり、直接売るよりも付加価値をつけて、加工をして、販売をする。それによって、非常に収益を得られるというふうな方向の中で、確かにやってまいりました。

でも、現状を見れば、例えば農林水産、リンゴ農家であり、米農家であり、漁師の方であり、朝4時、5時——本当に、これから春から夏に向けて、リンゴ農家の方も5時前から起きて、畑に行く。そして、作業をする。同じように、米農家であり、野菜の農家であり、非常に早い時間から作業をして、そして夕方には帰ってくる。それで、その中で問題は、6次化ということは、その作った作物を加工して、そして商品にして、さらに販売をする。国が進めてまいりました。

しかし、現状、その分の設備投資をして、例えば、パッケージを発注して、ロットで注文する。ともすれば、真空パックの機械を購入して、それで真空パックの作業をする。そして、また、商品をネットで販売する。始めはやっていました。しかし、とてもじゃないけれども、朝4時、5時から起きて、作業して帰ってきて、そして、そのあと、その作業をする。それで、いつの間にか、そういうふうな設備投資をした段ボールの組立ての機械であり、そして真空パックの機械であり、また、包装用紙の資材であり、あつという間に倉庫がいっぱいになっている。それで、その中で、さらにネットで販売をする。言葉では簡単ですけれども、常にお客さんの対応をしなければいけない。今、現状、この6次化というのは、言葉はいいのですけれども、行った生産者の皆さんが非常に、これは自分たちがやって、投資をしたけれども、これで収益を得られるまでは、とてもじゃないけれどもできないという状況です。

何が一番の問題か。販売です。ネットで登録をして販売をする。それで、注文を受ければ、それに対応する、クレームも来る、対応する、自分の仕事ができなくなってしまうというのが現状です。

したがって、私は、これこそ、ふるさと納税の返礼品、例えば、今回議会だよりで浪岡地区の黒ニンニク、この生産者の記事が議会だよりに載っていました。米農家で大規模農家であり、そしてニンニクの畑も非常に大規模でやっています。商品

も大きなニンニクを生産して、そしてそれを、いろんなルートがありますので販売もしています。

でも、本来は、こういう商品こそ、ふるさと納税の返礼品で、青森市として、ニンニク——もともと、ニンニクの一番最初の生産地は浪岡なのです。浪岡でニンニクを作って、浪岡農業共同組合が推奨して、それが、常盤の農業協同組合——トキワ養鶏であり、そちらのほうの生産性が増えていった。それが、いろいろ県南にも広がっていった。このニンニクを生産の歴史は、津軽地区は浪岡から始まっています。

でも、やはり非常に作業が大変であると。そして、最も大きいのが、この販売です。それが、なかなか難しい。そういう中で、この今のふるさと納税の返礼品で、中心がリンゴであり、そしてホタテである。やはり、その返礼品で最も求めるのは、その地区の農林水産物であり、加工品だと思います。したがって、やはり、お菓子よりは、このような大粒の黒ニンニクです。こういうのを青森市産、浪岡地区の生産者の顔が見える形でふるさと納税の返礼品として出せば、これは非常に、それを求める方が多いのではないかと。行政が行うのは、やはり、このような6次産業の中で最後の販売、これを手助けする、これが最も重要なのではないかと思います。

やはり、お菓子であり、そういうふうなものは、どこでも買えます。でも、ここでなければできないものを作った、これをぜひ、ふるさと納税の返礼品として活用していただきたい。これは要望です。

いろいろ、これからも、大久保農林水産部長には、そういう面で御尽力いただいて、さらに、農林水産業の発展に頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。この項は、これで終了します。

次は、デマンド交通についてです。

まず、私は一般質問でも、これは質問しましたけれども、デマンド交通は、3つの乗車の仕方があります。定路線型、これは弘前市が行っている通常のバス路線、このバス停の路線で乗り降りをする、その固定された路線を走る。これが定路線型、こういう現在のバス停で乗り降りする方式です。

次が、ミーティングポイント。バス停を使うのですけれども、これを前日から予約して、そして、その予約したポイントにバスがとまる。したがって、バス停を使うのですけれども、予約をしなければ、バスはとまらない。バス停で待っていても、予約しなければこれは乗れない。したがって、これも周知が必要になってくると思います。ともすれば、バスを待っている人がいて、それで、そうすれば自分もそれに乗りたいという人が、やっぱり出てくる可能性があります。これがミーティングポイントという方式で、これは、札幌の手稲地区で活用しているのが、このミーティングポイントという手法です。

そして、最後がドア・ツー・ドア。家から、例えば、自分の行きたい目的地まで、時間を予約して、迎えに来てもらう。これが、このドア・ツー・ドア。これを今、

浪岡地区で採用して、これで行ってまいります。

まず、館山浪岡振興部長、この乗車において、乗るのは前日に予約をしますけれども、帰りの乗車の方法をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 浪岡A I デマンド交通の帰りの乗車方法についての御質疑にお答えいたします。

利用者の方が目的地から御自宅等に帰る際は、行きの乗車分とは別に予約いただくことが必要となるため、行きの便を予約する際に、帰りの便も併せて御予約いただくこととなります。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 非常に、こういう点が、これから、いろいろ実証実験をやっていきながら、そして説明会をやっていきながら、1年間で確立をしていくのだと思います。当然、例えば、スーパーで帰りを予約しました。そうすれば、自分もやっぱり乗っていきたくとかという人も、きっといるのだと思います。でも、そういう点も、やはり周知をしていただければと思います。

それで、予約をして、この料金はどういう形になっているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回の浪岡A I デマンド交通の利用料金であります、1人1回につき、距離・時間等にかかわらずになります。それで、乗り合いの人数によって、段階的な設定をしております、1人の場合には400円ですが、2人で乗り合いの場合には300円、3人以上の場合には200円という設定になっております。また、このほか、いき・粋乗車証をお持ちの方については、市バス・市営バス等と同じような100円、また、小学生以下、障害者手帳をお持ちの方については無料という設定となっております。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 非常に、こういう体系、これも、いろいろ説明会等、そして、まず、1年間やってみてなんだと思います。400円、300円、200円、これは確かに、タクシーとバスの違い。タクシーは、例えば、我が会派の私と館山委員と木村委員の3人で乗りました。木村委員が途中で降りました。館山委員が降りました。私が降りました。でも、一番最後に降りる私がお金を払うと。館山委員、木村委員は途中で降りたので、あなたは1000円、館山さんは2000円、それで私が3000円というわけではない。

非常に、このデマンド交通というのは、乗り合いという制度の関係で、やはり、通常のタクシーの会社は、この乗り合いの資格というのは持っていないのだと思います。それで、乗り合いの資格というのは、やはり、バス事業者。路線のバスを持っている、そういうバス路線を持っている方は、この乗り合いの資格を持っている。したがって、県内で、今現在導入をしている、例えば、おいらせ町、ここは、三八

五交通が運用している。三八五交通は、やっぱりバスもタクシーも両方、資格を持っていて、したがって、そういう中で、この事業で運行している。その制度がいろいろあるんで、今年は、1年間、実証実験というふうな形で行っていくんだと思います。

それで、料金も、今ありましたように、400円、300円、200円。そして、いき・粋乗車証は100円、小・中学生が無料であると。この点は、後ほど、特に、この子どもについてはお話していきますけれども、この無料というのは、やはり今後、どういうので活用できるか、後ほど、またお話をしたいと思います。

まず、こうした予約方法や乗り方についてに関する住民への周知は、先ほど、長谷川委員からもありましたけれども、もう一度お願いいたします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 住民への周知に関しての再度の御質疑にお答えいたします。

地区住民への周知に関しましては、今月の回覧版で、地区内の皆さんに、コミュニティバスからA I デマンド交通に切り替わるというお知らせをするほか、住民説明会を3月26日に予定しております。また、浪岡地区A I デマンド交通の予約方法や乗車の仕方に関するリーフレットを地区内全世帯に配付することとしており、同じものを浪岡庁舎、浪岡病院、公民館等、主要な公共施設に設置することとしております。このほか、町内会や婦人会、老人クラブなど、各種団体からも申込みがあれば、個別に説明に伺うこととしており、現時点では2団体からお申込みを頂いているところであります。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私も行けば、結構、聞かれます。小倉さん、バスはどうなんですか、バスはどうやって乗ればいいんだというふうに結構、聞かれます。

でも、何分、まだ要綱等が確定してないので、市で、これから説明会を行いますので、ぜひ、そういう意味で、申込みをすれば、説明会を個別でもできますよというふうにお話しする中で、きっと、今あった申込みが、だんだんだんだん、増えてくると思います。

それで、今回のデマンド交通の大きな特徴は、やはり、11月22日に開催された浪岡地域公共交通フォーラム、このフォーラムで、青森公立大学の学生で、足達ゼミの皆さんがデマンド交通の種類や内容、先進地の事例の比較など、分かりやすく報告していただきました。

どういう経緯で、この青森公立大学の学生が調査研究に関わったのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 今回の事業に青森公立大学が調査研究に関わった経緯についての再度の御質疑にお答えいたします。

今般、浪岡地区コミュニティバスの見直しを行うに当たりまして、浪岡地区に適した地域公共交通の在り方を調査研究する必要があり、また、その成果が地域のコミュニティビジネスにもつながる事案でありましたことから、浪岡振興部が所管しております浪岡地域力活性化事業の中のコミュニティビジネス創出委託研究事業といたしまして、青森公立大学と業務委託契約を締結し、地域みらい学科の足達准教授と足達ゼミの学生の皆さんに御協力いただくものとなったものであります。

当事業に関しましては、足達ゼミ所属の2年生の学生7人が浪岡地区公共交通研究会にもオブザーバーとして参加し、コミュニティバスの実態調査をはじめ、会議での事例報告、住民アンケートの実施・分析なども行っていただいております。また、調査研究として、足達ゼミの学生が、デマンドバスの先進地であります、おいらせ町、札幌市手稲区、ニセコ町を現地調査し、運行方法の比較ですとか、それぞれのメリット・デメリットなどを資料にまとめ、昨年11月に開催いたしました浪岡地域公共交通フォーラムにおきまして、住民の皆さんに御紹介いただいたものとなっております。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 非常に、このフォーラムは、もっと参加者が多かったら、本当にもっといいと思ったんですけども、私と天内委員も行って、非常に、天内委員も、いやあ、これはいいなど。そうですね、天内委員ね——そうやって、お話をしながら、それで、いろいろ学生の話聞いてきました。それで、今までは、どちらかというと、このバス交通を含めて、高齢者の視点であったのが、やはり大学生の視点、まして公立大学という、今現在、自分たちの学校から青森駅前まで来るには、バス料金が840円かかると。

それで、駅周辺から学校近辺までには、8時か9時だか、すごい早い時間で終わっちゃうというふうなお話も聞きながら、非常に大学生ならではの視点で、そして今、お話にありましたように、ニセコ、このドア・ツー・ドア、そして札幌の手稲地区、これはミーティングポイント。バス停があるけれども、予約をした方が、そこにバスがとまる。それで、おいらせ町も、やはりドア・ツー・ドアというふうな形で、弘前市がやっているのが定路線型というふうな形、これを実際、行って、自分たちが見てきた感想を含めて、そして問題点、こういう点も、いろいろ説明を頂いて、そのフォーラムを開催しました。

やはり、政策の決定において、このような、青森には公立大学があって、こういう形で、いろいろ政策の決定ができるのであれば、非常に、これも有効的だというのは改めて実感しましたし、それで館山浪岡振興部長にお話を聞きますと、それを委託料というふうな形で、今回は、学生にも浪岡地域力活性化事業として、お願いをしたというような経緯を聞きました。ぜひ、こういうのをもっともっと、学生の視点の、学生を活用した政策の決定に活用できればと改めて感じました。

そこで、浪岡地区・青森地区で実施をするA I デマンド交通の実証実験の財源を

お示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 AI デマンド交通事業の財源についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、浪岡地区ですが、AI デマンド交通運行実証実験事業の総事業費は5490万2000円であり、この財源内訳として、現在申請中ではありますが、国のデジタル田園都市国家構想交付金が2分の1、一般財源が2分の1となっております。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、今回の浪岡地区AI デマンド交通の実証実験の総事業費が5490万2000円であると。それで、この2分の1ですけれども、やはり今までコミュニティバスというふうな形で、これが、たしか2800万円前後の予算を計上して、運行していました。したがって、今回の中でいきますと、この今まで運行していたコミュニティバスの財源で、2分の1であれば、それを十分活用できるということもあって、非常に、いろいろ今のデマンド交通も、内閣府のAI——デジタル庁であったり、そして都市政策課の地域型の財源であり、きっといろいろあるのだと思います。その中で、これが最も、やはり大きかったのではないかというふうな感じがいたします。

そこで、もう1点。青森地区では、運用方式として、既存のバス停を活用しつつ、区域内でどこでも乗降できる、いわゆるドア・ツー・ドア方式を併用することを検討しているというふうに、小豆畑委員の一般質問にお答えがありました。なかなか、このドア・ツー・ドアというのは、やはり運行するには結構いろいろ難しい地域というのが出てくるんだと思いますけれども、これを2か月間という中で、どういう形で検証していくんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 青森地区におけるAI デマンド交通運行実証実験についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、青森地区におけるデマンド交通運行実証実験事業につきましては、実際に、地域の皆様にAI デマンド交通を令和6年10月から11月までの2か月間の期間限定で御利用いただき、青森市営バス・青森市市バスと比べて、満足度・利便性等について比較検証し、AI デマンド交通も含め、翌年度以降の持続可能な公共交通の在り方を検討するものであります。

それで、この実証実験事業では、実際に、皆様に御利用いただいた上で、比較検証をしますが、在り方につきましては、対象となる地域住民との対話によりまして、まず乗車時間、待ち時間、乗り継ぎなどについての利便性に対する御意見であったり、あるいは運賃に対する御意見、運行範囲に対する御意見など、AI デマンド交通に対する様々な御意見を集約することとしています。また、運行事業者からも、運行ルートに関する御意見を頂くことを予定しています。

これらの得られた結果や利用者等の御意見を踏まえまして、路線定期運行バスに係る運行経費であったり、通年でA I デマンド交通を実装する場合の経費について比較検証をするとともに、令和7年度以降の対象地区における利用者の利便性の向上にも留意しながら、A I デマンド交通の導入を見据え、持続可能な公共交通の在り方を検討してまいりたいと予定であります。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回のA I デマンド交通の中で、浪岡地区の実証実験というのは、あくまで来年度以降も、この事業を行っていくというのが前提であり、そして青森地区の孫内・新城地区は、まずは、来年度以降の継続というよりは、2か月間で、この問題点、これも含めて検証していく。やはり、その地域によって、このデマンド交通の導入というのは、形態がやっぱり違ってくるのだと思います。ぜひ、そういう面で、2か月間でいろいろ検証するというのは、ともすれば、始まってようやく、こういうのが活用できるのだと思ったときには終わっているかもしれない。非常に、そういう面で、これからぜひ検証しながら進めていただきたいと思います。青森地区は以上でよろしいです。

それでは、今回のA I デマンド交通の浪岡地区は来年度も、実証実験を踏まえて、本事業としてやっていくというのが前提であり、青森地区は、まずは2か月間実施をするというふうなもので、浪岡地区と青森地区では、この形態が違っていると思います。

そういう中で、浪岡地区で実証実験をやって、本事業となる令和7年度以降の運行委託先はどういう形で考えているのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 令和7年度以降の運行委託先についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和7年度以降の本格運行に向けましては、実証実験の結果も踏まえながら、プロポーザル方式で事業者を選定していきたいというふうに考えております。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 この事業の特徴は、冒頭お話ししましたけれども、やはりタクシーという形態とそして乗り合いという、バス事業者というのが両方に関わった事業です。乗り合いという形態がなければ、その乗る距離によって、料金が違うというのが導入できない。でも、バスの購入、今回は10人乗りのバスなのですけれども、これは、タクシーの業界でなければ、10人乗りのバスは購入できない。バス業者は11人以上のバスというふうに、これが陸運局での許可になっています。

したがって、今回、バス事業者が今回の補助金でバスを購入するというのはできないというのが、今回の事業の特徴であり、そういうハードルも浪岡振興部がいろいろ乗り越えながら、この事業をつくってきたのだと思います。したがって、来年度以降、プロポーザル方式で事業者を選定したいというのは、非常に評価するもの

であります。

そこで、プロポーザルという契約方針が出ましたので、このプロポーザル方式について、ちょっと質疑させていただきます。

今回の一般質問で、青森市清掃工場の火災対策事業、これが市から総額11億3030万5000円の費用で今回、予算が計上されました。そして、その財源が、火災保険が約5800万円、そして起債の充当額が約4億900万円、一般財源が約1億3646万円、そして一般財源への充当、事業者の負担金が1億1000万円であると。そういう答弁がありました。

総合評価方式というのは、この青森市清掃工場、これが青森市で初めて総合評価方式、DBOの契約であったはずであります。このDBOの最も大きな特徴は、価格の入札ではない。そして、コンペでもない。価格と技術力とそして会社の信用力、この3つが評価点として、決定をした。そういう中で、令和2年度に火災が起きて、それで今、お互いの弁護士で、今回、火災の費用負担について、一般質問で答弁がありました。

私は、総合評価方式というのは、やはり、価格と技術力、そして会社の信用力という、この3点で評価を得た。これを考えたときに、青森市が約10億円、そして事業者側が約1億円と。この負担というのは、非常に納得ができないと思いました。特に、一般財源から1億3646万円という費用が出る。今、いろいろ議論になっている、ともすれば、高校生の医療費無償化、これに匹敵をする金額だと思えます。起債充当額は、いずれ交付金でお金が返ってくる。そして、保険料というのは当然、保険です。それで、事業者負担が1億1000万円であると。これは、今後、総合評価方式、これを行う際に、私は、この部分というのが問題になるのではないかと感じました。

その説明の中で、今まで想定されないリチウムイオン電池、これが起因となる。したがって、このように決定をしたというふうな説明を受けました。でも、これから、例えば、蓄電池であり、そして様々なパネルであり、新規の技術、そして様々な機材というのは今後、想定される部分です。それが、ともすれば、プロポーザルという契約方式の中で、このような、10億円対1億円というのが前例になるのではないか、そういうふうな思いがいたしました。この点について、お考えをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 青森市清掃工場火災対策整備事業の費用負担についての御質疑にお答えいたします。

青森市清掃工場につきましては、設計・施工及び20年間の運営を一括して民間に委託しますDBO——公設民営方式により整備し、平成27年4月に供用を開始した施設であります。当該市清掃工場の破砕選別処理施設におきまして、令和2年5月25日に火災が発生し、破砕物コンベヤー、一次磁選機等が焼損したところであり、ま

た、火災の原因としては、消防本部の調査により、リチウムイオン電池であるものと推定されたところであります。

本事業の火災対策の内容につきましては、リチウム電池の特性を踏まえ、火災検知器及び消火ノズルの増設、破砕物コンベヤーのベルトの材質を難燃性ゴムから金属製に変更、火災発生時に、速やかに廃棄物を排出するための緊急排出シュートの新設等をするものであり、その事業費につきましては総額11億3030万5000円であり、財源の内訳といたしましては、小倉委員からも御紹介もありましたとおり、火災保険金額が5億8463万7000円、起債充当額が4億920万円、一般財源は1億3446万8000円となっております。

なお、運営事業者につきましては、自ら安全に事業を運営できるよう、火災対策の促進を図るため、本市に対して1億1000万円を拠出することとしており、結果として、この額は一般財源相当分となったものであります。（発言する者あり）

すみません。先ほど、一般財源を1億3400万円と申し上げましたが、正しくは、一般財源は1億3646万8000円となりますので、謹んでお詫びして、訂正申し上げます。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 この点につきましては、何分、私は、デマンド交通というふうな中で、プロポーザル方式というのが出ての質疑ですので、また、契約となれば、総務、そして企画になってまいりますので、改めて、これについては質疑をしてみたいと思います。環境部については、これで終わります。

まず、戻って、実証実験。

浪岡地区で実証実験を行ったと。その結果、運行方法や予約の方法、改善するべき点、当然、この1年間で、その点を調べていくと思うのですけれども、そういう点はどういうふうなお考えでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 運行方法と改善すべき点への対処についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和6年度の実証実験の成果や改善点につきましては、令和7年度からの本格運行に反映させていくこととしておりますが、改善が容易であり、費用を要しないものなどにつきましては、実証実験中でありましても、運行事業者等と協議しながら、その都度、改善を図ってまいります。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 公共交通、これに当たっては、非常に全国の自治体が、その在り方であり、最も求められるのはどういう部分であるのか、これは、多くの自治体が抱えている問題であります。そして、今回、浪岡地区でも、やはりコミュニティバスという今までの事業があつて、その財源を基にして、その中でどういう事業が組み立てられるのか。これを踏まえて、館山浪岡振興部長が様々な補助金の制度であ

り、こういう部分をいろいろ調べていただき、そして、また、民間の事業者ともいろいろ打ち合わせをして、それで、ようやくこのような事業ができるのだと思います。

浪岡地区での実証実験の内容が県内、また、他県の自治体の参考になると思います。特に、公立大学、これに委託をして、そして、いろいろ現地に行ってもらって、それで報告をして、住民等の説明をしていく。これは非常に、他都市ではないのではないかと私は思いました。

今後、他の自治体に情報提供をしたり、また、視察を積極的に受け入れるべきと思いますが、そういう点はどうでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 他の自治体への情報提供等についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましても、現行の路線バスの見直しを進める検討段階におきまして、県内では、おいらせ町や平川市、県外では、北海道ニセコ町、茨城県笠間市など、デマンドバスの先進自治体からの情報や資料を参考とさせていただきましたことから、本事業が他の自治体の参考となるのであれば、御要望に応じて情報提供や視察の受入れなど、対応してまいりたいと考えております。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 あと、もう1つ、この事業の最も大きな特徴というのが、私は中学校の学区での運用であると思います。今まで、行政の施策の中で、例えば、中学校の学区で事業を考えるとというのは、そんなに教育関係以外ではないのではないかと思っています。

いよいよ、これから、12月に私が質問した際にも、子どもたちの小・中学校の部活動、これが地域のクラブ化に移行している。それで、この大きな問題点が、部活動・クラブに入りたけれども、保護者の方がその時間に送迎ができない。したがって、子どもたちが部活動・クラブに参加をしたいけれどもできないのが、この送迎の問題です。帰りはいいけれども、行くときに送っていけない。それで、部活動・クラブに入れられないというのが現場で本当に大きい声でした。これは、コミュニティ・スクールで、いろいろ部会を開く中で大きな問題点として出されました。

そして、今回、このデマンド交通を活用して、部活動の送迎をする。時間帯が9時から5時というふうな関係で、いろいろ時間帯によって、学校の受入れが可能かとか、こういう点は、やはり教育委員会といろいろ協議をするのが必要でした。そういう中で、今回、これについても非常に、前回も前向きな答弁が出ました。

デマンド交通を小学校のクラブ・部活動、この場所への移動に利用させたいと思うが、移動までの間、学校での見守りは可能でしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 クラブ化に際しての学校での見守り対応についての御質疑に

お答えいたします。

本市では、小学校における部活動のクラブ化に際して、学校が行う支援、これをクラブ開始時間までの見守り支援、児童の人間関係やトラブルに関する支援、施設開放などについての全面的な協力などについて、各学校に通知しております。このことから、デマンド交通が導入された場合の児童の学校での見守り対応は可能であります。

対応の詳細につきましては、現在、小倉委員からもありましたけれども、浪岡地区におきましては、浪岡中学校区学校運営協議会が地域健康増進部会を立ち上げて、地域移行のための指導者や施設の確保、移動手段などについて、他地区に先駆けて協議を重ねておりますことから、その場において検討し、決定していただけるものと考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ただいま、教育長から非常に、やっていただける、可能であると。これも1年間、実証実験を行いながら、この送迎についての問題点、こういう点も、やはりやっていきながら、進んでいきたい。そして、来年の本事業に、ぜひ——今まで、公共交通、そして、このバスの問題は高齢者が中心でした。でも、これによって、ともすれば、部活動の送迎だけではなくて、小規模校の学校の授業等にも活用できる可能性があります。

例えば、複式の学校というのは、浪岡地区でも、やはり今現在でも2校あります。2校あって、そういう中で、こういうふうな小規模校がいろいろ活動するには、ともすれば、スクールバス等よりも、このデマンド交通、この予約によって十分、可能なものもあるのではないか。こういう点も、やはり、できるものできないもの、これも含めて、地域としていろいろ議論していきたい。

交通というのが、あくまで、これだけではなくて、子どもの環境、子育て支援事業にもなるというのは、私は、今回のテーマの交通は非常に大きな取組であり、恐らく、こういう形でのデマンド交通、10人乗りのマイクロバスの活用というのは、全国でもないケースになるのではないか。非常に、そういうふうな面で期待をしています。

今後、やはり浪岡振興部、そして都市整備部、また教育委員会と様々、協議をしながら、ぜひ、よりよい施策に進めていきたいと思えます。

これで終わります。

○村川みどり委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝であります。

それでは、議案別冊、令和6年度の予算に関する説明書に基づいて質疑をさせていただきます。

初めに、36ページ・37ページ、歳入22款諸収入についてお伺いをいたします。

私も長年、議員をやってきましたんですが、諸収入が当初予算で20億円以上というのが今、初めての経験です。どちらかというと、決算で十数億円というのはあるけれども、当初予算のうちから28億円とか、29億円というのは、私は今まで30年以上議員をやっているんですけども、経験がありませんでした。

ということで、この前年度よりも増となっている理由についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 奈良委員からの諸収入の予算額についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度当初予算のうち、歳入22款諸収入につきましては、前年度と比較して20億6800万円、139.9%増の35億4600万円と大幅に増加したところであります。

その主な要因であります。1つに、青森市次世代健康・スポーツ振興基金条例の廃止に伴い、廃止時点における当基金の残額である8億5800万円を予算計上したこととあります。なお、これにつきましては、全額を青森市スポーツ活動振興基金に振り替えて積み立てることとしており、積立てに係る歳出予算を同額計上しております。また、2つに、火災対策整備事業に係る市有物件建物損害保険金としまして、5億8500万円を予算計上したこと、3つに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに全ての地方自治体が統一的な基準に適合したシステムに移行することとされており、その移行経費として地方公共団体情報システム機構から交付される見込みのデジタル基盤改革支援補助金について、令和5年度と比較して4億9600万円増の5億3100万円を予算計上したことなどとなっております。こうした特殊要因により予算額が大幅増となったものであります。

○村川みどり委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

諸収入全体では約35億円と。それで、雑入だけでも約20億円を超えているということ。今、答弁があったとおり、基金条例の廃止に伴って、一旦、入ってきましたよと。だけれども、これはそのまま支出されますよね、108ページ・109ページに約8億6400万円とありましたので。そうですね。

あと、2つ目の清掃工場のやつは、これは保険が入ってきたというふうに理解します。38ページ・39ページに約5億8400万円とありますので、そのとおり——分かりました。

それで、最後のやつが、これは、国から直接でなくて、機構からだから、これは、国の支出金でなくて、諸収入に入ったという理解でよろしいですね——分かりました。ありがとうございます。この項は、これで終わります。

次、72ページ・73ページ、歳出4款衛生費1項保健衛生費6目救急医療対策費のうち、急病センターの運営について伺います。

この4月からの急病センター移行後の診療体制についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 奈良委員の急病センターの4月からの診療体制についての御質疑にお答えいたします。

青森市急病センターは、令和2年6月22日から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、地域外来・検査センターとして運営してまいりました。新型コロナが5類感染症に移行したことなどにより、今後の診療体制について関係機関と協議を重ね、令和6年4月からは従来の青森市急病センターとして運営することとしたものであります。

その急病センターの医師につきましては、これまでも、市医師会からの派遣により、診療を行ってまいりましたが、市医師会から、開業医の減少や高齢化に伴い、現状の体制での当番医の派遣は非常に困難な状況になっていると申入れがあったことから、関係医療機関とも協議を行い、さらに、医療関係者から構成されている青森市急病センター運営審議会において、今後の急病センターの診療体制について審議されたところです。

その結果であります、令和6年4月以降の診療体制につきましては、当面の間であります、診療科目は、内科・小児科・外科の3科体制、診療日につきましては、火曜・木曜・土曜・日曜のほか、ゴールデンウィーク並びに年末年始、診療時間は、午後7時から午後10時までとしたところであります。

現在も関係機関と協議を継続しているところであります、今後とも、限られた医療資源の中で、市民の皆様の安心・安全の確保のため、医療ニーズに応えられるよう、当番医の確保に努めてまいります。

○村川みどり委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

これも、私は委員会が違うのであれですが、2月の民生環境常任委員協議会で説明があったとおりでと思っています。一応、当面の間ということでしたので、少しでも改善されるよう、今後も協議を続けていただきますよう要望して、この項も終わります。ありがとうございます。

次、94ページ・95ページ、歳出8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、市街地再開発事業について伺います。

旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業の令和6年度の事業費の根拠をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 市街地再開発につきまして、予算の根拠についての御質疑にお答えいたします。

旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業につきましては、当該地区にある閉店したホテルと中小小売店舗や飲食店舗等を共同化・集約化することで、土地利用の高度化を図り、商業・業務施設、共同住宅及び駐車場から成る複合施設を一体的に整備し、にぎわいのある空間を形成するとともに、青森駅前の活性化を目

指すことを目的としています。

令和6年度予算の根拠ではありますが、本事業の令和6年度の事業費は、基本設計や既存施設の解体費の一部などで8億5407万6000円となっています。本事業に対する本市の補助金は、5億7015万2000円となっております。本定例会に令和6年度当初予算案を提出し御審議いただいているところであります。なお、この補助金につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用することとしておりまして、補助金額の2分の1である2億8507万6000円が国の交付金でありまして、残りの2億8507万6000円が本市の負担となります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

基本設計や既存施設の解体費ということですので、そうすると令和7年度以降は本格的な事業とかがあると、また、それぞれに予算が発生するというふうに理解していいのかな。よろしいですか——はい、分かりました。

以上で終わります。

○村川みどり委員長 次に、工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 公明党、工藤夕介でございます。

初めに、6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費、漁港整備事業について質疑いたします。

漁港は、漁業にとって欠くことのできない施設であります。一昨年8月、津軽地方において豪雨による災害が発災し、土砂災害等、甚大な被害が見られたところがあります。私ども公明党青森市議団は、ほどなく被害を受けられた外ヶ浜町の三厩地区へ参りました。

現地の方々からお話を伺う中で、ある漁業者の方が、住宅や道路に流れ及んだ土砂はたちまち陸奥湾にも流入し、我々が営む漁業へも悪影響を与えた。漁港の整備も漁業に欠かせないだけでなく、防災・減災の取組にもつながる、大事だと語っておられました。

一昨日は、東日本大震災より13年、本年1月1日の令和6年能登半島地震より70日でありました。同日の特集番組、記事等におきまして、漁港の映像・画像も多く目にいたしましたことから、漁港の整備は重要不可欠であります。

そこで、質疑いたします。

令和6年度の本市漁港整備事業の概要についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤委員の令和6年度の漁港整備事業についての御質疑にお答えいたします。

漁港につきましては、漁業者の貴重な財産である漁船の安全を確保するとともに、漁業生産や流通拠点として重要な役割を果たしております。本市管内におきまして

は、後潟漁港、奥内漁港奥内地区、奥内漁港飛鳥地区、青森漁港及び久栗坂漁港の5か所の漁港が整備されており、漁港の管理は青森県となっております。

漁港整備事業につきましては、漁港の管理者であります青森県が主体となって実施しており、漁港整備に要する費用につきましては、国の補助事業を活用する場合は、国が10分の5、県が10分の4、市が10分の1を負担し、また、県の単独事業として実施する場合には、県が3分の2、市が3分の1を負担することとなっております。

令和6年度におきます漁港整備につきましては、後潟漁港及び奥内漁港奥内地区の2漁港を予定しております。後潟漁港につきましては、県の単独事業により、防舷材を9基設置する予定となっております。また、奥内漁港奥内地区は、国の補助事業により、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画で進められております漁港の拡張工事及び既存施設の機能強化工事を実施する予定となっております。

漁港の拡張工事につきましては、既存の漁港の南側に隣接する形で護岸約72メートル、物揚場約95メートルを新設し、埋立てを行うものであります。また、既存施設の機能強化工事につきましては、物揚場の耐震・耐津波機能を保つために、補強が必要な約40メートルのうち、約12メートルの補強工事を行う予定となっております。

市といたしましては、今後におきましても、漁港が水産物の安定供給の基盤としての機能が十分に発揮されるよう、県及び漁業協同組合と連携しながら、漁港施設の整備・充実に努めてまいります。

○村川みどり委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

水産業の振興はもとより、防災・減災の観点からも大事な事業であります。今後も引き続き、着実に着手されますことを願うところであります。

次も関連の質疑となりますが、債務負担行為の設定、令和5年度高水温被害による漁業災害経営資金融資に対する利子補給についてであります。

昨年夏の猛暑は陸奥湾における高水温被害をもたらしました。これを受け、県は本年1月末、災害助成条例を発動し、漁業者の資金繰り支援に着手をされたところであります。そして、本市におきましても、支援の取組が進められているところですが、ここで質疑をいたします。

今般の取組のうち、漁業災害経営資金融資に対する利子補給について、概要をお示しく下さい。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤委員の漁業災害経営資金利子補給についての御質疑にお答えいたします。

漁業災害経営資金につきましては、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例に基づく資金であります。天災により損害を受けた漁業者に対しまして、再生産に必

要な低利な経営資金の融通を促進し、経営安定を図ることを目的としております。

青森県では令和6年1月31日に、令和5年7月中旬から同年10月中旬までの間の陸奥湾の高水温を漁業関連天災として指定するとともに、被害漁業者の借入れに対しまして、市町村が利子補給を行う場合に、市町村が行った利子補給の2分の1を助成することとしております。

本市が行います利子補給率は、漁業者が借入れを行う際の利率2.25%のうち、1.65%としており、漁業者の償還期間となる令和5年度から令和12年度までの債務負担行為設定について、今定例会の先議にて御議決を頂いたところであります。

なお、本市におきます被害漁業者からの当該資金に対する需要について取りまとめを行ったところ、8名の被害漁業者から2150万円の要望があったところであります。

今後、被害漁業者におきましては、当該資金の融資を行う金融機関であります、東日本信用漁業協同組合連合会へ借入申込みを行うこととなっております。

○村川みどり委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 ありがとうございます。

先日、漁業者の方のお声として、漁業者支援の大事な取組であるということで、今、御答弁いただいた内容についてお話をされておりました。先週3月5日の一般質問にて、当会派の山本武朝会派代表からありましたとおり、本年1月末、福岡県大牟田市へ会派視察に行っていました。その際、現地のコンビニエンスストアで陸奥湾産ホタテを使用したおむすびが売れ筋となっているのを目にし、陸奥湾ホタテが九州地方においても着目され、陸奥湾の水産業の重要さをますます実感したところであります。

今後の力強い取組を続けていただくことを御祈念申し上げ、私の質疑を終了いたします。ありがとうございました。

○村川みどり委員長 次に、小熊ひと美委員。

○小熊ひと美委員 立憲民主・社民、小熊ひと美です。

4款1項3目、地球温暖化対策推進事業についてお尋ねします。

予算案で57万2000円が計上されていますが、これは何のための予算なのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 地球温暖化対策推進事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度当初予算におけます地球温暖化対策推進事業につきましては、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」、通称デコ活の普及啓発活動及び青森市環境保全活動団体表彰制度により、市民団体などの表彰等を行うCO₂削減行動推進事業に係る経費として52万円、気候変動適応法に基づくクーリングシェルターを設置する指定暑熱避難施設設置事業に係る経費として5万2000円、合わせ

まして57万2000円となっております。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

表彰活動、クーリングということで使うということでした。啓発活動などは引き続き継続して行うという担当課のお話でしたが、それでは、本年度は具体的に新たな対策はとらないと。こういうことになろうかと思えます。これでは、温暖化に対して、市民を巻き込んで本格的に対策に取り組むとは言い難いのではないのでしょうか。

先日の一般質問で、関貴光委員の質問に対して、西市長は、期日をいつとは示されませんでした。青森市もゼロカーボンシティ宣言をすると明言されました。市長のゼロカーボンを目指すという決断を実現するためにも、すぐにでも本格的な対策に動くべきではないでしょうか。

現状では、6年後に迫った温室効果ガス削減の国の目標値の46%到達は、とてもおぼつきません。のんびりと構えている時間はないと思えます。せっかくの市長の決断も、これでは絵に描いた餅となりかねません。ぜひとも、本年度の事業として、具体的で効果的な対策を立てて、実行していただきますよう要望しまして、次の質疑に移ります。

以下、「令和6年度青森市当初予算(案)主要事業一覧」の中から質疑いたします。

まず、2款1項1目で町会活動支援事業として6283万5000円が計上されていますが、ここに内訳として示されています4つの柱、町会地域活動費助成金、地域市民館運営費助成金、コミュニティ助成事業、地域コミュニティ活性化事業補助金、それぞれの予算の内訳をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 小熊委員の町会への各補助金等の予算額についての御質疑にお答えいたします。

本市では、安全・安心な住みよい地域づくりのため、町会・町内会の健全な運営と地域活動を支援しておりまして、町会等が主体的に取り組む、地域住民が集い、共に活動できる場づくりや環境づくりに対して、補助制度を設けております。

具体的には、町会活動全般に係る経費の一部を助成する町会地域活動費助成金に1774万8000円、地域市民館を所有・管理する町会等に対して、その運営に要する光熱水費の3分の1を助成します地域市民館運営助成金に611万9000円、町会等が自主的に企画・運営する地域コミュニティーの活性化につながるソフト事業に係る経費の2分の1を補助する地域コミュニティ活性化事業補助金に1559万円、コミュニティーの活動に要する設備・備品の整備に係る経費を助成するコミュニティ助成事業に2300万円をそれぞれ令和6年度当初予算として計上しております。

以上です。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

4つの事業のうち、地域市民館については、市民が活発に利用している地域とそうでない地域で利用の頻度は様々であるということをお聞きしました。利用団体として登録すれば、利用料が無料になる市民センターと違い、利用料の発生する地域市民館しかない地域があり、地域市民館の料金設定も様々であるということでした。この問題に関して、利用料がかさむことから市民活動に支障を来すという市民からの相談も寄せられています。

そこでお聞きいたします。地域市民館運営助成金の制度の内容と対象施設数及びそれぞれの地域市民館に対する交付の限度額をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 地域市民館運営助成金についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、地域の町会等が所有し、管理運営する地域市民館に係る維持管理経費について、町会等に対して、地域市民館運営助成金を交付しております。対象となる経費としては、施設運営に欠かせない経費であります電気料金、水道料金、ガス代金、灯油及び重油代、損害保険料、合併処理浄化槽などのくみ取り料に要する経費となります。対象施設数といたしましては、110施設あります。助成額としては、4月1日から3月31日までの1年間における、これら対象経費の合計額の3分の1に相当する額または上限額としている10万円のいずれか低い額を交付限度額としております。

市民にとりまして、安全で安心なまちづくりのためには、今後とも、地域と行政が連携して地域の活動拠点を維持していく必要があると認識しておりますことから、引き続き、身近な地域コミュニティー組織である町会等を支援してまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 地域市民館は防災拠点の機能もあると思います。市民センターのあるなしで、地域によって利用料金に格差が生じる結果になっているのは、市民にとっては納得がいかないことではないでしょうか。本来なら、全ての市民が公平に利用できるよう、市民センターと同様に、地域市民館も無料で利用できるようにすべきだと思います。利用する市民の間での不公平を解消するよう、制度の見直しを図ることを要望いたしまして、この項を終わります。

次に、3款1項1目の民生委員児童委員活動事業についてお聞きします。

まず、民生委員児童委員活動事業ですが、民生委員については、成り手が見つからないことが問題となっていると聞きます。私の住んでいる地区でも、民生委員が高齢化して、次の方に引き継ぎたくても、成り手が見つからず、同じ方が継続して何期も引き受け続けているという、そういう現実があります。青森市でも全般的に、町内会の活動で高齢者の割合が増え、若い方の参加がなかなか難しいというのが実

情だと思えます。

そこでお聞きします。民生委員、児童委員、そして主任児童委員の経費として5398万8000円が計上されていますが、このうち、民生委員の数と支払われる経費の額の内訳及び研修内容をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 小熊委員からの民生委員児童委員活動事業についての御質疑にお答えいたします。

本市の民生委員の定数は国の定める基準を参酌して条例で定めており、民生委員590人、主任児童委員68人、合計658人としています。現員数は、令和6年3月1日時点で、民生委員534人、主任児童委員59人、合計593人となっています。

民生委員児童委員活動事業の令和6年度の事業費は5398万8000円となっており、その内訳としては、民生委員の活動費として4011万3000円、地区民生委員児童委員協議会への運営負担金として1050万円、青森市民生委員児童委員協議会への研修事業補助金として217万4000円、青森市民生委員推薦会等の委員への報酬として41万8000円、その他事務費として、消耗品や印刷製本費など、78万3000円となっています。

民生委員に対する研修は、青森市民生委員児童委員協議会において、民生委員の資質、知識及び技術の向上を図るため実施しており、令和5年度は、全体研修会や各部会研修会を8回開催したほか、全国民生委員児童委員連合会や青森県民生委員児童委員協議会が主催する各種研修会へ参加していただいています。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 現在の民生委員の数は534人、活動費は総額で4011万3000円ということでした。

実際に、私の地区の民生委員に聞いてみました。支払われている金額を聞いてみたところ、4か月で1万4000円。一月にならずと3500円ということでした。私は正直ちょっとびっくりしました。私の地区の民生委員の方は、皆さん本当に一生懸命やってくださっていて、その活動は多岐にわたっています。月3500円の活動費では、ほとんどが印刷費や通信費などの実費にしかないという、こういうお話でした。毎日の活動は本当にボランティアで、その分は持ち出しという形です。民生委員活動も、こういう方々の熱意で持っている。これが実情ではないかと思えます。

それを考えますと、やはり次の方が引き受けるのをちゅうちょする、これはよく分かるような気がいたしました。あるいは、地区によっては、動ける方がいなくて、実際には活動ができていない地区もあるという話も耳に入ります。この辺の実情を市は把握しているのでしょうか。

では、質疑いたします。先ほど、研修のことをちょっとお話いただきましたけれども、資質向上のための研修をなさっているということですが、どのような研修がなされて、参加人数、それから研修後の報告の有無など、概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。民生委員の研修についてです。

民生委員の研修については、それぞれ、民生委員になる部分で民生委員としての役割であったり、どういう活動をすればいいのかとか、または、例えば、報酬についても御説明したりしながら、民生委員に対して、その役割等を含めて、研修を行っているところであります。

以上です。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 参加人数あるいは研修後の報告などはあるのでしょうか。その辺についてお答え願います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 研修の参加人数は、ちょっと手元に資料がないので、後ほど、お答えさせていただきます。

研修の報告については、民生委員の協議会で研修をやっております、それぞれ研修などをやっているという部分は報告を受けております。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

高齢化が大変進んでいます。地域活動でも支障を来すという実情に対して、もう従来のやり方では対応できなくなっているというのが現実だと思います。実際に活動が滞る地区も出ているのではないかと考えられます。市は、そういう地区にもしっかりと目配りをして、実情を把握し、増加する高齢者問題などに対して、先んじた対策をしていく必要があるのではないのでしょうか。民生委員の在り方も、他市の例なども参考にして、柔軟な対応策を考えていっていただきたいと思います。

では、次に、3款1項1目ほのぼのコミュニティ21推進事業についてお尋ねいたします。

地域とのつながりが必要な一人暮らしの高齢者世帯、身体の障害者のいる世帯、ひとり親世帯などを対象に、地域ボランティアの方がほのぼの協力員として、週1回程度、それらの世帯を見守る活動ということで69万2000円が計上されていますが、この事業の制度内容など、概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 ほのぼのコミュニティ21推進事業についての御質疑にお答えいたします。

ほのぼのコミュニティ21推進事業については、一人暮らしの高齢者世帯、身体が思うように動かず困っている障害者のいる世帯、ひとり親世帯など、地域とのつながりが必要と認められる世帯を対象に、地区社会福祉協議会が中心となり、地域住民やボランティアなどによって構成されるほのぼの交流協力員や民生委員・児童委

員が3名程度で1グループを編成し、週一、二回程度、定期的に訪問を行い、声かけや話し相手、緊急時の通報など、対象世帯のニーズに合わせた見守りを行っています。

令和6年度事業費の内訳については、青森市社会福祉協議会への事業委託料として、対象世帯を調査するための消耗品や通信運搬費など、ほのぼの交流協力員の活動費として28万4000円、地区社会福祉協議会が開催する見守り事例の報告会や地域住民を対象とする研修会の開催に係る活動費として9万2000円、地域住民などへの見守り活動に関する普及啓発を行う、ほのぼの通信の作成費として12万8000円、ほのぼの交流協力員が加入するボランティア保険料として12万5000円、委託料の消費税として6万3000円を加えた69万2000円となっております。

なお、先ほど、御質疑に対して御答弁できなかった令和5年度の民生委員児童委員協議会主催の研修会への参加人数は8回で657名となっております。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

一人暮らしの高齢者、身体の障害で困っている世帯、それから、ひとり親世帯などが対象となっているということですが、では、その対象世帯はどのくらいあるのか、実績を教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。令和4年度での訪問対象世帯数です。

令和4年度の訪問対象世帯数は、一人暮らしの高齢者世帯が253世帯、障害者のいる世帯が4世帯、その他、高齢者のみの世帯や認知症の方がいる世帯が16世帯となつて、合計273世帯が訪問対象となったものです。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 全部で273世帯ということで、対象世帯が案外、少ないなという感じがいたします。社会福祉協議会へ委託する事業だということですが、対象世帯をしっかりとカバーして、漏れのないようお願いしたいと思います。また、聞き取りの際、一人暮らしの高齢者の世帯数がはっきりしていないというお話でしたが、これからはどんどん高齢者の一人暮らしの世帯も増えていくと思いますので、市としても、まずは、しっかりと数を把握して、そして対策を講じていただくことを要望いたしまして、次の質疑に移ります。

4款1項2目、新規事業の猫の不妊・去勢手術費補助事業と犬・猫等一時預かりボランティア事業についてお尋ねします。

私も家の中に猫を2匹飼っていますが、そのほかに、庭には1匹よく来る猫がいます。その猫は、毛色が、さび色で——さび猫というんですけれども、さび猫は三毛猫と同じでほぼ雌しかいないようで、うちに来る猫も雌だと思われませんが、毎年、春になっても妊娠しません。耳に切れ込みがあるので、地域猫として、ボランティア

ア活動によって、不妊手術を受けている、いわゆるさくら猫と呼ばれるのですけれども、そういう猫なのではないかと思っています。青森市にも、いわゆる野良猫に対して、不妊手術を施して、繁殖を抑える活動をされている方々がいるという、その事例ではないかとありがたく思っています。今年始まる市の猫の不妊・去勢手術費補助事業と、犬・猫等一時預かりボランティア事業、この2つの事業は、犬や猫の殺処分を減らすために大変有効な試みだと思えます。

では、猫の不妊・去勢手術費補助事業についてお尋ねします。まず、市に寄せられた犬・猫などの動物に関する相談の内容と件数をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 小熊委員の犬や猫などの動物に関する相談についての御質疑にお答えいたします。

市に寄せられました犬や猫など、動物に関する相談件数であります。令和3年度は、犬164件、猫419件、その他19件、計602件、令和4年度は、犬153件、猫400件、その他15件、計568件、令和5年度は、2月末時点の数字であります。犬が194件、猫が346件、その他18件、計558件となっております。

主な相談内容であります。犬につきましては、係留されず放し飼いになっている、飼えなくなったので引取りしてほしい、ほえる声がうるさいなどでありまして、猫については、野良猫の相談で、産んだ子猫を引取りしてほしい。ふん尿や鳴き声に困っている、餌やりをしている人がいるなどとなっております。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

では、お聞きします。犬や猫などの殺処分、これは年間どのくらいの数になるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

殺処分数であります。令和5年度の数字、これも2月末時点の数字であります。犬につきましては2頭、猫につきましては51匹、計53となっております。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

犬が2頭、猫が51匹、合計53匹ということでした。

では、今年度の新規事業の猫の不妊・去勢手術費補助事業について、その概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 猫の不妊・去勢手術費補助事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

先ほど御説明いたしました、本市では、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫ですが、ふん尿による被害、鳴き声などの相談や苦情が増加傾向にありますこと

から、猫の繁殖を抑制し猫の引取りや、殺処分数の減少を図るとともに、周囲に対する迷惑行為を未然に防止するなどのため、猫の不妊・去勢手術費補助事業を実施することとしたものであります。

本事業は、事前に市へ相談・申請していただき、補助金交付の決定後、動物病院で不妊・去勢手術を実施し、その費用の一部を市が補助するものあります。補助対象は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う市民や団体等でありまして、補助金額は、既に事業を実施している中核市の事例などを参考に、雄1頭当たり6000円、雌1頭当たり9000円を上限としております。

以上です。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

この猫の不妊・去勢手術費補助事業、これは無駄な殺生を減らすためにも大変いいことだと思います。対応できる件数をお聞きしたところ、新規事業ということで、まだ今年度は35頭と少ないそうですが、今年度、ぜひ実績を上げて、今後、徐々に手術件数を増やして行ってほしいと切に願います。ただ、市民や保護団体の方々が野良猫を捕まえるのは本当に大変そうですので、広報などでお知らせして、こういうことをやっている市民に理解を求めて、協力者を募っていただきたいと思えます。

では、次に、4款1項2目、同じく新規事業の犬・猫等一時預かりボランティア事業についてお尋ねします。

この犬・猫等一時預かりボランティア事業の概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 犬・猫等一時預かりボランティア事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

市では、青森県動物愛護センターの一部を借用し、飼い主のやむを得ない事情による引取りや捕獲、収容した犬や猫などを飼養管理し、新しい飼い主への譲渡を行っているところであります。しかしながら、青森県動物愛護センターの借用スペースが限られていること、また、譲渡先が決まるまでの期間が長くなる場合があるため、ボランティアの方に一定期間使っていただく犬・猫等一時預かりボランティア事業を実施することとしたものであります。

本事業は、ボランティアを希望する市民の方に、事前に市に登録していただきまして、実際に犬や猫などの対象動物を預かっていただく際には、市が飼養管理に必要なケージ等の物品の貸出しや、餌などの消耗品の支給を行うものであります。

市といたしましては、本事業により1頭でも多く譲渡につなげるため、犬や猫等を飼ったことがある方や、これから飼ってみたい方など、少しでも動物愛護に関心のある方に登録していただけるよう、広く市民の方に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

市が引き取った犬や猫の譲渡事業、これは以前から継続して行われているようですが、譲渡が決まるまで、犬や猫を預かっていただく市民のボランティアに対する支援ということでした。こちらは大変いい試みだと思います。飼い主のいない猫や犬が1匹でも多く殺処分を免れ、また新しい飼い主と巡り会って、命を全うできるよう、この新規の2つの事業をしっかりと継続していただくよう要望いたします。

さらに、青森市としても、ぜひ、殺処分ゼロ、これを目指していただくことを要望いたしまして、私の質疑を終わります。

○村川みどり委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時15分からといたします。

午後2時41分休憩

午後3時15分再開

○村川みどり委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

早速質疑していきたいと思います。

初めに、2款総務費1項総務管理費3目財産管理費に関連して、廃校の利用について質疑したいと思います。

廃校となった学校施設の利活用ですが、中でも体育館について、現在どのようなことに活用されているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 赤平委員の廃校の利活用の状況についての御質疑にお答えいたします。

現在、教育委員会が廃校として管理しております廃校は9校ありまして、廃校となりました施設の今年度の利用状況ですけれども、町会行事や保育園の運動会、あと、スポーツ団体の練習場、ドローン技術講習会などに利用されているところがあります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 町会や保育園の運動会、また、スポーツ関連の団体ということで、その中に地域のクラブ活動——部活から移行したクラブ活動なんかも入っていると

思います。

私の元に、小学生の保護者から旧西田沢小学校の体育館についての相談が寄せられております。これまでやり取りが行われてきたことは承知しておりますけれども、改めて確認も込めて、まず、旧西田沢小学校の体育館の利活用についての考え方をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 旧西田沢小学校の体育館の利用についての再質疑にお答えいたします。

旧西田沢小学校の体育館につきましては、平成23年度に行いました耐震診断によりまして、耐震性なしと判定されましたことから、国の公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、改築工事を行い、平成28年3月に完成いたしましたものの、通学区域再編に伴いまして、西田沢小学校は北小学校と統合し、令和2年3月で廃校となったものであります。

旧西田沢小学校の体育館の利活用に当たりましては、国の補助金を活用して改築いたしましたことから、災害発生時の一時的な避難や、その訓練のための使用を除きまして、令和9年3月までに、学校教育以外の目的で使用する場合には、原則、補助金の返還が生じることになります。

このことから、同校の体育館につきましては、令和9年3月までは他の廃校施設のような利活用はできないものの、災害発生時における地域の指定緊急避難場所としてのみ活用しているところであります。

以上です。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 旧西田沢小学校の体育館については2016年に完成し、2020年に廃校ということで、僅か4年ほどしか利用されていなかったこともあって、建物を見ている方からは、もう本当にもったいないと、何で使えないんだっていう声が出ているのは当然だと思います。

それで、国の補助金を使って、今までの答弁では、一定期間内に学校教育以外の目的で使用した場合には原則補助金の返還が生じるというふうに答弁しておりましたけれども、今伺ったら、令和9年3月までは、いわゆる縛りがあるということで、この縛りが解けた場合は、例えば、地域の小学校の部活から移行したクラブ活動とかは使うことができるということによろしいでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 旧西田沢小学校の体育館の貸出しについての再質疑にお答えいたします。

旧西田沢小学校の体育館につきましては、国の補助を活用し改築いたしましたことから、令和9年3月までは施設の利用が制限されるところです。令和9年4月以降の利活用につきましては、まずは利活用について全庁照会することとしておりま

す。

以上です。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 全庁照会した後ということなんですけれども、そもそも、この補助金の縛りがあるのが何でなのかということも、私は納得がいかないところではあるんですけれども、ただ、今、現に油川のクラブチームなんかも使えるなら使いたいと、もう既に声があるので、そのクラブで使いたいと言ってる方たちが、この令和9年4月の段階でどうなるかというのはまだ分かりませんが、ただ、いずれにしても、そういう、地域で使いたいという声があるのであれば、ぜひ使えるようにしていただきたいと。

あとはアナウンスです。全庁照会した上で、庁内で使うという用途がない場合、地域にも貸し出すというふうになった場合には、ぜひ関係各所にアナウンスをしてほしいというふうに思います。

もう1点、旧後潟小学校についてです。ここは使うことはできるけれども、電気は使用できる一方で水道は使えないということをお聞きしました。こうした状況では、そういったクラブチームとかで使いたくても、実際、水道が使えないとトイレが使えないことになると思うので、実際は使うことをちゅうちょしてしまうと思いますけれども、水道の利用の考え方についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 廃校における水道についての再質疑にお答えいたします。

現在、廃校となっております学校につきましては、防犯上、機械警備を設置しておりますことから、電気につきましては使用できる状況ではありますが、それ以外のガス、水道等につきましては契約を解除しております。

現在、教育委員会が普通財産として管理しております廃校9校のうち、旧栄山小学校は校舎部分を埋蔵文化財整理作業場に、旧戸門小学校は、校舎部分を文化財資料等の収蔵庫に、旧大栄小学校は、放課後児童会にそれぞれ利用しておりますことから、そのために必要となる水道設備は使用できる状態としております。

他の廃校の水道を利用できる状態とするためには、再度水道部と契約をすることになりまして、基本料金だけでも年額約12万円を要することになります。また、設備の規模にもよるんですけれども、水道設備の維持管理費といたしまして、浄化槽の保守点検に年間約20万円から約50万円のほか、貯水槽の清掃に年間約3万円要することになります。このようなことから、水道の使用については考えていないものです。

以上です。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 年額約12万円、まず契約として水道のお金がかかるのと、さらに

そこにプラスアルファで浄化槽関係なんかもかかっていくということで、費用がかかるということは了解しました。

何かうまいやり方はないかなというふうに、これは私も研究していきたいというふうに思いますけれども、いずれにしても、せつかくある施設が使えるような環境に整えておかないと、使いたくても使えないというふうにもなってしまうと思うので、そのところは私も今後研究していきたいと思いますし、市のほうでも、そういった声があるということはぜひ受け止めていただきたいというふうに要望して、この項は終わります。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費として鳥獣対策についてお聞きします。

令和5年3月議会の予算特別委員会でも、ニホンザルの問題について質疑しました。引き続きニホンザルの農作物被害や、人がいつ襲われるか分からないといった相談が寄せられております。

そこで、ニホンザルの農作物被害対策について、今年度の取組と来年度の取組をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 赤平委員のニホンザルによる農作物被害への今年度の対策及び令和6年度の取組内容についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、近年、ニホンザルによる農作物被害が増加傾向にありますことから、令和5年度の販売農家におけるニホンザルによる農作物被害は、被害件数25件、被害額が42万3000円となっております。また、自家消費を含めましたニホンザルによる農作物被害は35件となっております。

これらニホンザルによる農作物被害対策を円滑かつ効果的に講ずるため、本市では青森市鳥獣被害防止計画に基づく具体策の立案等を行う青森市鳥獣被害防止対策協議会を、青森県猟友会や青森警察署、青森農業協同組合等の関係機関とともに設立をし、青森県猟友会会員と市職員で組織いたしました、青森市鳥獣被害対策実施隊によるパトロール活動や追い払い活動、生息・被害調査の実施、鳥獣追い払いのためのスターターピストルの貸出し、捕獲用の箱わなの設置及び捕獲したニホンザルへの発信器の装着による追跡調査などに取り組んできております。

これらの取組に加えまして、令和5年度におきましては、新たな取組といたしまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら、1つに、ニホンザル侵入防止電気柵を市内3地区、総延長2692メートルにわたり設置をしたほか、2つに、捕獲状況を遠隔で監視できますモニター装置を備えた、捕獲効率の高い大型囲いわなを新城天田内地区の圃場に設置しております。さらに、地域農業者等20名にも御協力を頂きながら、青森市捕獲サポート隊を設立し、パトロール活動や追い払い活動の体制強化を図っているところであります。

これらの取組により、青森市鳥獣被害防止計画で設定いたしました捕獲計画頭数

の目標30頭を上回る35頭の捕獲に至るなど、一定の効果が得られたものと考えております。

次に、令和6年度におきましては、捕獲状況を遠隔で監視できますモニター装置を備えた大型囲いわなを1基増設することとしているほか、ニホンザル侵入防止電気柵につきましても、1000メートル1地区に増設する予定としております。

また、侵入防止電気柵との併用で高い効果が期待できます緩衝帯を整備するなど、事業内容を拡充して実施することとしており、これらの事業に係る予算案を本定例会において御審議いただいているところであります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 再質疑では、大型のわなのことについてまずお聞きしたいと思います。

前回のやり取りでは群れを4か所、駒込、新城、内真部、西田沢。多分、新城と西田沢の群れは、地理的な環境からも同じ群れになっているのかなというふうに思いますけれども、その4つの箇所を把握したということで、箱わなの設置を検討していくと。その4つの候補を挙げて、箱わなを設置するというので、今回、天田内に大型のわなが設置されたということなんですけれども、先ほど、今年度35頭を捕獲したというお話がありましたけれども、それぞれの地区で、どういうふうな実績だったのか内訳についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ニホンザルの捕獲実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

ニホンザルの捕獲につきましてもは捕獲用箱わなや、今年度新たに設置いたしました大型囲いわなを圃場や園地に設置し、捕獲に当たってまいりました。

この捕獲用箱わなを活用した捕獲につきましてもは、奥内、新城、油川地区等の北部地区で14頭、横内、幸畑、高田地区等の中部地区で2頭、矢田、戸山地区等の東部地区では、1頭の計17頭を捕獲したところであります。また新城、天田内地区の圃場に設置いたしました大型囲いわなでは、18頭の捕獲に至ったところであります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 前回の答弁では、生息環境調査の中で新城地区に28頭把握して、西田沢に61頭把握したということで、今年度、新城の地域でいうと18頭捕獲したということが分かりました。

私はこれまでニホンザルの対策については、そういった捕獲と、それから追い払いの両面から行っていくことが、全国の例から見ても重要であるというふうに訴えてきましたけれども、今年度電気柵も設置したということですが、電気柵について、設置した場所も含めた、今年度の取組内容と来年度の取組をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 侵入防止電気柵の設置概要についての再度の御質疑

にお答えいたします。

圃場や園地へのニホンザルの侵入を防止する電気柵につきましては、メーカー等により仕様は異なるものの、一般的にはワイヤーでできた柵に電流を流すことで、このワイヤーに触れた野生鳥獣等にショックを与え、追い払うとともに、圃場や園地に近づけないようにさせるなど、農作物の野生鳥獣被害対策に大きな効果があると言われております。こうしたことから、本市におきましても、今年度、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、市内3地区において電気柵を設置いたしました。

その概要であります。新城地区には4か所、1267メートル、四ツ石地区では2か所、571メートル、幸畑地区には3か所、854メートルの電気柵を設置したところでもあります。

設置に当たりましては国の交付金を活用しておりますことから、1地区につき、受益農家が3戸以上となること、支柱間隔を4メートル以下とし、地際に隙間ができないようにすることなどの明確な基準が定められておりますほか、機器の運用に当たりましては、電源となるソーラーパネルから十分に太陽光を得ることができること、下草等の接触による漏電等により、電流低下を避けるため、こまめな草刈り等への協力が可能であること、隣地との境界が明確であり、双方の土地所有者の理解が得られるなどのクリアすべき条件があります。このため、令和5年度における電気柵の設置に当たりましては、これらの条件を満たすことが可能な農作物被害が頻繁に発生する地区の農家の方々と協議をし、設置したところであります。

令和6年度におきましても引き続き、適地等の調査を行った上、対象となる設置地区、箇所を定め、増設してまいりたいと考えております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。電気柵は聞き取りでも伺いましたけれども、効果はそれなりに出ているということなんです。

この電気柵については、まだ1年目で実証しているという側面は大きいと思えますけれども、いずれは使いたい人への貸出し、購入費や設置費用の補助なども必要になってくると思えますけれども、そこに対する市の考えをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 電気柵設置に係る個人への支援についての再度の御質疑にお答えいたします。

市といたしましては、ニホンザル等の野生鳥獣に係る農作物被害が頻繁に発生する地区において、面的な被害防止対策を講ずる上での有効な手段の一つとして、侵入防止電気柵の設置を進めてまいりました。

このため設置地区及び設置箇所の選定に当たっては、被害状況や群れの分布に加え、より多くの農家が受益できることも加味しながら、面的な整備を進めているところでありますので、現時点において、個人の農家を対象とした支援については考えておりません。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 個人には考えていないということなんですけれども、ちょっとやっていきながらそこはぜひ検証していただきたいと思いますし、ある程度、例えば、3つとか5つとかの農家が固まって、我々としては使いたいというふうになれば、そういったところにも、可能性っていうのはあるのかなというふうに思いますので、そこは、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、羽白、野木和地域の住民からの声が私の元に多いわけですけれども、280号バイパスをいつ渡ってくるか分からないと。渡ってくれば、いよいよ本当に脅威だという声も寄せられています。引き続き対策を講じていただきたいと思います。それから、熊についても被害が多くなってきております。対策の強化が熊に関しても必要です。

報道では県が対策強化をするということですが、ぜひ市も積極的にそこは関わっていただいて、被害防止に努めていただきたいと要望して、次に、8款土木費2項道路橋梁費4目水路費について、防災の観点から治水対策について伺います。

近年、豪雨による被害が急増している中で、対策の強化が必要になっております。

そこで、県が実施している青森市流域治水プロジェクトについて、本市の関わり方も含めた概要をお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 青森市流域治水プロジェクトの概要についての御質疑にお答えいたします。

青森市流域治水プロジェクトは、本市を流れる15水系の流域全体を対象に、県が主体となって、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減及び早期復旧・復興のための対策を取りまとめ、令和3年9月に策定しております。

本プロジェクトは、県、市及び関係機関等が一体となって治水対策に取り組むこととしておりまして、短期の取組としましては、樹木伐採、河道掘削を集中的に実施することとしており、その後10年程度の中長期の取組としましては、駒込ダムの建設、天田内川や貴船川の河川改修、急傾斜地の土砂災害対策等を進め、青森市内全域の浸水被害の軽減を図ることとしています。

そのうち、本市におきましては、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、貴船川の河川改修、本市が管理します河川の河道掘削、沖館川水系三内川に点在する仁八堤、笹森沼といった雨水貯留施設の機能維持などを行うこととしています。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 まず、要望として申し上げます。

昨年11月に市が提出した令和6年度青森圏域重点事業に関する要望書の中で、重点要望No. 21に河川改修等の整備促進についてがあります。この中で、先ほど答弁に

もあった中長期的な河川改修としての中に入ると思いますが、継続して要望している項として駒込ダム建設事業の促進、それから天田内川河川改修事業の促進、貴船川河川改修事業の促進とあります。

この項の中かあるいは別立てとしてでもいいんですけれども、ぜひ新城川も重点要望として入れていただきたいというふうに思います。

この問題は、以前にも質問したことがあります、県は2020年6月に新城川の新たな洪水浸水想定区域を公表しましたが、その中では従来の計画規模降雨、いわゆる30年に一度規模の降雨による浸水想定区域面積が、従来7ヘクタールだったものが、142ヘクタールへと大幅に広がりました。

そうした中で、今現在、県が下流部から、しゅんせつを行っているわけなんですけれども、ただ、最も私が懸念している場所が津軽新城駅の辺りの新城川の状況なんです。そこはもう土が堆積して、堆積した土に樹木が生えて、もはやジャングルのような状態になっています。県事業で下流から順繰り作業を行っていますけれども、その場所にたどり着くのは一体何年先になるんだろうというふうに思わざるを得ない状況なんです。

ぜひその部分は市としても、積極的に県に対して働きかけを行っていただきたいというふうに思います。流域治水については大きな川だけではなく、大雨が降った際に被害を最小限に抑えるために、排水や現在ある池なども使った貯留や調整なども大事になってくると思います。

その中の一つとして、答弁にもあった三内沢部にある仁八堤についてですけれども、地元では通称仁八沼とも言われていますけれども、ここが大変流れが悪くよどんでいて、毎年夏になると悪臭を訴える声も寄せられています。

しゅんせつするべきではないかと思えますけれども、市の見解をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 仁八堤のしゅんせつについての再度の御質疑にお答えいたします。

仁八堤は、沖館川水系三内川流域の急激な宅地化に伴い、治水安全度が著しく低下し、また、生活雑排水も編入していた三内川におきまして、流域内に点在する笹森沼、仁八堤を改良することによって、流域の治水安全度の向上及び生活環境の改善を図るため、流域貯留浸透事業として、平成9年度に笹森沼、平成11年度に仁八堤の堤体保護等の整備が完了しております。

仁八堤につきましては、平成26年度から平成27年度にかけて、しゅんせつ工事を実施していたものでありますが、近年、土砂の堆積等による機能低下が見られるようになってきたことから、来年度にしゅんせつ工事を予定しております、それに係る費用につきましては、当初予算に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。ぜひそれはよろしく願います。

三内や石江江渡では、先ほども答弁にありました笹森沼もあります。最近では、ここも散歩ができないほどにも草木が生えてしまっている、あるいはもう樹木が生い茂ってしまっているという声も寄せられているところですので、そういったところにも、ぜひ配慮していただきたいというふうに思います。

治水の観点からも、こういったところを整備していくということは大事だと思いますので、よろしく願いをして、この項は終わります。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費及び10款教育費3項中学校費1目学校管理費について、これも防災の観点から学校体育館について質疑します。

一般質問では、この体育館というのは、避難所として使われるわけなんですけれども、冷房の設置がされていないということでした。

ただ、昨今の猛暑を踏まえると、必要性は増していると私も思います。活用できる国の補助金、補助制度として、1つに、学校施設環境改善交付金があります。文部科学省によると、この交付金を使って、体育館に空調設備をつくる場合は、断熱性の確保が必要だとしています。

一方で、確保すべき断熱性能の数値等は示していないので、既存の建物の状況に応じ経済性に配慮し、効果的な断熱化ができるよう、必要に応じて専門家等に相談しつつ断熱性を確保してくださいとし、断熱性確保のための工事についても補助対象としています。

従来では、補助率が3分の1でしたが、2023年度から2025年度までの3年間に限り、体育館への空調設備の設置が遅れているということで、補助率が3分の1から2分の1に引き上がっています。また、もう1つの施策として総務省の緊急防災・減災事業債があって、これも断熱工事の経費も補助対象としています。

一般質問では、体育館へのエアコン設置について効果的、有効とする一方で、断熱性能の確保が課題とのことでしたが、こうした補助を使えば、計画的に設置を進めていくことができるのではないかと思いますけれども、市の見解をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 赤平委員の体育館へのエアコン設置についての御質疑にお答えいたします。

現在、建設から40年以上経過しております本市の小・中学校は、小学校が42校のうち23校、中学校が19校のうち6校、合計29校、パーセンテージで申しますと約48%となっておりまして、学校施設の老朽化が課題となっております。

このように、老朽化によりまして、更新時期を迎えつつある学校が多数ありますことから、財政環境を考慮しつつ、劣化状況等を踏まえ対象校を適切に判断し、整備を進めているところであります。

また、学校施設の老朽化に伴います修繕要望につきましても、令和4年度は1750

件、令和5年度は3月1日時点で1723件と、毎年度、各学校からは、数多くの修繕要望を頂いている状況です。

したがいまして、体育館へのエアコンの設置につきましては、災害発生時には、避難所として利用され、防災機能の強化の観点からも、有効であると認識はしておりますけれども、まずは、学校施設の老朽化対策に適切に対応することを優先すべきものと考えております。

以上です。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 老朽化が課題だというのは分かるんですけども、ただ文部科学省も3年という期間に限りですけれども、空調設備は積極的に設置して欲しいということが、この補助制度の補助率の引上げからも、そういうことが言えるというふうに思うんです。

確かに老朽化は分かりますけれども、夏に災害があつて、避難所で熱中症が多発してしまうということになれば、元も子もない話だというふうに思いますし、老朽化になっている学校が新しく建て替える、直すっていうことを待っていれば、もういつになるか分からないという話もあると思いますので、この項はこれで終わりますけれども、要望しておきますけれども、やはり学校環境の改善という側面でも避難所としての機能という面でも、使えるものがせつかくあるのだから、可能性は探っていたきたいというふうに思います。これはこれで終わります。ありがとうございました。

次に、令和6年度予算に関する説明書63ページの放課後児童対策事業及び67ページの私立保育所等運営事業に関連して、保育園と放課後児童会についてお聞きしていきたいと思えます。

国は、こども未来戦略に基づいて、新年度予算の中で加速化プランとして、子育て支援について幾つかの施策を講じていくこととしており、その中の一つとして長年にわたって保育士から切望されていた保育士の配置基準が見直されることとなりました。

特に4歳・5歳児については、76年ぶりの改定となりますけれども、配置基準の改正を受けた市の対応についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 赤平委員からの国の配置基準の改正を受けた市の対応についての御質疑にお答えいたします。

国では令和5年12月策定のこども未来戦略を踏まえた保育所等の職員配置基準の改正として、3歳児については20対1から15対1に、4歳・5歳児については30対1から25対1に改善すること、新たに4歳・5歳児配置改善加算を措置し、30対1の配置に要する経費と25対1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算することを予定しています。

本市としては、国から、改正後の基準の具体や公定価格の加算措置などの詳細が示され次第、国の基準を踏まえた条例改正や新たな加算を含む給付費等の支給に向け、適切に対応してまいります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 詳細がまだ示されていないということなんですけれども、国が今出している資料を見れば、配置基準の見直しについて、経過措置として当分の間は従前の基準により運営をすることも妨げないということが書かれております。

この当分とはどれだけの期間のことを指すか分かりませんが、本市の保育園では、配置基準どおりの保育士の配置となっている園は実質ないのではないかなというふうに私は思うわけなんですけれども、国が、よし、今からやってくださいと、このタイミングでやってくださいというふうに示されれば、この当分の間の期間を経ずに、市はもう配置基準の見直しどおりにやっていくということによろしいでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。改正後の配置基準の経過措置に関する市の対応についてです。

国は職員配置基準の改正に当たり、人材確保に困難を抱える保育の現場に混乱が生じないように、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設けることとしています。

本市としてもこれまでも、条例の職員配置基準は国の基準に従って規定していることを踏まえ、国から経過措置の詳細が示され次第、本市条例においても、保育の現場に混乱が生じないように、国基準に沿った経過措置を設ける方向で検討してまいります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 経過措置を設けるということでした。

それはちょっと納得いかないんですけれども、今回の国の新年度予算の中には保育士の処遇改善費用も盛り込まれています。市としても、園に趣旨をしっかりと伝えながら、現場の保育士一人一人に行き渡るように徹底をまずしてほしいというふうに思います。

また、国は2025年以降の早期に1歳児の配置基準についても6対1から5対1への見直しを目指すとしています。

そうなれば、ゼロ歳児や2歳児への見直しも当然必要だという声が高まっていくというふうに思います。そういった層に対して、市として独自で配置基準を設けることもぜひ考えてほしいというふうに思います。

次に、国は就労要件を問わずに保育を利用できる制度として、こども誰でも通園制度を2026年度から本格実施するとしております。今般この事業の試行的事業を本市が実施するとしておりますけれども、その概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業の実施についての御質疑にお答えいたします。

国は令和5年12月に策定したこども未来戦略においては、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設することとしました。

具体的には、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業としての制度化を、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての本格実施をすることとし、この間、本格実施を見据えた試行的事業を行うこととしています。

試行的事業の概要については、国の実施要綱によりますと、対象となる子どもについては、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子ども、実施場所については、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センターなど、設備基準及び保育の内容、職員の配置については、一時預かり事業の実施に係る基準を遵守すること、市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となる子どもを確認すること、対象となる子どもの通園においては、1人当たり月10時間を上限として実施することとされております。

本市においては、昨年12月、国から試行的事業の実施に係る公募があり、応募したところ、令和5年12月28日付で事業採択に係る内示があったものです。現在、試行的事業の具体的制度設計の検討に着手しており、国の実施要綱の内容を踏まえつつ、国が今年度実施しているモデル事業の成果や市内各保育施設からの意見等を参考に、7月からの実施を目指していきたいと考えております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この事業は働いていなくても子どもを預けることができるという事業で、保護者サイドとそれから保育士サイドからは様々な意見が出されています。

本市は、受入れはあくまで園の判断ですけれども、一時預かりも実施していて、例えば1日1000円とか年齢によっては2000円とかを負担をして預けて、頂いた資料によると、年間で47人が延べ191日利用したという点もありました。この一時預かりと、こども誰でも通園制度は何が違うのかというのが、いまいち私もよく分かりませんけれども、今やろうとしている試行的事業では、どれくらいの園を想定しているのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 試行的事業について、どの程度の園を予定しているかということですが、まずこの意見について、12月に我々で意向調査をしたときには35の施設から、その意向というのがありました。ただ、今後、その実施に向けての要綱を踏まえて、今後の課題とか、その園によっての状況等を確認しつつやりますので、まだどの程度の施設でできるかというところは今後になります。

以上です。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 35施設が意向を示したと。それで、一時預かりの実績を見ると、この事業が実施されれば、利用したいという人はそれなりにいるのではないかなというふうに思う一方で、上限が月10時間ですので、何とも言えない時間だなというふうに思うわけです。

心配なのは受け入れる側の対応です。まず、園によっては一時預かりを実施していない園があります。また、実施していても、保育士が足りなくて大変だと。保育士は、もちろんただ子どもを見ればいいというわけではなくて、初めて来た子とか、それから慣れていない子は、やはり丁寧な対応がそれだけ必要になってくるわけです。その分手も取られていくというふうなこともあって、質を保つことができないのではないかと、そうした不安の声が現に保育士の中からも今、私の元に寄せられておりますけれども、こうしたことに対する市の見解をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 こども誰でも通園制度（仮称）の実施の不安についての御質疑にお答えいたします。

今年度、国のモデル事業を実施している自治体について、新聞報道等においては主な課題として、保育士を含めた職員の確保や職員の負担増が挙げられています。また、国で今年度4回開催した、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会の中でも、こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置については、制度の本格実施に向けてさらに整理が必要とされています。

本市においても、今後、各施設と試行的事業の実施について調整していくこととなりますが、少しでも多くの施設に参加していただきたいと考えています。当該事業は、これまで支援が手薄な未就園児やその親に対する支援であり、また、保育所等においては、今後、少子化が進む中で経営の下支えともなるものとも考えられます。本市としては、この試行的事業による保育現場が感じている課題等についても、試行的事業実施の成果として国へ届けつつ、令和8年度からの本格実施につなげてまいりたいと考えています。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 保護者のニーズに応えるだけでなく、質も担保していくためには、さらなる保育士の確保や処遇改善は必要だというふうに思うわけです。その人

員配置についての整備が必要だということは、国も認識しているということなので、試行的事業を実施して、どういった声が出てくるか分かりませんが、もっと質の確保のために人員配置あるいは配置基準の見直しが必要だという声も出てくるのではないかなというふうに思います。そういった声が出てきたら、ぜひ国へ対しても、率直に意見を述べていただきたいなというふうに思います。

次に、放課後児童会についてですけれども、今般の国の子育て費用の中には放課後児童会の運営に関する新たな補助基準額が創設されております。その内容と本市への交付額に与える影響についてお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 放課後児童会の補助基準額の内容と本市への交付額に与える影響についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度までの放課後児童会においては、児童数おおむね40人の1支援単位当たりの補助要件としては、放課後児童支援員を常勤・非常勤問わず2名以上配置した場合、放課後児童支援員を常勤・非常勤問わず1名のみ配置した場合の要件で、補助基準額に差が設けられていました。

国の令和6年度子ども家庭庁当初予算案の概要の中では、令和5年12月に策定した子ども未来戦略を踏まえ、放課後児童会の安定的な運営を図る観点から、新たに補助要件として、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合を創設し、補助基準額案も新たに創設したことが記載されています。

新たに創設された補助基準額案は、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合、655万2000円となっており、現状の補助基準額案は、放課後児童支援員を常勤・非常勤問わず2名以上配置した場合は486万8000円、放課後児童支援員を常勤・非常勤問わず1名のみ配置した場合は408万8000円となっています。

本市への交付額に与える影響については、常勤等の定義も含め、国から令和6年度の交付金交付要綱が示されておらず、補助基準の詳細が不明でありますことから、現時点においてはお示しできないものです。

以上です。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 まだ国から、これもまた詳細が示されていないということなんですけれども、今回の改定では、国の予算案の中では、今、部長が答弁したように、1支援単位当たりというと、担当課の職員の方からお聞きしましたがけれども、例えば、学校を借りて開設している場合は、1つの教室分であるということになるかと思っておりますけれども、その補助額が令和5年度の額で言うと、放課後児童支援員を常勤・非常勤問わず2名以上配置した場合は約473万円になっているものが、それが新しく常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合というものが新しく加わって、約655万円になるということで182万円ほど、1支援単位当たり増えることになると思います。今回、加算されるということなんですけれども、本市ではどの児童

会でも常勤職員2名以上ということは、配置していると思いますので、これに当てはまると思います。そうであれば、当然支援員の処遇改善にこの額が来た場合、充てるべきだと思いますけれども市の見解をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。

放課後児童支援員の処遇改善についてです。子ども・子育て支援交付金が増額になった場合に、増額分を処遇改善に充ててはどうかということですが、放課後児童支援員は保育士の資格や教員免許を有する者であるなど、資格等が必要であることから、一般事務補助として勤務する会計年度任用職員の時給よりも高く設定しています。また、ベースアップによる引上げも行っています。

現時点においては先ほど御答弁したとおり、国から令和6年度の交付金交付要綱が示されておらず、補助基準額の詳細が不明であり、現時点で本市への交付額に与える影響は不明であるものの、本市においては、放課後児童支援員の処遇については、全庁的な職種のバランスの下、調整を図り対応してきていること、放課後児童会の運営に当たっては、これまでも多額の一般財源を要していること、仮に本市の現在の配置について、国が創設した補助要件に該当した場合であっても、それは本市が先行して配置してきた結果であり、その分投資してきたものと考えられること等から、交付金が増額になるからといって、単に処遇改善のみに充当することは適当ではないと考えています。処遇改善は全庁的に各職種のバランスの下、実施すべきものと考えます。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今の答弁を支援員の方が聞いたら、どんな気持ちになるんだろうというふうに思いますけれども、放課後児童会の支援員はただでさえ、今、人が足りない状況で、そして専門性も問われるということなわけです。ただ子どもを見ていけばいいというわけでは当然ないわけで、特にこれから新年度に入って、新しい1年生が入ってくれば、本当に不安を抱えた子どもたちを温かく見守っていくというのが、この支援員の方たちなわけです。やっぱり人をどうやって増やしていくのか、この専門性をどうやって担保していくのか。そういったことは、せっかく国がこうやって、処遇改善のために使うべきだっていうふうな加算もするのだから、それはやっぱり先行して投資してきたというふうに言うのではなく、さらに上乘せをしてやっていっても私はいいのではないかなというふうに思います。これはやり取りしても多分、答えが出てこないと思いますので、ぜひ来た場合には、そういった対応をとっていただきたいと強く要望して、この項は終わります。

最後に、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費についてお聞きします。「広報あおもり」をリニューアルするということですがけれども、その概要についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 赤平委員からの「広報あおもり」のリニューアルの概要についての御質疑にお答えいたします。

「広報あおもり」は、本市の一般行政に関する必要な事項を市民に周知し、市政に対する市民の理解と協力を得るため、昭和27年4月から発行している本市の広報媒体の一つであり、現在、A4判20ページを基本とし、毎月2回、1日及び15日に発行しております。

「広報あおもり」のストロングポイントは毎戸配布で、全ての市民へ市政情報をお届けできることであり、令和5年度の青森市民意識調査において、市政情報の入手方法に関する問いに対し、「広報あおもり」を挙げた方が最も多く、回答者の8割が「広報あおもり」から市政情報を得ていると回答していることから、その認知度は高いものであると認識をしております。

一方、「広報あおもり」は、全体的に文字量が多いなどデザインに関することや、印刷や配布の日数を確保するため、原稿の締切りを早い時期に設定せざるを得ないことから、新しい情報を掲載できないなどの課題があり、これまで市民の皆様からも同様の御意見を頂いてきたところです。

これらの課題に対応し、より読みやすい「広報あおもり」とするため、令和6年5月号から「広報あおもり」をリニューアルすることとしました。

リニューアルのポイントですが、1つに、これまで職員が行ってきたレイアウト制作等業務を事業者へ委託すること、発行回数を月2回から月1回とすること、次に、A4、表裏表紙のみ、現在カラーとなっておりますものからD3の2つ折りタブロイド判、全面フルカラーとすること、次に、印刷期間の短縮により、3週間前の掲載情報であったものから約1週間前の情報を掲載することが可能となったことなどとなっております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 全面フルカラーにしたり、紙面そのものをA4判からタブロイド判なので、A3判よりもちょっと一回り大きいぐらいにすることなんですけれども、ページ数はどうなるんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 「広報あおもり」リニューアルのページ数の再度の御質疑にお答えいたします。

ページ数につきましては、現在のA4判20ページからタブロイド判の24ページとする予定です。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 24ページになるということは分かりました。ただ、この発行回数が今まで月2回だったものを、令和6年5月号から月1回にするということなんです。市内には、この「広報あおもり」がかけがえのない情報元になっている市民がたくさんいるわけです。先ほども答弁にあったように、青森市民意識調査では8割

が「広報あおもり」から情報を得ているということです。様々ホームページを見てくださと言われても、やはり見ることができなかつたりする人がいる中で、この月2回届いていたものが、月1回になるというのは、目に留まる機会ってというのは少なくなる。今まで当たり前に月2回届いていたものが、月1回になってしまうということは、市民にとっても大きな変更になってしまうと思うんですけども、この発行回数について、どういった検討をしてきたのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 発行回数の検討についての再度の御質疑にお答えいたします。

今回、リニューアルを実施するに当たり、検討する中で、先ほど御答弁申し上げましたけれども、「広報あおもり」の文字量の多さなどデザイン性に関すること、印刷の日数確保のため、原稿の締切りを早い時期に設定せざるを得ないこと、このため新着情報が掲載できないという課題を抱えており、市民の皆様から同様の御意見をこれまで頂いておりました。

これらの課題に対応して、より親しみやすい広報紙とするため、今、市の職員でなくとも実施可能なレイアウト制作等の業務を事業者へ委託し、これまで以上に戦略的に情報発信のタイミングを検討することや、現場に赴いて取材する特集記事を企画するといった市の職員しかできないこと、こちらには一層注力したいということで、今般このようなリニューアルを実施するということを考えたところです。

それに伴い、発行回数につきましては、月2回から月1回とすることで、これらの課題に対応しながらも予算、また、人員減の体制の負担を維持しながら、内容面をリニューアル、パワーアップして対応できると考え、このような案としたということであります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私がこれを最初に聞いたときは、てっきり、A4の20ページの分量で、それを月2回を月1回にするのかなというふうに思って、それだったらどうなんだっていうふうに思ったわけなんですけれども。タブロイド判になると、紙面は増えるということで、それは了解しました。ただ予算で言うと、1000万円ぐらい文書広報費が減っています。その分、予算の圧縮ということも意味合いとしては大きいのかなというふうにも思いますけれども、この月2回が月1回になることも含めた市民への周知というのは、どのように考えているのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 市民への周知についての御質疑にお答えいたします。

市民への周知であります、「広報あおもり」の発行が5月号から毎月1回の発行となる旨、これは4月1日号の表紙及び特集ページを作り、それに記載し発行回数の変更を周知したいと考えております。また、ページ数につきましても、今申し上げましたA4判20ページから24ページと増やすこと、また、タブロイド版となりま

すので、1ページ当たりの面積は約1.8倍になります。

従いまして回数は減りますが、情報量は変わらずに余裕を持った紙面で写真やイラストを多用した、見やすい、読みやすい広報紙とすることができるものであります。この点をしっかり周知してまいりたいと考えております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

繰り返しになりますけれども、今までは月2回届いていたことによって、その分、目につく回数、タイミングというのが多かったと思うんです。それが月1回になることによって、その1つの情報量が多いとしても、「広報あおもり」としての目につく回数というのは、月2回だったものが1回に減ってしまうということは、ぜひ市としても受け止めるというか、分かってほしいなというふうに思います。やはり市の様々な制度なんかの周知方法を聞きますと、「広報あおもり」とホームページということがまず挙がるわけです。当然市民からは、「広報あおもり」を見たのだけれどもという声はたくさん寄せられるわけです。それだけ大事な市の情報元となっているものに対して、回数が減るといというのは、市民にとっては大きな変化だと思います。ぜひ、しっかりと情報を行き渡らせるというようなことを意識して、改善をしていただきたいというふうに要望して私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○村川みどり委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後4時14分散会

2日目 令和6年3月14日（木曜日）午前10時開議

○村川みどり委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き、付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
創青会、舘山善也です。よろしくお願いいたします。

昨日は、天内慎也委員が誕生日で、50歳を迎えたというところで、青森市政に向けても心機一転頑張るといふ心を聞きましたので、私も同様に頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

質疑の前に1件、所見を述べさせていただきます。

海上自衛隊の作る海自カレー、皆様、御承知のことだと思います。独特のスパイスを使ったこのカレーですが、市内の私立高校に調理科がありまして、その調理科のほうと合同でカレーを作る実習を、このほど行いました。昨年12月から始まったこの企画が3回目です。非常に学校長も喜びまして、当初は1回の単発で終わるつもりだったんですが、非常に好評だということもあり、3年生だけで終わらず、1年生、2年生もという形になりました。3回目のときに、ちょうどタイミングが合って、私も参加させていただいて、試食させていただいたんですが、そうなんです。今回、特に思ったのは、ホタテカレーということでした。材料にホタテを選んだ理由というのが、生徒からの発案で、青森市内のホタテの消費が滞っているということを耳にして、何とかこの海自カレーにホタテを入れられないかという提案があったそうです。

実は海自カレーっていうのは、この、なんかいろいろレシピが決まっているみたいで、適当に家庭料理のように、これを入れようというのはできないそうで、通常半年ぐらいかかるというところを、1等海佐、また、女性初の総監の方にも御相談いたしまして、何とか2週間足らずで許可を頂いたというところで実践になりました。出来上がったホタテは非常においしくて、どんどん消費していただきたい旨のほうも、自衛隊側からもコメントがありました。NHKだけが取材に来ていただいて、他の各社が取材に来ていただけませんでしたので、このことを言いたかったんですが、今日は朝早いので、残念ながらマスコミ等は来ておりません。どうやら相手がいなかったもので、この辺で終わりたいと思います。

また、このホタテカレーは、日本初ということもありまして、もし市場に出回る

ようであれば、青森市民全員が協力して、試食していただければと思っているところでは。

それでは質疑に入りたいと思います。

10款教育費 6項保健体育費 2目体育施設費、第80回国民スポーツ大会、スポーツ施設機能整備事業の令和6年度当初予算の概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員からのスポーツ施設機能整備事業の概要についてお答えをいたします。

スポーツ施設機能整備事業の令和6年度当初予算の概要といたしましては、1つに、ダイシンベースボールスタジアムの老朽化等に伴う改修工事を行うための設計費といたしまして5230万5000円、2つに、みちぎんドリームスタジアムの屋根改修工事費として9880万2000円、3つに、盛運輸サンドームの屋根改修工事費として3562万9000円、そのほか、大進建設スポーツ広場の雨水排水ポンプ交換工事費といたしまして1723万7000円など、合計2億495万2000円を計上しております。

以上です。

○村川みどり委員長 館山委員。

○館山善也委員 部長ありがとうございます。

4項目にわたるということでした。そのうちの市営球場の改修について、ちょっと、お示しいただけますか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 ダイシンベースボールスタジアムの改修概要についてお答えをいたします。

ダイシンベースボールスタジアムにつきましては、平成12年に大規模改修を実施しておりますが、現在、施設や設備の老朽化が進んでおりますことや、令和8年に青森県で開催されます第80回国民スポーツ大会の軟式野球会場となっております。同大会の中央競技団体から改善要望がなされていることなどを踏まえまして、今般、大規模改修を行うこととしたところあります。

改修内容といたしましては、トイレやシャワー等の設備を含めた1階フロアの改装をはじめに、メインスタンド等の座席のリニューアルやスコアボードの更新、夜間照明のLED化などを予定しております。

今後のスケジュールといたしましては、令和6年度に設計を行った後、令和7年度に改修工事を実施し、令和8年度夏頃までの供用開始を目指しております。

以上です。

○村川みどり委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

皆さんも御承知だと思うんですけども、この青森市営球場は、弘前市のはるか夢球場ができるまでは、ここで高校野球の決勝戦が行われておりました。やはり、

市内に住む者としましても、この改修を望むべきものでありますし、また、野球関係者からも、例えば、むつからの移動とか、八戸からの移動に当たっても、やはり、青森市内への便がいいということもあります。

バスの運賃など、いろいろ経費がかさむ中で、こういったことも市民に影響を与えるものだと思いますので、ぜひとも、青森市がやるわけではないんですけれども、高校野球の決勝は、こちらでお願いしたいなというところを望むところであります。また、夏頃ですので、ちょっと前にしてもらわないと、決勝が行われたいということも承知していただければ幸いです。この項は以上で終わりたいと思います。

次に、10款教育費1目保健体育費、着衣泳について御質疑させていただきたいと思っております。

小学校における着衣泳への取組状況をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 小学校における着衣泳の取組状況についての御質疑にお答えいたします。

学習指導要領では、水泳の学習において、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全確保につながる運動との関連を図り、各学校の実態に応じて積極的に取り扱うことと示されております。

教育委員会では、本市は陸奥湾に面しており、川や湖、ため池や沼などが多く、水難事故が発生し得る箇所が生活圏内に点在しておりますことから、水の事故から子どもの命を守る上で、着衣泳を体験させることは重要であると考えております。

教育委員会では、指導に当たる小・中学校の教員が無理なく円滑に着衣泳の授業に取り組めるよう、平成29年3月、「着衣泳の授業における安全指導のためのガイドライン」を作成し、全ての小・中学校に配付しております。

また、教員が着衣泳の授業を安全に実施できるよう、全ての小学校教員を対象に「小学校体育科実技研修講座」を、さらには、小・中学校の初任者を対象に「初任者研修安全教育研修講座」を開催し、着衣泳の実技や当該ガイドラインを活用しながら、安全に配慮した指導計画の作成、緊急時の対応などについて学べるようにしております。

着衣泳の授業については、平成29年度からプール設置校において実施され、平成30年度からは、全ての学校が着衣泳を実施できるよう、教育委員会において、スイミング支援事業を立ち上げ、屋内プールのある小学校や公共施設のプール等への移動等の支援を行っております。

着衣泳の授業は、泳ぐ力がある程度身についた小学校5・6学年で行っており、具体的な内容といたしましては、着衣のままプールサイドから入水し、衣服が重くなることを実感すること、着衣のままの移動や泳ぐことが難しいこと、ペットボトルやレジ袋で体が浮くことを実感することなどであり、児童・生徒は万が一のときに適切な対応が必要であることを学んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した今年度につきましては、プールの故障や天候不良、隔年で実施している小学校を除き、全42校中31校で着衣泳の授業が行われております。

教育委員会では、今後も全ての小学校で着衣泳の授業が実施され、児童が水の事故から自分の命を自分で守ることができるよう各学校の取組を支援してまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 館山委員。

○館山善也委員 教育長ありがとうございます。

やはり教育ですので、こちらから出す側ではありますが、システムもきれいになっておりますが、実際に受けた児童や生徒の感想などがあれば、お尋ねしたいんですが。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 着衣泳を行った児童の感想についての御質疑にお答えいたします。

2人の児童の感想を紹介いたします。

1人目は、服が重くて沈みそうで怖かったけれども、もしもの事故のとき、どうすればよいか分かったのでよかった。

2人目は、服を着ているときと着ていないときでは全然違って、泳げなかったけれども、ペットボトル1つで服を着た体を支えられることが分かった。今日、習ったことを覚えておいて、夏休み楽しく過ごしたいと思った。

おおむねこのような感想を述べております。

教育委員会としては、引き続き各校における着衣泳の学習を支援していきたいと思っております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

子どもたちも、やはり、遊びながらこの水泳を覚えていくかと思えます。当初この提案をさせていただいて、実行に当たり、今日に至るということを踏まえまして、まず、学校の現場としても、初任者の教育研修講座にも役立てていただいているところで、全面的に取り組んでいるなという感想を持ちました。印象では、最初に取り組むときに、学校の先生方へ、まずは教育実習を行ったというときに、一度お邪魔させていただいて、その状況を見させていただきました。印象に残ったのは、先生方がトップダウンで、嫌々やっているなということイメージしていたんですけども、全く違って、本当にいつときは真剣に、また、笑いながら、こうするんだ、ああするんだみたいな形を積極的に取り組まれておまして、それを見た感想としては、こういう先生から教わる生徒は幸せだなあという印象を、まず、持

ちました。

ただ、水の事故っていうのは非常に怖くて、最後に沈める人形が何体かあるんですけども、それを全員で救出しなさいというメニューを与えられたときに、1体だけ見つけられなかったんですよね。室内の25メートルプールでも、実際に水面が光って、そのとき先生は50人ほどいたんですけども、1体いないということになりました。

やはり、こういったことが実際に起こってはいけない現場ですので、常に真剣に、この水泳の授業というのは、ワンシーズンに二、三時間だと思えますけれども、この中でこの着衣泳を会得していただいて、次に進んでいただければと思っております。

恐らく最初の年度に行った生徒は、もう二十歳ぐらいになっていると思いますので、どんどん一般社会でも、この着衣泳が広がればいいなと思っているところがあります。

私の所属しております青森水泳協会では、児童の水難事故ゼロを目指して、子どもたちの夏休みに合わせまして大会等を行っております、以前教育長を招いていただきまして、ピストルのスタートもしていただいた記憶がありました。

また、この着衣泳はなかなか浸透が難しく、プールという独特なところがありますので、今度は、できれば県営プールの50メートルプールを使って、できたら幅広い現場、例えば消防単位とかですね、いろんな役所の方でも結構ですけども、募ってもらって、全員がこの着衣泳を経験していただければいいかなと思っております。

私も現役当時は泳ぎのほうが専門だったんですけど、実際、Tシャツ1枚でも大変なんですよね、泳ぎ方が変わって。それがもう不意打ちで水に落ちてしまったときに、こういう事故が発生するという事案が実際にありますので、十分、取り組むときは注意をなさって、今後も頑張っていただきたいことを願い、この項も終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、7款商工費1項商工費3目観光費、ねぶたについて御質疑させていただきます。

青森ねぶた祭活性化事業の予算の内訳の概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 青森ねぶた祭活性化事業の予算の内訳と概要についてお答えをいたします。

青森ねぶた祭活性化事業の予算の主な内訳といたしましては、来年度の新たな取組といたしまして、1つに、老朽化しているねぶたラッセランドの更新に向け、青森ねぶた祭実行委員会が進める調査に係る費用の一部負担977万5000円、2つに、祭り期間におけるねぶたの位置情報をインターネット上で発信する、(仮称)ねぶたロケーションシステムの導入費用148万6000円となっております、そのほか、引き続き、ねぶた祭前夜祭や大型ねぶた奨励金などに1547万円、子ども・地域ねぶた奨励

金321万4000円、サマーキャンプ場の設置・管理に要する費用199万6000円を計上し、総額で3194万1000円となっております。

以上です。

○村川みどり委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

今、概要を御説明いただきました、大きく2つあるというところであります。順次、その項目で質疑していきたいと思っておりますが、まずは、ねぶたラッセランドの整備に向けた調査項目と市の負担割合をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 ラッセランドの調査項目と本市の負担割合についての再質疑にお答えをいたします。

調査項目でありますけれども、ねぶたラッセランドの更新に向けた調査項目につきましては、今後、ねぶた祭実行委員会を中心に、関係団体と協議した上で、詳細を詰めていくこととなりますけれども、現時点では1つに、ねぶた運行コースへのアクセスなどを考慮した候補地の検討、2つに、常設・仮設それぞれの整備事業費や維持管理費の算出及びメリット・デメリットの整理、3つに、資金計画などを踏まえた整備手法の検討、4つに、ねぶた祭期間以外の活用策のほか、観光振興やにぎわいの創出につながるような提案などを想定しておりまして、調査結果は来年度中の取りまとめを見込んでおります。

続いて負担割合です。ラッセランドにつきましては、平成4年に青い海公園などへ新設した際、基礎工事や鉄骨及びテントシートの購入などに要した費用、約1億1200万円に対しまして8550万円、率にして約77%を市がねぶた祭実行委員会に負担しておりまして、以降、大規模な修繕につきましても同様の割合で負担してきております。

今般の調査業務に係る費用1269万4000円につきましても、これまでのラッセランド整備等に係る負担割合を考慮しまして、本市が約77%の977万5000円を、ねぶた祭実行委員会が約23%の291万9000円をそれぞれ負担することとしたものであります。

以上です。

○村川みどり委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

約77%という多額の費用を使うわけですから、ぜひ公正にお願いしたいということと、この調査は来年度ということをおっしゃっておりますが、やはり早めに方向性を見いだす必要性があるかと思っております。

私は、これは以前も申し上げましたが、やはり、公共性の高い公共物として建築するべきであると思っております。ここでパネルを使用させていただきます。我が会派の4人の一般質問のときにモニター画面を使用したのも、皆様に共通の理解を頂きたいというところもありまして、今回は3人の委員が、予算特別委員会に出席

の者全員がパネルを使用するという意気込みで臨んでおりますので、よろしく願いいたします。

まず、これは、木造建築というと、何か3匹の子豚の次男がやっているような、吹けば飛ぶような木造ではなくて、こういう形の木造建築があります。これは、新潟県の村上市が担当しているスケートボード場の屋内パークであります。村上市というのは、新潟——私も何度か行ったことがあるんですけども、人口が5万4593人、本県でありますと、むつ市が5万4103人ということですので、大体むつ市と同等の人口規模というところで、費用が平成30年、5年ぐらい前に約18億円で建築しております。

実際に補助というのが、その時はコロナ前だったもので、あまりないということです。t o t oのスポーツ振興くじ助成金を使って、約1割程度しか補助を受けてない中で造っているということで、非常に珍しい施設だと思います。背景には、皆さんは御存じだと思うんですけども、スノーボードの方で平野歩夢選手は、銅メダルを取った方で、お兄さんもいまして、海祝さんという方がいるんですけども、この兄弟が非常に活発に動いているのではないかなと思ひまして、冬はスノーボード、夏はスケートボードをやっているということでありまして、私も一般質問でもお話しさせてもらった、施設の中身の使い方として、スケートボードを提案させていただきましたが、こういった施設もあるということ踏まえていただきたいと思ひます。

また、この4項目の中にありました、まず、1番のねぶたのアクセスコースっていうのは、もう簡単にこれ、分かるとおひ、提案したとおひ、中央埠頭が一番望ましいんじゃないかなと思ひております。2つに、常設・仮設のメリット・デメリット、悪さでいえば、お金がかかるだけであって、常設のほうは、いつときにかかるということがありますけども、もう常設しかないと思ひております。

一番問題なのが、3番の資金繰りだと思います。どのような計画でやっていくのかということで、担当課のほうに話したときには、やはりなかなか補助金もないんですよというような形でありましたけれども、1つこれは提案とさせていただきますと思ひます。

昨年の一般質問でも話したとおひ、ただの公共物ではなくて、木造建築を望めばいいんじゃないかなと思ひております。これ、この2枚目のパネル、こういった——これは後ほど、またこっちに向けますね。このような形でありましてですね。まず、木造建築にすると補助率が高いですね。補助率の高い林業・木材産業循環成長対策交付金というのがございます。木造公共物に係る建築物等の整備に係るものだそうです。また、地方活性化事業債を最大限に利用するため、市が建てたほうが、これはいいんじゃないかというところでもあります。これはあくまでも建物だけに対応するものであって、調査費とか管理費は含まれない予算であります。

市が建設するうちの、ねぶた小屋のこの財源、例えば全体で40億円かかったとし

た場合に、半分が補助金の対象になります。地方債がここからここまで、これは市が借金しなきゃいけないんですけど、結果的に、これが31.5%、12.6億円がかかるというところであります。

全体の2分の1、残りの地方債をかけたまま、つまり全体の40%が地方債で賄われるというところで、残りの部分は2億円残るんですけども、2億円の部分は一般財源、もしくは、例えばふるさと納税とか、私たちの会派の木村委員が言っていたクラウドファンディング、こういったものを活用して、収益、集金するという形が望ましいのではないかとこのところでもあります。この13.5%、5億4000万円というのは地方債を活用すると、交付金で国から返ってくる予算でありますので、全体の中では63.5%が補助を受けられるということになった算段であります。

この交付金は非常に効率がよくなってきてまして、前からあるものではあるんですけども、だんだんだんだん、補助率が上がってきているそうです。こういったことを活用すればいいのではないかとこのところ、この参考としましては、林野庁が出す交付金の対象となる条件というのがありまして、まずは、不特定多数の方が利用する施設であること、また、文化交流施設、文化伝承施設である観光施設であるということが求められます。また、県単位で交付金が決まりまして、その配分が決まるということでもあります。また、営利施設ではいけないということですので、アスパムのようなお店とかそういうことは駄目ですよということでもあります。民間団体で、民間施設にすると、この交付金が使えないそうなんですけれども、7項目あって、この対象となるケースがあります。例えば、民間の学校、老人ホーム、保育所、福祉ホームなど、あと病院や診療所も大丈夫だそうです。体育館や水泳などの運動場でも、民間施設でも、この林野庁が示すものであれば大丈夫と。図書館、青年の家、バスや駅のターミナル、サービスエリア、恐らくこの補助金を使っているか分かりませんが、旭川の駅なども、そういったものを使われているんじゃないかという想像ですけども、これはですね、やはり、そもそも市が77%の割合で補助を出してるところで、民間でしようとなると、国の交付金が望めないと思います。一般的には採択されないケースが高いそうです。

市の財務負担も地方債が厳しいため、単年度に一気に投入しなきゃいけないというような、今の、祭り3団体で造ると、そうなるのではないかと。また、中央埠頭のほうも、今、県の持ち物ですので、これを民間売却するには手続もそうですし、なかなか理解のほうに難しいのではないかと。行政から行政のほうに単独にいくのではないかとこのところと、また、今、コンクリートの値段が、業者によっては来年度2割ほどアップするところでもあります。

幸か不幸か、木材のほうは下がってきているというような情報ですので、これを使えば、非常に有効的ではないかなというところでありまして、小倉委員が推奨している基地港湾、ここにガントリークレーンとあって、荷物を運ぶもので、木材置き場を誘致して、そうすると木材の会社もそこに来るようになりますし、ここから

中央埠頭まで運んで建築をしていくと、木造建築ですと、このような最終的には、63.5%の交付金となりまして、地方債の、実際、一般財源は36.5%、そのうちの地方債ですので、1期償還を何年にするのかは分かりませんが、2億円は突きつけられますので、これに対しては、やはりふるさと納税とか、他の人たちが集まるような形を取って対応すれば、十分算段がつくのではないかとというような、これは1つの御意見でありました。

このような形で、何とか資金のめどが立ってしまえば、ある程度この方向性で向かっていけると思います。ただ、2つ大きな山がこの補助金にはありまして、まずは県からおりてくる補助金ですので、県の中でしっかり西市長がプレゼンをして、県に理解を求めなきゃいけないと。この木造建築で、これをやっていきたいんだということをしつかりとアプローチする必要があるということと、国から、まず、県に来るその補助金に対しては、今までの実績等が見られていくそうなんです、残念ながら青森県の林業というのは非常に成績が悪いそうです。ですから、この補助金のほうをアップさせるためには、県選出の国会議員、また、これは野党・与党問わず、全員力でやっていかないと、この予算を獲得できないと思いますので、国会議員も、また、知事も、市長も、みんな、市議会議員も、全員が応援して、この結果を求めていければ、絶対に成し得る数字だと思っておりますので、ぜひ、これは御期待を申し上げて、この項は終わりたいと思います。

続きまして、今お話を頂きました、(仮称)ねぶたロケーションシステム。この概要についてお示しいただけますか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 (仮称)ねぶたロケーションシステムの概要についてお答えをいたします。

(仮称)ねぶたロケーションシステムにつきましては、観客から運行中のねぶたの位置を知りたいとの声が寄せられていたことなどを踏まえまして、来年度、ねぶた祭実行委員会が実証実験として行うものでありまして、経費は本市が負担することとしております。具体的には、青森市営バスが実施しておりますバスロケーションシステムを参考に、ねぶた祭期間中22台の大型ねぶたや大太鼓などにGPS機器を設置し、ねぶた祭の公式ホームページにおきまして、運行するねぶたの位置情報を発信するものでありまして、詳細につきましては、今後、関係団体と協議することとしております。

なお、実施に当たっては、ねぶた祭の公式ホームページやねぶた祭ガイドマップのほか、「広報あおもり」などを通じて周知することとしております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

早速、実行に移していただきましてありがとうございます。このバスロケーショ

ンシステムを活用して、ねぶたに置き換えてやるということですので、これが浸透すれば、非常に、市民・観光客の皆様にも有効ではないのかなと思います。一方で、バスロケーションシステムこそが、まだ浸透しない状況にもあろうかと思えます。説明すると、あっ、そうなの、という形になるんですが、こういったことを関係各所の方、皆さんですね、発信していければなと思います。

1つ御提案で、今、中学校でスマホ対策ということを取っております。こういった事業の一つ、バスロケーションシステムの説明と一緒に、(仮称)ねぶたロケーションシステムも組み込んでいただければ、今はやっぱり、時代は中学生がつくついていると言われるぐらい、中学生の発信力は非常に高いものがあるかと思えます。家庭にいる中学生が発信すると、その親御さんにもつながりますし、お姉さんお兄さんにもつながると思えますので、ぜひとも、教育委員会もこれは協力いただいて、その一考の機会を設けていただくことは、やぶさかではないことだと思えますので、ぜひ御協力を求めまして、私の質疑を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○村川みどり委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎であります。

早速、質疑に入っております。1点目、新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業について伺います。

令和6年度当初予算案では、新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業として、1437万9000円を計上して、新たに市内中心部に移住体験施設を設置することとありますが、そのことについて中身を教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 竹山委員からの新たに設置する移住体験施設についての御質疑にお答えいたします。

市では、東青圏域4町村と連携しながら、移住検討者に移住体験施設に宿泊し、地域のお手伝いや、地元大学生及び住民との交流を体験していただく移住体験事業を実施しており、浅虫にある古民家石木邸を東青圏域の移住体験施設として使用しております。

浅虫の移住体験施設の利用者からは、築100年以上の古民家での貴重な体験ができた。温泉地の風光明媚な場所で、観光的見どころも多いという満足度の高いお声を頂いている一方で、施設が観光地にあり、周囲にスーパーや衣料品店がないことなど、現実に即した生活を体験しづらく移住後の生活がイメージしづらい、また、スーパーや学校などがある市内の中心部で実際の生活に近い移住体験をしなければ、移住後の暮らしが想像しづらいという声も寄せられておりました。

このため、令和6年度は、施設の周囲にスーパーなどがある市内中心部に移住体験施設を追加し、これまで以上に現実に即した生活を体験していただくこととしております。

このように、町なか居住の体験を実施しつつ、既存の浅虫の移住体験施設と、また浪岡地区に整備を予定している移住・ワーケーション体験施設を加えた3つの施設のそれぞれのよさを生かし連携することで、体験者のニーズに応じた移住相談や暮らしの体験など充実したコンテンツを提供し、より移住への検討を深めていただけるよう運営してまいります。

○村川みどり委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございました。

今現在は、古民家をリフォームしてという、浅虫の移住体験施設を使用していると。体験された方というのかな、する方というのかな、満足度がある一方で、一定の課題がある。現実に住居するということになると少し難点があるというようなことでした。

来年度は、こういうことも含めて、現在の浅虫の移住体験施設と新たに浪岡に予定している移住・ワーケーション体験施設と連携をして、中心部に施設を造るのだと。そういうことでありましたけれども、中心部に移住施設というところちょっとイメージが——何というかな、移住体験施設を中心部にということですが、浅虫みだいに一軒家をリフォームして造るのか、それとも違うことを考えているのか、イメージしづらいので、市内中心部の移住体験施設というのはどういうことを想定しているのか、お願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 市内中心部に設置する移住体験施設の想定物件についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度に新しく市内中心部に設置する移住体験施設につきましては、交通の便がよく、スーパーや学校などが施設周辺にあり、実際の暮らしに近い体験ができる物件としたいと考えております。

いわゆる町なかに施設を設置することから、実際に市内中心部で暮らす場合の選択肢として考えられるアパートなどの賃貸物件を想定し、利便性や既存の浅虫の移住体験施設と、浪岡地区に整備を予定している移住・ワーケーション体験施設との差別化を図りながら、物件を選定してまいります。

○村川みどり委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。

アパートなどの賃貸物件も想定するということでした。浅虫・浪岡・町なかということで、差別化も図りながら連携させるという話でした。

新たな移住体験施設が必要だという経緯、それから、来年度に向けての考え方については了解いたしました。それから、いろんな青森の魅力を体感できるということについてもイメージが湧きました。昨日でしたか、昼のニュースで、弘前に移住してきた方がいまして、神社の神主に興味があるということで、日本全国を探したら、弘前でそういうことが提案されていたと。ある意味では、いろんなニーズを持っ

た方が地方で移住したい。そういう方がおられますので、ぜひそういうニーズに合うようなことに対して検討もしていただければいいなというふうに思います。これは喫緊の課題でもある人口減少、これに社会減、少しでも歯止めをかけられればいいなというふうに思っておりますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質疑に入ります。

2点目は、福祉館改築事業について伺います。

造道福祉館と桜川福祉館の改築について、現在の状況と今後の取組についてお示しく下さい。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 竹山委員からの造道福祉館及び桜川福祉館改築の現在の状況と今後の取組についての御質疑にお答えいたします。

造道福祉館と桜川福祉館については、これまで建て替えを進めてきた福祉館と同様、耐震・老朽化対策として建て替えを進めていくこととしています。

造道福祉館については、建て替え場所を造道小学校敷地内とし、新施設は、青森消防団第6分団第1班・第3班機械器具置場と複合化する計画としており、今年度は、地域説明会を開催するなど地域の皆様の御意見を伺いながら、基本設計作業を進めてきました。本年2月には、地域意見を踏まえた基本設計案を地域の皆様にお示ししたところです。これを踏まえ、令和6年度は、実施設計作業を進めていくこととしています。

なお、改築工事は、造道小学校の校舎改築の完成予定と合わせるため、令和7年度以降を予定しています。

令和6年度当初予算には、実施設計業務委託料906万6000円を計上しています。

桜川福祉館については、令和6年度から改築に着手することとしており、現在地での建て替えを予定しています。建て替えに当たっては、現在の施設の機能、規模を基本としつつ、令和6年度の早い段階で地域への説明を行うなど、地域の皆様の御意見も伺いながら、施設の設計を進めていくこととしています。

なお、改築工事は令和7年度以降を予定しています。

令和6年度当初予算には、地質・測量調査及び解体工事設計業務、建設工事設計業務委託料など約1214万9000円を計上しております。

○村川みどり委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

造道福祉館については、造道小学校と消防団の機械器具置場、これとともに複合化するということでした。工事は令和7年度以降と。桜川福祉館は、現在地に建て替えを予定すると。令和6年度は地質調査あるいは工事設計業務を行うということでありました。

再質疑いたします。桜川福祉館についてです。

現在地での建て替えということになりますと、解体をして建築に着手をするということでもありますので、数年間使用できないということが考えられますけれども、そこについて、それでよいかどうかお願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。

今、委員がおっしゃったとおり、現在地への建て替えということになりますので、そこでは一旦、その間は使えないということになります。

以上です。

○村川みどり委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 結構、桜川福祉館はいろんな意味で、地域で活用されているのです。しょっちゅう行事なども行われております。そこが1年単位で使用できないということになりますと、やはり地域住民への影響というのは大きいと考えられます。そのためにも、これから住民、市民への説明会が何回か開かれると思いますけれども、地域住民からの意見・要望なども聞いていただいて、しっかりできるように、部長よろしくをお願いします。この項を終わります。

3点目については、除排雪対策事業について伺います。

まず、確認をしたいと思えますけれども、最低保障制度について、市の考えをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 竹山委員からの除排雪作業委託契約の最低保障の概要の質疑についてお答えをいたします。

本市の除排雪作業委託におきましては、地域内の生活道路は、11月から3月までのシーズン契約、バス路線や地域の主要道路は、除排雪作業時間に応じた単価契約を事業者と締結し、それぞれ委託料を支払っております。また、少雪により、除排雪作業を行わなかった場合におきましても、委託事業者が除排雪体制を維持することができるよう、除排雪機械の維持等に必要な費用について最低保障額として保障しております。

最低保障額の内訳であります。機械を持続して使用するために必要となります整備及び修理等に係る維持修理費、継続保有していくための保険料や税金、保管等に必要な経費である管理費、除排雪を行うための諸経費、これらを想定しており、地域内の生活道路のシーズン契約におきましては、当初契約金額の4割、また、バス路線や地域の主要道路の単価契約におきましても同様に、路線に応じた想定出動経費の4割を最低保障として支払うこととしております。

以上であります。

○村川みどり委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

シーズン契約と単価契約。それで、最低保障は4割としていると。

これも確認ですけれども、雪が少ない今シーズンもそうですけれども、少雪時の基準と除排雪委託料の支払いについて伺います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

少雪時における基準と委託料の支払いについてということですが、除排雪作業委託におけますシーズン契約につきましては、除排雪の回数や時間によらず、年間の累計降雪量の基準値を500センチメートルとして契約をし、基準値を上回った場合は増額変更、下回った場合は減額変更しております。また、単価契約につきましては、事業者からの作業日報に基づき、稼働時間を計算し、委託料を支払っております。

なお、少雪により、除排雪作業を行わなかった場合におきましても、委託事業者が除排雪体制を維持することができるよう、除排雪機械の維持等に必要な費用として、最低保障額を支払うこととしており、今冬におきましては、除排雪委託契約に基づき、シーズン契約につきましては、青森地方気象台の累計降雪量を449センチメートルとし、当初契約の約9割を支払うこととしております。また、単価契約におきましては、路線ごとの出来高払いとしておりますが、中には、今冬の出動が少なく、最低保障額に達していない路線もあり、この路線におきましては、契約に基づき、最低保障額として支払うこととなります。

以上であります。

○村川みどり委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。

今冬においては、シーズン契約は9割の支払い、それから単価契約では、業者によっては最低保障、4割になるところも出てくるかもしれないということでした。

私、一般質問でも壇上で少し話をしましたけれども、今後、気候変動によって、少雪のシーズンって、もしかすれば、結構出てくるかもしれません。そうした場合に、業者はやっぱり気が気でない。そういう年も出てくるのではないかなということで、例年だと雪が解けてから業者の聞き取り、あるいは町会の意見聴取、もちろん議会からの意見なども踏まえて、次のシーズンの実施計画が公表されますけれども、ぜひ、業者が撤退するなんてなったら、大変なことになりますので、冬期間の、いわゆる市民の安全や生活を確保するという点からも、この委託のありようをぜひ検討をできれば、考えていただきたいというふうに思います。この項を終わります。

最後、庁舎等整備事業について伺います。

来年度予算案では、今年度と比較をして、2億5500万円余りの増ということで、庁舎等整備事業が提案されておりますけれども、その内容について教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和6年度庁舎等整備事業についての御質疑にお答えいたします。

庁舎等整備事業は、庁舎の老朽化等、庁舎が抱える課題を改善することにより快適な市民サービスの提供及び安全な施設環境の構築のために行う事業で、令和6年度当初予算で約2億9900万円を計上し、御審議いただいているところであります。

主な予算の内訳につきましては、1つに、アウガの省エネを図るため、照明器具のLED化を行うアウガ照明設備更新工事費として約2億6200万円、2つに、柳川庁舎の新たな執務スペースの執務環境を整備するため、エアコンを設置する柳川庁舎2階空調設備工事費として約2100万円等を見込んでいます。

○村川みどり委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

約2億5500万円の前年度比増となった理由のほとんどが、アウガ庁舎のLED化、これに約2億6200万円。それから、柳川庁舎の新たな執務スペースへのエアコン、これが約2100万円ということでした。これから行政も、持続可能な社会づくりのためには、ある程度の修繕、あるいは補修をしないといけないと思いますので、ぜひそういうことで、計画的に行ってほしいということ考えております。

終わります。ありがとうございます。

○村川みどり委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。よろしくお願いたします。

まず、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、2項道路橋梁費2目道路維持費から、道路の補修について質疑をいたします。

市が行う道路補修に係る事業について、令和3年度から令和5年度までの過去3年間の当初予算をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 軽米委員の道路補修についての御質疑にお答えをいたします。道路補修に係る事業の過去3か年の当初予算額についてということです。

本市が管理しております市道の延長は約1900キロメートルあり、整備されてから相当の年数が経過している箇所が多く、それに伴い、道路の舗装や側溝についても老朽化が進んでいるため、毎年、町会・町内会及び市民の皆様から補修等の要望が寄せられております。要望が寄せられた箇所につきましては、現地を確認した上で、交通量や通行の安全性を勘案し、本市全体としての緊急性・優先度を判断して、道路補修を実施しております。

本市における道路補修に係る事業としましては、道路補修清掃事業、道路整備事業及び道路ストック修繕事業があります。

過去3年間の当初予算額につきまして、これら事業における令和3年度から令和5年度までの過去3年間の当初予算額は、道路補修清掃事業につきましては、令和3年度は1億9955万2000円、令和4年度は1億9933万6000円、令和5年度は1億9847万5000円、道路整備事業につきましては、令和3年度は1億7700万円、令和4年度

は1億7700万円、令和5年度は1億7700万円、道路ストック修繕事業につきましては、令和3年度は5680万円、令和4年度は5680万円、令和5年度は5680万円となっており、それぞれの事業において、当初予算額については、近年ほぼ同額を確保しております。

以上であります。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 それでは、道路補修清掃事業、道路整備事業、道路ストック修繕事業について、それぞれ令和6年度の当初予算案をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

令和6年度の道路補修に係る事業経費といたしまして、道路補修清掃事業は1億9945万3000円、道路整備事業は1億7700万円、道路ストック修繕事業は5680万円をそれぞれ当初予算案として計上しております、本定例会において御審議を頂いております。

以上であります。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 今の令和3年度から令和5年度までの過去3年間の予算と新年度の予算は、ほぼ全く同じ状況で、少し道路補修清掃事業が微妙に違うだけで、全くほぼ同じ予算であることが分かりました。

それでは、道路補修清掃事業、道路整備事業、道路ストック修繕事業について、それぞれの事業内容についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

道路補修清掃事業ですが、道路の穴等の破損箇所につきまして、常温合材による穴埋めや広範囲な補修が必要な場合等に、委託業務により、加熱合材による部分舗装、パッチング舗装を行うなどの事業であります。

道路整備事業は、主に住宅地内のいわゆる生活道路の老朽化した側溝の改修等の工事と併せて行います舗装の修繕のほか、常温合材による穴埋めや加熱合材による部分舗装では対応しきれない箇所につきまして、必要に応じて、路盤材を置き換えるなどの処理を行った上で、部分的に舗装の修繕を行うなどの事業です。

道路ストック修繕事業は、主にバス路線等の交通量の多い幹線道路を対象に、舗装面のひび割れやわだち掘れなどを確認・点検するとともに、舗装の健全性の診断を行い、対策が必要と判断した場合に、既設の舗装面を削り取り、新たな舗装を施工する切削オーバーレイや、摩耗した既設の舗装面に新たな舗装を重ねるオーバーレイを行うなど、全面的な舗装の修繕を行うなどの事業であります。

本市では、これら事業を活用し、道路の路面状況に応じて、補修等の対応を適宜適切に行うよう努めております。

以上であります。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 3つの事業で、それぞれの道路・現場の状況に合わせて、補修がなされていて、いろいろ複雑で、これでこれというふうに何か決まっていなというのを聞き取りでお聞きしながら、本当にいろいろな状況に合わせて、それぞれの3つの事業を使って、道路の補修をしているということが分かりました。

今年は雪が少ないせいなのか、道路の破損が例年よりもすごく多く感じます。毎年、3月ごろから早めに補修を始めていますけれども、雪解けの早い年は3月を待たずに補修を行うべきと思いますが、市の意見をお聞かせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

市民生活に密接に関係する道路補修につきましては、職員による穴埋め作業や、委託業務による部分舗装・パッチング舗装を雪解け後、迅速に対応できる体制を取っており、今年も既に対応をしております。

また、舗装の補修工事につきましては、早期に工事発注することとし、あらかじめ債務負担行為を設定し、新年度を待たずに前倒しで2月から3月にかけて工事を発注しており、雪解け後、速やかに工事に着手できるようにしております。

以上であります。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

もう既に2月からやっていたというところだったんですけども、それを感じないほど、道路の状況がひどい状況であるなというふうに感じていました。

昨冬よりも、寒さも今冬はあまりひどくなかったんじゃないかなと思うんですけども、道路がこれまで以上に壊れてるような感じるの、やはり早めに雪が解けて、道路が見えているせいなのかなというふうにも思いますけれども、私も、いつもパトロールのつもりで、危険な穴を見つけるたびに道路維持課に連絡をして、補修をお願いしているんですけども、本当にすぐに対応してくださって、すぐ次の日には穴が埋まって、要望を頂いた市民の方からも本当に早いというふうに感謝されるんですけども、ただ、本当に切りがないほど、あちらこちらに穴が空き過ぎていて、穴を1つ埋めて、すぐ直るような場所であれば、まだいいんですけども、場所によっては、直しても、またすぐ穴が空くということを繰り返す場所がどうしてもあります。

例えば、私の近所の聾学校の通り、ここは本当に1つか2つ穴を塞いでもらいますと、また別の場所で穴が空いていると何度も電話をすることになって、まるでモグラたたきのようなのだと思うぐらい、次から次に違うところで穴が空いていくという場所もあります。

聾学校の通りというのは本当に夜真っ暗で、その中を中学生や高校生などが自転

車でも通ります。本当に車で通っているときに大きな穴を見つけると、その穴に自転車が落ちてそのまま、もう横の側溝が大変深い側溝ですので、そこに落ちてしまうのではないかと気が気で——落ちれば結構大きなけがになるな、危険だなと思いつつながら、いつも走らせてもらっていました。

また、金沢の生協から西大野の中央消防署浪館分署のところまでの通りもバス通りなんですけれども、本当に破損がひどくて、穴が20個以上空いている状況でありました。今朝、通ってきたとき、大分、穴を埋めていただいていた。ありがとうございます。ここも道路が狭い上に、歩道もすごく狭いんですね。さらに、その歩道が、斜めになっている歩道で、そこに、今みたいに、春先、雪が残っていると、ほとんどの方が、子どもも高齢者も道路を歩いてしまうんですね。また、自転車も、この穴だらけのところを通るという部分で、ここも、いつも本当に危険だと思っていますし、万太郎堰の通りも道路全体がひび割れていて、本当に高齢者の方が自転車でよく転んで危険だというお声を頂いていました。

こういうふうに、何度直しても、穴が空く道路や全体的にひどいところは、やはり全面的な整備が必要ではないかなと思います。素人考えですけれども、何度も穴を塞ぐよりも、しっかりやったほうが、最終的には、長い目で見たら、予算がかからないのではないかなと思ってしまうんですけれども、そういった部分で、小野寺市政になってから、道路の補修予算というのは減らされずに横ばいで、今、答弁していただいたように、予算はずっと減らされずにきましたけれども、やはり先ほど言ったように、道路の老朽化が進んできて、道路の壊れ方がひどくなっていると感じますので、ぜひ、西市政では市民の安全のために道路補修の予算を増やしていただきたいということを今回、要望したくて、この質疑をいたしました。

本当に、すぐ穴が空かないように——まあ、どうしても雪国で除雪もしますので、大変でしょうけれども、穴が空かない道路補修ができるように、ぜひ予算を増やしていただきたいと要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

続いて、4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費から、子育て支援についての親子のきずなづくり事業の令和6年度からの拡充内容についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 親子のきずなづくり事業についての御質疑にお答えいたします。

親子のきずなづくり事業は、令和2年度のおもりに親子はぐくみプラザの開設に当たり、親子の絆を育むという基本方針の下、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの一体的な支援を行うために開始した事業であります。

その内容は、妊娠期からの絆づくりとして、マタニティー講座において、妊娠期の食事や早産予防の講話のほか、沐浴や抱っこの仕方などの指導を行っております。また、子育て期の絆づくりとして、育児不安などを抱える親子を対象とした情報交換や、臨床心理士、保健師等による個別相談のほか、4か月児健康診査などで、乳

児期のお勧めの本と触れ合い遊びを紹介する冊子の配付・実演を行っております。

令和6年度からの拡充内容であります。子育て期の親子の絆づくりの取組の対象を幼児期まで拡大し、新たに1歳6か月児健康診査の際、絵本の読み聞かせを実現し、親子の触れ合いや読み聞かせの効果を周知するとともに、家庭で楽しめるよう、絵本の配付を行うこととしたものでございます。なお、配付する絵本につきましては、市民図書館から意見を頂きながら、20種類程度選定し、その中から保護者に1冊選んでいただくこととしております。

親子のきずなづくり事業は、子どもに安心感を与え、親子の愛着形成に大変重要な事業でありますことから、引き続き、安心して子どもを産み育てることができるよう、未来を担う子どもたちと子育て世代に寄り添った切れ目のない支援に努めてまいります。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

本当に親子の絆づくりの取組の対象を幼児期まで拡大して、1歳6か月児の健診に、絵本の読み聞かせと絵本の配付を行っていただけることになった内容で本当によかったなと思っています。

それでは、1歳6か月児健診の令和4年度の受診率をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 1歳6か月児健康診査の受診率についての再度の御質疑にお答えいたします。

1歳6か月児健康診査の令和4年度の受診率であります。98.2%となっております。

以上です。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ほぼ受診をしているという状況でありまして、その中で読み聞かせ体験と、絵本を受け取ることができているということでした。

ただ、100%でないということは、様々な理由で、子どもさんが熱を出したりとか、御自分の都合だったりとかで、受診できない親子もいると思うんですけれども、受診できなかった親子にはどのように絵本の配付をしているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。1歳6か月児健康診査を受診しない方への対応であります。

本市では、1歳6か月児健康診査などの未受診者には、これまでも、家庭訪問などにより、受診勧奨と子どもの発育の確認を行っております。今後は、未受診者の方への家庭訪問の際に、保護者の御希望を伺いながら、絵本を配付する予定としております。

以上です。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 来れなかった方にも丁寧に家庭訪問してくださり、また、本も配付して下さるといふことで安心いたしました。

この親子のきずなづくり事業以外での絵本の読み聞かせは行っているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。絵本の読み聞かせに関する取組についてであります。

本市では、親子のきずなづくり事業のマタニティー講座、4か月児健康診査の際に、絵本の読み聞かせを年間54回行っております。そのほか、あおもり親子はぐくみプラザのプレイルームですとか、地域子育て支援センターなどにおいても、子育て講座などで随時、読み聞かせを実施しております。

以上です。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

以前、保健部の担当の方から、この親子のきずなづくり事業について聞き取りしたときに、中には子どもとどう関わったらいいいのか分からないお母さんもある、絵本の読み聞かせを通して、関わり方など、親子の絆づくりの手助けをしたいというお話を伺ったことを思い出しました。

本当に、いろいろな場面、マタニティー講座、また、4か月児健診のときなど、当市でも54回も行われているといふことで、いろいろな場面で、読み聞かせが行われているといふことは大変ありがたいことだと思っております。

今回、公明党も要望させていただきましたけれども、この絵本をもう一度、配付してもらいたいという部分で、今年度から、1歳6か月健診の場でも、絵本の読み聞かせをはじめ、絵本の配付をして下さるといふことで、本当に今回、拡充したことによって、また、子育てに優しい青森市に一步前進したのではないかと感謝の思いを込めて、この項は終わります。ありがとうございます。

続いて、介護保険事業特別会計3款地域支援事業費2項介護予防・日常生活支援総合事業2目一般介護予防事業費から、介護予防について質疑いたします。

昨年3月の令和5年第1回定例会の一般質問において、私は、高齢者のフレイル予防、認知症予防対策として、eスポーツが大変、効果があるので、集いの場などでeスポーツが実施できるように支援すべきと要望してまいりました。

今年度集いの場の運営において、eスポーツの活用を支援する取組についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 軽米委員からのeスポーツの活用を支援する取組についての御質疑にお答えいたします。

本市では、高齢者の集いの場等における介護予防活動を総合的に支援することを目的に、令和4年度から、レクリエーション研修会を実施しています。

令和5年度は、eスポーツを体験してみようをテーマに、令和4年度に青森県が実施したゲーム機を活用した高齢者のフレイル予防推進事業へ参加した市内の団体に所属する方を講師としてお迎えし、集いの場の運営者等を対象に、令和5年10月24日と11月14日にレクリエーション研修会を開催しました。

研修会では、eスポーツを始める前の準備の仕方や高齢者が分かりやすい操作方法などを講師の体験談からお話いただくとともに、参加者の皆様にボウリングを主としたeスポーツを体験していただいたところです。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そのレクリエーション研修会に参加した人数についてお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。レクリエーション研修会への参加者数です。

令和5年10月24日に開催した研修会は8人、11月14日に開催した研修会は15人の方が参加したところです。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そのレクリエーション研修会に8人と15人の方が参加しましたがけれども、その研修会に参加した方の感想などがありましたらお聞かせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。レクリエーション研修会に参加した方の感想についてです。

レクリエーション研修会に参加した方々からは、体力のない方でも楽しめるので楽しかった、笑顔を見ることが出来る場づくりがよい、バドミントン、バレーなどのゲームのメニューについて、もっと詳しく聞きたい、高齢者の集いの場の活動に、eスポーツを取り入れてみたいなどの声を頂いたところです。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 大変好評な感想を頂いてよかったなと思っています。

本当に、体力のない方でも楽しめるというところが、今回のeスポーツですごくいいところだなと思っています。座った状態でもできるゲームも様々あって、いろいろな方が参加できるeスポーツだと思っています。

まちなかいきいきサロンにおいても行われていると聞きましたけれども、そのeスポーツの実施状況及び参加した人数についてお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。まちなかいきいきサロンにおけるeスポーツの実施状況及び参加者数についてです。

令和5年度に開催した、まちなかいきいきサロンでは、令和5年6月13日と令和6年3月12日に、アウガ5階、AV多機能ホールでゲーム機を活用したeスポーツを実施しました。参加者数は、令和5年6月13日が45人、令和6年3月12日が60人となっております。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

3月12日のまちなかいきいきサロン、実は私も、参加はしてませんけれども、現状を見に伺ってきました。本当に、今60人という御答弁がありましたけれども、行ったら、人数に、まず、びっくりしました。アウガの広い会場いっぱいに来ていただいて、ボウリングをやっていたんですけれども、やっぱり、最初ボウリングのボールを、機械を持って投げるしぐさは、実は私も孫と一緒にやったことあるんですが、意外と難しいんです。大概の方が、ボールをぼとんぼとんと転がらないで落ちるような、そういう状況だったんですけれども、先ほど言った講師の方に教えていただきながら、上手にやっていたら、あっという間にストライク・スペアを取る状況まで上達して、後半では、もう皆さん、すごい盛り上がってて、手をたたいて、手を上げて、もうスポーツバーさながらの盛り上がりで、本当に、楽しそうに皆さんゲームをしておりました。

特に画面が大きかったので、本当に、中には、私はやらないっていう方も、後ろのほうに座っていらっしゃったんですけれども、そういう方も見ながら、もうすごい楽しそうに拍手して、自分はやれないんだけど、画面を見ながら、一緒に楽しんでいる方もいました。中には、一番最初に来た方が、こういうゲームをやるんだったらという感じで帰った方も何人かいらっしゃったんですけれども、そういう選択ができる場所もすごくよかったなと思います。

本当に、以前、私が一般質問でも御紹介しましたけれども、このeスポーツが高齢者のフレイル予防・認知症予防に効果があるという部分で、産官学連携で——仙台市、東北福祉大学、仙台eスポーツ協会、NTT東日本の4者で、その実証実験を行ったという結果について御紹介しましたけれども、そのときも、フレイル状態が改善された、また、認知機能検査では注意分割機能の向上が見られたなど、様々ないい結果が出たというふうにありました。なので、本当に、まず皆さんが楽しそうに集って、あんなに声を上げて、手をたたいて喜んでいる、ああいう場面を持つということ、やっぱりすごく効果があるんだなというふうに感じました。

そこで、令和6年度においてもeスポーツに関する研修会を実施するのをお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。令和6年度におけるレクリエーション研修会についてです。

令和5年度のeスポーツをテーマとし、集いの場の運営者等を対象としたレクリ

エーション研修会の参加状況を見ますと、まずは、運営者等の関心・認知度を高めていくための取組が必要であると考えます。令和5年度から始めた取組でもあり、eスポーツへの関心・認知度を上げていくため、令和6年度においても、運営者等に対するeスポーツをテーマとした研修会等を開催してまいります。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

ここからは要望ですけれども、本当に、ぜひ、いろいろな場面でもできるように支援をしていただければと思います。

当然、今、周知しながら、多くの方々がロコミで楽しいとなれば、広がって、いろんな場面でやっていただけるようになるんだらうなと思います。特に、やっぱり男性の参加人数を増やしていければなと思います。以前、男性の孤独死の部分で質疑したこともあるんですけれども、3月12日も、会場を見ましたら、男性の方は1人か2人ぐらいしか、まだ参加していなかったんですけれども、ほとんどが女性の方でしたけれども、やっぱり、その内容が、今回、ボウリングで、ボウリングを過去に経験した方々ばかりだったので、すごく盛り上がっていましたし、男性もそうすると、だんだん分かってくれば参加するようになるなと思いますし、講師の方は2人とも、教えていらっしゃる方が男性の方だったので、そういう教えるということに対しても、また生きがいが出てくるのではないかなと思います。そして、やっぱり、そのことがフレイル予防・認知症予防に大変効果があると思うので、まず、大分先の話になるかとは思いますが、ぜひ、これらのeスポーツを行ったことによって、フレイル予防や認知症予防の効果が検証できるようにも、そこを目指してやっていただければなと思います。まずは多くの方に知っていただくために、また今年度もよろしく願いいたします。以上です。

最後、10款教育費5項社会教育費2目市民センター費から、生涯学習支援について質疑いたします。

市民センターが実施しているスマートフォンに関する講座について、令和4年度及び令和5年度の講座回数と受講者数をお示しくください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 軽米委員のスマートフォンに関する講座についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、市民センターなどにおきまして、市民が主体的に学ぶことができる場所や各種講座の受講機会を提供し、誰もが興味や必要に応じて学ぶことができる環境の充実を図るなど、地域に根差した学習活動拠点づくりを進めております。

スマートフォンに関する講座につきましては、令和4年度は、市民センター9か所におきまして、18講座実施しており、実施回数は合計34回、受講者数は延べ335人となっております。令和5年度は、市民センター8か所におきまして、本年1月末現在で21講座実施しており、実施回数は合計49回、受講者数は延べ507人となっております。

り、令和4年度に比較いたしまして、3講座の増、実施回数は15回の増、延べ受講者数は172人の増となっております。

スマートフォンに関する講座につきましては、受講を希望する方が多いことから、今後も、各講座の受講者の要望を踏まえ、開催場所や講座数及び内容について検討しながら実施してまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 着実に、やはり講座を受ける方が増えている状況かと思えます。

それでは、令和5年度に市民センターが実施したスマートフォンに関する講座の内容についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 スマートフォンに関する講座の内容についての再質疑にお答えいたします。

スマートフォンに関する講座の内容につきましては、主に初心者やシニア向けに基本的な操作方法を教える講座を設定しております。

例えば、電話のかけ方や受け方、電話帳の登録の仕方、地図を指で広げる操作方法、カメラ機能の使い方、インターネットの検索方法などの基礎的な内容となっております。また、アプリの使い方や追加・削除の方法及び迷惑メールに対する対処方法など、基本を少し発展させた内容も実施しております。

なお、講座の進め方といたしましては、講師1名のほか、スタッフ数名が受講者をサポートしながら、実際にスマートフォンを操作する形で進めております。

以上です。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 以前は、基本的な講座の内容は基本的な部分だったところから少し発展させた内容も実施していただいているとのことでした。

この講座に参加した市民の方から、講座の内容についての要望などがありましたらお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 スマートフォンの講座に関する要望についての再質疑にお答えいたします。

市民センターでは、講座の受講者に対しまして、アンケート調査を実施しており、スマートフォンに関する講座についての要望といたしましては、基本的な使い方を習う講座を開いてほしいという声が多数となっております。また、スマホ決済の操作方法など、基礎的な使い方から一步踏み込んだ講座を、希望するものも一部あります。

以上です。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 やはり今、レジやいろいろな窓口、市役所の窓口もそうなんですけれども、デジタル化しているのです、これからは、もっとレベルアップした内容を求める人も増えてくるのではないかと思います。

実は市民の方から、この講座の受講を希望したんですけれども、いっぱい受けられなかったと。講座を増やしてほしいというお声も頂いておりました。スマートフォンの講座を増やすべきと思いますが、市の意見をお聞かせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 スマートフォンに関する講座についての再質疑にお答えいたします。

スマートフォンに関する講座は、現在、市内の携帯電話販売店の講師が自社のスマートフォンを持ち込んで実施するものや、市内で高齢者生活支援サービスを行っている事業所の講師が、講座参加者自身にスマートフォンを御持参いただきまして、それをを用いて、操作方法を教えるといった形で実施しているものなどがあります。

スマートフォンに関する講座につきましては、今後、現在御協力いただいております事業者に講座数や1講座当たりの受講者数を増やすことができないか相談してまいります。

なお、スマートフォンに関する講座は、市民センターが実施するもののほか、携帯電話販売店が実施しているものがありますことから、問合せがあった場合など、機会を捉えて情報提供してまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

最後、要望で終わらせていただきます。

講座数や受講生を、なかなか、増やしていくというふうに思っているけれども、当然、今お話したとおり、講座を希望する人が確実に増えている状況ではあります。市民センターは、スマートフォンの講座だけでなく、多くの講座を実施しているので、聞き取りのときもお話を聞きましたけれども、なかなか講座を増やしていくのが難しいようなお話も伺いました。とはいえ、確実に需要は増えていくかと思うんです。

ちょっと提案なんですけれども、市民センターだけで増やしていくというのは、なかなか難しいかもしれないので、これは以前、私も3月議会でも話しましたけれども、携帯を使っていくことというのは、今後必ず必要なことで、eスポーツと同様、これ自体も介護予防対策になっていくと思うんです。なので、高齢者の集いの場なども使って、そういった講座を行うこともできるのではないかなと思います。

課をまたいででも、工夫して、いろいろな場面で、スマートフォンの講座を開けるようにしていただければなと思いますし、さっき言ったようにレベルアップしたい人のための講座みたいなものをつくっていただければなと思います。そういった点

を工夫していただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○村川みどり委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前11時36分休憩

午後0時50分再開

○村川みどり委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 皆さん、お食事の後、ひとつ、お付き合い願えればと思います。

私は、5点ですね、初めに、森林博物館改修事業、それから2番目に、清掃、ごみ、次は、時間を見て、その前に話をしたいと思います。

まず、質疑に入る前に、昨日、ベースアップが3万円と。皆さん、テレビのニュースを見ましたか。ベースアップですよ。3万円ですよ、平均。平均ということは、高いところと低いところがあれば、来年の人事院勧告は、とても期待してもいいんじゃない——その前の4人、もう1人、教育長、この5人は別としてね。あとは、大いに期待してもいいのではないかと。多分、ベースアップだけで1万円ぐらい——あんまり期待しても駄目ですか。

これは、来年、間違いなく、このペースでいくと最低賃金も上がります。青森市内の企業も、それなりに上げないといけない。来年度の地方財政計画も、これは見通しが明るいなど。市税収入も増えて、法人税は、あんまり、青森は増えないのだろうけれども、期待して、早速、質疑に入りたいと思います。

これまで、森林博物館の屋根が茶色くなったとか、壁のペンキが剥げてきたとか、いろいろありまして、鹿内市長時代に、その当時、議員だった仲谷さんが営林署の関係で質問しました。前向きな答弁だったのですが、在任中、何にも前に進みませんでした。まるで東西自由通路みたいなもので、その後を小野寺市長に替わって、いわゆる鹿内さんのときは何でもトーク、小野寺さんのときはなんだか分からないけれども、町会の代表者が集まって、話をする段階で、事前に打合せをして、この森林博物館を盛り上げようということになって、いろいろあって、小野寺市長はやりませんと言いました。

ところが、一向にやっているふうに見えなくて、ようやく、この3代目の市長になって、予算化されて、できたなど。いきなり改修事業ですね、普通だと、いろいろ設計——設計というか、設計が先に来て、設計の予算がいつ来るのだろうなと思っ

ただのだけれども、来まして、大変ありがたく思っています。

この森林博物館改修事業について、概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 藤田委員の森林博物館改修事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

森林博物館は、昭和53年の市制施行80周年記念事業の一つといたしまして、旧青森大林区署の建物を全国初の森と木を考える博物館として整備したものでありまして、昭和57年に開館いたしました。

森林博物館の建物は、明治41年に建設されまして、本市を代表するルネッサンス風の木造建築であり、当時の建築技術を今に伝える貴重かつ優れた建築物として、価値が高いものと認められますことから、平成16年11月に青森市有形文化財に指定したものであります。しかしながら、明治41年の竣工から115年以上、また、昭和50年代の改修からも40年以上が経過しておりまして、屋根や外壁等の老朽化が著しく進んでいる状況となっております。

このような中、令和2年9月8日に、委員も入っていただいたかと思っておりますけれども、青森市町会連合会西部第一区連合町会から、青森市森林博物館の補修修繕についての要望書が提出されるなど、様々な機会におきまして、森林博物館の老朽化が著しく、観光客を呼び込むためにも整備してほしいとの要望がありました。

このような状況を踏まえまして、森林博物館を文化財として、将来にわたって適切に保存するためには、屋根や外壁等の改修は避けられないことから、令和6年度から令和8年度までの3か年計画で森林博物館の改修工事を実施しようとするものであります。

森林博物館の主な改修内容につきましては、1つには、屋根のふき替え、2つには、外壁の再塗装、3つには、窓の修復及び窓枠等の再塗装を予定しておりまして、今年度は、これらに関わる設計作業を実施したところであります。

改修工事のスケジュールにつきましては、明治期からの経年劣化などによります腐食部分や劣化部分の調査を、改修作業等を行いながら実施する必要がありますこと、また、屋根及び窓の工法について、高度な技術を要し、複数年での工事が必要でありますことから、森林博物館を西側、中央、東側の3つの工区に分割いたしまして、令和6年度は建物西側を、令和7年度は建物中央を、令和8年度は建物東側をそれぞれ施工する予定であります。

なお、令和6年度の工事費につきましては、本定例会に予算案を提出し、御審議いただいているところであります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

ようやく動きました。今年度、設計作業をしたと。よく、うちの町会は、しょっ

ちゅう集まるんです。それで、そのときに、森林博物館はどうしたのよと。いや、そのうち設計書が出るから。設計書が出てから、次の年から始まるだろうという話をしたのだけれども、今回は、設計作業を身内でしたでしょう。よかった。

最近は——ごめんね。建築営繕課の人が聞いたら、ごめんよ。コンサルに頼んだり、自分たちで設計することが少なくなってきたのでしょうから、ある意味、そういう設計する技量というかね、昔は小・中学校を建てるといえば、建築営繕課の人員が増えて、おっ、何でこう増えたんだと思えば、今度、小学校を造るとか、中学校を造るとかということがあったので、ぜひとも、たまに設計するように、設計の仕方を忘れないようにやっていただければと思います。

この会館は、森林博物館になる前に、映画「八甲田山」の撮影をしていました。私が採用されたのが昭和51年の10月13日で、突然、辞令を渡されたから、次の日から休んで、辞めるための手続に行っていて、1週間休んだ。それで、帰ってきたら、いやいやすごい、三國連太郎とか、北大路欣也とか、高倉健とか、みんなが来ていたと。ちょうどいいときに、残念ながら見るができなくて、その後、その映画を見たときの中も見て、だんだんだんだん、年が経つごとに、あちこちおかしくなっているなど目に見えていましたので、今回、予算をつけていただいて、ありがとうございました。

早めに、町会で集まって、一杯飲みながら、報告会をしたいなと思います。教育部長、ありがとうございました。これについては終わりです。

次に、ごみです。

昨日、小倉委員が質疑をされていて、大体のお金の動きが出てきました。私は、11億なんぼと出ていて、やたら、これだけ青森市から支出するのだなと。大変だなと思って、中身を聞いたら、いろいろと保険金も出ず、どうしたものかと。民生環境常任委員会の報告書を見ても、保険金の話も何も書いていないので、どんなものかなと思っていたら、昨日、ちゃんと聞こうと思ったら、小倉委員が数字の話をしましたので、ちょっとその前に、最初に予定していたものを聞いていって、始めたいと思います。

小倉委員とかぶるでしょうけれども、青森市清掃工場火災対策整備事業に係る保険給付額とその費用負担について、また、その工場の詳細をお示してください。お願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 藤田委員からの青森市清掃工場火災対策整備工事に係る保険給付額とその費用負担及び事業の詳細についての御質疑にお答えいたします。

青森市清掃工場は、設計・施工及び20年間の運営を一括して民間に委託するDBO——公設民営方式により整備し、平成27年4月に供用を開始した施設であります。

当該清掃工場の破砕選別処理施設におきまして、令和2年5月25日に火災が発生

し、破砕物コンベヤー、一次磁選機等が焼損したところであり、また、火災の原因については、消防本部の調査により、リチウムイオン電池であるものと推定されたところでもあります。

本市では、火災の責任及び費用負担のほか、再発防止に必要な設備などにつきまして、本市及び運営事業者の双方が弁護士を代理人に立て、協議を継続してきたところでもあります。

このような中、環境省から令和4年3月31日付でリチウム蓄電池等処理困難物対策集が公表され、リチウムイオン電池の特性として破砕による衝撃を受けてから徐々に温度が上昇し、発煙・発火に至るといった情報が示されたことから、今般の火災は当該清掃工場建設当初においては予見できなかった、想定外のリチウムイオン電池に起因したものと判断し、施設所有者であります本市がリチウムイオン電池による火災に対応した新たな対策を講ずることにしたところでもあります。

本事業の火災対策の内容につきましては、リチウムイオン電池の特性を踏まえたものとして、1つに、破砕選別処理施設の火災検知器を15か所から56か所に、消火散水ノズルを25か所から57か所へと施設全体に増設します。2つに、破砕物コンベヤーのベルトの材質を難燃性ゴムから金属製へと変更します。3つに、火災発生時に、速やかに廃棄物を排出するための緊急排出シュートを一次磁選機の上流側に新設し、当該清掃工場を、火災を起こさない、火災が発生しても、被害を極小化できる施設とするものであります。

本事業の事業費につきましては、総額11億3030万5000円でありまして、財源の内訳といたしましては、火災保険金額が5億8463万7000円、起債充当額が4億920万円、一般財源は1億3646万8000円となっております。

なお、運営事業者は、自ら安全に事業を運営できるよう、火災対策の促進を図るため、本市に対して1億1000万円を拠出することとしており、結果としてこの額は、一般財源相当分となったものであります。

当該清掃工場につきましては、施設稼働以来、火災等が度重なり、議会の皆様及び市民の皆様にも多大な御心配をおかけしているところではありますが、本事業を通じまして、当該清掃工場を、火災を起こさない、火災が発生しても、被害を極小化できる施設とするよう、市及び運営事業者が一丸となって取り組んでまいります。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

新工場ができてから、何回、火事になったか分からないけれども、多分、令和2年の大きくいったときだと思います。私も現場に行きました。そうしたら新城の消防団から、木戸副議長も赤い車に乗って来ておりまして、2人で、ちょっと話をしています。

私も、長年、清掃工場におりまして、いわゆる廃棄物で、ごみで御飯を食べてきましたけれども、この火災を含めて、いろんな事故なり故障なりを見てきました。

特に、梨の木での破砕は、私は、常日勤でおりましたので、破砕を手伝ったり、いわゆる分析を手伝ったり、いろいろ仕事をしてきて、何回も破砕機の爆発に遭っています。

それで、昔は、リチウム電池がない頃ですので、ガスの爆発というのは、爆風で、だから火がつかないんです。バーンといくと、いわゆる空気がなくなって、火がつかない。ほとんど火がつかない。たまに、パッと、紙類に火がつくことはあるのだけれども、行って、おっ、火がついたぞと、プーと、いわゆる消火器で消すと消えるぐらいです。それで、これを火災が起きたと言う。ありゃ、これはまた、ガスでこれだけ燃えるわけないなと、爆発だと。爆風で火がつかないのが通常だと当時思っておりまして、今考えてみれば、リチウム電池だよな。

リチウム電池の火事を、ユーチューブで見たことあるけれども、ショックを与えたから爆発的に燃えるというのがあったので、今回、先ほど言いましたように、約11億円という金額が表に出て、いわゆる約11億円も、あなた、これにお金を払うのかと。どうなっているんだという話が私の中でありまして、今、話を聞きました。

約5億8000万円、それから起債が約4億円、それから一般財源が1億3646万円で、企業が1億1000万円を出してくれると。それで、起債、後で聞くつもりですが、いわゆる何ぼ返ってくるかの問題だけれども、まずは、ちょっと、これまでの経過で、これまで、新しい清掃工場で火災が何回起きたか。これは、私も、何回も梨の木で経験があるのだけれども、いつも火災が起きると、受話器をつかんで、119番にかける準備をしながら、消火に当たるので、この消防を呼んだ回数を、ちょっと分かっていたら教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 清掃工場に関する再度の御質疑にお答えいたします。

これまで消防を呼んだ火災、ぼやも含めての回数になりますけれども、全部で9回呼んでおります。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 多分その頃から、バッテリーといえれば——軽微なのは、ガス爆発でも、ちらっと起きるので、爆発した後に点検すれば、ばやばやばや、と火がついていても、すぐ消せるので、そういうのは、多分呼ばないでしょう。

だから、いっぱいあったのでしょうか。私も何回も——コンクリート構造はいいもので、火が噴いていても、コンクリートに火がつかないんです。なので、そういう意味では、呼んだ回数は9回、かなり多いです。よかったです、けがもなく、ただ燃えただけであればよかったです。

このときにも火災保険というのは請求しているのですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 これまでの保険金の活用、火災保険を使ったかどうかというふうな御質疑だと思いますが、実際に災害が発生した火災というのが3回ほどあ

りまして、火災保険を使ったのは3回というふうなことになります。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 梨の木の爆発を何回もやったら、保険会社で、もう保険は駄目よと言われたような言われないうような、私は係でないので分かりませんが、まあ、いいことだ、3回ももらえて。だんだんだんだん、給付率が悪くなるのではないかと思うんだけど、それで今回の火災保険は5億8463万7000円が出ているけれども、これは、市として、掛金というのは、月掛けなものか、年掛けのものか、20年掛けのものか分からないけれども、掛金を教えていただけませんか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 保険金についての再度の御質疑にお答えいたします。

保険金につきましては、公益社団法人全国市有物件火災共済会というところの建物総合損害共済というものを掛けておりまして、年間で41万5315円の掛金となっております。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 安いですね、保険金ね。公益社団法人、多分、前もこの保険だろうと思います。火災保険は大事ですね。皆さんも、地震が近いから、地震保険、私も入っているけれども、保険というのは大事です。

それと、今、掛金が41万五千何ぼと言いましたか、それで、今回の5億8463万7000円は、保険金額としては、まあ、保険——焼ければ、通常は、原状復旧のための、まあ火災保険は、あれだね。火災保険は入ったコースによって違うのだけれども、いわゆる直すために全額交付されたということによろしいですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 保険金額5億8463万8000円の保険金の支給割合ということでの御質疑かと思われま。

実際のところは、今回の火災保険の支払いに当たりましては、事前に保険会社のほうが、現場調査をしていただきまして、最終的には、双方、運営事業者も市側も過失はないというふうなことで判断していただいたところでありま。

保険金そのものの給付率という形ではないですけれども、基本的には、建物については100%、それから設備については、減価償却率等もありますので、その分を差し引いた形で73.5%ほどということで、ほぼ8割9分ほどの保険の給付率というふうなことになります。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 よかったですね。

当時、私、爆発したときに、ガスだと思ったけれども、火がつかなくて、先ほど言ったけれども、まあ、これから、リチウム、そういう理由での火災が起こらないよう対策するという事なので、この部分については、私はいいかと思います。

それで、ここで、最終的に、青森市は、先ほど、起債が約4億円ですよね。多分、

公共施設等適正管理何とか何と何とかの起債だと思っただけけれども、いわゆる交付税の措置率というのは何ぼか分かりますか、お願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 今回活用させていただきます起債についての再質疑にお答えいたします。

起債につきましては、一般廃棄物処理事業債というものを活用することになりまして、償還期間につきましては、こちらは20年間というふうなことになります。

それで、今回の起債額の起債充当率というものになりますけれども、こちらは75%、ちなみに、交付税の措置率というのが30%というふうなことになります。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

20年、長いですね。結果、交付税の措置率が30%なので、まあ残りは、市としての負担になるだろうけれども、これぐらいはやむを得ないですね。いわゆる、これから、当時、考えられなかったリチウムということなので、これから、火事を起こさない、まあ、火事を起こさないというか、もう燃えないものにするのだからね。燃えないものにするのだから、火事は起きないはずなのだけれども、うん、ありがとうございます。

措置率が低いですね。もう少し頑張って、取ってきてくださいよとしゃべっても、一般廃棄物のほうだと思わなくて、いわゆる地方財政計画に公共施設等適正管理のところでは充当率が90%で、まあ、半分ぐらい返ってくる、措置率が半分ぐらいなので、そっちだと思ったら、一般廃棄物のほうだということで、これ自体は、どうのこうのということではありません。ありがとうございます。

次に、よく、この予算案が提案される前に、こう爆発するのだったら駄目だと。それで、私の町会には、全部、スチール製の集積場所があって、そこに、いわゆる電池とか、その中にためてあるのだけれども、電池とか、モバイルとか、もうリチウム電池は、あらゆるものに入っているんで、バッテリーとつくものは、ほとんど入っているんで、いわゆる集積場所に何らかつけようかなと考えて、いろいろ清掃管理課とも相談したんだけど、なかなかうまくいかないなと思っているときに、この予算案が提案されたので、今度は、はっきり言えば、入れてしまってもいいなという、入れても火事にならないんだから、入れてもいいなとは思っただけども、いや、そうはいかないですよ。試して、リチウムを入れて、1回、火災実験をやってみてもいいのだけれども、またいかれると駄目だから、そういう意味では、今後のごみの排出や収集における混入対策、まあ、一般質問なんかで答弁があったような気がするんだけど、混入対策を、もう検討するかしないか分からないけれども、そのところをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 ごみの排出や収集におけますさらなる混入防止対策につ

いての質疑にお答えいたします。

まず、リチウムイオン電池対策につきましては、本市では、令和元年から、リチウムイオンなどの小型充電式電池等の製造販売事業者で構成されます一般財団法人JBR Cが実施しておりますリチウムイオン電池等の回収・リサイクルに協力しております。また、令和2年6月に発生しました青森市清掃工場の破砕選別処理施設の火災を踏まえまして、市民の皆様に対して、「広報あおもり」などの様々な広報媒体を通じて、リチウム電池の適正排出の徹底を呼びかけてきたところでもあります。

このような中、環境省では、令和4年3月31日付で、リチウム蓄電池等処理困難物対策集を公表し、ごみの収集運搬や処理段階での対策方法が示されたところでもあります。

本市では、当該対策集にも記載されておりますとおり、清掃工場での火災対策のほか、清掃工場等に混入させないための排出時の対策も重要であると考えておりまして、これには、市民の皆様のリチウムイオン電池等の適正排出の御協力が必要不可欠であると考えているところでもあります。

このことから、今後も、市民の皆様に対しては、リチウムイオン電池の適正排出につきまして、「広報あおもり」、清掃ごよみ及び「会報せいそう」のほか、市のホームページや令和6年1月から運用開始しました青森市LINE公式アカウントなども活用しながら、きめ細かな周知に一層努めるとともに、当該対策集に例示されておりますリチウムイオン電池の分別収集を含め、引き続き、ごみの排出・収集の段階におけるさらなる混入防止対策について検討してまいります。

先ほど、一般財団法人JBR Cと申し上げましたが、正しくは、一般社団法人JBR Cの間違いでありました。謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

集積場所で定期的な収集といっても、そう定期的にやるほどの量でもないので、どうすれば——できれば、電気屋に持って行ってとしゃべるのだけれども、できれば、どこかにモバイルの、まあ、新しい工場に持っていけばいいんですよね。ということですね。そういうことだろうと思います。

バッテリー等も少したまってきたので、これについては、対策集が出たから、ちょっとのぞいてみて、町会としても考えていきたいなと思っています。

さて、ごみの話をしたついでに、瓦礫の話をしたいと思います。

さっき、梨の木の破砕機の話をしました。震災のときの瓦礫、私は議員になっていましたので、職場に電話をして、あなたたち、土・日にフルで出られますか。大丈夫です、任せておきなさいと。それを市当局に言ったのだけれども、残念ながら、放射線アレルギーですので、仕方がないかと思いますが、今回、また能登半島で起きました。それで、各自治体の施設、こういう破砕処理施設は、通常の破砕処理をしています。なかなか難しいです。梨の木にちょっとお金を出せば、多分、たしか、

クリモトコウギョウかどこか——ちょっとクリ何とかとついたんだけど、焼却施設とは別棟になっているので、多分、ちょっと調査すれば、私は使用できるんじゃないかなと思っています。

もしかすれば、環境省で、東日本大震災のように、荒浜に、焼却炉、全部で3個を造って、当時、視察に行って、ああ、建屋がなくても、焼却炉は造れるんだなと思って、びっくりしましたが、多分、環境省は、地元で破砕処理施設を造るかも分からないけれども、活用して、捨てられるように、もし、あれだったら、環境省なりに調査費をもらって、使えるような調査をする。うちほうは使っていない破砕機——古いので、何でもできるから、そういう意味では。そこは検討して、遠いのであれですが、瓦礫を受け入れる、破砕してあげるよと、ただし、お金をよこしてよとえば、もしかすると使ってください、やってくださいと言うかも分かりませので、そういうときは、私は議員を辞めて、作業員として行きたいと思っています。

次、地方財政計画の中に、物価高の対応として、ごみ収集や学校給食等の自治体のサービス・施設管理の委託料の増加を踏まえて云々とありました。

今回、ごみ収集運搬に係る清掃の委託費にも使える——使うかどうかは別だけれども、この委託料についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 ごみの収集運搬委託料についての御質疑にお答えいたします。

本市では、家庭から排出されます、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ及び粗大ごみにつきまして、収集運搬に係る業務を委託しておりまして、その委託料につきましては、1年間に排出されますごみ量を見込み、それを収集するために必要となる車両台数とそれに係る人件費及び燃料費を含んだ車両単価を乗じて積算しております。

この車両台数につきましては、ごみの排出見込み量に応じて積算しておりまして、また、車両単価の算出の基となります人件費や燃料費につきましては、青森県の土木工事及び委託業務設計単価表、これを用いまして、積算しているところであります。

この家庭系ごみの収集運搬業務委託料につきましては、令和5年度当初予算と令和6年度当初予算案を比較しますと、燃えるごみ、燃えないごみの収集運搬委託料につきましては、令和5年度が4億2184万5053円、これに対しまして、令和6年度は4億2764万7568円で前年比1.4%の増となっております。資源ごみの収集運搬委託料につきましては、令和5年度が1億9425万1349円に対しまして、令和6年度は1億9048万7850円で前年比1.9%の減、粗大ごみの収集運搬委託料につきましては、令和5年度が2291万875円に対しまして、令和6年度は2119万6680円で、前年比7.5%の減となっております。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、答弁で気がついたことがある。そうだよ、人口減少に伴って、排出量が減少しているから、そうなんだよね。業者に行くお金は、排出量で、運んだ分で何ぼでやるので、たいして伸びないんですね。大変申し訳ありません。

でも、単価の改正があれば、単価を改正してやっているということなので、途中で、ごみ収集を民間が投げて、やめたということに、全国であるようですので、急に民間委託が、ちっちゃいところだと、委託料が少なく、やめたところもあるみたいだけれども、これだと大丈夫そうですが、いきなり投げられても、青森市では対応できないので。ありがとうございました。

どういう職場でも、どういう仕事でも、待遇改善を——先ほどのほうでいえば、収集業者も、ベースアップが3万円なんて、目の出るようなことはないでしょうけれども、大変申し訳ございません。5人プラス委員の皆さんは、そういうことはないの、残念ですが、富をお分けいただいて——ありがとうございます。

次、道路整備事業にいきたいと思います。道路整備事業をやってから、次が、つくり育てる漁業推進事業、最後に、旧国際ホテルですね、農林水産部のやつが、どれぐらいかかるかは分からないので。

まずは、道路整備事業。先ほど、軽米委員が質疑されていまして、かぶりますが、道路整備事業については、私は、先ほど、道路ストック修繕事業とか、いっぱいあったけれども、比較をしにくいので、できるだけ比較をしやすいところで、もう、前の回もやったけれども、大矢委員に、また同じ話かとしやべられそうだけれども、道路整備事業について、令和3年度から令和5年度までの過去3年間の当初予算額及び側溝整備の延長——当初予算額は同じだということが分かりました、先ほど聞いて。側溝整備の延長の実績をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 藤田委員の道路整備事業の側溝整備の延長の実績の質疑についてお答えをいたします。

道路整備事業によります側溝整備の延長の実績につきましては、令和3年度は約2600メートル、令和4年度は約2500メートル、令和5年度は約2200メートル、以上となっております。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 毎年、減っている。ありがとうございます。ありがたいの意味が違うのだけれども、ありがたくはないのだけれども、答弁、ありがとうございます。

300メートル減っております。この分の伸び率でいうと、来年は2000メートルを切るのではないかとということです。だからどうなんだという話にもならないけれども、だから、増やしてくださいと腹の底で思っています。

それでは、次に、工事単価の推移を確認するため、工事単価、これも、いろいろ事業によって単価は違うので、担当課の皆さんには、大分苦勞をかけておりますが、できるだけ比較できるようなところに絞って、道路整備事業の側溝整備に伴う舗装

復旧の施工単価について、令和3年度から令和5年度までの過去3年間の実績をお示しく下さい。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

側溝整備事業におけます側溝整備に伴う舗装復旧につきましては、厚さ5センチメートルのアスファルト舗装と厚さ15センチメートルの路盤として施工した場合、1平方メートル当たりの施工単価は、令和3年度は約7900円、令和4年度は約8200円、令和5年度は約9000円となっております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

800円上昇しております。上がるといえば、何かうれしいような気がするけれども、上げれば、工事の延長が少なくなるので、何もうれしくないですね。

地域からの要望で、私は、いつそこをやってくれるんだとしゃべるのだけれども、なかなか難しいですね。他の委員に頼めば早いのかも分からないのだけれども、東京の人だけれども、この分でいけば3万円のベースアップだよ、世の中——大企業なんでしょうね。ということは、令和6年度、工事単価は、違えば1万円ぐらいに上がるのではないかなと思っています。そういう意味では、先ほど言ったように、税収が上がって、また総額が増えて、臨時対策債分がなくなって、そうすれば少し上がるかな、上げてくれるかな。

除排雪で、だんだん建設業者が少なくなって、別な業種が除排雪に来ています。このままでいけば、建設業者がなくなって、私もショベルを買って、事業を起こすかなと思うぐらい、だんだん細かくなってきていますけれども、ある意味、建設業者をきちっと育てていくためには、こういう小さな仕事を増やしていかないと駄目だろうと私は思っています。

別に、私は建設業者が支持者にいるわけでもないけれども、そういう意味では、やっぱり、ちょっと考えていただいて、鹿内市長のときは、ずっと下がりっ放しで、小野寺市長になって、止まったので、大変いいのだけれども、止まりっ放しではなくて、少し上積みをしていただければ助かりますということで、ありがとうございます。これしかありませんけれども、もっと突っ込みたいのですが、私は予算執行権がないので、提案権がないので。提案権があれば、条例案でもつくりたいのだけれども。

それでは、つくり育てる漁業推進事業、これについてです。

今年に入ってから、私の川崎の兄がホタテを送ってくれと。それで、駅前の某ホタテ屋に行きました。まあ、そこは近くの町内に住んでいる方ですが、噴火湾のホタテしかありませんでした。それも、いつもだと150円のホタテが、普通のやつが300円、次、500円、大きいのが600円。高いなあと思いつつ、お金は向こうから送られ

てきているので、どうでもいいやと500円のやつを送ってやりました。

ついでに、私は2枚買いました。貝焼きそ用に2枚買って、その日、食べました。大変、筋が硬くて、こんなに違うかなというのは食べて分かったけれども、昨日も実はホタテの刺身を食べています。ちっちゃい半生貝の刺身なんだけれども、それでも硬さを感じました。

天然ものかつり籠によっては、やっぱり筋力の違いがあって、湾内のは、まだ冷凍庫に小さいのが入っているんだけれども、湾内のホタテは大変甘いです。それで、買ってきたホタテは、最初、がりっとかじっても駄目で、筋ごとに切ってもらって、そうでないと私の歯では追いつかないなと思って、強いて言えば、青森市内のホタテ販売会社で青森市内の人が買うときには、安くできるような青森市内在住の方への補助金制度がホタテを買うときにほしいですね。青森ホタテですよ、噴火湾ではなくてです。そう思っていました。

さて、西市長は、仕事をつくり・そだてる政策を挙げています。この前、青森市の資料を見たら、第一次産業の人口が減っていました。

私が小さい頃から、米が豊作だと青森市の景気がいい。基幹産業が米だった時代だと思いますけれども、米がよければ、いわゆる上磯の人がこっちに買物に来て、とてもにぎやかだったなと思っています。

私は、ずっと、いわゆる農業振興センター、水産振興センター、畜産振興センターにちょくちょく行って見ていましたので、その当時は、まさに、農業をやる人の、いわゆる試験、試作で作ってみるとか、水産振興センターも試しに作ってみるとかがありました。畜産振興センターだけは、民営化、民営化と、20年間、民営化先がどこもなく、ようやく受けてくれることができたと思っています。

この施設は、青森に、ほかではなかなかないので、いわゆる農業、第一次産業を支える大事な拠点だと思っています。

それで、今回、その3施設——畜産振興センターは別にしても、2施設のことを質疑するに当たり、まずは、つくり育てる漁業推進事業についてお伺いをします。お願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 藤田委員のつくり育てる漁業推進事業についての御質疑にお答えいたします。

つくり育てる漁業推進事業につきましては、本市漁業をホタテガイ養殖業に偏らない漁業構造とするため、水産振興センターにおいて、ナマコやワカメ種苗の安定生産を進めるとともに、陸奥湾産マボヤの天然採苗のさらなる効率化に向けた試験等のほか、新たな魚種の開発も進めながら、漁業経営の安定を図ることを目的としている施設であります。

具体の事業といたしましては、漁業者や漁業協同組合の要望を踏まえながら、昭和40年度からワカメ種苗の生産、昭和50年度から平成27年度までは昆布種苗の生産、

平成6年度からはナマコ種苗の生産を行っております。そのほか、新たな魚種の開発といたしまして、アワビやエゾイシカゲガイの養殖可能性試験や、漁業者が行う陸奥湾産マボヤの種苗生産への支援等を行ってきたところであります。

令和元年度から令和5年度までの種苗生産等の実績であります。ワカメ種苗の生産実績につきましては、ワカメ種苗については、ロープのようなものに種を植え付けますので、メートルでお答えさせていただきますと、令和元年度が1万2600メートル、令和2年度が1万1300メートル、令和3年度が1万2000メートル、令和4年度が8000メートル、令和5年度が7400メートルとなっております。ナマコ種苗の生産実績であります。令和元年度が13万4500個、令和2年度が14万1500個、令和3年度が13万2200個、令和4年度が15万5700個、令和5年度が14万2200個となっております。また、陸奥湾産マボヤにつきましては、漁業協同組合から持ち込まれました採苗器へ稚ボヤを付着させる作業を行っておりまして、こちらもメートルでの表示であります。令和元年度が8760メートル、令和2年度で7560メートル、令和3年度が6264メートル、令和4年度が5700メートル、令和5年度が5160メートルとなっております。また、陸奥湾産マボヤにつきましては、漁業協同組合と共同で採苗器に付着させた稚ボヤの生育状況についても調査を行い、効率的な種苗生産に向けた取組を支援しているところであります。

今後におきましても、種苗の安定生産や新たな魚種の開発などを通じまして、漁業経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

何か、最近、あんまり見ていなかったけれども、ちゃんとやっているんですね。大変申し訳ない。

昔ほど、何か、活気がなくて、水産振興センターの外へのアピールが足りないのが、昔は、何かあると、ちょっと見に行くかなということがあったけれども、最近、控え目な方々が多いんでしょうかね。きちっとやっておられて、ありがとうございます。

ある意味、海水温、湾内の魚種が変わってきておりますので、ぜひとも、ホタテも厳しくなっているし、新たな水産物を育てて、御飯を食べられるように、高い車、何でしたか、高い、2000万円ぐらいの車が買えるような——北海道の漁師が、皆、若い衆が高い車に乗って、それに憧れて、いわゆる漁師をやっているというようなNHKのテレビが昨日やっていたので、青森湾内でも、そういうふうになれるような魚種を新たにいろいろ研究して探してほしいなと思います。

それで、今回は、それに関連して、水産振興センターと農業振興センター、両センターの主な事業内容——多分、変わってないと思うんだけど、主な業務内容をちょっとお知らせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 水産振興センター及び農業振興センターの主な業務についての御質疑にお答えいたします。

水産振興センターにつきましては、つくり育てる漁業を推進し、本市漁業の振興を図ることを目的に設置された施設であります。

主な業務といたしましては、本市漁業生産額の9割以上を占めますホタテガイの養殖作業を漁業者が適時適切に行うための各種の調査業務、ホタテガイ養殖に続くつくり育てる漁業を推進するための、ただいま御紹介いたしましたナマコ及びワカメの種苗生產業務、新たな栽培対象種の開発のため、陸奥湾産マボヤの生産試験業務、海洋環境の改善を図るための本市沿岸の漂着物の回収など、漁場の環境整備のための業務などを行っております。また、漁業後継者育成のため、若手漁業従事者の研修や、小学生等を対象といたしました漁業体験学習にも取り組んでいるところであります。

次に、農業振興センターにつきましては、本市の農業経営の近代化及び農業者の生活の向上を図るとともに、新たな農業に従事しようとする者の育成に資することを目的として設置された施設であります。

その主な業務であります。新たに農業に従事しようとする者の育成・指導のための研修業務、優良な苗を生産者に提供し、産地の維持、農業経営の向上を図るための園芸種苗供給業務、農家圃場の土壌を分析・診断し、バランスの取れた施肥設計を指導することで、健康な土づくりを促進する土壌診断業務、生産者の栽培技術の向上に向けた農業研修業務、野菜・花卉の栽培技術の向上や本市の気候条件に適した付加価値の高い作物の調査を行います奨励作物等栽培研究や試験栽培業務、家畜の防疫及び生産指導のための畜産農家の巡回及び放牧場の運営、さらには八甲田牛のブランド化に関する業務を行っております。また、広く市民を対象といたしまして、気軽に野菜などを栽培できる市民農園や、みそ、リンゴジュース、豆腐などの製造ができる農産物加工施設の運営、市民の家庭菜園の関心が高いことから、トマトやナスなどの野菜の栽培方法や土づくり、病虫害への対応などについての座学講座の開催、また、センター敷地内にあります薬草園やハーブ園を活用した観察会などの開催を行っているところであります。

農水産業の経営の安定と生活の向上を図るとともに、新たに漁業や農業に従事しようとする者の育成を図り、また、市民の漁業及び農業の体験や学習機会を提供し、農水産業への理解を深めていくよう取り組んでいるところであります。

○村川みどり委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

予算の割に、やっていることが多いですね。予算は大丈夫ですか、間に合っているんですか。今、話を聞いて、業務内容は変わらないけれども、予算を見て、あれ、何も研究費が出ていないような予算だなど、今一瞬思いました。

農業振興センター、一般質問で名誉市民の話をして、石館守三さん、彼のあ

れで、覚えていますか、薬草畑を作りました。あの頃、秋田とどちらが薬草を作り始めるかという話になって——3分なので、もうやめたいと思います。

今後、両センターのいろんな調査、試験内容を聞くつもりだったけれども、ごめんなさい、時間がないので、最後にしたいと思います。

予算の割には仕事し過ぎたと。これは嫌みですよ、本当は。予算が少ないなという嫌味です。ありがとうございます。

最後、旧国際ホテルの話は、奈良委員に答弁しておられたので、いいです。

横山副市長に、昭和の遺物、今、旧国際ホテルの横にパーティという店があるんです。私は、若いときに行っていたのだけれども、その小路に、いろいろ、お店がいっぱいあって、若いときは、最後に、お茶漬け——おじいさん、おばあさんがやっている、私の先輩のおじいちゃん、おばあちゃんなんだけれども、そのお茶漬けを食べて帰るといふのがあるので、30代には、まだ、第三新興街が華やかだったので、からくさいだけで、大変華やかかなところでした。今、もはや昭和の遺物なんです。今度、歩いて行って、見てみてください。

それで、これまで、市役所の職員がいろいろ調査をしたけれども、どうにもならないという、まあ、横山副市長は専門家ですので、ぜひとも散策していただいて、よく確認して、できれば、そこも含めて、再開発しないと青森駅前を中心市街地として伸びていかないなと思いますので、函館の大門——大門というんだけれども、すぐ降りて右側が繁華街だったんだけれども、最初の頃は、ぶつぶつぶつ、あったけれども、今、きれいになっておりましたので、ぜひとも整理していただいて、皆さんが来て、見苦しいところを見せないように。

今、青森市も、全国的にDXがはやりです。私のDXは、第三新興街のDXしか出てこないんだけれども、ぜひとも、再開発に向けて、副市長、青森市内を歩いてみて、御検討いただければと思います。

終わります。ありがとうございました。

○村川みどり委員長 次に、大矢保委員。

○大矢保委員 自民クラブの大矢保です。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費であります。先ほど、竹山委員とそれから軽米委員とダブっている質疑はありますけれども、マイペースで質疑させていただきますので、よろしくお願ひします。

青森市市民と共に進める雪処理に関する条例の冒頭に記載されているように、雪による障害を乗り越え、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは永遠の命題となっております。降雪期の市街地における利便性を確保するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働することが必要であります。

今冬のような暖冬少雪において、市民生活はすごく楽なんです。そこでお伺いいたします。まず、今冬の降雪状況についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 大矢委員からの降雪状況についての御質疑にお答えをいたします。

今冬の降雪状況についてであります。今冬は、令和5年11月末からの冬型の気圧配置による降雪により、12月1日時点におきまして、積雪深が令和元年度以降の同日では最大となる43メートルを記録いたしました。（「43センチメートル」と呼ぶ者あり）すみません、43センチメートルです。失礼しました。

その後、しばらく小康状態が続いた後、12月中旬からは数年に一度とも言われる強い寒波が到来し、12月23日と12月24日には積雪深が現時点で今冬最大の64センチメートルを記録しましたが、年末から年始にかけては比較的穏やかに推移をいたしました。

その後は、冬型の気圧配置に伴う降雪があったものの、寒気が長続きせず、ある程度、降っては解けてを繰り返す気象の傾向にあり、令和6年3月に入ってから、一時的に降雪はあるものの、現在のところ、今冬は少雪傾向となっております。

以上であります。

○村川みどり委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今冬の、このような暖冬少雪傾向にある今シーズンにおいては、除排雪対策事業に係る予算を補正する必要があるのか、このたびの補正予算の考え方についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪対策事業におけます3月補正予算につきましては13億9375万7000円を計上しております。

この補正予算額の考え方につきましては、令和5年11月下旬及び12月中旬における集中的な降雪への対応実績及びその後の降雪に備え、過去の執行状況から今後の見込額を積算しましたところ、補正予算編成作業時点で不足が見込まれましたことから、当該予算額を計上しております。

以上であります。

○村川みどり委員長 大矢委員。

○大矢保委員 それでは、補正予算を要求するに当たっては、予算の執行状況はもちろんのこと、各事業者の稼働状況を把握しておく必要があります。今冬の除排雪出動回数について示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪作業の実施につきましては、除排雪作業の仕上がりなどのばらつきを解消するため、本市の指令を原則としており、除排雪作業が適切かつ効率的に実施できるよう、パトロール班を設置し、パトロールで道路状況を把握し、町会長や市民の皆様等からの情報、今後の気象予報を踏まえ、除排雪事業者へ出動指令を出してお

ります。

シーズン契約である住宅密集地の生活道路などの全面委託工区につきましては、今冬は、昨年11月30日に最初の出動指令を発出し、その後、順次、工区ごとに指令を発出しており、令和6年3月8日時点で最多9回、最少3回、1工区当たりの平均4.1回となっておりますほか、郊外の生活道路であります指定委託工区は最多15回、最少4回、1工区当たりの平均7.7回となっております。

また、単価契約のうち、主にバス路線であります幹線の出動状況につきましては、同じく令和6年3月8日時点で最多10回、最少4回、1路線当たりの平均5.5回となっておりますほか、幹線と幹線を接続する補助幹線は最多5回、最少3回、1路線当たりの平均4.3回、郊外幹線につきましては最多20回、最少4回、1路線当たりの平均10.2回となっております。

以上であります。

○村川みどり委員長 大矢委員。

○大矢保委員 幹線で4回となりますと、私の目の前の、事務所前の道路は3回しか入っていないくて、少ないので道路維持課に電話することがあります。

ちょっと実態が——中身がおかしいなと思っていますけれども、私が話しているのは、都市整備部理事は分かるかと思えますけれども、空港線、あそこは、空港まで行く道路は県道、それから高田の町会のところは県道、下湯ダムに行くところも県道。それで、幹線道路で空港に行く途中から高田に曲がる信号のところがありまして、それから空港に上る道路、あそこが幹線道路だから、全然、雪の量が違う。県は、きれいに下からかくんだけれども、幹線は、バス路線のはずなのに、もうはっきり言って、差がついているということがあるので、どこをパトロールしているのかというのは、私も耳を疑うのだけれども、パトロールをしているのかしていないのか分からないような感じもしないわけでもないと思います。

それでは、次に行きますけれども、今冬のような暖冬少雪時において、市民生活は非常に快適でありますけれども、作業を担う除排雪事業者の負担は大変大きいものだと考えておりますけれども、この少雪時の事業者への対応はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市の除排雪作業委託におきましては、地域内の生活道路は11月から3月までのシーズン契約、バス路線や地域の主要道路と浪岡地区における除排雪作業委託におきましては除排雪作業時間に応じた単価契約を事業者と締結しております。

シーズン契約につきましては、除排雪の回数や時間によらず、年間の累計降雪量の基準値を500センチメートルとして契約し、基準値を上回った場合には増額変更、下回った場合には減額変更となり、単価契約につきましては事業者からの作業日報に基づき、稼働時間を計算し委託料を支払っております。

少雪により、除排雪作業を行わなかった場合におきましても、委託事業者が除排雪体制を維持することができるよう、除排雪機械の維持等に必要な費用について、最低保障額として保障しており、最低保障額の内訳は、機械を持続して使用するために必要となります整備及び修理等に係る維持修理費、継続保有していくための保険料や税金、保管等に必要な経費である管理費、除排雪を行うための諸経費を想定しておりまして、シーズン契約におきましては当初契約金額の4割、また、単価契約におきましても路線に応じた想定出動経費の4割を最低保障として支払うこととしております。

なお、今冬におきましては、除排雪委託契約に基づき、シーズン契約につきましては、青森地方気象台の累計降雪量を449センチメートルとし、当初契約の約9割を支払うこととしております。また、単価契約におきましては、路線ごとの出来高払いとしておりますが、中には、今冬の出動が少なく、最低保障額に達していない路線もあり、この路線におきましては、契約に基づき、最低保障額として支払うこととなります。

以上であります。

○村川みどり委員長 大矢委員。

○大矢保委員 500センチメートルというのは、鹿内元市長のときに決めたことなんです。米塚博元副市長と私が決めたのは、4メートルから6メートルの中で、その中であれば、お互いに持ちましょうということになったんですが、いきなり5メートルということになって、戸惑った業者もかなりあるかと思います。

それで、最近の建設業者は、長年にわたって、公共事業費が削減して、受注の減少や競争の激化に加えて、経営状況が大変厳しくなっている。前は、冬に除雪した場合は、夏の仕事でカバーできるというような声もありました。これを話そうとしたら駄目だと言われたので、私は、これで終わりますけれども、だから、はっきり言って、これからの入札制度とか、そういうものに対しては、昔のいいものは、どんどん取り上げなきゃいけない。私も口酸っぱく、これから話していきますけれども、はっきり言って、だから、下にあるんだけれども、総合評価落札方式、これは一番に直していかなきゃいけないというのは書きました、今年、あるんですよ。

それで、はっきり言って、もう機械を売らなければいけないとか、オペレーターを抱えられないとか、そういうような厳しい業者もいるんです。だから、はっきり言って、先ほど、いい答弁ですよ。最低保障というのはあるんだけれども、最低保障だけは先にやっていかなければならないし、今年は、みんな最低保障ばかりだと思う。出動していないですもの。郊外幹線で20回出たというのは大矢建設工業です。

はっきり言って、働かない人にはお金をあげないというのは、これは普通なんだけれども、昨今の状況を考えると、やっぱり最低保障というのは必要だと思うんですよ。そこは、やっぱり役所と一緒に――雪対策に対しては、はっきり言って、

これからどうなるかということをお話を竹山委員も話していただきましたけれども、体制自体が危惧されると私は思うので、最低保障の車検代とか、そういうのは、やっぱり出してほしいなと思っております。

それで、さっき軽米委員が道路の穴埋めをしてほしいと。多分、2月中には、もう穴埋めの発注をしたのかな——それで、業者がやるのは4月からですよ——今は、何もやっていない、どこもやっていないですよ。

○土岐政温都市整備部理事 準備しています。

○大矢保委員 やっているところを見たことがない。これは、やっぱり早くやってほしいなと思うんです。こういう少雪のときには、道路が壊れるのは分かっているんです。解けては凍って、解けては凍るのだから、アスファルトは壊れるのは分かる。

あと、それと道路に関係ないけれども、下水道、農業集落排水、あのマンホールの蓋を点検してほしい。私が昨日見ただけでも、久須志四丁目のところはマンホールの蓋が浮いています。何をやっているんですか。除雪前にやらなきゃいけないのがマンホールの蓋じゃないんですか。これも1つ壊したのは大矢建設工業、壊しました。私は直しましたよ、自分で。やっぱり除雪をする前には——しっかり直しますから、壊したのに対しては。ひとつ、除排雪をこれからも建設業界と仲よくやってほしいなと要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、2款総務費1項総務管理費に関連して、少子化について。

全国で2023年、出生数75万8631人、前年度比5.1%減、本県は2023年、出生数6002人、前年比5.5%減、2010年は、青森県が1万480人ですので、約4割減少しているのかな。本市は、2010年が2142人、2023年が1279人だと聞いております。

この状況について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます——いいですか。

○大矢保委員 40.3%減っているんです。この状況について、市としての考え方、どのように考えているのか。ただ減ったら減ったでいいのかどうなのか。増えたら増えたでいいのかどうなのか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 大矢委員からの出生数についての御質疑にお答えいたします。

ただいま委員からもお話がありましたとおり、本市における出生数であります。2010年は2142人、2023年は1279人となっております。2010年と比較すると863人減の約40.3%減少しているということでもあります。

それで、どうかということでもありますけれども、その背景として、やはり個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因などが複雑に絡み合っていること、あとは若年人口と女性人口の減少、晩婚化・晩産化などによってもたらされる中長期的な減少傾向があるものと。これは、国の見解でも、こうした見解が示さ

れておりまして、そのように考えております。

以上です。

○村川みどり委員長 大矢委員。

○大矢保委員 保健部長、大変失礼いたしました。私が質疑するのを私が答弁してしまったという。

まあ、いずれにしても、多様な出会いや結婚の在り方など、結婚を支援する体制の充実が必要であると考えています。県も今いろんなことをやっています。でも、県都青森市として、県に頼らないで、独自にやるべきと私は思うんですけども、今後とも検討してもらいたいなと思っています。県は、「AIであう」とか、何とかと一生懸命やっているみたいですよ。大した組数ではないんですよ。答弁は要りませんから、大変失礼しました。だから、市としても、経費とか、それから人も必要かと思えますけれども、やっぱり、こういうのをやっていかないと抜け出せないのがあると思います。

私は、結婚の出会いの場を設けるだけでもいいのかなと思っていますけれども、あとは別に、くつつくのは好きなようにくつつけばいいだけであって、そうだと思いますので、ちょっと、後でゆっくり考えていただいて、県のこともいいんですけども、県に、ただ負担金を出しているだけですよね。これだと、ちょっと惨めだなと思うので、もう少しきちんと独自のものを考えていただければいいなというふうに思いますので、これで、この件については終わります。ありがとうございました。

次に、10款教育費4項公立大学費について質疑いたします。

少子化にもかかわらず、公立大学が増え続けている背景には、若者を引き止め、地域の衰退に歯止めをかけたい自治体の思惑がある。青森公立大学においても、地域に開かれた大学として、これまで市内・県外に多くの人材を輩出し、地域社会の発展に貢献していただいているものと私は認識しております。今後、少子化が進展する中で、本市が持続的に発展するためには、若者の流出に歯止めをかけることが必要であり、青森公立大学の役割は重要であるものと考えております。

そこで、4点質疑させていただきます。1つ目は、今春入試の一般選抜志願者数及び倍率を示していただきたい、2つ目は、今春の卒業生の就職先について、管内・管外の内訳を示していただきたい、3つ目は、ちょっと飛びますが、県内在住者と県外在住者の入学料を示していただきたい、4つ目は、青森公立大学への市からの財政措置について、過去3年間の実績を示していただきたいと思います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 大矢委員からの青森公立大学に関する御質疑に順次お答えいたします。

まず、今春入試の一般選抜志願者数及び倍率についての御質疑にお答えいたします。

青森公立大学の令和6年度一般選抜の募集定員は140名となっております、これに対

し、志願者数は523名、志願倍率は3.74倍となっております。

次に、今春の卒業生の就職先の管内・管外の内訳についてお答えいたします。

青森公立大学の令和5年度卒業生の就職状況につきましては、2月29日現在では、就職希望者は291人となっており、就職先が決定した者は270人となっております。このうち、青森地域広域事務組合を構成する青森市や平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の管内5市町村へ就職が決定した者は45人となっており、管外は225人となっております。

次に、県内在住者と県外在住者の入学料についての御質疑にお答えいたします。

青森公立大学は地域住民の要望により、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の5市町村で構成する青森地域広域事務組合によって設置された大学であり、また、設置に際しては、青森県からの補助を受けていることから、入学料につきましては、これら5市町村とその他青森県内、青森県外の3区分で差を設けております。具体的には、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村からの入学者につきましては15万6600円、これらを除く青森県内の入学者につきましては21万9200円、青森県以外の入学者につきましては31万3200円となっております。

最後に、市からの財政措置の実績についてお答えいたします。

市では、青森公立大学の運営に係る経費としまして、毎年度、人件費や大規模修繕に係る経費等を運営費交付金として支出しており、令和2年度から令和4年度の実績であります。令和2年度が5億2007万5024円、令和3年度が5億2072万575円、令和4年度が5億6083万7797円となっております。

○村川みどり委員長 大矢委員。

○大矢保委員 答弁ありがとうございました。

青森市から青森公立大学に5億幾らと言っていますけれども、国からの国庫補助金も入っているけれども、各自治体に毎年、入ってくるのが減っているという。これは、公立じゃなくて私立大学の、なんであっちにまで補助金を出すんだというようなひがみがあるみたいで、だんだん公立大学の補助金も減っているという。

それで、公立大学が、はっきり言って、増えてきているのは、やっぱり今、高齢社会になって、看護がすごく、今もてはやされているんです。それで、青森公立大学が今のままでいいのかというのは、私はいつも疑問に思うんです。

企画部長は、このまま今年、帰ってしまうから、あと、話し相手がいなくなってしまうような感じがするんですけども。

青森市に土木の高校がないんですよ。弘前市と八戸市にしかない。ひょっとしたら、青森公立大学にも土木を作ってもいいのかなと。今、簡単にできるようになったんですよ——なったんですよ、地方を重視するということで、毎年、20億円ずつぐらい補助があるというようなことがあって、前に1回、企画部長と話をして、大学の校舎の中に雲谷そばを作ればいいのではないかというような話もしましたが、でも、もうそろそろ——ああ、そうか、高齢者だからと考えたら、県の看護学校、

保健大学があるから、それは無理だと。そうすれば土木でいいじゃないかと。私は、そこから飛んで、総務部長に、今年の就職先で土木の人は間に合っているのかと聞こうとしたら、そこまでは、ちょっと飛びすぎなのでやめろと言われたので、次に、また言いますけれども、総務部長、あれですよ。土木とか、そういうのは、はっきり言って、充足率は足りてはいないよね——うん。そういうので、土木も考えてもいいのではないかなと思うんだけど、やると言えば、また、専門の先生に頼んで来てもらわないといけないし、前の学長みたいに、けんかしては駄目だから。はい、分かりました。ありがとうございました。

次に、自動車運送事業会計について質疑をさせていただきます。

弘前市は、2024年から、路線バス全運行便数の約1割となる100便を削減する見通しで、バス路線の廃止や統廃合などの路線再編を検討しているということでありま

す。本市においても、デマンド交通運行実証実験を予定しておりますけれども、デマンド交通とは、利用者の需要に応じて、輸送サービスを提供する交通システムであるとされており。青森市において、令和6年度に予定しているデマンド交通運行実証実験事業では、青森市営バス、青森市市バスの満足度・利便性を比較検証することのだが、誰がどのように検証を行うのか示していただきたいと思

います。**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 大矢委員の青森地区のデマンド交通運行実証実験事業についての御質疑にお答えいたします。

青森地区におけるデマンド交通運行実証実験事業につきましては、区域内のどこでも乗降が可能な区域運行とし、実際に、地域の皆様にA I デマンド交通を御利用いただき、青森市営バス、青森市市バスと比べて、満足度・利便性等について比較検証するため、令和6年10月頃から11月頃までの2か月間の期間限定で実施するものであります。

実証実験を行うエリア及び利用者につきましては、国がデマンド交通に適していると示しております交通需要が広範囲に分散している地域や交通需要が小さい地域を踏まえ、青森市市バス孫内線が運行している区域を対象とし、孫内地区を選定しました。また、本市の西部地区の特性を鑑み、居住地が高台に位置し、最寄りバス停との高低差がある地域を洗い出し、新城平岡団地及び旗の台団地を選定しました。

本実証実験事業の実施主体につきましては、本市であるものの、道路運送法に定める一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可等が必要であるため、車両の運行につきましては、公共交通事業者へ委託するほか、A I デマンド交通につきましては、配車システム等を構築・導入する必要があるため、システム開発事業者へ委託することを予定しています。

実証実験における比較検証につきましては、本実証実験事業の主体である本市が、事業者からの乗降に関する利用実績等の提供を受けまして、分析するとともに、既

存の路線定期運行バスからの転換も見据え、対象となる地域住民との対話やアンケートを実施することを予定しております。その中で、乗車時間、待ち時間、乗り継ぎなどについての利便性に対する御意見、運賃に対する御意見、また、運行範囲に対する御意見など、A I デマンド交通に対する様々な御意見を集約することとしています。

これら実証実験で得られた結果や利用者の御意見を踏まえ、路線定期運行バスに係る運行経費、通年でA I デマンド交通を実装する場合の経費について比較検証するとともに、令和7年度以降の対象地区における利用者の利便性の向上に留意しながら、A I デマンド交通の導入を見据え、持続可能な公共交通の在り方を検討してまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

それでは、交通部長に質疑します。令和5年第4回定例会予算特別委員会の質疑に対し、市営バスのダイヤ編成に当たっては、各路線の利用者の状況やバスの運行効率を踏まえ、他の路線の影響なども考慮した上で、総合的に判断していると答弁されました。

そこで、具体的に、周辺に駅がない高校のバス交通について、学生ニーズの把握をどのように行っているのかお伺いをいたします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 バス交通に係る学生ニーズの把握についての御質疑にお答えいたします。

交通部では、現在、2021年に策定した「青森市自動車運送事業経営戦略（2021～2030）」に基づき、今後の想定される経営環境の変化に対応し、市民の足としてのバス交通を将来にわたって維持していくため、より利便性が高く、効率的な運行となるよう取組を進めていることとしており、この中で、通学の需要の取り込みについても必要な取組であると考えております。

学生ニーズにつきましては、通学状況や地域からの要望に加え、学校関係者へ聞き取りやアンケート調査などから、その把握に努めてきているところであります。

今後も、学校への聞き取りや学生へのアンケート調査を実施するほか、利用実態の分析を行うなど、効率的で利便性の高いバス運行となるよう、通学のダイヤ編成についても検討してまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今回、令和6年の夏ダイヤ改正について、私は議員をやって長いんですが、運行経路の新設・変更を初めて見ました。青森市総合体育館整備に伴う運行経路の新設となっています。もっと最初は、こういうところがいっぱいあったよ

うな感じがするんだけれども、これが初めてのよな感じがするんだけれども、違
うかな。

それで、はっきり言って、前は許可制だったですよ。それで、平成14年度に道
路運送法が改正されて、届出制になったじゃないですか。だから、自由にできるん
です、やったときに届けばいいだけだから。許可をもらってからやるんじゃない
んだと思うんです。

それで、私は高田・荒川方面だけれども、野木線の7時10分には誰も乗っていま
せん。私はバスの後をつけていますので、誰も乗っていません。乗ったのは、前の
日の出タクシーのあの辺から1人乗ったきり。あとは、何人か乗ってきましたけれ
ども、あのコースは、あのコースばかりじゃないですよ。中央大橋を回って、
真っすぐ来たりしてもいいんじゃないですか。そのほうがバスは早いですから。

それから、そこを曲がったら、その柳町を左に曲がって、跨線橋を回って、西
バイパスを通過して、青森北高校に行けというわけではないけれども、あっちのほう
に行くべきだと私は思うんだけれども、横内からもそうです。それで、小柳のほう
からも。だから、そういう、都会だって昔から、電車になったら、特急とか、急行
とかあって、通過するのがいっぱいあるじゃないですか。同じバス停で同じ経路・路
線を走って、運転手も面白くないんじゃないんですか。だって、ロケーションが同
じなんですもの。だから、ああいう、やっぱり、7時台だったら、学生しかいない
んですよ、高校生。8時半、9時頃になったら、ようやく高齢者が出てきて、それ
で病院や買物に行くんです。

私は大柳辺地区です。今、市バスが5本来ていますのかな。5本来ていますんだけれ
ども、何をしに来ているのか分からないけれども、私の町会で乗るのは2人。朝、
1人乗るのは分かるんだけれども、あと、いつ乗るのか分からないけれども、まず、
1人です。そこに1日、バス5台も来るんです。

私が考えるに、私は乗せて行こうかなと声をかけようかなと思うんだけれども、
せっかくバスが来ていたので、バスに乗りなさいとは話しますけれども、だから、
臨機応変にそういうことを考えてもらいたいとは私は思うんです、交通部長。交通部
長の頭なら、まだこれから――若いんだから、どしどしやるべきだと私は思います。
好きなことをしゃべりましたけれども、これで終わります。

○村川みどり委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 創青会の木村淳司です。

まず初めに、議案別冊41ページの駐車場事業特別会計についてお伺いします。

まず、令和6年度当初予算案における各駐車場の利用料金収入及び運営管理費を
お示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 木村委員からの駐車場事業特別会計における各駐車場の駐車
場使用料及び運営管理事業費の内訳についての御質疑にお答えいたします。

駐車場事業特別会計における駐車場は、青森市役所前駐車場、青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場、青森市文化会館地下駐車場及び青森市民ホール駐車場の5か所となっております。

お尋ねの各駐車場の駐車場使用料及び運営管理事業費につきましては、令和6年度当初予算で、青森市役所前駐車場は、駐車場使用料が283万6000円、運営管理事業費が332万9000円となっております。次に、青森駅前公園地下駐車場は、駐車場使用料が3062万2000円、運営管理事業費が2108万円となっております。アウガ駐車場は、駐車場使用料が4298万1000円、運営管理事業費が1億7953万6000円、青森市文化会館地下駐車場は、運営管理事業費が876万9000円、青森市民ホール駐車場は、運営管理事業費が266万9000円を計上し、御審議いただいているところであります。

なお、青森市文化会館地下駐車場及び青森市民ホール駐車場につきましては、令和5年度より利用料金制を導入していることから、駐車場使用料は本市の歳入ではなく、指定管理者の歳入となっているものであります。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 次に、運営管理事業費でアウガ駐車場が約1億7953万円ということで、飛び抜けて大きいので、これについてお伺いしたいと思います。

令和6年度当初予算におけるアウガ駐車場のところのうち、誘導員の方がいらっしやったり、有人のボックスで駐車券を処理していたりしますので、その分の人件費に関わる部分についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 アウガ駐車場の管理運営に要する人件費についての再度の御質疑にお答えいたします。

アウガ駐車場につきましては、収容台数522台の施設で地階が新鮮市場、1階から4階が駅前庁舎、5階から8階が市民図書館等の公的施設で構成する複合ビルのアウガに隣接する駐車場として、これらの営業時間に合わせ、午前5時から午後11時まで営業しているものであります。

アウガ駐車場の管理運営につきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図るため、現在、公益財団法人青森市シルバー人材センターに、1つに、駐車場の出庫を円滑にするための交通整理業務、2つに、駐車場出口の有人料金精算所での駐車場使用料の精算や収納事務、3つに、適正な利用環境を確保するための巡回等を委託しているものであります。

令和6年度当初予算におけるアウガ駐車場の管理運営の委託料の内訳は、人件費として約2444万円、事務費が約411万円、計2855万円を計上し、現在、御審議いただいているところであります。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

アウガ駐車場については、令和5年、昨年11月発行の議会だより編集会議だっ

たと思いますが、その取材で夏の暑い日にお伺いしました。シルバー人材センターの方にもお話を伺ったのですが、シルバー人材センターも大変、人手不足だと。人材のやりくりが大変だということでした。また、実際、働いている方からは、駐車券の処理ボックスの中にいるのは非常に暑いと。窓を開けていないといけないので、一応、冷房があるんだけど、非常に暑いし、冬は寒いし、大変なんですよというお話がありました。もちろん、あの場所は、かなり観光客の方も市民の方もたくさん歩いている方がいらっしゃいますので、誘導員の方が必要な時間帯もあると思います。ただ、駐車券の処理を行うところは、機械化をしてもいいのではないかなと思います。

アウガ駐車場で働く方は、先ほど御答弁がありましたように、シルバー人材センターから派遣されている方ですので、例えば、ここで1人、そのボックスに入る方の人手を節減したとしても、働くところがなくなるとか、そういうことではなくて、別の場所、足りないところにシルバー人材センターで人手を回せるということで、これは大変、意義があるのではないかと思います。

機械化の費用は、近隣の駐車場を経営されている方にお聞きしましたら、一式で約600万円から約1000万円ぐらいだということでした。仮に1日1人分の人手が機械化によって節減できるとしますと、時給が1000円だとして、アウガ駐車場の入出庫は5時から23時の18時間ということで、1日で1万8000円が機械化により不要となる。それで、年間365日年中無休ということですので、1万8000円掛ける365日で約650万円ということになります。機械化の費用対効果は十分と考えますので、ぜひ、中長期的な管理運営事業費の節減はもとより、人手不足への対応も見据えて、駐車券処理の機械化の検討を要望して、この項は終わります。

次に、上下水道の予算について、議案別冊51ページの水道事業会計予算及び議案別冊59ページの下水道事業会計予算についてお伺いします。

今議会の一般質問でも、水道経営プランについて、竹山委員からも御質問があったところです。上下水道事業は人口減少化で大変厳しい経営状況になることが想定されます。

まず、水道事業の現在の経営状況について確認したいと思います。令和6年度の水道事業会計予算における当年度純損益及び当年度末の地方公営企業の貯金に当たる内部留保資金についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 木村委員の令和6年度水道事業会計予算における当年度純損益及び当年度末内部留保資金についての御質疑にお答えいたします。

公営企業会計におきまして、当年度純損益とは、収益的収入から収益的支出を差し引いた額、すなわち1年間の営業活動等による損益の結果を表すものでありまして、プラスの場合は純利益、マイナスの場合は純損益としております。「青森市水道経営プラン(2019～2028)」では、継続して当年度純利益を確保することを目標とし

ております。

また、内部留保資金とは、減価償却費などの現金支出を伴わない経費や、毎年度、生ずる利益など、企業内部に留保された自己資金でありまして、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源として使用できるものであります。本経営プランにおきましては、年度末での内部留保資金を料金収入の3か月分以上、すなわち毎年度、約12億円以上確保することを目標としております。

お尋ねの令和6年度水道事業会計予算案における当年度純損益につきましては、水道料金や受託工事収益などの収益的収入が61億7211万3000円、職員給与費や施設管理費、減価償却費などの収益的支出が59億6178万8000円であり、税抜き処理した上での収支差引きで3424万7000円の純利益を見込んでおります。

次に、当年度末内部留保資金につきましては、企業債や水道加入金などの資本的収入が8億709万5000円、建設改良費や企業債償還金などの資本的支出が39億8255万3000円で、収入が支出に対し不足する額は31億7545万8000円となっており、この不足額を過年度分損益勘定留保資金等で補填した結果、37億2413万6000円になるものと見込んでおります。

すみません。先ほど、純損益の説明の中で、マイナスの場合は純損益と申し上げましたが、正しくは純損失の誤りでありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきたいと思っております。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

単年度では黒字を確保しているけれども、過去の水道施設や水道管などの整備の際に借り入れた企業債の償還、返済のため、貯金に当たる内部留保資金が減少していくということでした。収入に対する黒字額は約0.5%になっています。人口が減少していきまると、料金収入は当然、減少していくわけですが、市民の方が住んでいる区域というのが、いきなり減るわけではなくて、ただ、まばらになっていくということになります。そうなると、料金収入は減るけれども、水道施設の管理運営に係る費用は減らないということになります。

そうなると、やはり今の水道料金のままでは、黒字額が減少していき、赤字になっていくと思われま。また、過去に借り入れた企業債の返済金額は当然、変わりませんので、この返済には、やはり貯金である内部留保を取り崩すしかないということです。これは、人口減少が直接的な原因ですので、経営努力ではいかんともしいところと考えます。

次に、下水道事業の現在の経営状況について確認します。令和6年度下水道事業会計予算における当年度純損益及び当年度末の内部留保資金をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 木村委員の令和6年度下水道事業会計予算における当年度純損益及び当年度末内部留保資金についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和6年度下水道事業会計予算案における当年度純損益につきましては、下水道使用料や一般会計からの雨水処理負担金等の収益的収入が90億3948万8000円、職員給与費や施設管理費、減価償却費などの収益的支出が75億3507万円であり、税抜き処理した上での収支差引きで14億2278万円の純利益を見込んでおります。

次に、当年度末内部留保資金につきましては、国庫補助金や企業債などの資本的収入が51億7945万3000円、建設改良費や企業債償還金などの資本的支出が91億8909万2000円で収入が支出に対し不足する額は40億963万9000円となっており、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしているものの、令和6年度末における内部留保資金は確保できない見込みとなっております。

その主な要因といたしましては、下水道事業におきまして、平成5年度から平成14年度にかけて、年間約100億円に及ぶ大規模投資を行った際に、財源として借り入れた当時の企業債の元金償還が本格化してきたことにより、今後、十数年間、資金状況が厳しい期間が続くことによるものであります。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

資本的支出、つまり過去の設備投資の返済、そして現時点での設備投資への支出が大きく、下水道事業の経営を圧迫しているということと理解しました。だからといって、壊れた下水道管を放置していいわけがありません。そういうことはできないので、頭が痛い話になると思います。

次に、近い将来における水道事業の経営状況についてお伺いします。

青森市では、10年を1期間として、水道事業の経営計画である青森市水道経営プランを策定しているところと承知しています。「青森市水道経営プラン（2019～2028）」の令和6年3月改定版、こちらの計画期間は2028年——令和10年度までになります。

そこで、令和10年度における水道事業会計の当年度純損益及び当年度末内部留保資金の見通しをお示しくください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 木村委員の令和10年度における水道事業会計の当年度純損益及び当年度末内部留保資金の見通しについて、再度の御質疑にお答えいたします。

現在、改定作業を進めている水道経営プランにおきまして、計画期間である令和10年度までの財政収支計画を定めるため、施設設備に関する投資の見通しである投資試算と財源の見通しである財源試算を実施しております。そのうち、投資資産につきましては、アセットマネジメント手法を活用し、施設の統廃合や長寿命化、管路の減径等による更新費用の削減を図ることとしており、令和6年度から令和10年度までの投資額を約121億5000万円を計上しております。また、財源資産につきましては、令和10年度の料金収入は、給水人口の減少に伴い、令和4年度と比較して約3億3000万円の減少を見込んでおります。このほか、営業活動等に伴う経費につつま

しては、人件費や物価上昇などの傾向を反映して試算したところであります。

その結果、財政収支計画におきまして、計画期間の最終年度である令和10年度の当年度純損益は1516万4000円の純利益、令和10年度末の内部留保資金は16億1327万9000円を見込んでおり、いずれも本経営プランにおける目標値を確保できる見通しとなっております。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 令和10年度時点では単年度の純損益、それから内部留保資金ともに水道経営プランに定める目標は確保できるという見込みだということです。

しかし、令和10年度の料金収入は、給水人口の減少に伴い、令和4年度と比較して約3.3億円の減少、内部留保資金も令和6年度当初予算における約37億円から半分以下の約16億円となり、厳しい経営であることが伺えます。これは市民の目からすると、上水と下水は同じ水道料金として引き落とされるということで、下水道の経営状況は同じ令和10年度にどうなのかというのが気になるころだと思えます。

そこでお伺いします。青森市下水道事業経営戦略の令和10年度における下水道事業会計の当年度純損益及び当年度末内部留保資金の見通しをお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 木村委員の令和10年度における下水道事業会計の当年度純損益及び当年度末内部留保資金の見通しについての再度の御質疑にお答えいたします。

昨年3月に改定いたしました青森市下水道事業経営戦略におきまして、計画期間である令和24年度までの投資・財政計画を定めておりますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、今後、十数年間は資金状況が厳しい期間が続く見込みとなっております。このような状況の中、令和10年度におきましては、当年度純損益は16億1581万3000円の純利益を確保できるものの、内部留保資金は確保できない見込みとなっております。

なお、大規模投資の財源として借り入れた企業債の元金償還金は、令和6年度にピークを迎え、その後は徐々に減少していくため、内部留保資金につきましては、令和18年度から確保できる見通しとなっております。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

下水道事業では、内部留保資金が令和10年度末時点では、まだ確保ができないものの、単年度の純利益の金額が非常に大きくなっていて、将来的には償還の山を越えたということで、内部留保資金も確保できる見込みということでした。

すると、やはり課題は水道事業であるということになります。今般、改定となった水道経営プランにおいて、次期計画期間の初年度である令和11年度以降は当年度純利益の確保、つまり黒字にならずに赤字になってしまうということ、それから内部留保資金の十分な残高が見込めないの、次期計画期間には料金改定を避けるこ

とが難しいという記載がはっきりと入りました。

お伺いします。令和11年度以降の収支はどのように試算し、何年度にどのくらいの改定率で料金改定が必要になるのか、それをどう考えているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 木村委員の令和11年度以降の収支試算及び料金改定の見通しについての再度の御質疑にお答えいたします。

水道経営プランの改定における令和11年度以降の収支につきましては、現行の料金体系による収益的収支の将来値として、令和10年度の収益的収入及び収益的支出の計画額を基に、料金収入につきましては令和10年度までの減少傾向が同様に継続、減価償却費や企業債支払い利息等につきましては現時点での見込み、その他の収入や支出につきましては令和10年度の計画額を横置きとして試算しているところがあります。その結果、現行の料金体系による財政収支につきましては、本経営プランの計画期間の最終年度である令和10年度までは当年度純利益を確保できる見込みですが、令和11年度以降は当年度純利益の確保及び自己資金の十分な残高が見込めない状況にあります。

このような中で、持続可能で安定的な事業運営を継続していくためには、今後とも、さらなる民間委託の拡大や執行体制の見直しなどによる事務の効率化、経費節減などの経営努力を継続いたしますとともに、アセットマネジメントに基づく投資額の適正化・平準化への取組等により、効果的かつ効率的に管路や施設の更新・改良を進めることとしております。しかしながら、次期計画期間におきまして、さらに老朽化が進む水道施設及び管路の更新への対応や人口減少に伴う水需要の減少を鑑みると、次期計画期間での料金改定は避けることが難しい状況にあるものと認識しているところであります。

このことを受けまして、実際に料金改定を行う場合には、改めて、より詳細なアセットマネジメント手法を活用して、令和11年度以降の投資試算等を行った上で、財務分析・経営分析を踏まえて作成する財政収支計画を基に、料金算定の基礎となる費用を算出し、料金改定案の策定に向けたシミュレーションを行う必要があります、その後も、一般的には水道料金に関する事項を調査・審議する審議会の設置及び料金改定案等の諮問、市議会及び市民の皆様への説明と意見聴取、市議会への条例改正案の上程など、様々なプロセスを経る必要があるものと考えております。

したがいまして、現時点で料金改定の時期や改定率についてお示しすることは難しく、このたび、これらの具体的作業スケジュールも含め、検討に着手していくこととしたものであります。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 現時点では、具体的に値上げの幅であるとか、時期はお示しできないという御答弁でした。

私も、過去の定例会において、できるだけ現行の料金水準の維持というのを要望

しております。しかし、料金改定が避けられないという文言が入ったということは、もうある意味、政治的決断がなされたというように考えております。ですから、求められる経営努力が値上げしないような経営努力から値上げ幅を最小限に食い止める経営努力へとステージがもう変わったというふうに受け止めています。状況からしても、直接的な要因が人口減少ですので、これはもう仕方がないと思います。

結論から言えば、水道を利用する市民1人当たりの将来にわたる負担額を最小限に食い止めるために、早期の値上げが必要と考えます。その都度、足りない分を値上げしようとする形になると、先に行けば行くほど、市民1人当たりの負担は大きくなり、将来世代にツケを先送りする形になってしまうと考えます。

例えば、2030年の純損失額というのが、今般、改定になりました水道経営プランには、次の計画期間における純損益のグラフがついています。そのグラフを私が読み取っただけなので、金額に大して意味はないんですけども、大体3億円ぐらいかなというふうに読み取れました。このときの青森市の人口というのは、現在から3万人程度減少しまして約23.9万人です。市民1人当たりの純損失額が約1260円となります。その後、15年たった2045年には、グラフを読み取ると純損失の金額は約15億円になっています。このときの人口は約18.4万人になっています。すると、市民1人当たりの純損失だと約8150円になってしまうのです。純損失の金額は約3億円から15億円ですから5倍。ただ、市民1人当たりの純損失は約6.5倍になってしまうんです。給水人口イコール市民の人口ではないですし、その金額自体には意味がないんですが、ただ、やはり先送りすると、どんどんどんどん市民1人当たりの負担が大きくなるということ、ここでお示ししたいということです。

また、人件費や資機材も高騰している昨今、施設や管路更新、これは前倒しして取り組まないといけないのではないのでしょうか。国交省が公表している建設工事費の推移を示す建設工事費デフレーターの上水道部門を見ますと、2015年を100とした場合に、2022年の暫定値は122.7になっています。つまり、同じ工事をするのであっても2015年にやるのと2022年にやるのでは、2割以上の高い金額がかかるということになっています。

企業債の利率が年利1.3%から1.5%程度ということでした。資材高騰、また、人件費の高騰を考えますと、早期に企業債の借入れをして、工事をしてしまったほうが将来的な負担は少なくなるんじゃないかとも考えられるのではないのでしょうか。当然、企業債の残高も経営プランの中に基準がありますので、こういったことも含めて考えていかななくてはいけないと思います。

現在は、物価が高騰する局面で、物価が安定もしくは下落をしていくデフレ状況下とは違います。著しい人口減少と物価高騰という現状を踏まえて、今後、令和11年度からの次の水道経営プランでの見直しというように限定をしないで、本計画期間での抜本的な見直しも含めて、早期に検討していただくよう要望して、この項は終わります。

次に、6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費、地域林政アドバイザー事業についてお伺いします。

青森市は全国792の市のうちで唯一、「森」のつく市です。その名のとおり、青森市の総面積の約70%を森林が占めております。

森林は、森林の購入、伐採作業、伐採した丸太の製材、加工、運搬などの流通、さらには問屋などの卸売業、そして建築、様々な産業が関わることになるので、地域の木材を地域でうまく使うことができると大きな雇用の創出効果、つまり仕事づくりも期待できます。その意味で、林業政策、つまり林政が非常に重要と考えています。

しかし、市町村が森林・林業政策を推進していく上では、専門人材がいないことが大きな課題とされていきました。市町村における専門人材確保の支援制度である地域林政アドバイザー制度の活用をたびたび要望してきました。ついに、令和6年度当初予算において事業化となっております。

そこで質疑します。地域林政アドバイザー事業の概要についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の地域林政アドバイザー事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

地域林政アドバイザーにつきましては、市町村の森林・林業行政において専門的知見を有する専任の担当者を設置し、地域の森林・林業行政の推進を支援することを目的として、平成29年に国が創設した制度であります。

地域林政アドバイザーが行う業務の例といたしましては、市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務、市町村有林の経営計画の作成、実行管理への助言、森林経営管理制度に係る事務の指導・助言、森林経営計画の認定の指導・助言、伐採・造林の指導・助言などが挙げられております。

本市では令和6年度から地域林政アドバイザーを配置し、森林経営管理制度を活用した民有林における森林施業の集約化、市有林等の管理計画の作成、伐採及び伐採後の造林の届出等に係る事業者への指導や現地確認に係る業務などを行っていく計画としております。また、森林事業の業務の進捗に合わせたアドバイザーからの指導・助言を踏まえまして、より実効性の高い事業効果が得られるよう進めてまいりたいと考えております。

地域林政アドバイザー事業につきましては、地域林政アドバイザー活用推進要綱で定める林業技術者を雇用する法人への業務委託を予定しており、その経費の内訳といたしましては、人件費のほか、車両リース料、業務用品費、備品購入費などとなっております。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 この地域林政アドバイザー事業を当初予算に上程していただきまして、これは高く評価したいと思います。ありがとうございます。

実際、来年度から事業を開始して、様々な課題が出てくるかと思います。今回、委託ということで、組織の外の方に対して委託をして、市の事業をしっかりとやっていただくという形に活用していくということだと思います。それで、アドバイスを受けながら、市の事業を進めていくということになっています。

私としては、組織の中に入れてもらうという形も地域林政アドバイザー事業は国の制度としてありますので、中に入れていただいたほうがいいんじゃないかなと考えています。既に森林政策、林政の進むべき方向性がはっきりしており、具体的な方法まで決まっているのであれば、その時々で専門家の詳しい方にアドバイスを頂いて方向性を確かめるというやり方でいいと思います。

ただ、青森市の場合には、市は林政において何を指すのか、市民に一体どんなメリットがあるのか、こういうことがちょっと不明確なんじゃないかなと考えています。例えば、地域林政アドバイザーの業務内容の一つとしてあった森林経営管理事業についてです。これは、森林を集約化して、要するに、ばらばらの所有者だと効率的に管理ができないので、それを集めて効率化しようというものです。

質疑します。森林経営管理事業を推進することによって、市民に対してどんなメリットがあるのか、恩恵についてどのように考えているのか、市の考えをお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 森林経営管理事業を推進することによる恩恵についての再度の御質疑にお答えいたします。

森林経営管理事業につきましては、林業経営の効率化や林業の持続的発展と森林の多面的機能の発揮に資することを目的といたしまして、森林の適切な経営や管理について、森林所有者に周知を図りながら、令和2年度より取り組んでまいりました。

森林経営管理事業の推進により、適切に管理されていない森林につきましては、所有者の意識喚起や責任の所在の明確化などがなされること、また、林業に適した森林を意欲と能力のある担い手に集約するとともに、森林が奥地にあるなど、林業経営に適さない森林につきましては、市が間伐などの管理を代行することによって、災害防止や水源涵養等森林の有する多面的機能が持続的に維持され、次世代に引き継ぐことに寄与するものと考えております。また、森林資源の循環利用も期待されるものと考えております。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

もちろん、そういう目標というのはあるんですが、やっぱり曖昧かなというのが正直なところなんです。例えば、所有者の意欲を喚起してというようなお話がありましたが、青森市では、木を切った後に植える率——再造林率というのが長年、低迷をされていて、正直、1桁台のパーセントになっているというところもあります。

また、森林の集約を図って、市が管理するということも先日の一般質問でもありましたが、なかなか、たくさんの面積を管理できているわけではありませんし、また、集積をしているんだけど、地域的に、ばらばらになってしまって、そこを市が、ある意味では、やむを得ず管理しているというようなところがあるのではないかと思います。

こうした管理に係るものは森林環境譲与税というものを使って実施されていると思います。この譲与税、実は、その財源として、森林環境税というものから、各市町村に森林環境譲与税として配分されています。森林環境税は、来年度、令和6年度から私たちの住民税均等割の仕組みを活用して、1人年額1000円の徴収が始まります。それで、市民の目が、どういうふうに譲与税を使っているのか、一体、私たちに何の恩恵があるのかと非常に厳しくなると思います。期待をしているとも言えると思います。

私が言いたいのは、森林環境譲与税が駄目だとか、使ってはいけないとか、そういうことではないんです。皆さんから1000円を集める以上は、こういったメリットがありますよというのを、ぜひ示して、目指して、決めてやっていただきたいということなんです。

地域林政アドバイザー事業に関しても、同じお金を使うのであれば、組織の外に置いてやるよりも、中に入ってもらって、どういう林政を目指すのか、具体的にどうするのかということをしっかり入ってもらったほうが、きっと有効に使えるんじゃないかと思います。

それから、一言で言うと林政の目標とするところは良好に山を管理していくということだと思います。けれども、やっぱり税金を投入するだけでは、それができないことは明らかです。林業はもうかるな、森林所有者が山を管理したい、つまり投資をしたいという思いで林業従事者の方の給料も上がる。そういうところ——製材業を設けるとか、こうした循環を作らないと、結局、山は良好に手入れをされないのではないかと考えます。

そのためには需要をつくるのが大切です。まず、公共建築から、そうした木材の需要をつくってはいかがでしょうか。

そこで、質疑いたします。木材利用について、令和4年度の実績をお示しく下さい。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木材利用についての令和4年度実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、市内の公共建築物の整備において積極的に地元産材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき策定されました県の基本方針「青い森県産材利用促進プラン」に即して、青森市木材利用促進基本方針を定めているところであります。この基本方針では、公

共建築物の木造化や木質化を促進することとしており、本市における令和4年度の公共建築物等の木材の利用実績であります。145.76立方メートルとなっております。

また、この利用木材の内訳であります。県産材を利用して、青森駅西口駅前広場整備において、公衆トイレの構造材及び屋根下地として、さらには、参議院議員通常選挙及び青森市議会議員選挙におけるポスター用掲示板に杉を52.27立方メートル利用しております。

また、国産材では片岡福祉館の土台・化粧柱にヒバを3.6立方メートル、片岡福祉館の筋交い及び市営住宅野木和第二団地1号棟の屋根の構造材に杉を2.28立方メートル利用しております。さらに、外国産材であります。片岡福祉館の柱や屋根、フローリング、窓枠等に松、ナラ、スプルース等を87.61立方メートル利用している実績であります。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

以前お聞きしたときに比べると、かなり木材の利用が進んだのではないかと思います。また、筒井小学校でも、かなり木材が使われていたかと思いますが、ちょっと時間がなくなったので、質疑を予定していたんですが、かなり使っていたということで資料を頂いております。また、木造建築ということで、今回、館山委員からも質疑がありました。木材をどういうふうに伐採して、丸太を作っていくかということが問題になるかと思っております。

先月、国から花粉症対策のためのスギ人工林伐採重点区域が発表されました。こちらに青森県も指定されているということです。この重点区域として、本県を含めた全国で約98万ヘクタール設定されたと公表されましたが、その概要についてお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 花粉症対策を推進する杉人工林の重点区域についての再度の御質疑にお答えいたします。

国におきましては、杉花粉症対策といたしまして、令和5年5月30日に、花粉症に関する関係閣僚会議におきまして、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策を3本柱とする花粉症対策の全体像が取りまとめられたところであります。このうち、発生源対策につきましては、10年後には花粉の発生源となる杉人工林を約2割減少させること、また、将来的には花粉発生量の半減を目指すこととしており、令和5年10月に、花粉症に関する関係閣僚会議におきまして決定した花粉症対策初期集中対応パッケージにおいて、杉人工林の伐採・植え替えを重点的に進めるとともに、伐採した杉需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上や労働力の確保に集中的に取り組むこととしております。

これらを受け、令和5年12月であります。国におきましては、スギ花粉発生源

対策推進方針を改正したところであります。この改正に基づき、都道府県では、杉人工林の伐採・植え替えを重点的に実施する区域——スギ人工林伐採重点区域を令和5年度中に設定することとなったものであります。

スギ人工林伐採重点区域の設定に当たりましては、県庁所在地、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び東京都区部から50キロメートル圏内にあります、まとまった杉人工林のある森林の区域、このほか、杉人工林の分布状況や気象状況等から杉花粉を大量に飛散させるおそれがあると都道府県が特に認める森林の区域を踏まえ設定するものとなっております。

令和6年2月時点で、スギ人工林伐採重点区域に設定された区域内の杉人工林面積は全国で約98万ヘクタールとなっており、そのうち青森県内の区域内杉人工林面積が約1万8000ヘクタール、本市においては7009ヘクタールとなっております。

○村川みどり委員長 木村委員。

○木村淳司委員 7009ヘクタールということだと、そもそも中核市から50キロメートル圏内なので、ほぼ全て入ってるんじゃないかというふうに思います。

これは非常にチャンスだと思います。また、杉の伐採を進めていくために、需要をつくらないといけないということで、木造建築の話が出てくるわけですが、先ほど、館山委員がお示しになった、こちらのパネルのように、交付金を取りたいなどということになるわけです。これを取るためには、いろいろな法整備が必要なんです。

市町村においては、都市の木造化推進法という法律に基づく木材利用の基本方針を策定していなければなりませんし、また、この交付金は、館山委員御紹介のとおり、県ごとに取組の状況で配分基準がありまして、点数をつけられて、そして、どの県にどれぐらいの交付金を交付するかというのが決まってしまうわけです。県に対しても、しっかりとこの取組を求めていかなくてはいけない状況です。また、実際、建てるぞというようになった場合に、そういう法律の整備もそうですし、どこから木材を持ってくるのか、加工はどうするのか、地域にお金が落ちるような形、例えば、これまで青森県内でも、学校であるとか、そういったところに地元の木材を使おうということで使った事例はあります。

ただ、関係者の方にお聞きしますと、どうしても、他県の工場にわざわざ木材を運んで、また戻っていくという形になったり、あるいは集成材を使うために、木材の価格が丸太を買うときにどうしても安くなってしまって、地元にあまりお金が落ちなくて、やる意義がちょっと見いだせなかったというお話も正直、聞いております。

そうならないために、どういう建物を作るのかというところからデザインしていくとなると、やはり専門人材を雇用しなくてはいけない。ここにも地域林政アドバイザーの意義というのが出てくるわけです。地域にお金が落ちる、しっかり経済的な意義がありますよという事業であれば、当然、その配点が高くなる、評価が高くなるわけです。評価が高くなると、県に対する交付金も来やすくなって、ちゃんと、

ねぶた小屋に対して、お金がついて、2分の1の交付金が来て、市の財政負担が少なく、すばらしい木造の建築が建てられるということになるんです。林政は非常に重要な局面にあると思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、最後の質疑です。先ほど御紹介したとおり、都市の木造化推進法に基づく市町村の基本方針を実は、まだ青森市では策定していないところと承知しております。これは、今後、絶対に、木造建築に取り組んでいくために策定をしないと交付金も来ませんので、策定しなければならないと思います。この策定状況を教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 本市の木材利用の基本方針の策定状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、青森市木材利用促進基本方針を策定しております。また、令和3年6月には公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に改正されたことを受けまして、県が木材利用の基本方針——青い森県産材利用推進プランを改定したことに伴いまして、青森市木材利用促進基本方針についても改定を行うこととし、現在、改定作業を進めているところであります。

今回の改定の主な内容につきましては、促進する木材利用の対象を公共建築物から建築物一般に拡大すること、公共建築物以外における木材利用の促進、国及び関係自治体との連携、建築物木材利用促進協定制度の活用などを盛り込んだ改定をするということで作業を進めているところであります。

○村川みどり委員長 木村淳司委員に申し上げます。

創青会会派の持ち時間が経過いたしましたので、これをもって終了させていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時45分からといたします。

午後3時16分休憩

午後3時47分再開

○村川みどり委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際申し上げます。本委員会の開催要領では、会議時間は午後5時までとなっておりますが、工藤健委員の質疑終了まで、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 それでは、あらかじめ会議時間を延長いたします。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。よろしく申し上げます。

2款総務費1項総務管理費4目企画費、新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業についてお尋ねしますが、事業概要については竹山委員への答弁がありましたので質疑はしません。

これまでの移住体験事業の実績と参加者の年代とか、どういう方々が参加したのか教えていただけますか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 工藤健委員からの移住体験の実績及び参加者の属性についての御質疑にお答えいたします。

市では東青圏域4町村と連携し、移住体験事業を実施しており、浅虫にある古民家石木邸を移住体験施設として使用しております。また、令和6年度は、施設の周囲にスーパーなどがある市内中心部に移住体験施設を追加し、これまで以上に現実に即した生活を体験していただくこととしております。

移住体験の実績につきましては、令和3年度の体験者が6組12名、令和4年度が17組30名、令和5年度が20組37名となっており、年々体験者が増加し、3年間で延べ43組79名の方に体験いただきました。体験申込者の年代は、全てが50代以下であり、20代が35%、30代が21%、40代が23%、50代が21%となっており、20代が一番多くなっております。また、体験者の居住地であります。首都圏が44%、続いて東北が19%、関西が16%となっており、北は北海道から南は鹿児島の方にも体験をいただいております。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

50歳以下の方ばかりということで、首都圏から、関西からいらっしゃっているということでもあります。

では、これまで移住体験事業の体験が移住に結びついた実績をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 体験者の移住の実績についての御質疑にお答えいたします。

移住体験を経て本市への移住につながった方は、3年間で4組6名となっております。また、住民票は移動せず、多拠点生活で本市を生活の拠点としている方は2組2名となっております。このほか、リモートワークをしながら、青森の暮らしや地域との交流を体験するワーケーション体験から移住につながった方も3組3名おり、移住体験やワーケーションを通じて本市での生活を始めた方は合わせて9組11名となっております。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

青森に実際暮らしている方でいうと9組11名ということです。市内中心部にといいことなのですが、これも竹山委員への答弁がありましたので、実際の暮らしに近い体験ができるように中心部にと、いわゆるアパートにといいことですね。浅虫、そして、浪岡にも体験施設ができますので、3か所の拠点をうまく使ってもらいたいことになると思います。

では、これまで移住体験施設でした浅虫ですけれども、そちらはどうなるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 石木邸の今後の状況についての御質疑にお答えいたします。

浅虫地区にある古民家石木邸を、令和3年度より移住体験施設として設置しておりますが、令和6年度より新しく市内中心部に移住体験施設を設置することとしております。市内中心部の移住体験施設では、スーパーや学校などが近い場所に宿泊しながら、これまで以上に現実に即した生活を体験していただくことがメリットであります。浅虫の移住体験施設の利用者からは、築100年以上の古民家での貴重な体験ができた、温泉地の風光明媚な場所で観光的見どころも多いという満足度の高いお声を頂いており、今後もこれまで同様、移住体験施設として、体験者のニーズに合わせて御利用いただくこととしております。

このほか、浪岡地区に整備を予定している移住ワーケーション体験施設を加えた3つの施設のそれぞれによさを生かし、連携することで、体験者のニーズに応じた移住相談や暮らしの体験など、充実したコンテンツを提供し、より移住への検討を深めていただけるよう運営してまいります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

石木邸ですけれども、温泉もあり、前には足湯もすぐ建物の前にあります。観光としてはとてもロケーションがすばらしい場所でしたのでこれまでも人気があったというのは聞いておりました。変わらないということで、東青地域としても拠点として、また使うということになると思います。

この、想定される移住体験ですけれども、短期体験とか、数日いる、あるいはインターンシップとかボランティアの活動をするとか、いろんなパターンがあると思うのですが、どのような内容を考えているのか教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 移住体験の内容についての御質疑にお答えいたします。

移住体験では、東青圏域5市町村のうち1つ以上の市町村を視察いただくことを必須条件としており、住宅物件や公園、学校、保育園など、移住に向けた準備のための視察をする方のほか、地域との交流としてボランティア活動に参加する方や農

作業など暮らしの体験をする方など、体験者の希望に沿って様々な本市の暮らしを体験いただいております、実際の移住へのイメージが広がったなど、好評を頂いております。

令和6年度におきましては、体験者に、より実際の生活に近い体験をしていただくとともに、視察や地域交流の移動手段として活用していただくため、移住体験期間中に利用したレンタカー代を補助することとしており、移住体験者のさらなる増加につなげたいと考えております。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

いろんなパターンがあって、レンタカー代の助成もあるという意味では、こちらを拠点にして広域にいろんな活動もできるということになると思います。

東京の有楽町の交通会館の中に、ふるさと回帰支援センターがあります。ワンフロア、全国の都道府県と一緒に青森県のブースがあるのですが、弘前市だけは1つ、1階のフロアに独自に設けておりますが、弘前市を除くと、県内では青森市に関する相談が一番多いというのが、私も何年か前に寄ったときにはおっしゃってございました。

現在の青森暮らしサポートセンターを通して、青森市へ問い合わせがあると思うのですが、どのような内容が多いのか教えてもらえますか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 青森暮らしサポートセンターを通じた、移住相談の内容についての御質疑にお答えいたします。

青森県が設置する首都圏での移住相談窓口であります青森暮らしサポートセンターを通じて本市に移住相談が寄せられた件数は、令和3年度には8件、令和4年度には9件、令和5年度には11件となっており、微増傾向で推移しております。また、今年度の11件の相談者のうち7件からはすでに本市に移住した旨の連絡を頂いております。

これら相談者からの相談内容は、転職先など就職、仕事に関することや移住支援金に関するものが主なものとなっております。青森暮らしサポートセンターで移住の相談をし、移住に向け準備が進んだ段階で、同センターから本市に相談を引き継いでいただく場合が多いことから、青森暮らしサポートセンターとは日頃から移住支援制度や移住相談などについて情報共有を図るとともに、本市が「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」などで開催した交流会にセンターの相談員の方に参加していただき、移住検討者とも交流を深めていただくなど、移住者の誘致に連携しながら取り組んでいるところであります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

令和5年度は11件の相談のうち7件が移住につながったという高い確率です。ま

た久しぶりに東京行った際は伺ってきたいと思っておりますけれども、センターは移住など相談の貴重な窓口になっているということですので、情報交換をしながら進めていただきたいと思います。

では、これまでの事業を行ってきた経験値があると思うのですが、移住に結びつくポイントというのはいくつかあると思います。市として、どのような点に配慮しているのか教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 移住に結びつくポイントについての御質疑にお答えいたします。

移住検討者は、仕事や就職、住まい、住環境、子育て、教育環境、行政からのサポートなど、それぞれのニーズに応じて移住先を決定するものと考えております。これまで本市が支援してきた移住者にありましては、仕事上や地域住民とのつながりなど、何らかのゆかりがあることによって移住をされており、このことが移住を決断していただくためのポイントであると承知をしております。

このため本市では移住支援を進めるに当たって重点的に地域との交流、コミュニケーションを図ることとし、移住体験やワーケーション体験の際に、移住検討者が地域のお手伝いや地域住民団体、地元大学生等との交流を深めるプログラムを展開し、より多くの方との縁、つながりを築けるよう取り組んでおります。

この交流コミュニケーション促進は支援金の交付とは異なり、青森でしか体験できない価値であり、他都市との差別化につながるるとともに、移住後の定住にも寄与し、地域力を高めるきっかけともなることから、今後とも継続的に取り組んでまいります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

つながり、縁、コミュニケーションというのがポイントになるということであります。

この移住について、青森市がいろんな支援をしていると思うのですが、それについて教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 青森市がこの移住に関して行っている制度についての御質疑にお答えいたします。

本市では移住の促進につなげるため、県外から本市へ移住し、一定の要件を満たす方に移住支援金を交付しております。

移住支援金は大きく分けて3種類であります。1つが、青森市移住支援金であります。国の制度によるものであり、主に東京23区内に5年以上居住または通勤している方を対象とし、単身では60万円、2人以上の世帯では100万円を交付することとしております。さらに、18歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども1人

につき100万円を加算するものであります。

次に、新しい働き方移住支援金は、今、御説明しました国の制度の対象とならない方への市の独自の制度であり、主に東京23区外に2年半以上居住していた方を対象とし、単身では15万円、2人以上の世帯では25万円を交付することとしております。さらに、18歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども1人につき25万円を加算しております。

次に、青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金は、県が独自に実施する制度によるものであり、主に県外に5年以上居住し、移住後に医療福祉職に就業もしくは資格取得のために市が指定する養成機関に就学する子育て世帯を対象とし、1世帯当たり100万円を交付することとしております。また、18歳未満の子を帯同して移住した場合には、子ども1人につき100万円を加算し、ひとり親世帯の場合はさらに100万円を加算し交付するものであります。

このほか、市独自の制度として、リモートワークをしながら移住前の仕事を移住後も引き続き行う場合には、10万円を加算し交付するものであります。これらの支援金につきましては、移住前の居住年数や移住前後の仕事の状況、移住前の相談状況などを確認する必要がありますことから、円滑に申請手続を進めることができるよう、市ホームページや移住相談会での情報提供など周知・広報に努めているほか、移住前から積極的に相談対応を行っているところであります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

それで、多拠点居住といいますか、2拠点居住なんですけれども、移住に関する支援というのは、住民票を移していなければ、その対象にならないというふうに伺っておりますので、先ほど答弁でも2組2名が多拠点居住で移住しているということなんですけど、住民票がなければ支援は受けられないというのが現状です。

この数年、テレワークで仕事をしている、2拠点居住をしている方というのは、とても増えているというふうに聞いているのですが、そうした方の存在というのは何らかのきっかけがないと市のほうでは把握できないというのが現状ですよね。そういう方は多様なポテンシャルを持っている方が多いということでもあるので、ぜひ、住民票という部分を検討していただいて、支援というつながりがないと、そういう方との――何というのでしょうか、きっかけ、フックができないと思うので、できればそういう方も支援の対象にすることを検討していただきたいというふうに思います。

移住には、人口減少対策としての一面もありますし、経済効果あるいは労働力の確保というメリットもあります。新しい視点、アイデアをもたらす多様性の拡大ということも存分にありますので、事業を通して現実の移住から生まれるそうした相乗効果に期待をして、この件については質疑を終わります。ありがとうございます。

次に4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、施設へのエアコン設置及びクーリングシェルター設置についてであります。まず、新しくエアコンを設置するのはどういう施設なのか教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 エアコンを設置する施設についての質疑にお答えいたします。

令和6年度当初予算案に計上されておりますエアコン設置施設は、各施設の利用状況等が考慮され、各市民センターや支所など合計39か所を予定しております。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 では、その市の施設で職員が勤務する環境にあつて、今回、エアコン設置の対象外となる施設というのはあるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 職員の勤務場所におけるエアコン設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、エアコンが未設置となっております職員の勤務場所につきましては、令和6年度中にエアコンを設置することとしております。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 分かりました。職員が常駐勤務する全ての市施設にはエアコンが設置されるということです。ありがとうございます。昨年の猛暑を受けまして職員の職場衛生環境の点からも心配しておりましたけれども、これで1つクリアされたと思います。

熱中症予防のためのWBGTという指数があるのですが、これは温度・湿度・輻射熱を数値化したものなのですが、青森市では全小・中学校には熱中症計として設置されております。指数によって運動を中止するなどの措置を取っているということです。特に指数が高い状態では、屋外での作業についてももちろん熱中症を避けなければならないので、可能であればですけれども、外で作業をする部署では、この熱中症計は1台数千円だと思いますので準備されてはいかかかと、これは提案いたします。

気候変動適応法改正によりまして、指定暑熱避難施設としてクーリングシェルターを指定しています。クーリングシェルター設置についての内容と対象施設について教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 クーリングシェルターにつきましてはの再質疑にお答えします。

クーリングシェルターにつきましては、本年4月1日に施行されます改正気候変動適応法によりまして、熱中症特別警戒情報、いわゆる熱中症特別警戒アラートの発表期間中に、熱中症によります被害の発生を防止するため、極端な高温時に住民

が暑さから避けるための施設として市町村長が指定暑熱避難施設として指定できるとされたものであります。クーリングシェルターに必ず備えるべき最低限の基準といたしましては、1つに、適当な冷房設備を有すること、2つに、熱中症特別警戒アラートが発表されたときは当該施設を住民などに開放すること、3つに、受入れる住民などの滞在スペースについては必要かつ適切な空間を確保することとされております。

本市におけますクーリングシェルターの設置に当たっては、現在、庁内の施設所管部局と調整を行っておりまして、今夏から、市民の皆様をはじめ本市を訪れる方々が熱中症特別警戒アラートが発表された際には当該施設を御利用いただけるよう準備してまいります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

条件としては冷房設備があること、住民などに開放できることと、適切な空間があるという。大体、市民センターとか、支所とか、そういうところが中心になると思いますが、では、民間施設を活用する場合は公募とかによるのか、その手順を教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 民間施設等をクーリングシェルターに指定する場合についての再度の御質疑にお答えいたします。

民間施設等をクーリングシェルターに指定する場合の手順につきましては、改正気候変動適応法第21条第3項の規定によりまして、当該施設管理者と施設の名称及び所在地、開放日及び時間帯、受入れ可能人数などにつきまして、有効期間を定めて協定を締結することが必要になります。

令和6年夏のクーリングシェルターの設置に当たりましては、まずは、現在、市有施設への設置について検討を進めており、市有施設以外の施設につきましても今後検討してまいります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

有効期限を決めて協定を締結するということですので、場所として市民の皆さんが使いやすい場所ということになるのだと思いますがよろしくお願いします。

協定を結ぶシェルターとは別に、全国ではクールオアシスというような言い方もしておりますけれども、市民が気軽に利用できる場所、民間施設などにステッカーとかポスターを配布して協力を呼びかけております。それを青森市も検討してはいかがでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 気軽に利用できる暑熱避難施設についての再度の御質疑にお答えいたします。

クールオアシスと、今、委員からも御紹介ありましたが、埼玉県などが熱中症対策の一環で熱中症についての情報発信や一時休息所として公共施設のほか、コンビニエンスストアや郵便局等の県内企業に呼びかけ、設置している施設でありまして、クールオアシス協力施設には、クールオアシスの目印となるステッカーやポスターなどを掲示してもらい、住民の方々が暑さをしのぐために気軽に立ち寄ることができる施設であるということについては、承知しているところであります。

本市におきましては、暑さをしのぐ場所として、先ほども御答弁しましたが、現在、市有施設への設置を検討しているところでありまして、市有施設以外の施設への設置につきましても今後検討してまいります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

暑いときには気軽に休める場所が少しでも多いほうがいいと思います。高齢者も多いので、市民は利用しやすいと思いますので、御検討ください。

猛暑対策に関連して、ちょっと災害のことについて伺いたいのですが、この数年、酷暑・乾燥によって世界で森林火災が、林野火災が増えつつありますけれども、この10年間で青森市で林野火災の例はあるのか教えてもらえますか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤健委員の森林火災についての御質疑にお答えいたします。

森林は地球温暖化防止、国土の保全や水源涵養など多面的機能を有し、私たちの生活に広く恩恵を与えてくれております。青森市におきます森林面積は5万7425ヘクタールありまして、市域の約7割が森林となっております。本市における過去10年間で発生した森林火災の件数及び焼損面積につきましては、消防本部によりますと、平成26年が2件で59アール、平成27年が3件で464アール、平成28年はゼロ件であります。平成29年が4件で87アール、平成30年は3件で170アール、令和元年が3件で518アール、令和2年は5件で675.4アール、令和3年が3件で75.4アール、令和4年が2件で294.7アール、令和5年はゼロ件でありました。過去10年間の発生件数の合計は25件、焼損面積の合計が2343.5アールとなっております。

なお、主な発生原因につきましては、ごみ焼きや古草焼き、たき火等、人間の不注意によるものであるということでありまして。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

昨年の猛暑では世界でも多くの山火事が発生しています。カナダの林野火災では、ポルトガルの国土に匹敵する面積が消失しておりますし、ハワイのマウイ島も、皆さん御存じだと思いますが、死者97名を出す林野火災がありました。日本の林野火災ですけれども、毎年1000件以上発生しているということです。特に春の乾燥した時期が多いということなのですが、昨年1年でも諏訪市で166ヘクタール、あと、長

野県、福島県でも起こっておりますし、昨日の新聞、昨日でしたか——青森県でも昨年、9件の山火事があったということを報じておりました。

では、青森市の林野火災への対策はどのように行われているのか教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 森林火災の対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

森林火災の発生予防と取組といたしまして、青森県におきましては、4月10日から6月10日までを青森県山火事防止運動強調月間として定め、ポスター掲示等、普及啓発を図っているところであります。

また、本市におきましては、青森市林野巡視員による市有林を含む山林の巡回及び山火事防止の啓発用チラシの配布、森林公園における横断幕の掲示、また、山火事防止運動強調期間における「広報あおもり」への注意喚起の掲載など、入林者や公園利用者に注意喚起を行っているところであります。

また、青森県及び市町村等で構成する東青地区山火事防止対策協議会におきましては、山火事防止運動強調期間における山火事防止啓発活動により、森林火災発生防止に取り組んでおります。

なお、森林火災発生時には、県や消防を関係機関及び森林組合等と連携しながら、森林火災拡大防止のための連絡体制を整えているところであります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

昨年暮れに発表されました、気候変動予測先端研究プログラムによりますと、森林火災のほとんどが、99%が、先ほど部長も言いました人為的な火種から生まれていると。ただ、火災の発展、燃え広がりには自然中の水分量が影響するということでもあります。気温が上がり地表からの水分蒸発が増えたり、降雪量の減少によって乾燥が進みます。気候変動は林野火災の起きやすさに影響しているというふうにも言われております。

青森市は、約7割の面積を占める貴重な森林がありますので、気候や降水量の変化、昨年のようなものが続きますと、やはり林野火災の可能性がないわけではありませぬので、今後も強風時、乾燥時、特に火の扱いには注意喚起していただきたいと思っております。

私も八甲田に以前登ったときに、小岳と高田大岳の間に鞍部があるのですけれども、あそこはもう、秋は枯れ草です、完全に。ですので、あそこでちょっと火が出ると、もう、山全体に燃え広がるような、そんな状況はそのときから気になっていましたので、よろしく願います。この項を終わります。

次に自動車運送事業会計、バス交通についてでありますけれども、令和6年4月から、トラックや長距離バス、路線バスなどにデジタコの装着が義務化されますけれども、青森市営バスへの対応をお示しくください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 デジタル式運行記録計、いわゆるデジタコの義務づけと交通部の対応についての御質疑にお答えいたします。

運行記録計の使用につきましては、一般貸切旅客自動車運送事業者や、1便当たり100キロメートルを超える運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者において、瞬間速度や運行距離及び運行時間を記録・保存することが義務づけられております。このたび、貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正が行われ、令和6年4月から一般貸切旅客自動車運送事業者は、デジタル式運行記録計、いわゆるデジタコの使用が義務づけられたところでもあります。

交通部では、使用の義務づけの対象ではありませんが、全140両に設置してありますドライブレコーダーにデジタコの機能を備えているところでもあります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 では、全市営バス車両に装着済みのデジタコ付きのドライブレコーダーの活用状況をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 デジタコ機能付きドライブレコーダーの活用状況についての御質疑にお答えいたします。

活用状況といたしましては、ドライブレコーダーに記録される車内・車外の映像や音声のほか、走行中の速度やエンジンの回転数などのデータも広く記録されることから、これらのデータを活用し、事故処理の迅速化、事故再発防止、ブレーキタイミングなどの運転操作の指導、防犯やトラブル防止、乗務員の教育などに取り組んでいるところでもあります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ドライブレコーダーの画像だけでも効果があると思うのですが、このデジタコのデータを活用した事故防止、安全運転教育などにも効果があるということですね。

では、AOPASSなのであるけれども、地域連携ICカードの利用枚数と利用率を教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 AOPASSに関する御質疑にお答えいたします。

AOPASSにつきましては、定期券などを利用される方が氏名などを登録して購入する記名式と、氏名などを登録せず購入する無記名式の2種類があり、令和5年度末までの販売状況になってしまいますけれども、販売枚数につきましては3万1000枚を販売しているところでもあります。また、AOPASS等の交通系ICカードの利用状況につきましては、令和5年12月の市営バス及び市バスの利用者63万3687人のうちICカード利用者数は35万4555人で、利用率は約56%となっております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

56%。たまに、バスに乗りますけれども、大体、現金で払う人はほとんど見かけないですね、逆に。そういう時間帯なのかもしれませんが。

では、この2年間で集めた——AOPASS、Suicaとかを含めて——取得できるデータがあると思うんですけれども、今後の活用方法をお知らせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 ICカードデータの今後の活用方法についての御質疑にお答えいたします。

本市では、コンパクトなまちづくりと地域公共交通の連携によって、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進める上で、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとして、平成30年3月に青森市地域公共交通網形成計画を策定しました。同計画では、「都市構造や社会環境の変化に対応した公共交通ネットワークの形成」、「わかりやすく、利用しやすい公共交通サービスの提供」、そして、「多様な主体と連携し、まちのにぎわいを後押しする公共交通環境の構築」を基本方向としています。

同計画につきましては、中間年次に見直しを行う旨を定めていること、そして、令和2年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、定量的な目標の設定や評価方法等の明示化が求められていることから、令和6年度において同計画の見直しを行い、(仮称)青森市地域公共交通計画を策定することとしています。また、国では、利用者数などの定量的な目標を明記した地域公共交通計画を策定することにより、当該計画の実効性が高まるものと示しています。

委員から御発言のありました利用者の乗降実態が分かるICカードデータを分析することは、(仮称)青森市地域公共交通計画の実効性を高める上で重要であると認識しておりますことから、本市としましては、当該データの活用方法について検討してまいります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

せっかく蓄積されているデータですので、生かさない手はないと思います。

このICカードデータを分析して活用するとすれば、費用はどのぐらいを想定しているのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 ICカードデータ活用のための分析経費についての再質疑にお答えいたします。

地域連携ICカードを導入し、データ分析を外部委託している交通事業者のほうへ確認をしましたところ、事業費は約3000万円とのことでありました。

以上です。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

では、具体的にこのデータの活用を進めることで、どのようなことが可能になるのか教えていただきたいと思います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

どのようなことが実現できるかということであります。地域連携 I C カードであります。バス利用者の利用バス停のほか、路線であったり、時間帯、曜日などを収集することができます。また、定期券やフリーパス等の券種ごとの利用実態データというものも収集しております。

他都市の交通事業者の I C カードデータの活用事例のほうを調べましたところ、1 つに、便別あるいは券種別の利用状況を時系列で分析をして路線の最適化のために用いている事例があったり、あるいは、バスの時刻表とその他、地理的な情報を連携することによって輸送人員と運行本数を最適化して、その見直しの後においてもデータによって効果検証をしているという事例があると認識しております。また、まちづくりとの連携事例としまして、パーソントリップデータや人流データを連携することによって、公共交通の利便性向上施策が、地域の渋滞対策であったり、経済活性化などに与える影響を推計し、地域における公共交通の必要性を検証している事例などもあります。

以上です。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

何度も言いますけれども、せっかく集積しているデータですので、分析することによって、ダイヤの編成、路線の見直し、最適化はもちろんですが、大矢委員もおっしゃっていたバスの効率的な運行にも資すると思います。青森市地域公共交通網形成計画にもぜひ生かしていただきたいと、これは強く要望したいと思います。

では次に、導入して約 1 年経ちますけれども、バスロケーションシステムの導入効果等及びデータの活用方法をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 御答弁申し上げます前に、先ほど A O P A S S の関連の御答弁申し上げた際に、販売枚数についてお答えいたしましたけれども、その際に、本来であれば、令和 5 年 12 月末と申し上げるべきところ、令和 5 年度末と申し上げたので、謹んでおわびし、訂正させていただきたいと思います。よろしく願います。

それでは改めまして、バスロケーションシステムの導入効果、あと、データの活用方法についての御質疑にお答えいたします。

令和4年12月5日から試験運用、令和5年3月22日から本格運用を行っております市営バスのバスロケーションシステムにつきましては、現在運行しているバスの現在地が、スマートフォンやパソコンなどで閲覧できるほか、交通部のWeb時刻表と連携するなど、利用者にバスの運行状況をリアルタイムで発信しているものがあります。また、グーグルマップへもリアルタイム配信しております、観光客やインバウンドの外国人の方にも御利用いただいているというところでもあります。

導入効果といたしましては、利用者の評価といたしまして、今年2月に実施いたしました市営バス利用促進調査におきまして、項目として、バスの現在位置、遅れなどについて確認できた、バスロケーションシステムを今後も利用したい、の項目で、全ての調査員が4段階の評価基準において、「よく当てはまる」または「やや当てはまる」と回答するなど、バスロケーションシステムは利用者から高い評価を頂いていると感じているところでもあります。そのほか、業務利用につきましても、問合せ電話の減少や利用者へのスピーディーな案内に加え、バスの現在地や過去の運行実績が可視化できることから、運行管理業務においても大きな効果を発揮しているところでもあります。

次に、そのデータの活用についてでありますけれども、バスロケーションシステムのデータにつきましては、運行実績データなど、運行遅れ情報をダイヤ編成に活用しバスの定時性向上に努めているほか、交通部が公開しているあおもりマイ時刻表への活用を行っております。さらには、バスロケーションシステムのリアルタイムデータをオープンデータ化しております、データの二次利用による新たなアプリ開発や、災害時における諸課題の解決、経済活性化等が期待されているところでもあります。

今後におきましても、バスのリアルタイムデータの有効活用に努めてまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

バスロケーションシステムは、とても市営バスが使いやすくなったと私も聞いております。近くのバスあるいは近くの停留所を調べてすぐに乗れますし、バスの遅れが分かるので、自分の直近の行動も調整できると。グーグルマップと連動していて、これはとても便利です。乗りたいバスが2分遅れとか3分遅れとかですのですばらしいなと思いますが、ドライブレコーダーから始まって、AOPASS、バスロケーションシステムと、市民の足としての利便性、そしてデータの活用が進んでいます。今後、浪岡地区でのAIデマンド交通も始まりますので、さらに交通のDXのレベルアップを期待しております。ありがとうございます。

そして、ガーラタウン地域なのですけれども、3月20日にイオンシネマ新青森がオープンして、3月26日には、MEGAドン・キホーテガーラタウン青森店がオープンします。イオンシネマはスクリーンが全8スクリーンに増えると。MEGAド

ンキにも、生鮮食品、日用品、家電、地場産品などが入居予定ということでありま
す。西部地域の皆さんはもちろん青森市民にとっても良いニュースでありますけれ
ども、市の中央部に住む高齢者の方から、日中のバスダイヤがとても不便だとい
うふうに相談がありました。ガーラタウンでは大型商業施設、映画館がオープンしま
すけれども、以前のようなお買い物バスの運行はありません。

改定したばかりですけれども、今後、市ではダイヤ改正に伴い、西バイパス路線
の本数を増やす、あるいは終バスも早いのですけれども、その繰り下げをするなど
の予定はあるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 ダイヤの見直しについての御質疑にお答えいたします。

交通部では現在、2021年に策定した青森市自動車運送事業経営戦略（2021～2030）
に基づきまして、今後想定される経営環境の変化に対応し、市民の足としてバス交
通将来にわたって維持していくため、より利便性が高く効率的な運行となるよう取
組を進めているところであります。

ガーラタウン前停留所の運行状況につきましては、現在、平日往復で32便、土曜
日・日曜日・祝日については往復で29便を運行しているところであります。しかし
ながら、バス運行に関する増便やダイヤの見直しにつきましては、各路線の利用状
況やバスの運行効率などを踏まえて路線の影響なども考慮した上で総合的に判断し
ていくこととなります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 メールをちょっと御紹介しますが、3月にはいよいよイオンシネマ
とMEGAドンキができて、駅ビルも新しくなるので楽しみ事が多い春が待ち遠し
いと。でも、せっかくのイオンシネマとMEGAドンキが開店しても、西バイパス
を通るバスの本数があまりにも少なく、私たち高齢者には行きにくい。以前はマ
エダシャトルバスが1時間おきに1本ありましたので、市営バスの利用で何とかな
りましたけれども、ぜひ西バイパス路線を増やしていただきたい。旧道を走るバス
はとても多いのに、西バイパス路線は1時間に1本もない時間帯があります。終バ
スも早い。私の周りでも高齢者が増え、免許を返納される方も増えました。ぜひご
検討くださいというメールです。

観光スポットと観光客を結ぶ以上に、ショッピングモールと市民を結ぶバスとい
うのは市民生活の足として、公共交通にとってもう1つの責任でもあると思うので
すけれども、今からですと路線の使用状況を見ての改定になると思いますが、様々
なデータがありますので、それを生かして市民の声に応える最適なバス運行を目指
していただきたいと申し上げてこの項は終わります。ありがとうございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費及び8款土木費5項住宅費1目
住宅総務費、宅配ボックス設置助成についてであります。高齢者が増えて、歩い

て行ける距離にスーパーがない、あるいはバスの利用もダイヤが不便で難しくなってくると通販に頼らざるを得なくなります。また、通販は今では国民生活にも広く浸透しておりますので、でも、昨今では運送業者の働き方改革関連法によって物が運べなくなるという2024年問題——輸送能力が2024年には14.2%、2030年には34%不足する可能性があるというふうに懸念されております。さらに、コロナ禍にあってインターネットなどを活用して商品を購入することも増えて、コロナ前の2019年に比較すると、2022年で1.4倍以上の取扱量、そして再配達率もこの数年12%前後となっております。

最近では宅配を巡るトラブルを避けるために、宅配ボックスを設置している住宅マンションなども増えてきました。宅配ボックスの利用者のメリットは、セキュリティとプライバシー、配達員とのタイミングが不要なこともあります。盗難、天候の影響から配達物を安全に保管できる、守ったり保管できると。受け取り時間を束縛されないということも。片や、事業者のメリットは、効率化で再配達の必要がなくなり、玄関先での待ち時間もない、時間の節約となって働き方改革に直結する、さらに、再配達防止で二酸化炭素排出量の削減にもつながります。

全国では宅配ボックス設置へ補助金を支給する自治体も増えてきましたけれども、この地球温暖化対策にも効果があると思われる宅配ボックスの設置について市が支援を行う考えはないかどうかをお伺いいたします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 宅配ボックスの設置についての質疑にお答えいたします。

宅配ボックスの設置につきましては、宅配便の際は配達が増えることによって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減につながるなど様々な効果があるものと認識しております。

本市では、現在、青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定作業を進めているところであり、その中で、温室効果ガス排出量を削減するための施策や取組の見直しを予定しておりますことから、計画改定に合わせ、宅配便の再配達削減に向けた取組につきましても検討してまいります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 そして、国交省でも宅配ボックス設置に関する支援等があります。

市営住宅に設置する考えはないかどうかお伺いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 宅配ボックスの市営住宅への設置についての再質疑にお答えいたします。

国土交通省におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により宅配サービスの利用が増えていることから対面での接触機会を最小限にするため、宅配ボックスの設置に対するニーズが高まっていることを受け、宅配ボックス設置に関する様々な支援策を用意しており、公営住宅に対する支援策があることも承知しており

ます。

本市としましては、他都市の状況等も参考にしながら、市営住宅への宅配ボックス設置の可能性について調査・研究してまいります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

八戸市では、燃料費高騰の影響を受ける物流事業者の負担軽減と働き方改革への対応、環境負荷の低減というのを目的に、先月まで宅配ボックス設置補助金申請を受け付けておりました。市に伺いましたけれども予算は600万円で申請件数は191件あったと。受付終了前に限度額に達して締め切ったということであります。

今の生活様式を考えますと、ネット通販の普及に伴いまして、物流の2024年問題がさらに深刻になると思います。今回取り上げたのは市内のマンションにお住まいの方からの相談だったのですけれども、この宅配ボックスの設置についての質疑先をかなり迷いまして、環境、物流、住宅、コロナ対策と部局を越えているので、どこがその質疑を受けるかというのでなかなか決まらず、ずっとモヤモヤして正直困りました。民間へ向けた補助制度によって利用者の利便性と物流事業者の負担が少しでも緩和できるよう、部局横断的に対応していただけるよう強く要望いたします。この項を終わります。

では最後に、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、新青森駅西駐車場についてでありますけれども、台数等は分かりましたので、新青森駅西駐車場について、今年度、満車になった日数を月ごとに教えてもらえますか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 工藤健委員の新青森駅の駐車場についての御質疑にお答えをいたします。

今年度、新青森駅西口駐車場が満車となった日数につきましては、5月が3日、6月が3日、7月が3日、9月が2日、10月が2日、11月が4日、12月が8日、1月が3日、2月が6日の計34日となっております。

なお、4月と8月及び本年3月については11日時点までで満車となった日はありません。

以上であります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 では、満車になる日の傾向を教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の質疑にお答えをいたします。

今年度、新青森駅西口駐車場が満車となった時期につきましては、主にゴールデンウィークなどの長期の連休のほか、JRのキャンペーン企画であります大人の休日倶楽部パスの利用期間に満車となる傾向にあります。

以上であります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 そうなんですよね。大型連休とか大人の休日倶楽部です。

新青森駅西駐車場付近の民間の駐車場とその駐車台数を教えてください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の質疑にお答えをいたします。

本市が現在把握しております新青森駅西口駐車場周辺の民間駐車場は、東口駅前広場のタクシープール向かいにあります駐車場、東口駅前公園の西側にあります駐車場、西口駐車場の北側にあります新都市病院の提携駐車場、西口駐車場の入り口付近にあります駐車場の4か所があり、駐車可能台数につきましては合計で約460台となっております。

以上であります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 4か所で460台、それだけの台数があれば大丈夫だと思いますけれども、新幹線の時間が迫っている中ではとても焦ってしまうんです。満車になった場合に、その駐車場を利用しようとする方への対応というのはどういうふうになっていますか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

新青森県西口駐車場が満車になった場合には、駐車場の入り口に設置しております表示等で満車をお知らせするとともに、誘導員が駐車場入り口に満車をお知らせする看板を設置しておりますほか、駐車場への進入を防止するためのカラーコーンを設置する等の対応を行っております。また、当該駐車場を利用しようとしている方に対しましては、誘導員が近隣に民間の駐車場がある旨をお知らせしております。

なお、駐車場の利用状況につきましては、空き台数の状況等をウェブ上で情報提供しており、利用の際に事前に確認することができます。

以上であります。

○村川みどり委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 今でも時々話題にはなるのですけれども、実は新青森駅西駐車場の満車に関しては、平成24年と29年にも質問しているんですけれども、新幹線を多く利用する、特にビジネスマンからの利用に関する不安があるということで、当時の西市長から受けての質疑でした。あの当時に比べて、民間駐車場も増えて、満車時には入り口に誘導員がついて誘導してくれるということですので、トラブルはもう少し少なく、ずっと少なくなったと思いますけれども、それでも土曜の朝でも、少し遅い時間だと屋上まで行って、ぎりぎりの中、スペースを探すという冷や汗をかくことも去年2回ほどありましたので、その辺の微妙なタイミングもあるのかなというふうには思っています。また、一般質問で柿崎委員が話しておりましたけれども、駐車場によっては、平日1泊料金が際限なく30分100円で上がっている駐車場もあ

りますので、新幹線というのは行ってすぐ乗れて東京とかに行けるという、そういう利便性というのはとても大きい交通手段でありますので、可能な限り、案内と情報提供していただくことを要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○村川みどり委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時49分散会

3日目 令和6年3月15日（金曜日）午前10時開議

○村川みどり委員長 これより本日の委員会を開きます。

初めに、私から御報告いたします。小倉尚裕委員より所用のため、少し遅れるとの報告を受けております。

本日の委員会は、昨日に引き続き、付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党の山本武朝でございます。

昨日、一昨日と2日間審議がなされまして、私が聞いていてもすごく委員各位、様々な問題意識を持って質疑をされるのだなど。本青森市議会は、一般質問も予算特別委員会も登壇者が多く、様々な観点から話されて勉強になっています。今日は3日目で最後に採決が入りますので、しっかり私も審議してまいりたいと思います。

最初は、3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費、児童手当支給事業、令和6年度事業費、33億3571万4000円について質疑いたします。なお、令和5年度の29億9432万4000円に対して、3億4139万円の増額予算となっています。

今月2日の土曜日、異例の土曜日国会の衆議院本会議で、令和6年度一般会計の予算は、野党の皆さんの反対はあったものの、与党等の賛成多数で可決され、年度内成立の見込みが立ちました。こども家庭庁予算は、「こども未来戦略」に基づき、加速化プランの推進で、「こども・子育て政策」の抜本的な強化に向け、大きな一歩を踏み出す予算となりました。

そこで質疑いたします。

国の「こども未来戦略」に基づく令和6年度からの児童手当の拡充について、概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山本委員からの令和6年度からの児童手当の拡充についての御質疑にお答えいたします。

児童手当は、児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定と次の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、現在、中学校修了前の児童を養育する父母等に対し、扶養親族の数に応じた所得金額により、所得制限限度額未満の方には児童手当を支給しています。加えて、所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方には特例給付を支給しています。

現状の児童手当の支給額は、3歳未満の児童は、1人当たり一律月額1万5000円、3歳以上小学校修了前の児童は、1人当たり月額1万円で、第3子以降の児童は、1人当たり月額1万5000円、中学生は、1人当たり一律月額1万円となっており、特例給付の支給金額は、児童の年齢に関わらず、児童1人当たり一律月額5000円となっています。

国は令和5年1月に「次元の異なる少子化対策」に取り組むことを表明し、同年12月22日に「こども未来戦略」を閣議決定したところです。この「こども未来戦略」に基づき、今後3年間の集中的な取組を盛り込んだ「加速化プラン」において実施する具体的な施策の1つとして、児童手当の抜本的拡充を掲げ、児童手当については次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化することとし、拡充内容としては、1つに、所得制限を撤廃し、第1子・第2子について、ゼロ歳から3歳未満については月額1万5000円とし、3歳から高校生については月額1万円とする。2つに、支給期間を中学校終了までから高校生年代までに延長。3つに、第3子以降について、ゼロ歳から高校生まで全て月額3万円に増額。4つに、支払い月を2月、6月、10月の年3回から、隔月の偶数月の年6回に増やすものです。

なお、このことを含む児童手当の抜本的拡充に係る児童手当法の一部改正については、令和6年2月16日に閣議決定され、国会での審議を経て令和6年10月1日に施行される予定となっています。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

10月1日から児童手当が拡充されます。大幅に拡充されます。今回の、「こども未来戦略」の「加速化プラン」の中でも大きなポイントであります。

まずは、この所得制限が撤廃されたこと。実は、私の友人も大変喜んでいました。子どもが4人いて、いつも所得制限があつて、様々な支援策から漏れていると。子どもを高校と私学も行って大変なので、実はかかっているのだと。月1人特例5000円はもらっていたけれども、これはありがたいと。子ども・子育て支援に関して、親の所得制限が撤廃されたということは画期的であり、大きな一歩であると思います。

そして、何ととっても、高校生までこの拡充であります。そして第3子以降、3番目からは、何と3万円に拡充ということでもあります。そして合わせて、支給月が今まで2月、6月、10月の年3回から、隔月の偶数月、年6回に増やすということで、これもありがたいですね。そういう、今回の児童手当の拡充策であります。

そうすれば、新たに支給の拡充となる高校生等の手続はどうなるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

制度拡充により新たに対象となる高校生等の手続についてです。

現在、中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している場合や受給資格者が所得限度額超過により、特例給付の支給対象外である場合など、新たに受給資格が生じる方については、看護、生計要件や振込口座等の確認が必要なことから、本人による認定申請が必要となります。

この令和6年10月からの制度拡充に際し、認定申請が必要な方については、公募等の情報に基づき対象者へ申請の案内をするほか、市ホームページへ掲載、「広報あおもり」等での制度改正に係る周知を図ることとしています。

また、現在、高校生年代の児童と中学生年代以下の児童を養育している場合や、一定の所得以上で特例給付を受けている場合など、すでに児童手当等の受給資格があり、受給額が増加する方については、公募等の情報に基づき、職権による額の改定が可能とされていることから、改めての申請は不要となっています。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

高校生まで拡充になるわけですがけれども、答弁ありがとうございます。ちょっと前半のところが非常に、役所の説明なので、厳格なる、分かりづらかったと思うのですがけれども、特に、今までもらえなかった1040万円以上の収入のある方——いわゆる特例給付金、月5000円ももらえなかった方は新たにもらえるというところがポイントなのかなど。そして、答弁にありましたけれども、様々なその対象、ケースの方にしっかりと案内をするという答弁がありましたので、支給手続漏れがほぼないのだなということが分かりました。

実際、うちは高校生がいるよという方も、以前は児童手当をもらっていましたからね。また、下に中学生、今、児童手当の子どもがいれば、先ほど、公募等の情報をもらえるということなので、住民票上、高校生がいるということが分かるわけがありますので、改めて申請の必要はないということも分かりました。

次に、今回の拡充のポイントで、第3子以降も加算があるということですが、第3子以降の加算において、そういった場合、第3番目は、どうやってカウントするのか、第1子のカウント方法がどうなるのか示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

第3子以降の加算における第1子のカウント方法についてです。

現行の制度では、18歳年度末までを第1子としてカウントしていますが、拡充後は22歳年度末までの子であって、その親等に経済的負担がある場合は、上の子としてカウントすることになります。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

シンプルな答弁なのでありますがけれども、ちょっと分かりやすく頭の中をまとめてみますと、いわゆる22歳と——大学生相当ですよ、大学生の方が1番目、2番目に高

校生がいたとする、そして3番目が中学生とすると、そうすると、大学生は支給対象外ですね。支給対象外だけれども、そこから1番目としてカウントすると。1、2、3ということで、3番目の中学生が3万円もらえるという。大きな額であります。また、先ほど、親の支援を受けている経済的負担がある場合ということは、大学生であっても、多少アルバイトをしても実は親がしっかり学費・生活費を見ていたという場合は、働いているとはみなさないで、支給外の対象カウントと数えるということだったと聞き取りの際、教えていただきました。

この支給対象外の第1子と、そういう言葉でカウントするそうでありますので、いずれにしても、今回のこの児童手当の拡充は、子育て支援のうち、経済的支援の一丁目一番地であります。10月からの支給に向けて、対象者に申請の案内をしつかりするとの答弁がありました。

「広報あおもり」等では、イラストを交えて、支給制度が分かりやすくなるよう要望をいたしまして、この項を終わります。

次に、2番目、交通安全施設整備事業について。2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費。

今冬は少雪のため、例年と異なり、冬期間でも路面の雪が少なく車の通行はしやすい状況です。例年、雪解け後には、白線がかすれた横断歩道や「止まれ」の停止線、センターライン、車道の左端で歩道の縁石より車道側に引いてある白線——車道外側線というそうですけれども、歩道のない場合の路側帯などがありますが、道路に表示されている区画線について確認したいと思います。

そこで質疑いたします。

道路に設置されている道路面標示について、道路管理者と公安委員会の管理区分を示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山本委員からの道路標示の管理区分についての御質疑にお答えをいたします。

道路に設置されております路面標示は、交通の安全と円滑を図るため、道路法に基づき、国道、県道、市道を管理する各道路管理者が設置します区画線と、道路交通法に基づき、公安委員会が設置する道路標示があります。

本市などの道路管理者が設置します区画線には、主なものとして、道路中央線、車道外側線などがあります。また、公安委員会が設置します道路標示には、主なものとして、横断歩道、停止線、進行方向を示す矢印などの指示標示と最高速度などを示す規制標示があります。

以上であります。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

次に予算額について確認したいと思います。

交通安全施設整備事業について、令和3年度から令和5年度までの過去3年間の当初予算を示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

交通安全施設整備事業の令和3年度から5年度までの過去3年間の当初予算額につきましては、令和3年度は3804万4000円、令和4年度は3987万3000円、令和5年度は3764万8000円となっております。

以上であります。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

例年、予算額は3800万円くらいであることが分かりました、本市の区画線引きですね。予算書を見たら、令和6年度の当初予算案は3396万6000円であります。ちょっと減っているなと感じたわけなのですが、ちょっと調べてみたら、本事業は、交通反則金の収入を原資としております。ですから、スピード超過、捕まったときに、ちゃんと、お巡りさんも役立ちますから、どうぞサインをしてくださいとよく言うのですけれども。

交通安全対策特別交付金として、国からの交付金の、この実績を基にして実施している事業であります。ですから、年度によって交付金の額に増減があると思いますが、区画線の線引きは本市の交通安全対策上大切でありますので、しっかり実施をしていただきたいと思います。また、メインの幹線道路、バス道路等は、比較的しっかり線の引き直しをされているようではございますけれども、住宅地内の生活道路では、区画線もかすれたまま、停止線もかすれたままのところも多いです。財源が許されるなら、5%でも10%でも増加の予算額を確保していただいて、交通安全に寄与していただくことを要望いたします。

それでは再質疑ですが、市が管理している区画線の引き直しなどの補修はどのように行われているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市では、区画線の引き直しなどの補修につきましては、職員による調査や町会・町内会、市民の方などからの情報提供等も踏まえ、薄くなるなど見えにくい箇所を選定するとともに、交通量や通行の安全性を勘案し、緊急性・優先度を判断して施工箇所を選定し、早期に工事発注することとし、あらかじめ債務負担行為を設定し、新年度を待たずに前倒しで、例年2月頃に工事を発注し、速やかに工事に着手できるようにしております。

以上であります。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

昨日の軽米委員の道路補修についても質疑がありましたが、この区画線引きも債務負担行為を設定し、新年度を待たずに前倒しで工事を発注しているということですので、ぜひ、危ないと思われるところ、特に横断歩道、こちらの区画線引き、なぜかというところ4月の頭には新入生が入ってきますので、だから、横断歩道はしっかり、公安委員会の――警察署交通第二課、しっかりやっていただきたいという思いで、ここで訴えさせていただきます。

続きまして、公安委員会が管理している横断歩道や停止線等の道路標示の引き直し補修について、市民から、道路管理者である市に対して情報が寄せられた場合、市ではどのような対応をしているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

市民の方などから、横断歩道や停止線などの道路標示が消えていたり薄くなって見えにくいといった情報が本市に寄せられた場合には、本市では速やかに青森警察署へその旨を情報提供し、対応していただくようお願いをしております。

以上であります。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

確かに、私も昨年度も何か所か、横断歩道の引き直しをお願いして、期間がかかるんですね、道路の穴埋めとか補修の日もすぐじゃないのですけれども、しっかりいくつかやっていただきましたので、よろしくお願ひします。

今日、せっかくでありますので、1か所だけ具体の場所を申し上げて、公安委員会のほうに線引きを早くお願いしていただきたい場所があります。それは、私が毎朝通勤で使う青森高校の前の県道ですが――青森高校の前の横断歩道、実は昨年夏、保護者から市民相談があつて、武朝さん、全然かすれて全く見えませんと。そして手前のほうに、当然横断歩道ですから、「止まれ」の標示ありますよね、細長く。もう、あれも全く消えていますと。そこを、ぜひ早目に、そして、朝すごい渋滞になるんですね、あそこ、丁字路で県道に入ってくるころもありまして、私も1回立ってみたのですけれども、青森高校の先生も立っていましたけれども、大変、登校時は重なるもので、ぜひ、横断歩道の引き直しを早期にお願いすることを要望してこの項は終わります。

続きまして、信号機のない横断歩道における車両の一時停止率向上について。交通安全シリーズ、続きます。2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費、交通安全推進事業についてお聞きします。

警察庁によると、平成30年度から令和4年度までの過去5年間で、自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故は4678件発生しており、その約7割の3295件は歩行者が横断中の事故であります。また、横断中の事故のうち、その約7割の2150件が、同

じ横断でも、横断歩道以外の場所で横断しているときに発生しており、また、その中の——7割が続くのですけれども、7割は走行中の自動車の直前か直後の横断をして、そのような事故が起きているということでもあります。やっぱり、通行・横断するだけで、これだけの死亡事故があるんだなど。これはぜひ減らしていかなければならないなという思いで、今回この質疑をさせていただいております。

では、法令ではどうなっているのかなと思って、ちょっと調べてみましたら、横断歩道等に横断歩行者がいる場合、横断歩道と、横断歩道または自転車道横断帯を横断していたり、横断しようとする歩行者や自転車がいる場合は、横断歩道の手前で一時停止かつその歩行者等の横断を妨げてはならない。道路交通法第38条第1項であります。歩行者妨害の罰則は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金、反則金は普通車で9000円、違反定数は2点です。また、今度は、横断歩道のない交差点における歩行者の優先については、同じく道路交通法の38条の2において、車両等は、交差点またはその直近で横断歩道の設けられていない場所において、歩行者が道路を横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはならない。法令では、こういうふうに言うんです。当然、妨げたら、ぶつかりますから。

私は通学路の安全が第一、交通事故で子どもが命を失ってはならないとの思いから、地元の小学校区で、横断歩道のある交差点で黄色い旗を持って、朝の見守りをさせていただいております。やっぱり時々、もう急いでいるのか、ちょっと一時停止をしないで、ガーッと、こう、避けながらスピードを出していく車も見かけるときもあります。

そこで質疑いたします。

信号機のない横断歩道における車両の一時停止率の向上に向けた取組をお示しください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山本委員の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率向上に向けた取組についての御質疑にお答えいたします。

本市では、市内における交通安全の総合的かつ効果的な対策を講ずることを目的に、青森警察署をはじめとする関係機関・団体や、庁内関係部局による青森市交通安全対策協議会を組織し、市が事務局となり、市民の交通安全意識向上と交通事故防止に向けた活動を積極的に実施しております。

この協議会では、交通安全運動推進要綱を定めており、運動重点の一つとして、「こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上」を掲げております。

一般社団法人日本自動車連盟——いわゆるJAFが、毎年、都道府県単位で行っている信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査結果によりますと、青森県は、2021年、令和3年の停止率が14.0%。これはワース

ト3位となっております。2022年、令和4年の停止率は56.7%。こちらは全国上位7位という結果であります。そして、2023年、令和5年の停止率は47.4%で26位という結果となりました。

このような中、青森県警察本部におきましては、国家公安委員会が作成する、安全・快適な車社会を築いていくための手引となります「交通の方法に関する教則」に示されております、「横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝える」ことの重要性を周知するため、令和3年度からハンド・アンド・サンクスをスローガンとして広報啓発活動を展開しております。

本市といたしましても、運転者に対しましては、横断歩道での減速や横断歩道における歩行者優先は、道路交通法に規定されている交通ルールであることを認識していただくことが重要であると考えております。また、歩行者に対しましては、「交通の方法に関する教則」に示されている、「横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝える」ことを実践していただくことが重要であると考えております。

これらの考え方の下で、具体的な取組といたしまして、青森警察署や関係機関と連携し、信号機のない横断歩道付近や集客施設において一時停止の呼びかけの実施、市公用車のリアガラスへ「ストップ横断歩道」のシートの貼付けによる後続車両への注意喚起、市ホームページや「広報あおもり」において、「横断歩道は歩行者優先」を呼びかける記事の掲載、駅前庁舎などに青森県警察で作成したハンド・アンド・サンクスのポスターの掲示、駅前庁舎にて開催した交通安全パネル展、交通安全フェアにおける横断幕の掲示、啓発グッズの配布、小学校低学年に向けた交通安全教室において、道路横断時に手を上げること、止まってくれた運転手に対して、お礼の合図をすることの指導などを行ってまいりました。

今後におきましても、交通事故のない安全で住みよい社会実現のため、関係機関や各団体と連携しながら、市民の方々の交通安全意識の向上を図ってまいります。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

答弁の中で、JAFの調査がちょっと気を引きましたね。令和3年度では、何と停止率が14%でワースト3と。こういうとき県警も動くんですね。あのとき、たしか、王林さんをテレビでコマーシャルに使ったり、あと、このときからですか、市営バスもラッピングバス、王林ちゃんが載っていたラッピングバスもたしかありますよね。なかなか見かける機会がないですけれども。

そしたら、何と、ちょっとすごい現金ですね、その翌年、14%でワースト3位から、令和4年、いきなり56.7%で全国7位と。こんなに上がるものなのかなと、驚くわけですけれども。そして、その翌年、令和5年は47.4%で26位というふうに落ちてきてきたわけですけれども。

どうあれ、言うまでもなく、横断歩道は歩行者が優先です、車ではありません、

車社会ではありますけれども。やっぱり、この、横断するときにはすごいシンプルで地味なんですけれども、横断するときには手を上げる、そして、しっかり運転者、ドライバーにできれば目を見て渡りますと、明確に渡る意思を伝えることがやっぱり大事であると感じました。

そして、県警の運動の中で、ハンド・アンド・サンクスとおっしゃっていましたね。まず、手を上げて渡りますよと。結構黙って立っていても、素通りするんですね。車も渡るのかどうなのか分からないと、スピードが出ていると、ごめん、通り過ぎちゃったというのあるんですね。だから、もう、パッとこう手を上げる。明確に意思を伝える。そして、ハンド・アンド・サンクスですから、とまってくれた運転手に対してお礼の挨拶をする。時々、小学生が丁寧に、お礼を、おじぎをしてくれるときに遭遇する場合があります。とても得をした、気持ちいい気分になるわけでありまして。この令和3年度から、広報啓発活動しているこのハンド・アンド・サンクスを、私たち、大人が実践したいと思います。皆さん、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。全然、反応がなかったらどうしようかと思っていたわけですが、まず、自分からやらないとね。子どもたちにやってみようという前に、やっぱり、自ら実践したいと思います。そして、皆さん、このハンド・アンド・サンクスはお金がかかりません。運転者、ドライバーへの交通安全のメッセージで大変大切であると。これ、本当に市民が皆、本当に取り組んだら、めちゃくちゃ停止率向上すると思うんです。そのことを申し上げて、この項は終わります。

次に4つ目は、A I型ドリル教材について。10款教育費1項教育総務費2目指導研修費、本市の小・中学校では1人1台端末の配備に伴い、これまで副教材は、紙、ペーパーのドリルであったものを、デジタルの学習ドリルに移行し――全てではありません。紙を使っているところもあります。児童・生徒の学習に利活用しております。

そこで確認させていただきます。

A I型ドリル教材の活用状況をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 山本委員のA I型ドリル教材の活用状況についての御質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校では、G I G Aスクール構想に基づく、1人1台端末の導入に伴い、A I型ドリル教材をいち早く導入し、児童・生徒の学習に活用してまいりました。A I型ドリル教材は、間違えた問題や解答時間等の分析を基に、つまずきの原因を特定し、理解が不十分な単元まで遡った問題を選択して解くことができること。児童・生徒一人一人の学習履歴をデータ化、可視化し、教員が瞬時に学習状況を把握できることなどの機能があり、個別最適な学びや補充、発展的な学びを可能にし、知識・技能の確実な定着を図ることが期待されているものであります。

例えば、小学校の児童が、6学年の算数の分数同士の掛け算でつまづいている場合に、これまでは、どこでつまづいているのか、自分自身では容易に分からなかったものが、A I型ドリル教材を活用し、学習履歴を確認することによって、6学年の学習に関連した、5学年の簡単な分数の計算に遡って復習することで解けるようになることを、児童自らが見だし、自律的に学ぶことができるようになります。

本市の小・中学校におけるA I型ドリル教材の活用例といたしましては、授業の導入や終末にA I型ドリル教材に取り組みせ、児童・生徒の学習状況を把握し、その後の指導に生かしていること。児童・生徒自身が、習熟の程度に応じて、自由に問題を選択し取り組んでいること。家庭学習や長期休業中の課題として、計画的・効果的に活用していること。不登校や病気等で欠席している児童・生徒が、家庭学習に活用していることなどが挙げられます。

教育委員会といたしましては、A I型ドリル教材の活用により、これまで以上に児童・生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導を行うことが可能となることから、A I型ドリル教材の活用は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る上で効果的な教材であると考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 児童自らが見だして自律的に学べることができます、習熟度に応じて、家庭学習や長期休養、そして何と、不登校や病気等での欠席している児童にも大変効果を上げていているという、とても効果的な教材であることが分かりました。

それではお聞きしますが、各学校において、A I型ドリル教材の導入に当たっては、どのように選定しているのか、お知らせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 A I型ドリル教材の選定についての再度の御質疑にお答えいたします。

A I型ドリル教材の選定につきましては、児童・生徒一人一人の習熟の程度、発達の段階に違いがありますことから、各学校では、自校の実態を考慮した上で、費用、内容、そして、機能などの特徴等を調査して、毎年度見直した上で選定しているところであります。その結果、今年度、各小・中学校が導入しているA I型ドリル教材は、5者となっております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

学校ごとに選定しているんですね、どのドリルを使うか、主に学習参考のメーカーとか。本当に、年々日々進化しているとお聞きしております。費用、内容、機能を調査して、各学校は毎年見直して選定していると。教材は5者あるということで。主に3つぐらいが多いとちょっと聞いて、本市の1人1台端末、クロームブックで

すので、クロームブックの中に、クラスルームで連動してコミュニケーションを取りやすい、そういった教材も導入されるのも理由が分かるわけではありますが、何せ年々内容は充実しているということでもあります。

それでは、今年度のA I型ドリル教材に係る購入額は幾らでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 今年度のA I型ドリル教材の購入額についての御質疑にお答えいたします。

各小・中学校で購入している教材は異なっておりますけれども、平均をすると、小学校で980円、中学校で1838円となっております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

具体の金額を挙げてもらいました。小学校で年980円、中学校で年1838円でありますので、さっき言ったとおり、大体5教科1セットの教材ですので、すごい、僕は割安だと思っております。1教科ではありませんので。

ただ、とはいえ、義務教育におきまして、これは保護者の経済的な負担にはなっていませんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 保護者の経済的な負担についてどうなっているのかとの御質疑でありました。

A I型ドリル教材は、おおむね、国語、社会、算数・数学、そして、理科、英語、5教科がセットとなっておりますことから、その分の紙媒体のドリルやワーク等の購入を抑えることによって、教材費全体としては負担が軽減されるものと考えております。

以上です。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

そうなんです。涙ぐましい努力をしております、やっぱり、値段が上がってはいけません。ただ、こういう新しいものを使ってみたいという、教員の先生の声をちょっとお聞きしたもので、その中で、値段を上げてはいけませんので、紙のドリルを1つ減らしたりして、全体で、児童・生徒1人において負担が増えたということはないという、この保護者の負担軽減に気を配りながら、この効果的な学習ドリルの選定、本当にありがとうございます。謝意を申し上げる次第です。

続きまして、このA I型ドリル教材を活用することで、教育的な効果はどういったものが上げられるのか、御紹介ください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 A I型ドリル教材活用の効果的な教育的な効果についての御

質疑にお答えいたします。

教育委員会では、A I型ドリル教材の活用によって、学力向上、不登校対策、情報活用能力の育成、さらには、特別支援教育など多方面にその活用の効果が現れているものと考えております。

例えば、学力向上については、中学校3年生の生徒が、中学校1年生の学習ができること、中学校1年生の生徒が中学校3年生の学習ができることなど、学年を超えた補充・発展学習が可能になることから、児童・生徒の学業不振の解消や意欲的な学習につながるものと考えております。

不登校支援については、A I型ドリル教材が、不登校児童・生徒の家庭学習や校内教育支援センターでの学習に活用できること、教師が取組状況を確認し、ドリル内にあるメッセージ機能を使ってコメントをするなど、コミュニケーションツールとして活用できるということ、そして、児童・生徒の学業不振の解消や、意欲的な学習につながることで、新たな不登校を生まないためのツールとなりつつあることなど、不登校児童・生徒等にとって必要不可欠な教材となっております。

教育委員会では、昨年の県の学習状況調査において、小学校5学年と中学校2学年の全教科の市内平均が県平均を大きく上回ったこと、昨年度、不登校の状態に改善が見られ、学校に登校できるようになった児童・生徒の割合が約90%になったことなどから、A I型ドリル教材を活用した本市小・中学校教職員の取組が、学力向上及び不登校対策においても、効果を上げたものと考えております。

以上です。

先ほど、登校できるようになった児童・生徒の割合を約90%と言ったそうで、約70%でありますので、訂正させていただきます。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 その90%という数字は、今、不登校生徒がこのA I型ドリルだけのせいじゃないです、先生方の取組により、今、7割改善できたということですが、思わず教育長が90%と言ったのは、90%を目指す熱い思いでやっているんだということがよぎって、90%と出たのだと、私は理解しておりますので。

本当にA I型ドリル、すごく効果があるということで、不登校支援の中では、やっぱり、その先生とのコミュニケーションツールがあるんですね。そこで、それ、すごいいいなと思いました。新たな不登校を生まないためのツールになっているという言葉でありますので、このA I型ドリル——あくまでも副教材ではありますが、学力の向上、不登校対策に効果を上げたものと実感しております。

それでは、今後は、A I型ドリル教材をどのように活用していくのか、教育委員会の見解をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 今後のA I型ドリル教材の活用についての御質疑にお答えいたします。

AI型ドリル教材の活用につきましては、導入から4年を経過して、各学校の実態に応じて多様な実践がなされてきたところではありますが、現在、各学校では、今後のさらなる有効活用に向けて、週時程に児童・生徒のAI型ドリル教材活用の習熟を図るための時間を設定すること。そして、校内研修のテーマに、AI型ドリル教材を活用した補充発展的な学習を設定することなど、自校の教育課題を踏まえながら、取組計画の策定を行っているところであります。

教育委員会としては、各学校の取組を通して、本市の児童・生徒にAI型ドリル教材が示す情報を参考にしながら、自立的に学ぶ力を育成し、個別最適な学びが実現されるよう、学校訪問や研修講座等により支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

このドリルの活用、時間割の中でもしっかり使える子は、もうどんどん進んで、先ほどの答弁でもありましたとおり、中学校1年の子が、こう、学年を超えて、どんどんどんどん、進んでいくというものであります。全ての子がそうではありませんので、しっかり使い方も時間割の中でちゃんと使い方、習熟を図ることもちゃんと入れたということがさっきの答弁にありました。

ともあれ、この学ぶ力を身につけ、学力の向上を図るのは、学校教育の目標の大切な1つであります。最も大切なのは、教師による授業であります。今回の質疑を通して、副教材であるAI型学習ドリルがとても効果的であることを理解しました。児童・生徒自身が勉強はやればできると、自己肯定感、自信を持って学べることを今後とも支えていただきますようお願いを申し上げて、この項は終わります。

次に、学校給食について。令和6年度青森市当初予算案主要事業一覧、11ページに記載の青森市小・中学校給食費の全額公費負担（歳入）についてをお聞きします。

急激な物価高騰により、これまでの給食材料費、本市は、小学校260円、中学校320円では、献立の栄養バランスかつ食材の納入業者は厳しい状況に置かれているものと痛感しております。

そこでお尋ねします。

給食材料費の増額を昨年10月から実施していますが、令和5年度の給食1食当たりの目安としている単価及び給食材料費に係る当初予算額と補正後の最終予算額をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 山本委員の給食材料費についての御質疑にお答えいたします。

本市の学校給食は、国の基準を参考に定めました青森市学校給食摂取基準に規定しております栄養価を満たすよう献立を作成し、提供しております。1食当たりの目安としております単価につきましては、昨今の急激な物価高騰による給食材料の

値上がりを受けまして、先ほど委員のほうからもありましたが、これまで小学校260円、中学校320円としてきたものを、昨年10月以降、小学校は290円、中学校は357円に引き上げたところであります。このことに伴います令和5年度予算額は、当初予算では、小学校が6億7764万2000円、中学校が4億2833万円、合計11億597万2000円となっておりましたが、補正後の最終予算額は、小学校が7億3311万2000円、中学校が4億6356万6000円、合計11億9667万8000円となっておりまして、当初予算に比較いたしまして、小学校が5547万円の増、中学校が3523万6000円の増、合計9070万6000円の増となっております。

以上です。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

昨年10月から食材費を増額していただきまして、小学校は260円から30円プラスして290円に、また、中学校は320円から37円増額していただいて357円と、補正を組んでいただいたとのことでありまして。それによって、本市の今年度の補正は何と給食費がやっぱりかかるんですね、11億9667万8000円——約12億円の事業なんです、給食費の事業。そして先ほどありましており、これ、宮下知事に聞こえるようにちょっと声を、お聞きしますけれども、この食材費9070万6000円の増額を本市は行ってきたというものであります。ちなみにこの間、宮下知事が県の食材費の平均値をお示しになりましたけれども、あのときは、小学校が280円、中学校は310円ということで、宮下知事も示してあって、その増減が当然、各自治体ではあるわけでありまして。

本当にありがとうございます。食材費も物価高騰の中で献立を作成する管理栄養士さん、そして、給食材料を提供する業者さんの、やっと応えてくれた、気づいてくれたと安堵した声が聞こえるようです。

次に、では、給食材料費を昨年10月から増額していますが、その後の給食材料の1回目の入札状況を示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 給食材料の入札状況についての再質疑にお答えいたします。

令和5年度におけます給食材料の1回目の入札状況であります。令和5年4月から9月までの上半期は、入札品目が1178品目のうち落札品目数が835品目で、落札率は70.9%。目安の単価を増額した10月から3月までの下半期は、入札品目数が1095品目のうち落札数が943品目で、落札率は86.1%となっております。

以上です。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

給食費の単価を上げていただいたことによって、小学校では30円、中学校37円を

上げていただいたことにおいて、明確にこの落札の状況に表れております。答弁にありましたとおり、4月から9月までは上半期は落札率が70.9%。そして、10月からは86.1%ということで、15.2%も落札率が向上しました。数字に明確に出ております。

以前は私、給食費の食材の質問をしたことあるので、その食材ごとによって、米だったり、様々な油だったり、おかず、冷凍食品、入札をかける期間が違うんです。1年だったり、何か月だったり、1か月単位だったりするわけでありますから。野菜は必ず上下するものですので、落札率100%というのは僕は無理だと思います。9割いったら、すごくいい線だと思うのですが、今回、しっかり86.1%ということで、落札率も、この給食費の単価を上げていただいたことによって、上がりました。

ただ、いかんせん、今後とも物価高騰が続きますので、折々、しっかり食材の単価を見直していただくことを切に要望いたします。

続きまして、給食費全額公費負担に伴い、令和4年度及び令和5年度において、保護者に代わって市が負担することとした金額は幾らになっているのか示せ。また、令和5年度の年間児童1人当たりの負担軽減は幾らになっているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 学校給食費の全額公費負担に伴います、市の負担額についての再質疑にお答えいたします。

学校給食に要します経費につきましては、学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定等におきまして、施設設備の修繕費や光熱水費、調理等に必要な人件費等は、義務教育諸学校の設置者である市が負担することとされ、それ以外の経費は保護者の負担とすることとし、規定されております。

本市におきましては、学校給食の提供を受けた児童・生徒の保護者に御負担いただいております給食費によって賄ってございました給食材料費につきまして、令和4年10月1日以降は、保護者から給食費を徴収せず、全額本市が負担することとしたものであります。給食費を全額公費負担としたことによります市の負担額は、10月1日からスタートいたしました令和4年度は、決算額ベースで、5億1076万7000円となっております。令和5年度は、最終予算額ベースで、10億8077万1000円となっております。また、令和5年度の年間児童・生徒1人当たりの負担軽減額は、最終予算額ベースで、小学校が約5万6000円、中学校が約6万5000円となっております。

以上です。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。小学校において年間5万6000円、中学生で年間6万5000円、これだけ保護者の負担軽減がなっているわけであります。

学校給食の無償化がスタートして、はや1年半、安心して子育てができる青森市

を目指して、保護者の負担軽減をまた図るため、この学校給食無償化を実施してまいりました。今では当たり前になった本市の学校給食費の無償化事業であります。本当に必要な政策・施策は実現してしまうと、水や空気のように、当たり前に感じてしまうものです。なくてはならない政策とは、そういうものなのかもしれません。

ですが、保護者の皆さんの喜びは今も変わらないと思います。感謝の心があると思います。

一般質問の答弁にありましたが、学校給食費の無償化の事業は、青森市財政プランに基づき、財源捻出のため、裁量的経費を10%、5%とマイナスシーリングを実施するなど、財源を捻出してきたものです。必死に捻出したのです。どこからも降ってきません。そして事業の継続のため、市債発行額を縮減するなど、行財政改革の努力を積み重ねてきたものであります。行財政改革は、まさに縁の下の力持ちであり、血液であります。

それでは、お聞きしますが、給食費の値上がり分を県が補助する交付金が使えらるとお聞きしましたが、どのようになるのか、お知らせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 山本委員からの学校給食費の値上がり分への県交付金の活用についての御質疑にお答えいたします。

青森県の令和6年度当初予算案の中で、小学校1年生から中学校3年生までの給食費の無償化を最優先として子育て費用を無償化する市町村に対して、交付金を交付する学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金に係る予算案が計上され、青森県議会で審議されていると承知しております。

本交付金は、令和5年度に、学校給食費の公費負担を実施済みの市町村においては、公費負担分への活用ができないとされているものの、3月8日に開催された交付金に関する知事から市町村長への説明会におきまして、知事から、物価が高騰していて、学校給食費が県の単価よりも高い場合には、すでに公費負担している自治体でも、値上がり分については、交付金の活用を認める方針である旨の発言がありました。県において、各市町村の事務担当者向けの説明会を3月26日に予定しているということから、値上がり分の取扱いをも含め、制度内容について注視してまいります。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

3月8日の知事との首長オンライン会議では、値上がり分については交付金の活用を認める方針であるの発言があったわけではありますが、今、おっしゃったとおり、各市町村の事務担当者と3月26日に予定している説明会で、きちっと、そのことも含め、取扱いを確認・注視してまいるとのことでありました。

次に、またちょっと違う——同じ給食費でも、給食別の角度から。10款6項3目、学校給食費の説明欄にある中学校給食センター改修事業、304万5000円の概要について

てお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 中学校給食センター改修事業の概要についての再質疑にお答えいたします。中学校給食センター改修事業といたしまして、予算計上しております304万5000円は、同センターの空調設備を全面的に改修するための設計業務委託料であります。

当初予算案につきまして、御議決いただきましたならば、令和6年度中に設計業務を完了し、令和7年度以降、計画的に改修工事を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

この中学校給食センターのエアコン設置、私も市民相談で昨年、中に勤めている方から、もう暑くて大変なんだということで、担当課のほうに改善を求めていたわけではありますが、しっかりこの改修に向けて設計業務を行うということですので、同センターの空調、全面的に改修となりますから、恐らく、結構な金額のかかる工事になるのだなと思います。議決されれば、計画的に工事に入っていただきたいという思いです。ありがとうございます。

それでは次は、こうやって学校給食費というのは、何も食材費だけではなくて、その作る給食センターの運営、また、配送、様々なお金がかかっている事業であります。

一応確認でお聞きしますが、こうやって、中学校給食センターのこの改修事業について、県に交付金を使えるよう要望してはいかがでしょうか。

これは、副市長がよければ、御答弁いただきたいと思います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。赤坂副市長。

○赤坂寛副市長 山本委員からの再質疑にお答えをいたします。

県の学校給食費無償化等子育て支援交付金の取扱いにつきましては、すでに発送されております2月22日付の県の通知によりますと、交付金の効果が年度内に生じるものを想定しているということで、給食センターなどの施設整備費、こちらのほうは活用できないというふうなことが示されております。

先ほど、企画部長のほうからも説明がありましたが、制度の詳しい説明が3月26日に今後予定されております。その中の説明も踏まえながら、このたびの交付金の活用方法については、市として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

ハード整備については、難しいという声、県の方針のようでありますので、何で

ここまで執念を持って聞くかという、やはり給食事業は様々お金がかかっている、少しでも財源を交付金でできないかと。ただ、それが翻って、様々な子育て施策に事業、お金を向けていけるという思いから、あえてお聞きした次第であります。また、先ほど赤坂副市長が一番最後にさらっとおっしゃいましたが、交付金の活用について検討してまいると。私は、すごい力強い一言だと、答弁だったと受けておりますので、今後、新たな子育て支援事業——様々言われています。子どもの医療費、保育料、また、保育所の給食費などの無償化等、ぜひ次の定例会、6月補正で私は提案されることを要望し、期待しております。

質疑は以上であります。この3月で長年、行政マンとして働いていただいた方が多く退職されます。今理事者の中でも、館山新総務部長、長年、福祉部長もされており、総務部長として歴代の副市長を支えていただきました。また、佐藤消防長、本当にありがとうございました。そして、4年間の任務を終えて、総務省に戻られる、織田企画部長ありがとうございました。すごいですね、皆から愛されていますね、織田部長。本当に、コロナに始まってコロナとともに戻られるような感じがありますが、本当にコロナが発生して毎日の記者会見等、また、応援給付金の策定等、本当に尽力いただきました。ましてや、この学校給食費の無償化スタートのとき、本当に尽力していただいたわけでありますので、どうか戻られても、御活躍いただき、また、時々、青森にスノーボードをやりに来てもらえればありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○村川みどり委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自民クラブの小豆畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

最初は、介護保険事業特別会計、3款1項7目、認知症総合支援事業についてお尋ねいたします。

コロナも5類に移行してから、もう1年近くなるんですけども、なかなか元の生活には戻れない。それで、私の周りの高齢者の方で、この1年の間に3人が認知症になってしまって、これはもう少し周りのみんなが気をつけて見てあげないと、だんだんひどくなるなと思って、この認知症の質疑をさせていただくことにしました。

最初は、あの人ちょっとこの頃変だよねぐらいから始まって、そのうちにスーパーに買物に行ってもお金の計算ができないものだから、毎日全部お札を持っていく。それから今度、だんだんだんだん、自分の家に帰るのが分からなくなって、スーパーと自分のうちは二、三百メートルぐらいしかないんですけども、それでもうちに帰れなくなって、そのことが町会の噂になっているんです。私も、わあと思いました。隣に兄弟の方が住んでいるので、何とかしてくれるだろうと思っていたんですけども、そのうちに今度は鍵も見えなくなって、自分の家にも入れない状態になってしまう。そういう人が何人か、この頃出てきて、それでうちの嫁が私の貯金通帳

を勝手に持ち出してお金を下ろしたとか、財布からお金を盗んでいたとか、そういうことがいっぱい聞かれるようになったんです。何とかして、これをみんなで、認知症に対しての意識を共有して、変だなと思ったら気をつけていただきたいなという思いで、今回この質疑をします。

認知症は病名ではなくて、症状や状態の総称です。脳の疾患や障害によって、認知機能が低下し、日常生活に支障を来すほどの症状を意味します。

認知症には種類があり、最も多いのがアルツハイマー型認知症です。アルツハイマー型認知症は女性に多く見られ、特に私の周りはみんな未亡人です。男の一人暮らしはほとんどないです。みんな女性です。それで、初期の症状として、物忘れが見られます。特徴的な症状としては、認知機能障害、物盗られ妄想・徘徊・取り繕い等が見られるのですが、実は記憶障害が出て、何年も前から脳の異常は起きているのだそうです。

アルツハイマー型認知症に対する治療薬は、早期から投与することで症状の進行を緩やかにするという報告もありますので、早期の発見が本当に大事になってくると思います。

そこで、お尋ねします。市は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するために、どのように取り組んでいるのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 小豆畑委員からの認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見・診断・対応への取組についての御質疑にお答えいたします。

認知症に関する相談窓口である市及び各地域包括支援センターには、専門的な研修を受けた認知症地域支援推進員を配置しています。直接、相談にいらした方には、その方の状態に応じて、適切な医療や介護等、必要な支援につなぐ対応をしています。

さらに、認知症地域支援推進員は、地域の集いの場や認知症カフェ等の市民が集まる様々な機会を捉え、タブレット端末を利用した脳の健康チェックを実施し、結果に応じた助言や、必要に応じて医療機関への受診支援を行うなど、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見に努めています。

このほか、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員や町会長・町内会長、薬局、認知症サポーター等に高齢者介護相談協力員として登録していただき、物忘れが気になる高齢者等がいた場合には、地域包括支援センターへの情報提供をお願いしており、地域包括支援センターの個別訪問につなげています。

認知症の早期診断・対応への取組については、認知症の早期診断につながるよう、認知症の相談窓口や認知症の状態に応じた医療・介護サービスの情報など、認知症支援の流れをまとめた認知症ケアパスの周知・啓発に努めています。さらに、医療・介護へつなぐことが困難な認知症の人へは、高齢者支援課に配置している認知症初期

集中支援チームと地域包括支援センターが連携し、包括的・集中的な初期支援を行えるような体制を構築しています。

認知症の根本的な治療法は、まだ確立されていませんが、昨年承認された新薬も含め、アルツハイマー型認知症の治療薬は、早期からの使用により、症状の進行を遅らせることができるとされており、早期発見・診断につなげていくことが重要であると考えます。

本市としては、集いの場などあらゆる機会を捉えて、認知症の正しい知識と理解についての普及啓発を行うとともに、地域包括支援センターをはじめ、医療・介護・地域との連携強化に努め、認知症の早期発見・診断・対応に取り組んでまいります。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

市の高齢者支援課で作成している「もしもの備え、しませんか？」というチラシの冒頭に、青森市内では毎日1人以上の高齢者が行方不明になったり、保護されたりしていますという、非常にインパクトのあるフレーズが記載されておりました。それだけ多くの方が、認知症が進行した状態であるということだと、そう思いました。

先ほどの答弁で、市では認知症の早期診断につながるように、認知症支援の流れをまとめた認知症ケアパスの周知・啓発に努めているとのことですが、具体的にどのような周知・啓発を行っているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。認知症ケアパスの周知・啓発についてです。

認知症ケアパスについては、市及び地域包括支援センターの相談窓口での配布、認知症サポーター養成講座や認知症に関する出前講座での配布、青森市認知症フォーラム等のイベント時での配布のほか、市ホームページや「広報あおもり」での周知・啓発を図っています。また、認知症の早期診断につながるよう、認知症支援の流れ等を記載したポスターを市内の医療機関の待合室等に掲示していただいております。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

認知症ケアパスですけれども、相談窓口で配布したり、出前講座で配布したり、ホームページや「広報あおもり」で周知・啓発をしているとの答弁でした。

そういうところへ出かける人や、ホームページを見たり、広報を見たりする人は、認知症にはならないんじゃないですかね。私はそう思うんです。

また、認知症ケアパスは、かなりのページ数で作成されております。広範にわたって配布されているようです。私もどんなものかなと思って、この認知症ケアパスを頂きました。こんなにいっぱい書いていて39ページもあるんです。こんなに広範に

書く必要があるのかなと思って、私はこの認知症ケアパスの中で、本当に必要な人に、本当に必要な部分というのは、「注意が必要な変化」です。家族の中でまたは近所の人・親戚の人がどういう変化が出るかということを見極めるための記載があればいいなと思うんです。

それで、これの5ページに、「注意が必要な変化」、「家族が気づく4つの初期症状」というのがあります。同じことを聞いたりするとか、物の名前が出てこなくなったとか、置き忘れやしまい忘れが目立つようになったとか、興味や関心を示さなくなった。これはやっぱり、本当に身近にいる人が気をつけてあげなきゃいけない。そして、そのほかその下に、「注意が必要な10の変化」の部分として、何回も同じことを言ったりする。それからよく知っている人の名前を覚えていないとか——さっき言ったように、計算やお金の勘定ができなくなる。それから場所の見当がつかず道に迷ったりする——さっき言ったように、買物に行ったけれども帰りの自分のうちが分からなくなる。そういうことなんですけれども、この1つと。

それから2つ目は、認知症に関する相談窓口です。私もよく聞かれます。どこに電話すればいいのと。それを、もっともっとアピールしていただきたいです。

それから3つ目は、認知症の診療を行っている医療機関の紹介です。家族の人とか、友達が病院に連れて行きたくても、脳神経外科などそういうところに行きます。病院に行こうと言えば、どこに行くのと。例えばですよ、中野脳神経外科と言うと、なんでそういうところに行かなければならないんだと行きたがらないんです。

だから、そういうときはかかりつけ医に行って、かかりつけ医からそういう病院を紹介してもらおうほうがいいかと、そういうふうにアドバイスしていただきたいと、今お話しさせてもらいました。

今、話したこの3つの部分を1枚のチラシに作成して、1家庭に1枚配布してもらいたい。最初、私は、高齢者や認知症の人がいる家だけでいいかなと思っていましたが、それでは駄目ですよ。(発言する者あり) そうなんですよね。これからなるのもそうだし、子どもたちも家族も親戚もみんな、気をつけて見てもらうためには、こういうことがあったらというチラシをぜひ作成してほしい、これを要望します。

それで、児童虐待が話題になったときには、警察も市も、確信がなくてもいいから、とにかく電話をくださいと言ったんですよ。広報していました。

だから、今も一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦が私たちの周りにはたくさんいるんです。あの人、何だかこの頃おかしいな、変だな、いつもと様子が違うなど疑わしいときには、相談窓口へ連絡をもらえたらいいなと思いますので、何とかこのところ、福祉部長よろしくお願いします。

次に、先ほど私が紹介しましたチラシにある言葉、青森市内では毎日1人以上の高齢者が行方不明になったり、保護されたりしていますという現状を踏まえれば、地域において認知症の人を見守るための体制づくりも大切だと思います。そのよう

な体制づくりに対して、市はどのような取組を行っているのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。認知症の人を見守るための取組についてです。

本市では、認知症高齢者などの早期発見・早期保護につながるよう、認知症などで帰宅困難になるおそれのある方に、緊急連絡先などを事前に登録していただき、登録番号等が印字された見守りシールを配付し、警察や地域包括支援センターと登録情報の共有を行っています。また、警察と連携し行方不明高齢者等の情報をメールマガジンで配信し、情報提供を呼びかける高齢者等SOSネットワークに取り組んでいます。さらに、認知症高齢者などが行方不明となった際には、時間が経過するにつれて行動範囲が広がり、早期発見が難しくなることから、これらの事業については見守りの強化につなげるため、東青5市町村が連携する青森圏域連携中枢都市圏域事業として、広域的な見守り体制で取り組んでいるところです。

このほか、民間事業者等と連携し、何らかの支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、必要な支援につなぐ高齢者等見守り協力事業者ネットワーク事業を実施しています。本事業においては、宅配事業者や新聞販売店など、57の民間事業者等と協定を締結し、異変のある高齢者などを発見した場合には、市へ情報提供していただき、市、地域包括支援センター、民生委員・児童委員等が連携・協力し、速やかに安否確認や必要な支援につなぐなどの対応を行っているところです。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

団塊の世代が後期高齢者へと移行して、今後はますます認知症について、認知症の人だけではなくて、周囲の人や地域の人が向き合わなければいけない機会がだんだん増えてくると思います。

認知症基本法に掲げられている基本理念を実現できるような社会を目指して、これからも認知症に関する諸般の取組を進めていただくようお願いして、この項は終わります。

次に、歳出予算の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費ほか、人件費に関連して質疑します。

今年度から地方公務員における定年の引上げが施行されました。以前の制度であれば、今年度で60歳となった職員は、年度末をもって、定年退職となっていました。今年度からは段階的に定年が引き上げられ、最終的には65歳で定年となります。この定年引上げに伴い、職員の任用や給与など、人事制度に変更があると思いますが、その内容について確認させていただきたいと思います。

今年度から施行された職員の定年引上げについて、主な制度内容をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 小豆畑委員からの職員の定年引上げの主な制度内容についての御質疑にお答えいたします。

職員の定年引上げにつきましては、令和3年6月に国家公務員法が改正され、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるなどの制度改正が行われました。

地方公務員におきましても、国家公務員法の改正に合わせて、地方公務員法が改正され、国家公務員と同様の措置を講じることとされたところであります。

主な制度改正の内容といたしましては、医師等を除く職員の定年が、これまで60歳であったものを、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げ、令和13年度からは65歳を定年とするものであります。

また、定年引上げに伴う任用に係る主な制度改正としては、職員の定年を引き上げる中、若手・中堅職員の昇任機会を確保し、組織全体としての活力を維持するため、課長級以上の管理職の職員につきましては、原則60歳に達した後、管理職以外の職——主幹級職になりますけれども、そちらの職に異動させる管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入したところであります。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 これまで60歳が定年年齢となっていましたが、今年度からは段階的に定年が引き上げられ61歳となって、最終的には令和13年度から定年が65歳になるとのことでした。

この定年引上げによって、勤続期間が延びるため、生涯設計やライフプランを見直す職員もいると思いますが、働く上で重要な、大事なことは、要素である給与面について確認させてください。

定年引上げにより、給与や退職手当の支給時期にどのような影響があるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 給与及び退職手当支給についての再度の御質疑にお答えいたします。

初めに、定年引上げに伴います給与に関する主な影響といたしましては、60歳に達した後における最初の4月1日以後の給料月額について、当分の間、100分の70を乗じて得た額とする給料月額7割措置を講じることとしております。

なお、管理職の職員が役職定年制により管理職以外の職に降任された場合で、給料月額の支給額が管理職として受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない場合は、7割水準の額となるよう、不足額に相当する管理監督職勤務上限年齢調整額を加算して支給することとしております。

次に、退職手当につきましては、今年度から2年ごとに1歳ずつ定年年齢が引き上げられることから、当該定年年齢となった退職時に支給されることとなるものであります。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

高齢期における健康や家族、家計などの状況は千差万別です。個人の生活条件に合わせて、定年後の生活設計を考えることも大変重要だと思います。

今回の制度改正によって、給与や退職手当、年金制度のほか、任用面についても分からないことが出てくると思います。

最後に、職員に対する制度内容の周知について確認させていただきたいと思います。今回の定年引上げは、60歳以降の働き方に影響を及ぼす大きな制度改革だと思いますが、60歳に達した職員がしっかりと検討し、自分に合った働き方を選択できるよう、どのように周知を行っているのでしょうか、お尋ねします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 職員に対する周知についての再度の御質疑にお答えいたします。

定年引上げの対象となります職員への周知につきましては、職員が59歳に達する年度において、60歳以降に適用される任用条件に加え、年収見込額や退職手当試算額、年金制度等、職員のライフプランに関係する情報を提供するとともに、その職員の60歳以降の勤務の意思を確認するため、定年引上げ等人事制度説明会を開催しております。また、その後の環境変化により、勤務の意思が変わる場合も考えられますことから、60歳に達する年度におきましても、勤務の意思を再度確認しているものであります。

引き続き、職員が60歳以降の働き方について、希望に応じて選択できるよう、説明会等を通じまして、適切に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

これまで長い間、市民のために頑張ってくれた職員の皆さんですので、定年引上げの制度内容について、しっかりと説明することによって、その後の働き方について自分で考えたり、希望する働き方を選択できるようにしていただきたいと思います。そのことによって、60歳以降も元気にやりがいを持って働くことができると思いますので、しっかりした情報提供をお願いして、この項は終わります。

次は、10款教育費1項教育総務費1目事務局費、小・中学校における教員業務支援員についてお尋ねします。

長時間労働の是正が多業種で問題となっております。医療業界や運輸・建設業界で、もう4月から待たなしの状況となりました。

公立学校教員の世界でも、中央教育審議会では議論が始まりました。公立学校教員には、超過勤務手当が支給されない代わりに、給与の4%が教職調整額として上乘せされております。超過勤務手当がないことから、長時間労働の実態を真剣に把握することもなく、その結果、教員の多忙化で教員は疲弊し、心身を病み、退職・休職者が増え、若者の就活では教員人気は落ちてきています。

こうした現状を踏まえ、教員が健全に働ける時間には限界があることから、中央教育審議会は、教員の長時間労働を抑制するため、これまで教員の担ってきた仕事を教員以外の非正規職や地域ボランティアに委ねようとしているのが、小・中学校における教員業務支援員事業だと思います。

最初の質疑は、教員業務支援員——スクール・サポート・スタッフと呼ばれているんですけども、この方々の配置状況や業務内容についてお示しいただきたいと思います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 スクール・サポート・スタッフの配置状況及び業務内容についての御質疑にお答えします。

本市小・中学校におけるスクール・サポート・スタッフは、県教育委員会が実施する教員の働き方改革と障害者雇用の促進を図るためのスクール・サポート・スタッフ配置事業を活用し、教員の負担軽減、学校の指導・運営体制の充実、そして新型コロナウイルス感染症対策を目的に、平成30年度から教育委員会が配置しているものであります。

配置状況については、平成30年度及び平成31年度が1名、令和2年度が56名、令和3年度が60名、そして令和4年度及び令和5年度が全小・中学校ということで61名が配置されております。

業務内容につきましては、1つに、児童・生徒の健康観察の取りまとめ作業や校内の換気、消毒作業等、2つに、学習プリントや家庭への配布文書等の印刷、配布準備、3つに、学校行事、式典等の準備補助、4つに、統計情報のデータ入力、集計等、5つに、採点業務の補助、来客受付や電話対応、6つにその他、教員の負担軽減を図るために校長が必要と認める業務などとなっており、教員の負担軽減や学校の指導・運営体制の充実のために必要な役割を果たしております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

このスクール・サポート・スタッフには、何か資格が必要なんでしょうか。どんな人が任用されているのかお知らせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 スクール・サポート・スタッフの任用についての御質疑にお答えします。

スクール・サポート・スタッフの任用に際しては、教員免許等の資格の必要はなくて、現在、任用されている方々は、障害者雇用の推進による任用が15名、保護者や元保護者が18名、地域学校協働活動推進員及び特別支援教育支援員が8名、地域住民が6名、学生が4名、元教職員が4名、その他が6名、計61名となっております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

スクール・サポート・スタッフの業務内容の中で、その他教員の負担軽減を図るために校長が必要と認める業務とありますが、これはどのような業務なのでしょうか、お示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 校長が必要と認める業務についての御質疑にお答えいたします。

各小・中学校におきましては、管理職がスクール・サポート・スタッフと必ず面談をして、スタッフが持つ資質・能力・特性を事前に把握して、業務内容や業務量を決定しております。

各学校からは、校長が必要と認めた業務として、休み時間の見守り、給食の準備補助、古紙回収、掲示物の張り替え、学校ホームページの更新、児童・生徒用端末のセットアップなどが報告されております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 私も、ちょっと学校にお邪魔して、校長先生方の御意見を聞いてきたんですけども、スクール・サポート・スタッフの配置に対して、各学校からの要望がありましたらお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 各学校からの要望についての御質疑にお答えいたします。

各小・中学校からは、スクール・サポート・スタッフによる多様な業務支援によって、教員の負担軽減や学校の指導・運営体制の充実、これが図られているということで、校長からは、引き続き、配置してほしいという要望が多いというところがあります。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 そうですね。このスタッフがいれば、随分いろんな仕事を手伝ってもらえて、先生方は、本来の授業の準備とか、採点とか、そういうことだけに専念できるので、大変助かるんだなど。私も、校長先生の話聞きながら、そう思っ
て帰ってきました。

それで、スクール・サポート・スタッフ配置事業、これは県でやっている事業でしょうけれども、今後も継続されるのかどうか、見通しはどうなっていますでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 配置事業の今後についての御質疑にお答えします。

スクール・サポート・スタッフの配置事業を実施している県教育委員会ですが、

これから取り組む教育関連施策における学校・教師が担う業務に係る3分類14項目に係る対応というのがありますが、その中で、児童・生徒の休み時間への対応、校内清掃、給食時の対応、学校行事の準備・運営、この4項目において、スクール・サポート・スタッフの活用を推進すると示しております。

このことから、次年度についても、スクール・サポート・スタッフの配置事業は継続されるものと考えております。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

スクール・サポート・スタッフは教員の働き方改革に必要な役割を果たしているんですが、今後、教員の働き方改革をどのように進めていくのか、教育委員会の考え方を示していただきたいと思っております。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 教員の働き方改革についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、平成28年に青森市学校多忙化解消委員会を立ち上げ、教職員の多忙化解消に関する指針を策定するとともに、4つの方策に基づいて、約60項目にわたる改革を進めてまいりました。

その方策の1は、教職員の業務量を減らすことであり、校務支援システムの導入やICTを活用した授業改革、学校徴収金や給食事務の負担軽減、小学校部活動の地域移行、教科担任制・複数担任制による負担軽減などにより、教職員が教材研究や子どもと向き合う時間を生み出してまいりました。

方策の2については、学校支援のためのマンパワーを確保するということでありまして、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動支援員等の増員、学校の危機に対応するための、弁護士、医師、心理士など、専門家による緊急支援チームの派遣、学校支援ボランティアの活用、これについては、現在、3万人以上のボランティアが各校に導入されております。そして、退職教員等による人材バンクの設置など、学校を支える人材を増やし、チーム学校づくりを推進してまいりました。

方策の3は、勤務時間を意識した働き方を推奨することであり、定時退下の日や学校閉庁日の設置、ストレスチェックの実施、勤務時間の客観的な把握と時間外在校等時間の把握、これを行ってまいりました。本市には、子どものためなら時間をいとわないという教職員が多いため、法令順守及び過労死防止の観点から、これらは必要なものと考えております。

方策の4ですが、各学校の改革マネジメントの推進を図ることあります。教職員の声を聞くための校長と教職員の面談、校内多忙化解消委員会の設置、教育委員会事務局の学校訪問による指導・助言、校長と私の面談等を実施し、教員の声を生かした改革を指導してまいりました。

これら4つの方策によりまして、令和6年度は、一月平均の教職員の時間外在校

等時間は、調査を開始した平成30年度に比べ、小学校では36.9%が減、中学校は45.3%が減と縮減が図られまして、今年度は、さらに減じる見込みであります。

これは、県が示す学校における働き方改革プランの目標値であります25%減と比べて、大幅な縮減であり、各学校の校長及び教職員の取組の成果と考えております。

教育委員会では、今後、ますます増大するであろう教育課題を解決し、その上で、教員の働き方改革を推進していくためには、これら4つの方策に加えて、方策の5として、学校・家庭・地域が適切に役割分担をし、連携・協働した教育活動を推進していく必要があるものと考えております。(発言する者あり)

先ほど、令和6年度、一月平均の教職員の時間外在校等時間と申しましたけれども、ここの部分、令和4年度、一月平均の間違いでありました。縮減が図られたところであります。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

これで、教育委員会のほうの質疑は終わります。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費に関連して質疑させていただきます。

ねぶたラッセランドの更新については、一般質問において、舘山委員や中田委員が質問していましたが、日本を代表する夏祭りである青森ねぶた祭を後世に健全な姿で残していくための手段の一つとして、本当に重要なテーマだと思います。

そこでお尋ねします。ねぶたラッセランドの整備に当たり、ねぶたの制作以外のねぶたに関する機能も含めた検討が必要であると思いますが、どうでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 小豆畑委員のラッセランドについての質疑にお答えをいたします。

ラッセランドは、大型ねぶたを制作する場として、運行コースまでの輸送の利便性や観光施設との連動性等を考慮し、平成4年から、青い海公園などに、例年5月上旬から8月下旬までの期間で設置されております。これまで経年劣化に伴いますテントシートの全面更新や鉄骨の補強などの修繕を行いながら使用してきたものの、老朽化が進んできている状況にあります。

このような中、青森ねぶた運行団体協議会及び制作者一同から、青森ねぶた祭実行委員会、青森商工会議所及び本市に対しまして、ねぶた小屋を常設型の建築物として新設してほしい旨の要望書が、昨年提出されました。

本市では、ラッセランドの老朽化の状況や運行団体協議会からの要望を踏まえまして、関係団体と協議し、青森ねぶた祭実行委員会において、更新に向け、具体的な調査・検討を進めることとし、係る経費の一部を負担する予算案を計上しております。

調査内容は、今後ねぶた祭実行委員会を中心に、関係団体と協議した上で、詳細を詰めることとなりますが、現時点では、1つに、ねぶた運行コースへのアクセス

などを考慮した候補地の検討、2つに、常設・仮設、それぞれの整備事業費や維持管理費の算出及びメリット・デメリットの整理、3つに、資金計画などを踏まえた整備手法の検討、4つに、ねぶた祭期間以外の活用策のほか、観光振興やにぎわいの創出につながるような提案などを想定しておりまして、調査結果は来年度中の取りまとめを見込んでおります。

ラッセランドの更新の方向性につきましては、来年度に実施する調査結果を踏まえ、整理されるものでありますことから、現時点で、ねぶた制作以外のねぶたに関連した機能を付加するか否かについてお示しすることは困難であります。今後、ねぶた祭実行委員会を中心に、関係団体と連携を図りながら、着実に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

来年度に実施する調査結果を踏まえて検討するとのことでした。現時点では、ねぶた制作以外の関連した機能を付加するかどうかについて示すことは難しいということは理解しました。

調査する内容の中で、観光振興や、にぎわいの創出につながるような提案を受けるとのことです。期待しています。

ねぶた祭は、勇壮・華麗なねぶた、乱舞する跳人、夜空に響くねぶた囃子が三位一体となって成り立っているものであって、祭りを支えている囃子方の皆さんは、年間を通じて練習しております。だけれども、練習場所の確保に苦労しているとの声が届いております。

そこで、質疑します。ねぶた小屋の整備に合わせて、囃子方が年間を通じて練習できる場所を確保すべきであると考えますが、どうでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 再度の質疑にお答えをいたします。

囃子方の練習場所につきましては、団体ごとに、適宜ねぶたの家ワ・ラッセをはじめ、市民センターや各運行団体が所有する倉庫のほか、屋外も含めて、場所を確保し、練習を行っているものと承知をしております。

ラッセランド更新の方向性につきましては、来年度に実施する調査結果を踏まえ、整理するものでありまして、現時点で囃子方が年間を通じて練習できる場所の確保につきましては、お答えすることは困難ではありますけれども、今後更新の方向性を整理する過程で、小豆畑委員の御提案につきましても、参考としてまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

今、ワ・ラッセとかでも練習しているとお聞きしましたけれども、ワ・ラッセも

なかなか空かなくて、練習に使えないということですよ。

それから、屋外も含めてとありましたけれども、屋外でやると、うるさいなど。そっちに行けば、うるさいなど。こっちに行けば、さしねなど言われている。そこで、囃子方の方からの要望なんです、これは。自分たちは囃子方難民だと言っている。

囃子方なくして、ねぶた祭は考えられないですよ。各囃子方の団体が、適宜練習場所を確保しているとのことですが、練習場所の確保に苦慮している団体が本当にあるんです。ねぶた祭の保存、伝承の観点からも、ぜひ囃子方の団体が気軽に練習できる場所の確保について要望します。

私に、このお話をされた方は、もしそういう小屋が1つでもできれば、インバウンドで来られた方の体験にもなるしということも話していただきましたので、ぜひ、この点も考慮していただくようお願いして、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○村川みどり委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時54分休憩

午後1時再開

○村川みどり委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。どうかよろしく願いいたします。

最初に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、除排雪対策事業についてです。

今年は雪が少ないということに加え、私の質疑が最後のほうになるということもあり、質疑が重複することもあると思います。最低保障制度について伺おうと思っ
ていましたが、申し訳ありませんが、質疑は割愛させていただきます。計算などの作業もあると思いますが、1日も早く支払われるように要望します。

除排雪の事業は冬の公共事業的な位置づけといいですか、雪がこれだけ降らないとなると、4割の保障はありがたいものだとも思いますが、業者としては4割の保障があるものの、ただの4割かという感覚もあるわけです。だから、経営を維持することが現状で、どのようにこの冬、そして、これから春になる期間を乗り切るかが問題だと考えています。

今、もし仮に業者が減少する事態になれば、除排雪に影響が出る。冬期間の交通

状況に直接関わってくるため、市民に大きな影響が及びます。早めの救済措置が必要だと考えています。

次の質疑もかなり重複していますが、私も大事だと思い、質疑します。こうして雪が降らなくて、業者が大変なときだからこそ——やっぱり皆さん言っていました——道路のがたがたや側溝を直さなければ駄目だと思います。私は、道路の舗装は真四角の修繕ではなくて、この際、10メートル、20メートル、アスファルトを剥いで、道路の段差がなくなるような舗装がベストではないかと思っておりました。

それと関連して、側溝などは町会・町内会、市民から結構、要望も多い部類だと思います。市民のため、そして業者の経営を支えるためにも道路に関連した工事を早急に発注してはどうかと思いますが、市の考えをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 天内委員からの道路に関連した工事の早期発注についての御質疑にお答えをいたします。

本市では、年間を通じて切れ目のない公共工事の発注を行うため、債務負担行為を設定するなどして、工事の発注・施工時期の平準化に努めております。道路に関連した工事の早期発注につきましては、市民生活に密接に関係する舗装や側溝の整備、道路の区画線などの交通安全施設整備などに係る工事につきまして、速やかに工事着手ができますよう、2月から3月にかけて工事発注を行っております。

以上であります。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 2月から3月にかけて発注しているということで、可能な限り多くの工事を発注し、仕事が迅速に進むよう要望して、除排雪については終わりたいと思います。

次に、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費に関連して、浪岡細野山の家について質疑をいたします。

まず、浪岡細野山の家の指定管理者候補者の主な審査内容についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 天内委員の青森市浪岡細野山の家の指定管理者候補者の主な審査内容についての御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡細野山の家の指定管理者の募集に対しまして、応募がありましたのは、株式会社サンアメニティの1者だけでありました。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、企画部次長を委員長とし、学識経験者、財務等に識見を有する者及び各部局の次長職にある者で組織されました指定管理者選定評価委員会におきまして、同者から提出されました管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上対策及び収支計画等の審査項目につきまして、各項目の点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定しております。

選定方法につきましては、項目ごとに選定基準及び配点を設けておりました、大きく5つの項目に分類いたしますと、1つに、管理運営全般については30点、2つに、管理については50点、3つに、運営については40点、4つに、応募団体については5点、5つに、効率性については30点、合計5項目の合計で155点を満点としておりました、審査の結果、指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値であります得点の合計は105.09点となっております。

選定結果につきましては、応募資格を満たしていること、また、応募団体について及び効率性についての項目を除いた点数84.75点が最低基準点であります71点以上を獲得しておりますことから、株式会社サンアメニティが令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者候補者として選定されたものであります。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 次に、この指定管理者に応募しているサンアメニティという会社は、本社は東京、支社は青森市にあるということですが、地元雇用への配慮についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 指定管理者候補者の地元雇用への配慮についての再質疑にお答えいたします。

青森市浪岡細野山の家の指定管理者候補者であります株式会社サンアメニティは、東京都北区王子に本社を持つ施設管理を主事業とした企業であります。

昭和53年に建物清掃事業から起業いたしまして、総合建物管理事業へと事業規模を拡大して全国展開いたしまして、平成11年には青森支社を設置しております。また、平成20年度には、指定管理部門を新設いたしまして、当時発足された指定管理者協議会、現在の一般社団法人指定管理者協会の会員となりまして、知識、技術、ノウハウを高め、公共サービスの発展に寄与しているところであります。

指定管理業務の実績といたしましては、令和5年度現在、全国で71か所、青森県内では、道の駅「みさわ」、道の駅「いまべつ」、平内いきいき健康館、佐井村森林体験館など、計7か所の公的施設の指定管理業務を行っております。

今回、同者からは青森市浪岡細野山の家の指定管理者の応募に当たりまして、指定管理業務事業計画の中で、地元雇用への配慮について、運営に係る人材は地元に住居する者をこれに充てるとの提案がありました。このことにつきまして、指定管理者候補者に現在の状況を確認いたしましたところ、雇用のめどはついていないということでありました。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 地元雇用に関しては、ほぼ決定しているとの印象を受けました

が、東京に本社を持ち、たしか合子沢に支社を構えていると聞きましたが、青森市内に事業所を持つとのこと。長谷川委員も言及していましたが、市内事業者を探しても見つからなかったとのことで、どうしても私は地元でやってもらいたいという思いがあります。

それで細野は浪岡の町なかから約6キロメートルから7キロメートル離れた山奥に位置していますが、静かな山の中でのということもあたりもするし、あと、中小企業の振興ですか、地域の振興的なものから見れば、担当課にも確認しましたが、法人税が東京に流れてしまいます。どうしても納得できません。

それで、細野地区を見ると、皆さんも御存じのとおり、何年か前に細野相沢冬物語というのが2月にありまして、花火も上がって、大変にぎやかだったんですけども、その細野相沢冬物語をやめざるを得なくなった理由として、地元の人たちが実施できなくなってきたと聞きました。だんだん人も少なくなったということがあると思います。

あと、資料を参照すると、令和5年7月18日に管理運営協議会の会長から、令和6年度以降、指定管理業務ができないとの申出があったと記されています。そういう経緯から見れば、これはあくまでも私の考えですけれども、そういう反応があったということは、その辺りから、市が判断をして、手を差し伸べてあげるべきだったのではないかと。何かいろいろ、所有物は市だとか、その他いろいろな話を聞きましたが、私はそのように思っています。私の考えですが、市が直営でやるべきだったと考えますがどうですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 青森市浪岡細野山の家についての再質疑にお答えいたします。

公の施設の指定管理者の選定につきましては、公募による募集が原則ではありませんものの、青森市浪岡細野山の家指定管理者の選定につきましては、1つに、地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティー意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進、そういった効果が得られること、2つに、現在の指定管理者であります浪岡細野山の家管理運営協議会の総会におきまして、次年度以降も指定管理者へ応募することが決定しておりましたことから、非公募により選定することとしておりました。

しかしながら、先ほど天内委員からもありましたが、令和5年7月18日に現在の指定管理者から、令和6年度以降については、指定管理業務を受託しないという旨の申出がありました。このことから、指定管理者の募集形態を原則であります公募に変更することといたしまして、令和5年11月14日に、外部委員も含まれます指定管理者選定評価委員会におきまして、承認を受け、公募による手続を進めることとしたものであります。

その後、令和5年12月18日から12月26日まで、青森市浪岡細野山の家指定管理

者の申請を受付した結果、株式会社サンアメニティ1者の応募がありまして、令和6年1月18日開催の指定管理者選定評価委員会において、指定管理者候補者に選定されたものであります。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 サンアメニティが全国組織であり、指定管理者業務を専門に行っているため、指定管理者は一般的に安い委託料だし、賃金も安いと言われているので、全国でやっているから何とかやれるのかなというふうに思います。浪岡細野山の家は、これで終わります。

次に、「細野相沢温泉 山の湯」に関してですが、「細野相沢温泉 山の湯」も、令和4年にシャワー用タンクが故障した際、複数の温泉愛好者の方から相談を受けたことがあります。その際、対応を試みましたが、その管理組合の人に話を聞いた結果、私たちではタンクの修理が不可能であると結論づけました。それで、すぐ浪岡振興部総務課に言ったら、市の建物ではないため対応できないと言われ、断念しました。

そこで聞きますが、浪岡細野山の家隣接する「細野相沢温泉 山の湯」の現状を示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 「細野相沢温泉 山の湯」の現状についての御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡細野山の家隣接しております「細野相沢温泉 山の湯」は、地元住民で組織する細野・相沢温泉管理組合が敷地を市から借り受け、平成15年8月に建設・開業した日帰り温泉施設であります。

入浴客数は、開業2年目の平成16年度に4万477人をピークに、徐々に減少しており、特に平成26年度以降は冬期間休業といたしましたことから、年間1万人前後で推移してきております。

こうした中、同組合では、役員の高齢化や利用者の低迷により、温泉の経営が厳しくなっていたことに加え、天内委員からも御説明ありましたとおり、令和4年度の営業開始直前に、敷地の一部が故障したことを契機といたしまして、営業の休止を決定し、再開しないまま現在に至っているものであります。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 開業当時の平成16年には、ピーク時に4万477人が訪れたそうで、大変にぎわっていたと思います。今でも、なぜ運営を続けないのかと住民から問われるほど人気があったと思います。

それで、休業する頃には年間で約1万人前後の利用者がいたそうですが、聞き取りのときに聞いたところ、毎日営業していると仮定して、365日で割ると、1日あたり約25人が利用している計算になりますが、実際には、冬期間は休業しているため、

例えば、1月・2月・3月を休業とすると、実際の利用者数は、もう少し増え、1日当たり30人以上になるのではないかと思います。あの狭い温泉で30人も入るといふのは十分じゃないかなと私は思います。

それで、ついでに、私が毎日、朝風呂に行っている温泉のお母さんに聞きました。もし差し支えなければ、年間何人ぐらい入っているのかと聞いたら、県に報告しているし別にいいよと。書類が今この場がないから、大まかな数だけれども、1万人は利用している。今現在は1万人から2万人ぐらいだよとお聞きしました。詳細は翌日に教えてくれることになりましたが、明日は質疑が終わっているということでもあります。でも、私が行っている温泉に匹敵するぐらいは使われている「細野相沢温泉 山の湯」の必要性はあるものと私は思っておりました。

ということで、最後に質疑しますけれども、初日に長谷川委員が提案をしていましたが、市が新たな浪岡細野山の家指定管理者である事業者「細野相沢温泉 山の湯」の利活用を働きかけたとしても引き受けなくなった場合はどうするのかということをお聞きします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡細野山の家と「細野相沢温泉 山の湯」は天内委員が御承知のとおり、同じ敷地内にありまして、これまでも違う団体が管理してきたという経緯もありますので、長谷川委員からも御提案いただきましたが、一体で管理できるように、今回、指定管理を受託した事業者を引き受けてもらうのがいいのではないかとということで、私どもも働きかけを行ってまいりたいというふうにお答えいたしました。仮に、今、委員御指摘のとおり、断られた場合につきましても、本市といたしましては、やはり温泉の再生につきましても、民間活力でもって再生すべきと考えておりまして、例えば、本市の公民連携ポータルで民間の提案を募集するとか、そういった対応策を関係部局とも協議しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

すみません。訂正を1つお願いいたします。

先ほどの答弁の中で、敷地の一部の故障と申し上げましたが、正しくは施設の一部の故障でありましたので、謹んでおわび申し上げ、訂正させていただきます。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 温泉という地域資源をあのまま寝かせておくよりは、一体としてやるのも仕方ないなと思います。私は直営を提案しましたが、市民にとって貴重な資源であり、多くの市民が待望する、その温泉を可能な限り早く再開することを求めて、終わりたいと思います。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の地域医療について質疑します。

今、公立病院経営強化プランの素案が出されていますが、その前には、2016年か

ら2020年までの公立病院経営改革プランがありまして、6項目の数値目標を定めて取り組んできて、総括がされていますけれども、その期間はコロナウイルスの影響もあり、資料を見ても結果は芳しくありませんでした。例えば、休診となっていた一部診療科の再開には至らなかったが診療体制を維持することができたとか、救急受入れ件数は平成30年度以降減少傾向にあったが、令和3年度、コロナ禍における医療スタッフの懸命な努力により、目標と同程度の受入れ件数となったとか、手術件数もコロナの影響があって下回ったとか、前の計画はそうでした。

今の公立病院経営強化プランの青森市民病院編の素案の概要をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 天内委員の公立病院経営強化プランについての御質疑にお答えいたします。

青森市民病院では、これまでも経営改善に関する計画を策定し、その達成に向け取り組んでまいりました。このたびの青森市公立病院経営強化プランにつきましては、令和4年3月に総務省から示された「持続可能な医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき策定するものであり、策定に当たりましては、院内に医師・看護師などで構成するプラン策定委員会を設置し、医療従事者の意見も踏まえながら検討を進めるとともに、市・県の関係部局との調整のほか、外部有識者で構成する青森市病院運営審議会への意見聴取などを経て、今般、素案として取りまとめたところです。

本プランにつきましては、持続可能な医療提供体制を確保するため、現在、県立中央病院との共同経営・統合新病院整備に向けた具体的な検討作業を進めているものの、統合新病院を新築整備するまでの間は、引き続き、安全で良質な医療サービスを提供しながら、経営改善に取り組む必要があることを踏まえて策定するものであり、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間としております。

本プランの概要につきましては、「役割・機能の最適化と連携の強化」として、急性期医療を中心とした高度医療・専門医療を引き続き担っていくほか、許可病床数を現在の459床から405床へと医師・看護師の状況等を考慮し、適正規模へ見直すこととし、その中で、より質の高い医療提供を目指すこと、また、「医師・看護師等の確保と働き方改革」として、現状の診療体制が確保できるよう、医師派遣元である弘前大学への派遣要望などの継続や、勤怠管理システムの導入による労働時間の適正管理、看護師等の確保及び人材育成などを推進することのほか、「経営形態の見直し」や「新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組」など、国のガイドラインにおいて示された6つのポイントに基づき整理しております。

本素案につきましては、去る2月1日から2月29日までの間、わたしの意見提案制度を活用し、市民からの御意見等を募集したところであり、その結果も踏まえ、本年度中にプランを策定することとしております。策定後におきましては、本プランに基づき、各種取組を着実に推進し、市民病院の役割・機能を果たしながら、引

き続き経営改善に努めてまいります。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 この素案を見てみて、いつもより多く強調しているのは看護師のことだと私は思いました。医師と共に看護師の働き方、確保対策、人材育成を重視しているように見えます。質疑しますが、まず、市民病院における看護師の確保対策についてお答えください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 看護師の確保対策についての再質疑にお答えいたします。

市民病院における看護師確保の取組としましては、採用後の働きやすい勤務環境づくりに向け、業務のタスクシフト・タスクシェアの推進に取り組むとともに、勤務状況に応じたキャリアアップや認定看護師の資格取得を支援するなど、仕事へのやりがいづくりに努めております。また、実際の看護体験を通じ、当院の教育体制や働き方について理解を求め、将来の自分の働く姿をイメージする機会を提供することを目的に、看護師・看護学生を対象としたインターンシップ、高校生などを対象とした病院見学を実施しているほか、看護師養成機関の訪問活動や就職説明会での採用情報の紹介を通じ、PRに取り組んでおります。

さらに、看護師の採用に当たりましては、令和3年度から県立中央病院の共同採用試験に参加し、より多くの看護師を目指す学生等に対して、早期からアプローチできる体制を整えてきたところであり、今後も、引き続き、看護師の確保に努めてまいります。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 答弁のとおり、いろいろと確保対策を行ってきていますけれども、私も様々ある中でこだわったことがありまして、平成27年第2回定例会で質問をしていますけれども、市立高等看護学院、これは定時制の3年制の学校ですが、せっかく市立で学生に教えて、看護師として育てるのに、一覧を見れば市民病院には、僅かしか残らないということでした。何かもったいないなと思い、昔あった修学資金制度を復活するべきでないかと求めました。

答弁は、入学金が1000円で授業料が3000円と安い金額でありあまり利用されていない、定時制で日中は病院でそれぞれ勤務していて、夜は勉強する、卒業後は、そのままその勤務の病院に就職するのが多い状況だということなどを言われました。あとは、この市立高等看護学院の趣旨は、市民病院のためではなくて、市内・地域の医療のためだからということと一定量の看護師は確保できているという答弁でした。

そこで、質疑しますが、青森市立高等看護学院の過去3か年における入学生と就職先の内訳及び市民病院への就職者数についてお答えください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 高等看護学院の入学生と就職先の内訳についての

再質疑にお答えいたします。

青森市立高等看護学院では、准看護師養成所を卒業した資格保有者を受入れしており、入学生の内訳として、令和3年度は市内20人、市外7人、県外1人、合計28人、令和4年度は市内21人、市外3人、県外1人、合計25人、令和5年度は市内10人、市外2人、県外3人、合計15人となっております。

また、卒業生の就職先の内訳につきましては、令和2年度は市内19人、市外1人、県外4人、合計24人、令和3年度は市内16人、市外がゼロ人、県外2人、合計18人、令和4年度は市内23人、市外がゼロ人、県外3人、合計26人で、このうち青森市民病院への就職者数は、令和2年度が2人、令和3年度が1人、令和4年度が4人となっております。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、答弁がありましたけれども、この表の中で一番多いのが、令和4年度が卒業生28人に対して市内が23人、そのうち4人が市民病院ということで、これが今までで一番多いんですけれども、あとは令和元年度は23人の卒業生の中で、市内が11人、そのうち1人が市民病院だとか、令和3年度も、20人が卒業して、16人が市内で働いて、そのうち1人だけが市民病院ということであるんですけれども、もうちょっと市民病院に残るような仕組みというんですかね、できないものかなというふうに改めて思いました。

それで、お聞きしますが、高等看護学院の卒業生の多くが市民病院以外に就職しているようであるが、その理由を示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 高等看護学院の卒業生の就職理由についての再質疑にお答えいたします。

先ほど天内委員からもありましたけれども、青森市立高等看護学院は定時制となっており、日中は准看護師として医療機関等で働きながら通学できるため、入学生の多くが入学時点で医療機関や介護施設等に勤務しており、卒業後も勤務を継続する者が多くなっているものであります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 定時制の学生の立場だから、昼に病院とか、介護施設で働いている。そして、そのまま就職してしまうということですが、その中でも1人、2人とかは市民病院に入る方がいるということです。

聞き取りのときにも説明を受けましたが、3年生のときに実習で働けない、収入がないということで、民間の医療施設は給料や手当を保障してくれるとのこと。やはり、ここが問題なんじゃないかなと思います。何らかの財政支援が私は必要だと思いますが、その点で、簡単でもいいのでお答えください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 看護師の確保についての再質疑にお答えいたします。

今回のプランの中では、生産年齢人口などにより、今後、医療従事者の確保がますます困難になることが予想されますので、医療従事者の確保対策であるとか、あるいは職員の人材育成、働き方改革の推進による働きやすい職場環境の整備を図ることとしております。

看護師につきましては、育児・介護といった家庭の事情等により、特に夜勤業務に従事する職員の確保が課題となっていることから、看護師の負担軽減のためにも、さらに取組の強化を図ることが必要と考えておまして、今回のプランに掲げた各種取組を着実に推進していくことで、看護師の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 また、平成27年第2回の質問内容に戻りますけれども、私が市民病院の看護師確保につながるように修学資金制度の再開を求めましたが、当時の健康福祉部長が、看護師職員の在り方、青森市において看護師職員が足りているのかいないのか、確保対策をどのようにすればよいのかということは、るる検証しなければならないと思っているが、当時、県において地域医療構想を策定することとなっており、それに伴い、二次医療圏域ごとに医療機関・医療機能の必要性等が示されるので、そこで看護職員の確保対策はどうあればよいのか検討していかなければならないと答弁しています。

今、地域医療構想は2025年度を目標にして策定したので、もう来年は2025年度だから、もうほぼできているわけです。地域医療構想で検討すると言いましたが、どのように検討したのでしょうか、お答えください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。地域医療構想における看護職員の確保対策についてということであります。

現在、地域医療構想も含めまして、県が策定中の第8次青森県保健医療計画案によりますと、令和4年12月31日現在の数値であります。人口10万人に対する看護師の数であります。全国が1049.8人に対しまして、青森県は1118.2人と全国平均を上回っている状況ではあります。

しかしながら、県内医療機関においては、多様化する看護ニーズに対応するため、資質向上に向けたキャリアアップ支援や魅力ある職場づくり等の取組により、看護職員の確保・定着を図ることとしております。市といたしましても、県の動向を注視し、関係機関と連携してまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 経営強化プランの素案では、そうでないんです。確保状況は、平成28年度が市民病院346人、平成30年度がずっと上がって365人で、令和3年度がまた344人に減少しているということで、今の実態は減少が続いているので、このままでいいのかと。影響が出てくるんじゃないかということなんですが、それで、その影響を素案に書いていましたけれども、職場環境が大変だと。育児・介護といった家庭の事情により、夜勤業務の確保が課題となっている、一部の看護師に負担が集中している、だから1病棟が休棟になったと。負担軽減を図っているということなのかなというふうになっています。

今、同じ仕事をするにしても、前向きに患者のために働くことが、やっぱり重要だし、あと質疑しようと思ったけれどもしませんが、今後、統合新病院も迫ってくるということで、なおさら看護師の働き方、勤務環境の改善が必要じゃないかなということで、この辺で今日は終わっておきたいと思います。

次、最後、10款教育費2項小学校費1目学校管理費と10款教育費3項中学校費1目学校管理費に関連して、浪岡地区の教育環境についてお聞きします。

質疑します。3月補正予算案の小学校大規模改修事業の事業内容をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 天内委員の小学校大規模改修事業についての御質疑にお答えいたします。

3月補正予算案に計上しております小学校大規模改修事業は、三内小学校校舎の外壁改修工事及び同工事設計意図伝達及び工事監理の業務委託となっております。この事業は令和6年度実施予定としておりました国庫補助事業であります。国の交付金の内示によりまして、令和5年度に前倒しとなりましたことから、当該工事に係る経費を令和5年度3月補正予算案として、本定例会に提出し、御審議いただいているところであります。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 分かりました。

次、すぐ行きます。再度、お聞きします。内容は変わります。浪岡中学校校舎屋上防水改修工事が行われてきましたが、現在の進捗状況をお示ください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 浪岡中学校校舎屋上防水改修工事についての再質疑にお答えいたします。

浪岡中学校校舎屋上防水改修工事につきましては、校舎の規模が大きいことから、2工区に分割して工事を実施しております。令和5年度は、第一工区といたしまして、一般教室棟、木工・金工室棟、昇降口棟の屋上防水工事を実施いたしました。令和5年12月に完了いたしました。また、令和6年度は、第二工区といたし

まして、管理・特殊学級棟、特別教室棟、普通教室棟につながる渡り廊下の屋上防水工事を実施いたしまして、全工区完了する予定でありまして、当該工事に係る経費を令和6年度当初予算案として、本定例会に提出し、御審議いただいているところであります。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 2期の工事も、くれぐれもよろしくお願いいたします。

次に、何度も質疑に取り上げて、改修工事を訴えてきた浪岡地区で残すところの浪岡北小学校の屋根さびについて、青森市教育委員会では屋根の改修工事が必要と考えているが、今後の見通しをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 浪岡北小学校の屋根についての再質疑にお答えいたします。

浪岡北小学校につきましては、屋根にさびが生じていることを確認しておりまして、その状況を注視してきたところでありますが、さびが広範に及んできましたことから、校舎及び屋内運動場の屋根の全面改修工事設計業務を実施することとし、当該設計業務に係る経費を令和6年度当初予算案として、本定例会に提出し、御審議いただいているところであります。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 この答弁まで、本当に長かったなと思います、学校が多いからということで、ずっと同じ答弁でしたので。でも、今やっと設計ということなので、設計をやれば、普通は、次の年は工事になるはずなんですけれども、まさか、そこで、また間を置くということはないと思いますけれども、くれぐれもよろしくお願いいたします。

次に、項目の2つ目なんですけど、浪岡地区の通学区域再編に向けた取組を示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 天内委員の浪岡地区の通学区域再編に向けた取組についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、通学区域再編による教育環境の充実に関する基本計画に基づき、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象といたしまして、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、御理解を頂きながら、通学区域再編を進めてきたところであります。

浪岡地区におきましては、複式学級を有する小学校の保護者との話し合いを年2回程度、継続的に実施しており、この話し合いの中で、教育委員会から将来的な児童数の推移や小規模校のメリット・デメリットなどについて情報提供を行った上で、今

後の教育環境の在り方について、具体的な御意見を頂いているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、関係する皆様への情報提供と意向把握に努めながら、教育環境の充実に向けた通学区域再編に継続的に取り組んでまいります。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 浪岡地区を見ると、誰が見ても、はっきりと分かるのは本郷小学校です。今現在、児童数約50名ですか。ここが対象に入っていると思います。

それはさておき、次の質疑に行きますけれども、郷土芸能とか、伝統文化の代表的なのは青森ねぶたですけれども、あとは青森市内でも獅子舞とかもやっているところもありまして、継承していくため、学んでいただくためには、小さい頃から児童・生徒にやっぱり伝えていく取組が必要ではないかなと思います。そうした取組があると聞いています。

質疑します。本市の小・中学校の郷土学習の取組について、お示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 天内委員の郷土学習についての御質疑にお答えいたします。

教育基本法におきましては、教育の目標の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」としており、本市におきましても、児童生徒に郷土の伝統と文化に対する理解を深め、誇りと愛情を醸成するための郷土学習に積極的に取り組んでおります。

本市小・中学校における郷土学習は、児童生徒の発達や興味・関心、地域の特色を踏まえ、主に社会科、生活科、総合的な学習の時間において実施しております。

社会科では、教育委員会が作成し無償配付しております、小学校3・4年副読本「わたしたちの青森」、小学校6年副読本「わのまち青森学」、中学校副読本「魅力発見！青森学」を用いて、ねぶた祭や三内丸山遺跡及び小牧野遺跡、青森空襲、本市の発展に寄与した人物の業績、青森市のまちづくりなどの学習に積極的に取り組んでおります。

総合的な学習の時間では、児童生徒が身近な地域社会について自ら学習課題を設定し、地域の教育資源を有効活用しながら調査をしたり、話し合ったりする探求的な学習に取り組んでおります。例えば、委員から紹介のありました本郷小学校では、5・6年生において、本郷凧を題材に取り上げ、たこの歴史を調べたり、墨入れから彩色までの制作、そして実際にたこ揚げに挑戦したりするなど、地域への理解を深め、誇りと愛情を醸成する学びを設定しております。高田小学校、浪岡野沢小学校などでは、獅子踊りなどの郷土芸能の由来を調べる活動や、囃子・演舞の練習を通して、地域の祭りや踊りには人々の様々な願いが込められているということを理解し、社会の担い手として必要な態度を身につけられるような学びを設定しており

ます。三内中学校では、教育課程特例校制度を活用し、音楽科、美術科、総合的な学習の時間の一部を組み合わせ、三内丸山学を設置し、世界遺産三内丸山遺跡の価値を再認識し、そのよさを内外に発信する学びを設定しております。

教育委員会では、各小・中学校において、地域の教育資源を活用しながら、主体的に関わる学びを設定することにより、本市の児童生徒に伝統と文化を尊重し、郷土青森に誇りと愛情が醸成されるよう、また、本市の発展に寄与する人材を育成できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、教育長が答弁をしたとおり、ねぶた以外にも様々な郷土の学習の取組がありましたけれども、やっぱり小さいときから関われば、大人になっても継続していくということもあると思いますし、すごく重要なことだと私は今回思いました。

それで、教育長から、だるま凧の話が出ましたが、本郷地区の全部でないとしても、玄関にだるま凧を飾っている家がありまして、これはどうしたんですかと聞いたら、うちの孫と一緒に作ったとか、あと、小学校でも作らせるという話を聞きました、そういうことを聞いたら、地域の文化・歴史を大事にしている大変よいことだなと私は感動をしました。

詳しくは分かりませんが、本郷のだるま凧は、作る起源というんでしょうか、昔、本郷地区に大工がいましたが、冬に仕事がないため、それで、ヒバで骨組みを作ったりして、そこから始まったというふうに聞いていました。教育委員会事務局教育部長は、その辺りに詳しいと思いますが、答弁いただきたいと思います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 本郷凧についての再質疑にお答えいたします。

本郷凧は、だるまの絵柄で知られます浪岡地区を代表する郷土のたこであります。明治26年頃に、本郷地区在住の津川多平氏によって始められまして、戦後になって、多平氏の御子息、武七氏によりまして、その制作技術の継承が図られたものと伺っております。

この浪岡地区を代表する、たこの制作技術といたしまして、平成16年12月21日付で、本郷凧制作技術保持者といたしまして、浪岡町指定無形文化財に指定されまして、その技術の保持者といたしまして、津川武七氏個人が認定されております。その後、平成17年4月1日の旧青森市と旧浪岡町との合併後に青森市指定文化財となりましたけれども、平成22年に、唯一の保持者である津川武七氏がお亡くなりになったことにより、青森市文化財保護条例第24条第7項の規定によりまして、平成25年4月25日付で、同氏の当該保持者としての認定の解除とともに、市の指定が解除されたものであります。

以上です。

○村川みどり委員長 天内委員。

○天内慎也委員 どうもありがとうございます。

最後にまとめますが、学校で授業としてやっていることがいいなと思います。また、通学区域再編についても聞きましたが、基本的には、統合したとすれば、保護者、PTAの方々等と学校との協議で貴重な授業がどうなっていくのか、継続できるのか廃止になるのかということですが、できれば継続してほしいです。統合先は、おそらくマンモス校の浪岡南小学校だと思いますので、統合した場合に教える人も大変だと思っており、そういう貴重な授業が継続できるのか、私はそこを心配しているところです。

関係者によると、本郷小学校では、たこは作れるし、骨組みを組み立てることができますが、浪岡南小学校ではたこ作りは難しいという話をしており、絵を描くだけになるだろうと言っていました。それでも仕方がないとは思いますが、そのような伝統や文化、郷土学習を大切にしてほしいと強く願い、質疑を終わらせていただきます。

○村川みどり委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 自民クラブ、澁谷です。よろしくお願いたします。

初めに、一般廃棄物収集運搬業の作業基準について、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費についてお伺いしたいと思います。

廃棄物処理業者からのお願いで、現状をもう少し市にも理解していただきたいという、今、人材不足だということで、一般廃棄物収集運搬業の許可業者の基準というものを2名から1名に変えられないかという要望がありまして、市に要望させていただいていたんですが、まず、市では、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に対して作業基準を定めていらっしゃるんですが、その概要についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 澁谷洋子委員の一般廃棄物収集運搬業の作業基準についての御質疑にお答えいたします。

本市では、一般廃棄物処理業の許可業者に対して、関係法令等の遵守や業務上必要な作業基準など、業を行うに当たって遵守しなければならない事項を記載した青森市一般廃棄物処理業許可業者遵守事項を作成しており、その中で収集運搬業に係る作業基準等を定めております。

この収集運搬業に係る作業基準等につきましては、廃棄物の適正処理及び作業時における作業員の安全管理の確保を目的として定めているものであり、その内容といたしましては、一般廃棄物収集運搬許可車両及び作業器具等の点検・整備を実施すること、運搬時のごみの飛散、汚水の流出及び悪臭の発生がないようにすること、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して収集・運搬をしないこと、収集・運搬を行うに当たっては、2名以上をもって行うことなどとなっております。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

2024年問題が始まりまして、新たな労働時間規制の影響などによって、ドライバーの人材不足というのがとても深刻になってきていると思います。そこで、作業基準の見直しをお願いということで要望をさせていただきました。

この収集運搬業は、エッセンシャルワーカーですので、市民生活には欠かせないものの一つとして位置づけられていると思いますが、実際の収集運搬の作業量や、この人材不足の現状などを踏まえると、2名から1名への作業基準を緩和していただきたいというのが、皆さん、どの業者も異口同音に思っていることです。

そこで、安全対策を講じるなど、条件はつくとは思いますが、現在の2名以上の作業基準を緩和できないかということでお伺いしたいと思います。お願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 収集運搬時に2名以上で行う作業基準の緩和についての御質疑にお答えいたします。

収集運搬作業2名以上で行うという作業基準につきましては、作業時の事故を未然に防ぐことを目的に定めているものでありますが、一般的に、事業系一般廃棄物の排出量は家庭系一般廃棄物と比べて非常に少ないということ、また、中核市の状況を調査させていただいたところ、約9割の中核市が収集運搬時の人員要件を定めていないことなどを踏まえまして、現行の2名以上で行う作業基準を緩和する方向で現在検討しているところであります。

また、引き続き、収集運搬作業の安全確保を図るために、事業者に対する自主的な安全対策の指導や、市主催によります交通安全講習会の開催などを検討しているところであります。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございました。

一般廃棄物の運搬車両というのは、手が巻き込まれて、けがをするおそれがあるなど、いろいろ安全対策は皆さん、どの事業者も気をつけているようではございますけれども、やっぱり、これは事業系で、その企業が企業で持っているお客さんのところに収集をしに行った際、どうしても、そこに人手を取られると、市内の運搬作業に影響をもたらしかねないということでの要望だったので、この作業基準の緩和については要望を検討していただくようお願いいたします。以上で、この項は終わります。

次に、子育て支援について、3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費、国の「こども未来戦略」に基づく令和6年度からの児童手当の拡充について、拡充前の令和5年10月分から令和6年1月分の支給実績と拡充後の令和6年10月分から令和7年1月分の支給見込みを比較し、どれだけ増えるのかをお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 澁谷委員からの制度拡充前の支給実績と拡充後の児童手当

の支給見込みについての御質疑にお答えいたします。

令和5年度の制度拡充前の支給実績と令和6年度の制度拡充後の支給見込みについて比較しますと、令和5年度の令和6年2月支給では4か月分、いわゆる令和5年10月分から令和6年1月分として、児童数は延べ8万8867人、支給額は9億7413万5000円となっています。令和6年度当初予算案では、制度拡充分として、拡充後となる令和6年10月から令和7年1月の4か月分として、児童数延べ10万9024人で14億3956万円を見込んでいます。

令和5年度の4か月分と令和6年度の4か月分を比較しますと、児童数延べ2万157人の増、支給額としては4億6542万5000円の増となります。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 この制度が拡充することにより、市の負担はどのくらい増えるのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。制度が拡充することによる市の負担についてです。

児童手当について、制度拡充前の令和5年10月から令和6年1月の4か月分の支給に係る予算と制度拡充後の令和6年10月から令和7年1月の4か月分の支給見込みについて、国が示す負担割合を基に試算しますと、本市の負担となる一般財源は、令和5年10月から令和6年1月分の支給分は1億5321万4000円、令和6年10月から令和7年1月分の支給見込み分は1億5051万1000円を見込んでおります。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 それでは、拡充後の市の負担割合をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。拡充後の市の負担割合についてです。

拡充前の負担割合は、国と地方の負担割合を2対1とし、3歳未満被用者については15分の7を事業主負担としています。具体的には、3歳未満被用者については、事業主負担以外は、国が45分の16、県と市が45分の4ずつとなっています。3歳以上被用者等については、国が3分の2、県と市が6分の1ずつの負担となっています。

拡充後の負担割合は、新たに創設される子ども・子育て支援納付金を財源の一つとして加えた上で、国と地方の負担割合はおおむね2対1としています。具体的には、3歳未満被用者については、支援納付金が5分の3と事業主負担が5分の2となり、市の費用負担は発生せず、3歳未満非被用者については、支援納付金が5分の3、国が15分の4、県と市が15分の1ずつの負担となります。3歳以上被用者・非被用者については、支援納付金が3分の1、国が9分の4、県と市が9分の1ずつとなります。なお、公務員分については、拡充前・拡充後においても、全額が所属

庁の負担となります。

制度拡充後の市の負担額についてですが、高校生年代までの支給対象等は拡大するものの、子ども・子育て支援納付金制度の創設と合わせ、費用負担割合についても見直されることとなっており、本市の実質的な負担は制度拡充前と同程度と見込まれます。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございました。

高校生が一番、お金がかかる頃だろうなと思って、よく私が聞かれるのは、今の子育ては何でもお金がついていいななんて、子育てが終わった方々から話を聞きました。拡充になってよかったのではないかなと思います。これについては終わります。

次に、3款民生費2項児童福祉費、「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業の実施に係る概要についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 澁谷委員からの「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業についての御質疑にお答えいたします。

国は、令和5年12月に策定した、「こども未来戦略」において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設することとしました。具体的には、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業としての制度化を、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての本格実施をすることとし、この間、本格実施を見据えた試行的事業を行うこととしています。

昨年12月、国から試行的事業の実施に係る公募があり、令和8年度に予定されている制度の本格実施を見据え、本市における効果や課題等について把握・検証し、本制度の実施をスムーズに進めるため、試行的事業の実施について応募し、令和5年12月28日付で事業採択に係る内示があったところです。

試行的事業の概要については、国の実施要綱によると、対象となる子どもについては、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子ども、実施場所については、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等、設備基準及び保育の内容、職員の配置については、一時預かり事業の実施に係る基準を遵守すること、市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となる子どもを確認すること、対象となる子どもの通園においては、1人当たり月額10時間を上限として実施することとされています。

本市における試行的事業については、現在、具体的制度設計の検討に着手しており、国の実施要綱の内容を踏まえつつ、国が今年度実施しているモデル事業の成果や、市内各保育施設からの意見等を参考に、7月からの実施を目指していきたいと考えております。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 7月からの実施を目指すにも、この「こども誰でも通園制度（仮称）」を、まず、今言った実施場所の保育所、認定こども園など、各事業所の理解を得られなければいけないという、その準備期間としては少し短いような気がするんですけども、なるだけ理解されるようになればいいなと思います。

次に、質疑しますが、この「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業の対象児童数はどの程度なのかお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業の対象児童数についてです。

国の実施要綱によりますと、試行的事業の対象となる子どもについては、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもとされています。

令和5年4月1日現在で、本市のゼロ歳から2歳までの児童数は4204人で、そのうち、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所に入所している児童は2479人となっており、保育所等に入所していない未就園児の人数は1725人となっています。

令和6年度当初予算については、予算の積算上、利用率については一時預かりの利用率等を勘案し、409人として見込んでいます。

なお、今後、制度設計の上、実施に当たって、広く周知していくこととしており、利用者数が見込みを上回った場合には、適切に対応してまいります。（発言する者あり）

申し訳ございません。先ほど、私、試行的事業につきまして、対象となる子どもの通園においては、1人当たり月額10時間を上限としてと申し上げましたが、正しくは1人当たり月10時間でしたので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 次の質疑は、試行的事業の実施に向けた周知に関する取組予定についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。試行的事業の実施に向けた周知についてです。

試行的事業の実施に当たっては、対象となる子どもの保護者に事業の存在を認知していただくため、また、利用に当たっては、本市に対する事前の申込み手続が必

要となる見込みであることから各保育施設での預かりを開始する前に「広報あおもり」や青森市ホームページ等の広報媒体や青森市子育て支援アプリAOMOTTOの情報配信機能、乳幼児健康診査での保護者に対するチラシ配付等により、広く周知することを想定しています。

各保育施設に対しても、随時、国からの情報等を提供し、情報の共有化を図るとともに、各施設からの御意見を踏まえながら、制度設計を行ってまいります。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この「こども誰でも通園制度（仮称）」なんですけれども、まず先に、懸念するところは、保育士に負担がかかるということが一番だと思います。

409人のお子さんが月10時間、協力してくださる保育園等に親御さんが預けたいといった場合、今の保育施設でそれだけの余力はあるかという、そうではないから、この世の中、保育士が少ないというふうに言われていて、私は以前から思ってますけれども、青森市は、保育士を育てるということに、あまり何というのでしょうか、協力的ではないというか、そういう支援制度もないんじゃないのかなというふうに考えていて、今だから、これを始めるに当たって考えるべきであると思うし、また、保育補助、保育助手という方も必要とされてくるので、まずは保育士だけに負担がかかるんじゃないなくて、保育所・事業所とこれから相談をしていく上で、何が必要で、どういうことを保育所が求めているのかという、その検討するところで話をきちんとしていかなければ、この通園制度というのは成り立たないのではないかと懸念するところもあります。

ぜひ、福祉部長には、事業者の考えをよく聞きながら、青森市としての立場も踏まえながら、良い関係を構築していただきたいというふうに思います。これについては以上で終わります。ありがとうございます。

最後に、7款商工費1項商工費4目観光地整備事業費に関連して、観光施設の指定管理料に係る質疑をしたいと思います。

観光地整備事業費に計上されている経済部所管の観光施設に係る指定管理料について、令和5年度と令和6年度の当初予算比較と主な増減理由をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 澁谷委員からの経済部所管の観光施設の指定管理料の当初予算比較についてお答えをいたします。

観光地整備事業費に計上されております経済部所管の4つの観光施設のうち、ユーサ浅虫は、令和5年度の6687万4000円に対しまして、令和6年度は6387万6000円と299万8000円の減、その主な理由といたしましては、令和5年度に限り、電気代高騰分として予算措置された214万4000円が減となったことによるものです。

次に、青森市幸畑墓苑は、令和5年度の1789万3000円に対しまして、令和6年度は1933万2000円と143万9000円の増、その主な理由といたしましては、人件費の単価

見直しに伴う71万円の増、光熱水費を実績で見積もり97万8000円の増となったことによるものです。

続きまして、モヤヒルズにつきましては、令和5年度の1億4472万3000円に対しまして、令和6年度は1億1627万1000円と2845万2000円の減、その主な理由は、リフト等の修繕費2398万円が減となったことによるものです。

最後に、青森市文化観光交流施設「ねぶたの家 ワ・ラッセ」は、令和5年度の618万8000円に対しまして、令和6年度は1188万8000円と570万円の増、その理由といたしましては、修繕費の増額によるものとなっております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 経済部長、ありがとうございました。

それでは、10款教育費5項社会教育費2目市民センター費に関連して、市民センターの指定管理料に係る質疑を行います。

市民センターの令和6年度当初予算の指定管理料について、令和5年度と比較した場合の増減額とその理由をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 澁谷委員の市民センターの指定管理料の増減額についての御質疑にお答えいたします。

中央市民センターを除きます10地区市民センター全体の指定管理料といたしまして、令和6年度当初予算には3億4055万3000円を計上しており、令和5年度当初予算に計上しております3億5034万1000円に比較いたしまして、978万8000円の減額となっております。

減額となりました主な理由といたしましては、1つに、燃料費の高騰によりまして、電気料金の急激な上昇に備えまして、令和5年度当初予算では、電気料金の大幅な増額を見込んでおりましたが、令和6年度当初予算では、これを実績ベースで計上したことなどによりまして、施設運営費が減額となったこと、2つに、青森市民大学西部校に西部女性校が統合されたことなどによりまして、関係事業費が減額となったことなどとなっております。

以上です。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

観光整備事業費の指定管理料と市民センターの指定管理料、それぞれお伺いしたのは、この2つの指定管理運営団体から、一番、指定管理料が安い、足りないというふうなお話を聞く機会が多かったので、それぞれお伺いしました。

例えば、物価高騰で光熱費が高騰になったので、前もって多めに予算をつけます。それで、30万円残りしました、50万円残りしました、だから、次に反映されるときに、その50万円少なくてもいいよねというふうな考え方はしていないと思いますが、減

しているというものと認識をしております、指定管理期間中の指定管理料の変更は、原則行わないこととしております。

しかしながら、指定管理者と締結する指定管理施設の管理業務に関する協定書におきまして、業務実施に伴う責任分担というのを定めております。急激な物価変動に伴う経費の増加や、施設の管理運営に影響を及ぼす関係法令等の変更、また、大規模修繕による閉館時の指定管理料の取扱い、また、災害等の不可抗力があった場合の費用負担など、その対応は協議の対象というふうにしております。

したがいまして、協議の結果によって、指定管理料の変更も可能としているものであります。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

例えば、モヤヒルズであれば、今冬は雪が少なかったので、リフトが動くという回数も少なかったと思いますけれども、1年通してモヤヒルズはイベントをやっていて、リフトがだんだん古くなってきて、修繕もかさむようになってきたという必要経費だったと思います。

やっぱり、古いものに対して、修繕費はある程度見込んでおかないといけないし、というのが前提にあると思いますので、その必要経費という部分で、事業者とよく話をさせていただければ、そんなに、この指定管理が悪いということにはならないんじゃないのかなというふうには思いますが、最後にお伺いします。

この基準額の積算について、他都市ではどのように積算をしているのか教えていただけますでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 他都市の指定管理の基準ということですが、ちょっと今、手持ちがありません。お答えできません。

○村川みどり委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 そうですね、と思いました。

ただ、やっぱり他都市の状況も踏まえながら、この指定管理という部分が、だんだん難しくなっている、なので直営になっているというのが新聞報道等で最近よく見るようになったのではないかなと思いましたので、お伺いさせていただきます。

1者でも多く、1団体でも多く、この指定管理というのに応募をしていただきたい、魅力のあるものをつくっていただきたいと思うので、今回、質疑をさせていただきました。どうもありがとうございました。

以上で私の質疑は終わらせていただきます。

○村川みどり委員長 次に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 自民クラブ、柿崎孝治です。

今日、通勤時、青森ベイブリッジの気温は9度、風速は2メートルでした。先日

積もった雪は全て消えてなくなっていました。

昨日は、青森春まつり実行委員会の会議が行われていたそうです。来週21日木曜日には、今期初のクルーズ船が青森新中央埠頭に寄港する予定です。いよいよ青森市も春を迎えます。

それでは、質疑をいたします。

地域おこし協力隊について、2款総務費1項総務管理費4目企画費、6款農林水産業1項農業費4目畜産業費、7款商工費1項商工費2目商工業振興費、地域おこし協力隊活動支援事業は、都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱、隊員は一定期間、地域に移住し、地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業の従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

長谷川委員への答弁では、令和6年度当初予算に計上されている地域おこし協力隊員は7名とのことですが、そのうち経済部、農林水産部、浪岡振興部に係る地域おこし協力隊について質疑します。

「AOMORI STARTUP CENTER」に、配属されている地域おこし協力隊員の活動内容と事業費の内訳についてお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 柿崎委員の経済部所管の地域おこし協力隊員の活動内容等についてお答えをいたします。

東青地域のビジネス拠点であります「AOMORI STARTUP CENTER」の体制強化と移住による企業の促進を図るため、令和4年度から、地域おこし協力隊員を1名配置しております。

当該隊員は、同センターの運営等を通じまして、起業に関する知識やスキルの習得、人脈形成等を行い、将来的に本市で起業することを目指しております。

活動内容といたしましては、同センターにおきまして、起業・創業や経営に関する相談サポートや、セミナー・ワークショップ・交流会等のイベントの運営・協力のほか、本市等が開催する移住に関するイベント等への協力などを行っております。

事業費につきましては、来年度隊員2名分で960万円の予算を計上しております。その内訳といたしましては、1人当たりの報酬が330万円、その他の活動経費が150万円となっております。

以上であります。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 ありがとうございます。

続いて、畜産に携わる地域おこし協力隊員の活動内容と事業費の内訳をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 柿崎委員の畜産に携わる地域おこし協力隊の活動内容と事業費についての御質疑にお答えいたします。

畜産に携わる地域おこし協力隊員である八甲田牛隊員の活動内容といたしましては、1つに、家畜飼養技術を学ぶをテーマとし、青森特産八甲田牛の飼育技術の習得のため、市内の畜産農家の下で八甲田牛の飼育技術を学び、また、市営八甲田放牧地で指定管理者の下、放牧管理技術を学んでいただくこと、2つには、6次産業化を学ぶをテーマとして、八甲田牛の生産者や流通関係者で組織します八甲田牛消費拡大協議会及び八甲田牛生産者協会の事務局員として、商品開発や各種プロモーション等に参画し、企画から加工・販売等に関する活動を行うこと、3つとして、隊員の意向を確認の上、自立に向けた活動を行うこととしております。このほか、畜産従事者に必要な各種技能及び資格取得に向けた講習会への参加などを行っていただくこととしております。

これに係る事業費であります。全体事業費が489万7000円、そのうち、隊員への報酬等が294万円、その他の活動経費が195万7000円となっております。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 答弁ありがとうございます。

続きまして、浪岡地区で移住・定住の促進に関する活動を行う地域おこし協力隊員の活動内容と事業費の内訳をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 浪岡地区の地域おこし協力隊についての御質疑にお答えいたします。

まず、浪岡地区で募集しております地域おこし協力隊の活動内容についてであります。1つに、浪岡地区に整備を予定しております移住・ワーケーション体験施設の管理運営、2つに、同施設を利用する移住体験者等の地域案内・相談対応のほか、空き家など物件等の紹介、地域住民とのコミュニケーション機会の創出、3つに、暮らしのサポート等に関する情報発信、4つに、首都圏等で開催される移住関連イベントでの浪岡地区のPRや移住体験者等の誘致としております。

次に、当該隊員に係る事業費であります。484万1000円となっております。そのうち、隊員への報酬等が302万6000円、活動経費が181万5000円となっております。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 それぞれ御答弁ありがとうございます。

地域おこし協力隊員導入の効果は、協力隊員は自身の才能・能力を生かした活動ができる、理想とする暮らしや生きがいを発見できる、地方公共団体は行政でできなかった柔軟な地域おこし策ができる、住民が増えることによる地域の活性化、地域は斬新な視点、よそ者、若者、協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える。

地域おこし協力隊、地方公共団体、地域の三方よしの取組とも言われています。

ぜひ、青森市民の皆さんにも、地域おこし協力隊を知っていただき、各方面で活躍していただければと思います。この項は終わります。

2日前の令和6年3月13日、青森・函館ツインシティ提携35周年を迎えました。特別ニュースになるわけでもありませんでしたが、1988年、昭和63年3月13日の青函トンネル開通に伴い、同日をもって青函航路の通常運行が終了し、青森・函館間の連絡は青函トンネルに委ねられた日でもありました。そして、青森市と函館市は青函トンネル開通を機に、青函ツインシティ提携の盟約を結んでいます。その年には、アスパムや青い森公園周辺で、青函トンネル開通記念博覧会と世界・食の祭典を合わせて、6月3日から9月18日まで、十和田丸、羊蹄丸を用いて、昼間1日2往復の暫定運行——復活運行を行うとともに、夜間には函館港に羊蹄丸と青森港に十和田丸を停泊させるホテルシップ営業を行っていました。この期間には通常営業時、入ることができなかった操舵室や車両甲板が公開されました。また、船尾扉を航海中に開いて見せることも行ったそうですが、監督官庁の指導により中止されたこともあったそうです。暫定運行が終了した9月19日付で、青函連絡線は正式に廃止となり、津軽海峡から完全に姿を消したのであります。

今言ったのは、私の青函連絡線の思い出でした。かなり前なので、若い方は分からないと思うのですけれども……（発言する者あり）分からないのはおかしいです。ちょうど青森が盛り上がっていたので、皆さん御存じだと思います。あと、春めいてきました。メモリアルシップ八甲田丸近くにある、石川さゆりさんの津軽海峡冬景色があるんですが、これ今年の11月からお休みしていましたが、春になったので、そろそろ聞こえるという声も聞こえてきました。

そこで質疑をいたします。青函ツインシティ35周年記念事業について。青函ツインシティ35周年記念事業として開催される、学生ビジネスアイデアコンテスト開催事業の概要を示せ。款項目は、7款商工費1項商工費2目商工業振興費です。お願いします。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 学生ビジネスアイデアコンテストの開催概要についてお答えをいたします。

本市では、学生等の企業マインドやチャレンジマインドの醸成を図るため、市内の大学生チーム等が、地域の課題解決等を対象としたビジネスアイデアを競うコンテストを開催しておりまして、起業家等の審査員が選出するグランプリなどのほか、会場参加者が選出するオーディエンス賞を設け、表彰しております。

今年度は、昨年12月に、青森公立大学、青森県立保健大学、青森大学、青森中央学院大学、青森中央短期大学及びあおもりコンピュータ・カレッジから8チームが出場し、白熱したプレゼンテーションが行われました。グランプリは、タブレット端末を活用した高齢者の健康管理や相談のサービスを発表いたしました、青森中央学院大学のチームが獲得をし、副賞として仙台視察などが授与されております。

来年度は、青函ツインシティ35周年記念事業といたしまして、特別枠を設け、函館市内の大学等から3チーム程度を招聘し、規模を拡大して開催することとしております。

以上であります。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 思い出しました。今年度行われることを楽しみにしております。

要望として、青函ツインシティは青森市と函館市が文化、スポーツ、観光、経済など様々な分野で交流を図っているが、青函圏域の将来を担う若者たちへのPR、周知が必要だと考えます。学生ビジネスアイデアコンテストに参加する大学生をはじめ、高校生、中学生、小学生に対しても周知を図り、若者たちの交流が積極的に行われることによって、青函圏域の将来が明るく照らされるように取組を進めていただきたく要望いたします。この項は終わります。

続いて、保育所等での安全対策について、3款民生費2項児童福祉費についてです。

福岡県中間市の保育園で5歳の園児が炎天下に送迎バスの車内に取り残され熱中症で死亡した事件から、今年で3年目になります。子どもの置き去りを防ぐため、国が昨年4月からバスに装備を義務づけた安全装置についてお尋ねします。

保育所等における送迎用バスの装備に係る進捗状況をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 柿崎委員からの保育所等における送迎バスの安全装置の装備状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、国が令和4年10月に策定した「子どものバス送迎・安全徹底プラン」等により、送迎用バスへの安全装置の装備が義務づけられたことを踏まえ、令和5年度中に送迎用バスに安全装置を装備する市内の保育所等に対し補助を行っております。

安全装置の装備義務づけの対象となる市内の保育所等の送迎用バスの台数は、20施設で31台となっており、31台全てについて、安全装置の装備が完了しております。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 再質疑です。

市内の保育所等の送迎バス全てに安全装置を装備済みとのことですが、いつ装備を完了したのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

安全装置の装備完了時期についてです。市内の保育所等の送迎用バス31台への安全装置の装備については、本年2月までに装備が完了した旨、保育所等から報告を受けております。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 再質疑です。

送迎用バスの安全装置の整備に要した市の事業費の総額をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。

送迎用バスの安全装置の装備に係る市の事業費の総額についてです。送迎用バスの安全装置の装備に要した市の実施の事業費については、補助単価は、送迎用バス1台当たり17万5000円を上限に補助し、事業費の総額は532万4277円となっております。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

ここで要望を申し上げます。安全装置は、あくまでも人間が行うチェックの補助であり、100%安全を保障されるものではありません。取り付けてから年数が過ぎると、故障や不具合が発生する可能性も考えられます。命を預かっているという認識をしっかりと持って、保育園などで働いている方には、それをしっかりと信念を持っていてほしいとも思います。そして、決して過信してはならないことでもありますので、対策を実施するのは現場ですが、当市も監督、監査を行うだけで、現場任せにするのではなく、研修会を開いたり、現場に出向いて確認したりして、現場と一緒に取り組んでほしいと思います。この項はこれで終わります。ありがとうございます。

続いて、AOPASS、バスロケーションシステムの研修について、自動車運送事業会計1款事業費1項営業費9目運輸管理費に関してです。

バスの乗り方教室の実績をお示してください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 バスの乗り方教室の実績についての御質疑にお答えいたします。

交通部では、高齢者等の方にICTを活用したサービスの利用方法を分かりやすく発信するため、AOPASSを使用した市営バスの乗車方法や、スマートフォン等でのバスロケーションシステムや、あおもりマイ時刻表の利用方法等を体験するバスの乗り方教室の開催に取り組んでいるところであります。

今年度は、参加者を一般募集した教室を2回、町会を対象とした教室を2回、経済部と連携し、事業所に出向いて外国人の技能実習生等を対象とした教室を1回開催してありまして、合計で5回55名の方に参加いただいたところであります。参加者からは、分かりやすい、便利になったとのお声を頂いたところであります。

以上であります。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 私の令和5年第2回定例会一般質問での答弁で、高齢者の方にICTを活用したサービスの利用方法を分かりやすく発信するためAOPASS

を使用した市営バスの乗車方法や、スマートフォン等でのバスロケーションシステムの利用方法を体験できる利用教室を開催することとしており、高齢者がより安心して便利にバスを利用できるように、引き続き取り組むと答弁を頂いておりました。

いつ開催されるのかと思っていましたが、年を明けた——1月1日号でしたか、「広報あおもり」で青森市営バス、バスの乗り方教室、令和6年1月31日水曜日、青森市役所駅前庁舎駅前スクエアでの開催を知り、申し込みました。対象者は、おおむね50歳以上の方、御家族や御友人との参加も歓迎、スマートフォンをお持ちの方が対象ということで、教室の内容は、AOPASS、カードの説明と、バスでの使い方、バスロケーション、あおもりマイ時刻表、スマートフォンを使ったバスロケーション、あおもりマイ時刻表の操作体験、青森市営バスの職員が説明、時刻表の見方、バスロケーション時刻表の操作体験などをする教室でした。参加された受講者は、私より年上の方々でした。おおむね参加された方は理解され、あとは使いこなせば慣れるレベルまでそのときは覚えていったと思われます。学生さんやスマホを使いこなしている方々にすれば、すぐ操作できると思いますが、説明文を読んだだけでは理解できない。間違っって別なボタン押すと、分からなくなってしまうというのが50歳以上の世代には多いと思います——それは私も含めてなのですが。私ごとですが、スマホに変更してから、携帯電話の教室、それから市民センターでのスマホ教室に参加して、ある程度操作ができるようになった1人であります。昨日、軽米委員が市民センターのスマホ教室の講座について質疑されていましたが、高齢者にとってはとても大事な講座であります。そして、人気のある講座なのです。これは朝一番に電話しないと、もう締め切りになってしまうという事実もあります。

私も、もう朝早く電話しましたので、ぎりぎり間に合ったんですが。これらの講座は分からなくなったら、すぐ聞いて教えてくれる。操作をマンツーマンで対応してくれるのが、私も大変助かりました。知っている人にすれば、こんなのも分からないのかと思われがちなんですが、本当に分からないんです。AOPASSを使用する、スマホでバスロケーション操作を見ること、あおもりマイ時刻表を見ることは、市民のデジタルトランスフォーメーションの入口だと思います。どんどん新しいDXが出てきて、「広報あおもり」とかでも紹介されるのですが、見ただけでは、私は分からないので、マンツーマンで教えてもらわないと分からないと。私の頭が悪いからなのかも分かんないんですけど、そういう世代になってしまいました。

山本委員が王林さんのバスの話をちょっと話していたのですけれども、バスロケーションでは、王林のバスがどこを走っているとか、どこの営業所に停まっているかというのきちんと確認できて、それを知って写真を撮ってる。撮り鉄じゃなくて、撮りバスというのですか、そういう人もいて、待ち構えて撮っている方もいるそうです。

質疑に入ります。

バスの乗り方教室の周知はどのような方法で周知をしたのか、参加者は何名だっ

たでしょうか、お知らせください。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 バスの乗り方教室の周知と参加者数についての御質疑にお答えいたします。

先ほど、委員から御紹介があった令和6年1月31日に開催した、バスの乗り方教室の周知につきましては、「広報あおもり」1月1日号と交通部のホームページ、車内や販売所営業所でのポスター掲示のほかに、青森市メールマガジンの配信等で周知を行いまして、バスの乗り方教室の案内について広く周知を図ったところであります。

具体的な参加者につきましては、1月31日に開催したバスの乗り方教室につきましては午前・午後の2回開催しておりまして、午前中には12名、午後は9名の計21名の方に参加いただいたところであります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 再質疑です。

高齢者へ特化した乗り方教室を開催してはいかがでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 高齢者の方に特化した乗り方教室の開催についての御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、交通部ではICTを活用したサービスの利用方法を分かりやすく発信するためのバスの乗り方教室を開催しておりまして、主に高齢者の方を対象としております。

これも先ほど御紹介したのですけれども、外国人の技能実習生の対象とした乗り方教室を除きまして、一般募集の教室及び町会を対象とした教室につきましては、合わせて4回ほど開催しましたけれども、いずれも高齢者の方に多く参加いただいたところであります。

交通部といたしましては、今後も引き続きバスの乗り方教室の開催などを通して高齢者がAOPASS等の利便性を享受できるよう、そのきっかけになるような、機会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

とにかくバスに乗っていても、スマホを持っていてもやれない人というのは多いと思います。引き続きよろしく願いいたします。

それから、いろんな部署にお願いです。今後、中学生や高校生または大学生と連携して、青森市が市民に向けて行っている、スマホを操作する、いわゆるデジタルトランスフォーメーション、LINEも始まりました。それから、災害についても、

下のところにいくとあるんですが、あれを見ただけではやれない人がかなりいると思いますので、こういうことは、デジタルトランスフォーメーションはどんどん市民の方に教えていかないと、分かっている人は分かっている、知らない人はどんどん置いていかれてしまうということになります。それは自分がやれないからすごく懸念を持っていますので、そのこのところ、御検討していただければと思います。

それではもう皆さんお待ちですので、これで終わります。

ありがとうございます。

○村川みどり委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、付託された議案を3つに分け、最初に議案第55号「令和5年度青森市一般会計補正予算」から、議案第64号「令和5年度青森市下水道事業会計補正予算」までの計10件を一括してお諮りし、次に、議案第3号「令和6年度青森市一般会計予算」から議案第54号「令和6年度青森市浅虫財産区特別会計予算」までの計52件を一括してお諮りし、最後に、議案第86号「令和6年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、最初に議案第55号「令和5年度青森市一般会計補正予算」から議案第64号「令和5年度青森市下水道事業会計補正予算」までの計10件についてお諮りいたします。

議案第55号から議案第64号までの計10件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 天内慎也委員、何号に御異議がありますか。

○天内慎也委員 議案第56号に異議あります。

○村川みどり委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 それでは議案第56号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第56号については、原案のおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村川みどり委員長 起立多数であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第56号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号「令和6年度青森市一般会計予算」から議案第54号「令和6年度青森市浅虫財産区特別会計予算」までの計52件についてお諮りいたします。

議案第3号から議案第54号までの計52件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 天内慎也委員、何号に御異議がありますか。

○天内慎也委員 議案第3号、議案第4号及び議案第7号に異議があります。

○村川みどり委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第3号、議案第4号及び議案第7号については、反対の明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第3号、議案第4号及び議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村川みどり委員長 起立多数であります。

よって、議案第3号、議案第4号及び議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第3号、議案第4号及び議案第7号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって議案第3号、議案第4号及び議案第7号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「令和6年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」お諮りいたします。

議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、3日間にわたり終始熱心に審査いただき、誠にありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましては、誠意ある御答弁をしていただき、お疲れさまでございました。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後3時7分閉会